

点検・評価報告書

2014 年 3 月

龍谷大学法科大学院

目 次

目 次	1
<凡例>	5
<序章>	8
<本章>	
1. 理念・目的及び教育目標	
1-1 理念・目的及び教育目標の明確な設定	9
1-2 理念・目的及び教育目標の法科大学院制度の目的への適合性	9
1-3 理念・目的及び教育目標の学内周知	10
1-4 理念・目的及び教育目標の社会一般への公表	11
1-5 教育目標の検証	12
2. 教育の内容・方法・成果等	
2- (1) 教育課程等	
2-1 法令が定める授業科目の開設状況とその内容の適切性	13
2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設	19
2-3 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮	20
2-4 カリキュラム編成での授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置	21
2-5 授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重	25
2-6 各授業科目の単位数の適切な設定	26
2-7 1年間の授業期間の適切な設定	27
2-8 授業科目の実施期間の単位	27
2-9 法理論教育と法実務教育の架橋	28
2-10 法律実務基礎科目	30
2-11 法情報調査及び法文書作成	31
2-12 法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設	32
2-13 臨床実務教育の内容の適切性とその指導における明確な責任体制	32
2-14 実習科目における守秘義務等	35
2-15 特色ある取り組み	36
2- (2) 教育方法等	
2-16 課程修了の要件	38
2-17 履修科目登録の上限	40
2-18 他の大学院で修得した単位等の認定	42
2-19 入学前に修得した単位等の認定	44
2-20 在学期間の短縮	44
2-21 法学既修者の課程修了の要件	45
2-22 履修指導の体制	46
2-23 教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援	48
2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制 の整備と学習支援の適切な実施	51
2-25 正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重	54
2-26 授業計画等の明示	55
2-27 シラバスにしたがった適切な授業の実施	57

2-28	法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施	58
2-29	授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重	61
2-30	少人数教育の実施状況	61
2-31	各法律基本科目における学生数の適切な設定	62
2-32	個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定	63
2-33	成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示	63
2-34	成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施	64
2-35	再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施	70
2-36	追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施	70
2-37	進級を制限する措置	71
2-38	進級制限の代替措置の適切性	73
2-39	教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施	73
2-40	FD活動の有効性	76
2-41	学生による授業評価の組織的な実施	77
2-42	学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備	78
2-43	特色ある取り組み	80
2- (3) 成果等		
2-44	教育効果の測定	81
2-45	司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況	82
2-46	修了生の法曹以外も含めた進路の把握	83
2-47	修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等の公表	85
2-48	教育成果に関する特色ある取り組み	85
3. 教員組織		
3-1	専任教員数に関する法令上の基準の遵守	87
3-2	1専攻に限った専任教員としての取扱い	87
3-3	法令上必要とされる専任教員数における教授の数	87
3-4	専任教員としての能力	88
3-5	実務家教員	88
3-6	法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置	89
3-7	法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置	89
3-8	主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置	90
3-9	専任教員の年齢構成	91
3-10	教員の男女構成比率の配慮	91
3-11	専任教員の後継者の補充等	92
3-12	教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程	93
3-13	教員の募集・任免・昇格に関する規程にのっとり適切な運用	94
3-14	専任教員の授業担当時間の適切性	94
3-15	教員の研究活動に必要な機会の保障	95
3-16	専任教員への個人研究費の適切な配分	96
3-17	人的補助体制	97
3-18	教育研究の評価と教育方法の改善	98
3-19	特色ある取り組み	99

4. 学生の受入れ	
4-1 学生の受入方針、選抜方法及び選抜手続の適切な設定並びにその公表	100
4-2 学生の適確かつ客観的な受入れ	101
4-3 志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保	102
4-4 入学者選抜における競争性の確保	103
4-5 実施体制	104
4-6 複数の入学者選抜の実施	105
4-7 公平な入学者選抜	106
4-8 適性試験	106
4-9 法学既修者の認定等	108
4-10 入学者選抜方法の検証	113
4-11 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮	114
4-12 法学以外の課程履修者又は実務等経験者の割合とその割合が2割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表	114
4-13 入学試験における身体障がい者等への配慮	115
4-14 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理	115
4-15 学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応	116
4-16 休学者・退学者の管理	117
4-17 学生の受入れを達成するための特色ある取り組み	118
5. 学生生活への支援	
5-1 学生の心身の健康の保持	120
5-2 各種ハラスメントへの対応	120
5-3 学生への経済的支援	121
5-4 身体障がい者等への配慮	122
5-5 進路についての相談体制	123
5-6 特色ある取り組み	124
6. 施設・設備、図書館	
6-1 教育形態に即した施設・設備	125
6-2 自習スペース	125
6-3 研究室の整備	126
6-4 情報関連設備及び人的体制	127
6-5 身体障がい者等への配慮	128
6-6 施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮	129
6-7 図書等の整備	129
6-8 開館時間	130
6-9 国内外の法科大学院等との相互利用	130
6-10 特色ある取り組み	130
7. 事務組織	
7-1 適切な事務組織の整備	131
7-2 事務組織と教学組織との関係	131
7-3 事務組織の役割	133
7-4 事務組織の機能強化のための取り組み	133
7-5 特色ある取り組み	134

8. 管理運営	
8-1 管理運営に関する規程等の整備	136
8-2 教学及びその他重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重	136
8-3 法科大学院固有の専任教員組織の長の任免	137
8-4 関係学部・研究科等との連携	137
8-5 財政基盤の確保	138
8-6 特色ある取り組み	139
9. 点検・評価等	
9-1 自己点検・評価のための組織体制の整備と、適切な自己点検・評価の実施	140
9-2 自己点検・評価の結果の公表	141
9-3 自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備	142
9-4 自己点検・評価の結果の改善・向上への反映及び認証評価機関等からの指摘事項への対応	143
9-5 自己点検・評価を自らの改善に結び付けるための特色ある取り組み	150
10. 情報公開・説明責任	
10-1 組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開	152
10-2 学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備	153
10-3 情報公開の説明責任としての適切性	154
10-4 組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開の充実を図るための特色ある取り組み	154
<終章>	156
<根拠・参照資料一覧>	
A) 学則・諸規程等	157
B) 会議体議事録等	158
C) 教育の内容・方法・成果に関する資料	158
D) 教員組織に関する資料	161
E) 学生の受入れに関する資料	161
F) 学生生活への支援に関する資料	162
G) 施設・設備、図書館に関する資料	162
H) 事務組織に関する資料	162
I) 管理運営に関する資料	162
J) 法科大学院認証評価 / 自己点検・評価に関する資料	162
K) その他の学内資料	163
L) 公文書等	163
M) 参照 URL	163

<凡例>

本報告書で用いる関係法令、公文書等、認証評価基準・認証評価結果等、学内規程・学内資料及び用語等に関する略語等並びに学内用語説明は以下のとおりである。

■関係法令

- * 「学教法」：学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）
- * 「連携法」：法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）
- * 「学教法施規」：学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）
- * 「大学」：大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
- * 「大学院」：大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）
- * 「専門職」：専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）
- * 「告示第53号」：平成15年文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）

■公文書等

- * 「2007年中教審報告」：中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について（報告）～法科大学院設立の理念の再確認のために～」2007年12月
- * 「2009年中教審報告」：中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」2009年4月
- * 「意見書」：司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－」2001年6月
- * 「共通到達目標」：法科大学院コア・カリキュラムの調査研究班「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」2010年9月

■認証評価基準・認証評価結果等

- * 「法科院基準」：大学基準協会「法科大学院基準」2005年1月27日決定
- * 「2009年度認証評価結果」：大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果」2010年3月
- * 「改善報告書検討結果」：大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月

■学内規程・学内資料

- * 「FD規程」：「法科大学院FD活動に関する規程」2009年2月4日制定
- * 「委員会内規」：「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）委員会内規」2012年11月7日制定
- * 「学則」：「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可
- * 「情報公開内規」：「龍谷大学法科大学院 情報の公開等に関する内規」2012年10月3日制定
- * 「選考内規」：「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教員選考内規」2005年4月20日制定
- * 「手続細則」：「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教員選考手続細則」2005年4月20日制定
- * 「パンフレット」：「龍谷大学法科大学院パンフレット」

- * 「履修細則」：「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定
- * 「龍谷版到達目標」：「龍谷版共通的到達目標モデル」
- * 「論述指導ガイドライン」：「論述指導等に関するガイドライン」2009年10月14日 教授会承認

■用語

- * 「09カリキュラム」：2009年度ないし2011年度の入学生を対象とする教育課程。
- * 「12カリキュラム」：2012年度以降の入学生を対象とする教育課程。
- * 「FD」：「ファカルティ・ディベロップメント（Faculty Development）」の略称。授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究活動を意味する。
- * 「GPA」：「Grade Point Average」の略称。履修科目の成績評価に基づくグレイドポイントの加重平均値を意味する。
- * 「TA」：「ティーチング・アシスタント（Teaching Assistant）」の略称。授業担当者の教育責任の下、その指示にしたがって、授業及びそれに関連する教育活動に係る補助業務に従事する非常勤職員であり、原則として研究生を採用している。
- * 「TS」：「チュートリアル・スタッフ（Tutorial Staff）」の略称。法科大学院学生に対する自主ゼミ指導又は個別指導等を行う非常勤職員であり、原則として弁護士資格を有する者を採用している。
- * 「TS会議」：教務委員会の統括の下、学生の学習状況の把握とTSによる学習指導の改善を目的とし、学年別に定期開催している会議。
- * 「RA」：「リサーチ・アシスタント（Research Assistant）」の略称。研究プロジェクト等の専任研究員又は専任教員の指示の下に職務に従事する研究補助者である。
- * 「エクスターン」：「エクスターンシップ」の略称であり、法律実務実習を意味する。本法科大学院では、実務基礎科目「法務研修」の一環として、2年次生全員が法律事務所又は企業法務部で2週間のエクスターンを経験する。
- * 「学籍異動」：一般には、入学、修了、休学、復学、退学及び除籍等、学籍の発生、喪失及び学籍状況の変更を包括する概念を指す。ただし、本報告書では、特に休学及び退学を包括する概念として使用している。
- * 「科目」：「授業科目」の略称。
- * 「基礎・隣接科目」：基礎法学・隣接科目群を構成する科目。
- * 「基本的素養の水準」：「法曹として備えるべき基本的素養の水準」（評価の視点2-1、2-26）及び「将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準」（評価の視点2-44）の総称。
- * 「キャレル」：「キャレル・デスク」の略称。前や左右の視界を遮る仕切り板のある自習用机を意味する。
- * 「研究科長」：「大学院法務研究科長」の略称。一般的な呼称であるところの「法科大学院長」と同義である。
- * 「研究生」：本学専門職大学院を修了した者で、学習の継続を希望する者が出願の上で得られる身分。在籍期間は1学期間又は1学年間であり、修了後5年を超えない範囲で更新することができる。在学生の妨げとならない範囲での施設利用及び科目聴講が認められる。
- * 「実務家教員」：専攻分野でおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員。
- * 「情報インフラ」：「情報インフラストラクチャー」の略称。
- * 「嘱託職員」：一定の雇用期間を定めて雇用される事務職員。嘱託職員の区分には、専門的な知識・技能等を有する者と、専任事務職員を補佐する者の2種類がある。

- * 「随意科目」：修了要件とは無関係の科目。「大学」第20条に定める「自由科目」に該当する。
- * 「実務基礎科目」：実務基礎科目群を構成する科目。なお、本学の「実務基礎科目群」は、「告示第53号」第5条第1項第2号に規定する「法律実務基礎科目」に該当する。
- * 「特任教員」：「特別任用教員」の略称。教学上特に必要と認められた教員であり、専任教員に含まれる。通常の専任教員とは任期制の雇用である点が異なり、給与及び諸手当並びに定年の適用についても異なっている。
- * 「展開・先端科目」：展開・先端科目群を構成する科目。
- * 「適性試験」：適性試験管理委員会が実施する「法科大学院全国統一適性試験」の略称。
- * 「入試」：「入学試験」の略称。
- * 「法務演習」：「法務演習Ⅰ」、「法務演習Ⅱ」、「法務演習Ⅲ」、「法務演習Ⅳ」、「法務演習Ⅴ」及び「法務演習Ⅵ」の総称。
- * 「法律基本科目」：法律基本科目群を構成する科目。
- * 「理念等」：「理念・目的及び教育目標」の略称。
- * 「ロー・ライブラリアン」：法情報調査に係る専門図書館職員。本学では、法情報調査に係る専門的な知識・技術を有する嘱託職員を配置しており、当該職員が該当する。当該職員は、法科大学院教務課の所属であるが、通常は深草図書館分室でロー・ライブラリアンとしての業務に従事している。

＜序章＞

2005年4月、龍谷大学は、建学の精神に基づく「共生（ともいき）」の理念と「日本国憲法の精神を護り発展させる」という法学教育の理念を実現させ、「市民のために働く法律家」を養成するため、法科大学院を開設した。

開設初年度には、「学教法」第109条第3項に定める認証評価を念頭に置き、「法科大学院評価委員会」を設置した。2009年度には、同委員会を「法科大学院自己点検・評価委員会」に改組し、体制強化を図った。そして、同年度には、貴協会による法科大学院認証評価を受審し、適合認定を受けた。2010年度からは、指摘事項の改善に取り組み、2012年度には「改善報告書」を取りまとめた。他方で、2011年度からは、全学実施の「自己点検・評価制度」を活用した「内部質保証システム」の構築に取り組んでいる。

この間、理念等の達成に向け、様々な改革に取り組んだ。すなわち、少人数教育の実現を図るための入学定員の削減、受験生のニーズにこたえるための「既修コース」の開設、「共通到達目標」に対応した教育課程の改訂などの取り組みである。2012年度までに233人の修了生を送り出し、2013年9月までに27人の司法試験合格者を輩出した。法曹となる資格を得た修了生は、「市民のために働く法律家」を目指して研鑽を積んでいる。開設後8年で「理念等」の達成に向けた成果が着実に現れ始めている。

その一方で、修了生の中には司法試験に合格していない者もいる。2013年度には、入学者数が入学定員を下回った。政府は法曹養成制度全体の見直しを進めている。法科大学院を取り巻く厳しい状況が厳しさを増す中、解決すべき課題は少なくない。

このような状況の中、本法科大学院には、「市民のために働く法律家」を目指す学生が多く在籍している。これまで以上に法曹養成機関としての教育力を向上させることが求められている。

今回の第2回目に当たる認証評価では、とりわけ、法令遵守の確認に加え、改革の効果を検証することによって改善に向けた指針を得ることを目指した。本「点検・評価報告書」の取りまとめでは、「法科大学院自己点検・評価委員会」が中心的な役割を担った。「大学評価支援室」をはじめとする全学からの支援も受けた。このような体制の下、すべての専任教員が準備作業に携わり、すべての項目についての点検・評価を完了させた。

本報告書は、上述の取り組みの集大成である。

＜本章＞

1. 理念・目的及び教育目標

1-1 理念・目的及び教育目標の明確な設定（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

「理念等」の設定について、「大学院」第1条の2は、「研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定める」ことを求めている。

この点に関して本学は、「学則」第4条の2で法科大学院の「理念等」を以下のとおり定めている（資料1-1-1）。

法務研究科は、建学の精神に基づく「共生（ともいき）」の理念と「日本国憲法の精神を護り発展させる」という法学教育の理念を実現するため、「理論と実務」を架橋し、専門的能力を着実に育む教育プログラムを提供することにより、多様で複雑な現代社会の諸問題に対して鋭い人権感覚をもって対処する「市民のために働く法律家」を養成することを目的とする。

この「理念等」の実現を図るため、いわゆる「3つの方針」（「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」）を定めている。

「学位授与の方針」では、「理念等」に掲げる「市民のために働く法律家」の養成を実現させる上で、学生に保証する基本的な資質及び学位授与の要件を明確化している（資料1-1-2 [p. 36]）。「教育課程編成・実施の方針」では、「理念等」及び「学位授与の方針」に整合した教育課程を編成・実施するための基本的な方針を掲げている（資料1-1-2 [p. 37]）。「入学者受入れの方針」では、教育課程と入学者選抜とのマッチングを図るため、本法科大学院が求める人材像を明確にしている（資料1-1-3 [p. 3]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「理念等」については、これらを「学則」に定めていることから、「大学院」第1条の2に照らして明確に設定している。また、いわゆる「3つの方針」を定めている点についても、高等教育機関の個性化及び特色化を図りつつ、「質の保証」を図るという観点から、適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料1-1-1 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】

資料1-1-2 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】

資料1-1-3 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月【巻末リストE016】

1-2 理念・目的及び教育目標の法科大学院制度の目的への適合性（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

「理念等」について、「連携法」第1条は、この法律の目的として、「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資する」ことを掲げている。これを踏まえ、「法科院基準」は、「理念等」が法科大学院制度の目的にかなったものであることを求めている。

この点に関して、「連携法」制定の基となった「意見書」は、21世紀の日本社会で法曹に期待される役割について、以下のとおり提言している（資料1-2-1 [p. 7]）。

国民が自律的存在として、多様な社会生活関係を積極的に形成・維持し発展させていくためには、司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹がいわば「国民の社会生活上の医師」として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することが必要である。

したがって、法科大学院制度の目的とは、「意見書」が提言する「法曹に期待される役割」を踏まえ、「連携法」が掲げる目的を実現することにあるといえる。

これに対して本法科大学院では、法の動態への鋭い感覚を身に付け、現代の法的課題や様々なリーガル・ニーズに積極的に取り組む、人権感覚と市民感覚に溢れた法律家が求められているという認識の下、「市民のために働く法律家」の養成を「理念等」に掲げている。ここでいう「市民のために働く法律家」とは、「時代の要請に応えて、建学の精神に支えられ、日本国憲法の理念を護ることを社会的使命として自覚し、すべての“いのち”を大切に、身近な地域社会に基盤を置きながら、国境等の様々な壁を越えて、広く世界に発信することができる法律家又はグローバルな視点をもって法的思考ができる法律家」である（資料1-2-2 [p. i]）。

このような法律家を養成するため、「教育課程編成・実施の方針」では、「市民のために働く法律家」に求められる知識、能力及び資質として、「責任感、倫理観、幅広い教養、専門知識および法的分析能力」を掲げている（資料1-2-2 [p. 37]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「理念等」の法科大学院制度の目的への適合性に係る点検・評価については以下のとおりである。

「意見書」が掲げる提言と、本法科大学院が掲げる「理念等」とは、社会の多様化等を踏まえ、「法の支配」という原則の下で基本的人権が尊重される民主的な社会を実現させようとする点で一致している。また、本法科大学院が学生に身に付けさせようとする知識、能力及び資質は、そのいずれもが「連携法」第1条に掲げる「高度の専門的な能力及び優れた資質」に該当するといえる。

以上を総合すれば、本法科大学院の「理念等」は、「連携法」第1条及び「法科院基準」に照らして法科大学院制度の目的に適合しているといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料1-2-1 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－」2001年6月【巻末リストL001】

資料1-2-2 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】

1-3 理念・目的及び教育目標の学内周知（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

「理念等」について、「法科院基準」は、これらが教職員及び学生等の学内構成員に周知されていることを求めている。

学生については、新入生を対象とする「履修ガイダンス」で「理念等」について説明している（資料1-3-1 [p. 7] 及び資料1-3-2 [p. 7]）。また、「学生手帳」及び「履修要項」に「理念等」を掲載し、毎年、一人ひとりに配付している（資料1-3-3 [pp. 8-10]、資料1-3-4 [p. i, p. 36]）。

教職員のうち、専任の教職員については、「理念等」に対する理解を前提に、教育研究又はそれらに対する支援に携わっている。専任教員については、評価の視点1-5で後述する

教授会での「理念等」の検証に携わっている（資料1-3-5）。事務職員については、「理念等」を掲載する各種媒体の編集・作成に携わっている。

客員教授及び非常勤講師に対しては、毎年配付する「出講手帳」に「理念等」を記載し、その周知を図っている（資料1-3-6 [pp. 3-4]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「理念等」の学内周知に関して、構成員のうち、学生に対する周知については以下のとおり評価できる。「履修ガイダンス」での説明は、周知を図る上で、確実性が高いといえる。また、「学生手帳」及び「履修要項」は、学生生活を送る上で、必ず参照される刊行物である。したがって、学生への周知に問題はない。

教職員のうち、専任教員及び事務職員については、教授会及び各々の業務を通じて「理念等」が浸透していると判断できる。また、「出講手帳」は、授業を担当する上で、必ず参照される刊行物であるため、客員教授及び非常勤講師に対する周知にも問題はない。

以上を総合すれば、「理念等」は、学内構成員に周知されているとみなすことができる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料1-3-1 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修ガイダンス [標準コース新入生]」2013 年 4 月 1 日開催【巻末リスト C020】
- 資料1-3-2 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修ガイダンス [既修コース新入生]」2013 年 4 月 1 日開催【巻末リスト C021】
- 資料1-3-3 龍谷大学「2013 年度学生手帳」2013 年 4 月【巻末リスト F001】
- 資料1-3-4 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修要項」2013 年 3 月【巻末リスト C015】
- 資料1-3-5 「2013 年度第 1 回 (179 回) 法科大学院教授会議事録 (一部抜粋)」2013 年 4 月 10 日開催【巻末リスト B004】
- 資料1-3-6 龍谷大学「2013 年度 龍谷大学出講手帳」2013 年 3 月【巻末リスト D001】

1-4 理念・目的及び教育目標の社会一般への公表（レベル I ◎）

〔現状の説明〕

「理念等」の社会一般への公表に関して、「学教法施規」第172条の2 第1項は、教育研究活動等の状況に係る社会一般への情報公表を求めている。また、その方法について同条第3項は、「刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行う」ことを求めている。これを踏まえて「法科院基準」は、「理念等」が、ホームページ又は大学案内等を通じ、社会一般に広く明らかにされていることを求めている。

この点に関して本法科大学院では、「理念等」を、webサイト及び「パンフレット」等に掲載することによって公表している（資料1-4-1及び資料1-4-2）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「理念等」の社会一般への公表については、webサイト及び「パンフレット」等に掲載していることから、「学教法施規」第172条の2 第1項及び第3項に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料1-4-1 龍谷大学 web ページ「法務研究科（法務専攻）の『教育理念・目的』と『3つの方針』」
<http://www.ryukoku.ac.jp/about/philosophy/graduate_f.html> 最終アクセス：2014/02/22
【巻末リスト M001】
- 資料1-4-2 龍谷大学法科大学院「2014 年度パンフレット」2013 年 6 月【巻末リスト E006】

1-5 教育目標の検証（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

教育目標の検証について、「法科院基準」は、教育目標の達成状況等を踏まえて、適切に行うことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、2013年度から教育目標の検証を教授会で行っている。具体的には、年度当初の教授会で、研究科長が「理念等」を読み上げ、社会環境の変化等に照らして適切性に問題はないか等を審議している（資料1-5-1）。

しかし、この方法は、評価指標が明確ではなく、客観的なデータに基づく検証とはなっていない。本法科大学院の「理念等」は、「市民のために働く法律家」の養成であるため、その達成状況を検証するためには、「法律家」とされる職（法曹三者に加え、法学的研究者、隣接士業及び企業・官公庁の法務専門職等を含む）に就いている修了生の人数を把握する必要がある。ただし、単に「法律家」とされる職に就くだけでは、「市民のために働く法律家」とはいえない。したがって、修了生の進路先だけでなく、本法科大学院で身に付けた知識、能力及び資質が職務にどの程度生かされているかについても把握する必要がある。

本法科大学院では、修了生の進路については、2012年度から毎年2月に「修了生進路状況調査」を実施することにより把握している（評価の視点2-46）。そのため、2013年度実施分からは、進路先に加え、本法科大学院で身に付けた知識、能力及び資質が現在の職務にどの程度生かされているかを尋ねる設問を追加して実施することとしている（資料1-5-2）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

教育目標の検証については、教授会での実施に着手しているものの、2013年度当初は評価指標が明確ではなく、客観的なデータに基づく検証となっていなかった。そのため、評価指標の明確化及び客観的なデータの収集が必要であると判断した。

そこで、2013年度の「修了生進路状況調査」から設問を見直し、改善に向けた取り組みを実施している。今後は、この調査によって得られたデータを分析し、検証につなげることが課題となる。

〔将来への取り組み・まとめ〕

将来への取り組みとしては、2013年度の「修了生進路状況調査」で得られたデータに分析を加え、その結果を2014年度の教授会で議論する。それにより、客観的なデータに基づく教育目標の検証を実施する。この取り組みについては、キャリア委員会が所管する。

〔根拠・参照資料〕

資料1-5-1 「2013年度第1回（179回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013年4月10日開催【巻末リストB004】

資料1-5-2 龍谷大学法科大学院「2013年度 修了生を対象とする進路状況調査の実施について（提案）」2014年2月19日 教授会承認【巻末リストC093】

2. 教育の内容・方法・成果等

2- (1) 教育課程等

2-1 法令が定める授業科目の開設状況とその内容の適切性（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

開設科目及びその内容について、「連携法」第2条第1項第1号は、「将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（括弧内省略）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施」することを求めている。その上で、「告示第53号」第5条第1項は、以下の科目の開設を求めている。

- 1 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
- 2 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）
- 3 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）
- 4 展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。）

これらの規定を踏まえ、「法科院基準」は、法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のすべてにわたって法科大学院制度の目的に即して構成するとともに、科目をバランスよく開設することを求めている。また、各科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、「基本的素養の水準」にかなったものとするについても求めている。

これらの点に関する本法科大学院の対応に関して、まず、教育課程の編成方針及び科目開設の現状について、法科大学院制度の目的及び関係法令を踏まえて記述する。次に、2012年度以降入学生を対象に導入した「12 カリキュラム」の概要について、「基本的素養の水準」への適合状況等を踏まえて記述する。

（1）教育課程の編成方針及び各科目の開設状況

教育課程の編成方針及び各科目の開設状況については以下のとおりである。

本法科大学院では、「教育課程編成・実施の方針」に掲げる以下の方針にしたがい、教育課程の編成及び科目の開設を行っている（資料2-1-1 [p. 37]）。

「市民のために働く法律家」として求められる責任感、倫理観、幅広い教養、専門知識および法的分析能力を獲得するため（中略）、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群からなる体系的な教育課程を編成し、実施する。

具体的な科目群の編成状況及び科目の開設状況については以下のとおりである。

法律基本科目群については、「公法系（憲法・行政法）、民事法系（民法・商法・民事訴訟法）および刑事法系（刑法・刑事訴訟法）」の各科目から構成している。実務基礎科目群については、「法律家として身につけておくべき専門的な実務技能や、倫理観を学ぶための科目」から構成している。基礎法学・隣接科目群については、「法律解釈論の基礎となる法律学および法律学に隣接する諸科学に関する科目」から構成している。展開・先端科目群については、「法体系を展開・応用して実際の多様な法律問題を解決するための力を養うための科目」から構成している（資料2-1-1 [p. 2]）。

各科目の名称及び単位数については「学則」（資料2-1-2）別表に定めるとおりである。

科目群分類については、「履修細則」（資料2-1-3）別表3に定めるとおりであり、2013年5月1日現在の科目群別の開設科目数（単位数）は以下のとおりである。「法律基本科目」は、公法系8科目（16単位）、民法系16科目（34単位）及び刑事法系7科目（14単位）の合計31科目（64単位）である。「実務基礎科目」は7科目（14単位）である。「基礎・隣接科目」は16科目（20単位¹）である。「展開・先端科目」は25科目（54単位）である。

各科目の内容については「シラバス」（資料2-1-4）に記載しているとおりである。

（２）「12カリキュラム」の概要

本法科大学院の開設科目については、「12カリキュラム」の導入に伴い、「2009-2013年度入学生対象 龍谷大学法科大学院開設科目変遷一覧」（資料2-1-5）のとおり、前回の認証評価時（2009年度）とは大きく異なるものとなっている。「12カリキュラム」の導入に際しての考慮した主な要素は、以下のとおりである。

- ア 法学未修者教育の充実策への対応
- イ 「共通的な到達目標」への対応
- ウ 「2009年度認証評価結果」への対応
- エ 入学定員の削減を踏まえた選択科目における開設科目数の最適化
- オ その他の事項（複合的な要素・特定の科目の充実等）への対応

上記を踏まえた開設科目の変更の趣旨及び内容については、以下のとおりである。

なお、以下の記述の中には、他の評価の視点とも重複する内容も含むが、全体像の把握のため、開設科目の変更にかかわるものについては、評価の視点2-1で一括して記述する。

ア 法学未修者教育の充実策への対応

法学未修者教育の充実策について、「2009年中教審報告」は、「法律基本科目の単位数を6単位程度増加させ、これを1年次に配当すること」の必要性を提言した（資料2-1-6 [p. 13]）。

本法科大学院はこの提言にこたえ、法律基本科目群に1年次配当科目として、「憲法Ⅲ（憲法訴訟）」及び「刑法Ⅲ（総論2）」（各2単位）を新設した。また、1年次配当法律基本科目の「民法Ⅰ（民事基礎法）」の単位数を2単位から4単位に増加させた。これらの措置により、1年次配当の法律基本科目の単位数を6単位増加させた（資料2-1-7）。

イ 「共通的な到達目標」への対応

共通的な到達目標について、「2009年中教審報告」は、「将来の法曹として、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力を明確にし、偏りのない学修を確保することにより修了者の質を保証するため、すべての法科大学院における共通的な到達目標を策定する必要がある旨、提言した。また、各法科大学院が「それぞれの教育理念に則り、創意工夫によって、共通的な到達目標を超える到達目標を設定する」ことにも言及した（資料2-1-6 [p. 10]）。この提言を受け、法科大学院コア・カリキュラムの調査研究グループは、2010年10月に、「法科大学院修了者が、いずれの法科大学院における学修を経ても、共通に到達すべき目標」としての「共通到達目標」を公表した（資料2-1-8 [p. 2]）。

他方で、「法科院基準」は、評価の視点2-44の留意事項として、「基本的素養の水準」には、各法科大学院に「おのずと共通となる一定の枠組み」があることを示唆しつつ、各

¹ 「随意科目」を除く。

法科大学院が独自にこれを設定することを求めている。ただし、その水準は、「共通到達目標」と比べて同程度以上であることを求めている。

これらの点に関して本法科大学院では、2010年3月に定めた「教育課程編成・実施の方針」で、「『法曹に求められる能力・資質』について、法科大学院において身につけるべき内容を精査し、全体像を示すとともに、『選択と集中』により、着実に身につけさせる」ことを掲げている（資料2-1-1 [p. 37]）。この方針に基づき策定した独自のモデルが「龍谷版到達目標」（資料2-1-9）である。このモデルは、「共通到達目標」をミニマム・スタンダードとしつつ、固有の教育目標に基づく、より高度な目標を掲げようとするものであり、4つの階層から成り立っている（図1）。

階層1では教育課程全体の到達目標を掲げ、階層2では各分野の到達目標を掲げている。階層3及び階層4では、各科目の到達目標を掲げている。階層3では、ポイントを端的に記述することにより、段階的・系統的な学修を進める上での指針を示している。さらに、階層4では、2,300項目を超える「共通到達目標」の全項目を検証し、独自の項目を追加するとともに、各項目を取り扱う科目名及び授業回数を明示することにより、深く掘り下げた学修の指針を示している（資料2-1-9 [p. 2]）。

その策定作業については、2011年度から着手し、教務委員会の統括の下、専門分野ごとに分担して行った。4つの階層のうち、階層1ないし階層3については2012年度末までに完成し、2013年度版の「履修要項」に掲載して公開している（資料2-1-1 [pp. 38-41]）。階層4については、教務委員会での審議を経て、2013年度第12回教授会（2013. 9. 25開催）で承認された（資料2-1-10）。

この「龍谷版到達目標」の策定と並行して行ったのが「12カリキュラム」の策定である。「12カリキュラム」では、「龍谷版到達目標」で構想する全項目を必修科目である法律基本科目で扱えるよう、開設科目の見直しを行った。

基礎法学・隣接科目群では、「団体と法」を廃止し、「民法Ⅰ（民事基礎法）」に統合した。展開・先端科目群では、「行政過程と法」を廃止し、「行政法演習」に統合した。「有価証券法」については「商取引法（「商法総則・商行為」から名称変更）」に統合した。「現代民事紛争と法」については「民事訴訟法演習」に統合した。「集団犯罪論」については「刑法Ⅲ（総論2）」に統合した（資料2-1-7）。

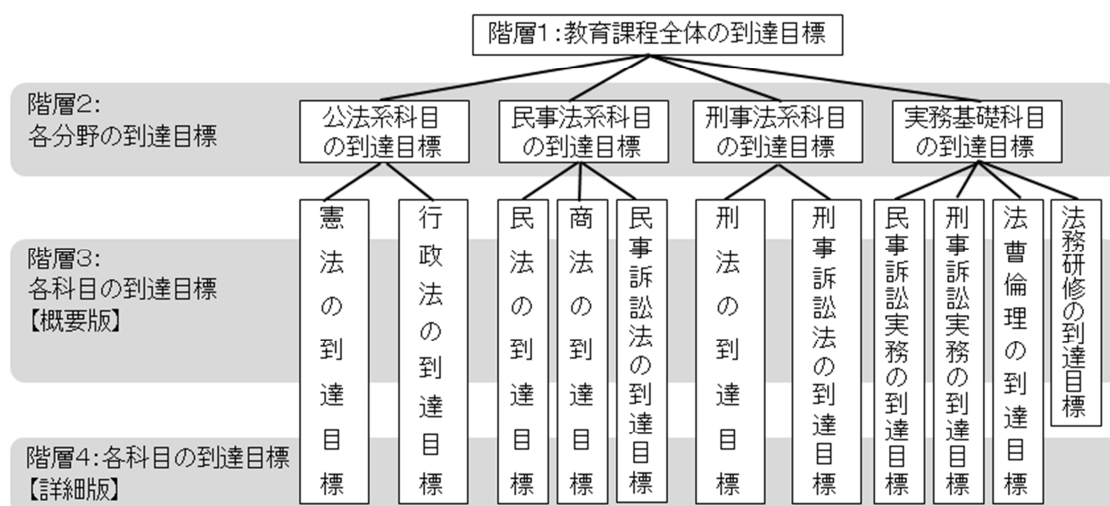


図1 「龍谷版到達目標」の階層構造

出典）資料2-1-9 [p. 2]。

ウ 「2009年度認証評価結果」への対応

「12カリキュラム」では、「2009年中教審報告」に加え、「2009年度認証評価結果」の「勧告」及び「助言」にも対応した。

a) 法律基本科目のうち、1単位の演習科目の見直し

法律基本科目のうち、1単位の演習科目については、「勧告」の第1項目として、「運用によっては単位制の趣旨に反するものとなり、またその結果として、法律基本科目の修得単位数の増大、全体の修了要件の増加を実質的にもたらしことも十分に予想される」との指摘を受けた（資料2-1-11 [p. 19]）。そこで、対象科目を全廃し、それに代わる2単位の演習科目を新設した。廃止科目は、「憲法演習Ⅰ」、「憲法演習Ⅱ」、「民法演習Ⅰ」、「民法演習Ⅱ」、「民法演習Ⅲ」、「商法演習Ⅰ」、「商法演習Ⅱ」、「刑事法演習Ⅰ」及び「刑事法演習Ⅱ」の9科目（計9単位）である。新設科目は、「憲法演習」、「民法演習」、「商法演習」及び「刑法演習」の4科目（計8単位）である（資料2-1-7）。

なお、この変更に合わせて、実務基礎科目の「法情報演習」及び基礎・隣接科目の「リサーチ・情報処理演習」についても1単位から2単位に変更した（資料2-1-7）。

b) 「法務演習」の見直し

1年次配当の「法務演習Ⅰ」及び「法務演習Ⅱ」については、「問題点」の第1項目として、「現行の法律実務基礎科目群に属する単一科目として位置付けるのであれば、4つのジャンルを統合する上位概念（括弧内省略）に基づく単一科目としての科目内容を明確化するなど、改善を図る必要がある」との指摘を受けた（資料2-1-11 [p. 19]）。そこで、「法務演習」の科目群分類を実務基礎科目から基礎・隣接科目に変更した（資料2-1-12）。

しかし、「改善報告書検討結果」では、前回の認証評価後に2年次及び3年次を対象とする新たな「法務演習」を設置したこと等により、「『ホームルーム的性質』を有する科目として変容を遂げ（中略）、上位概念を明確化した内容との齟齬が生じている」（資料2-1-13 [p. 14]）との新たな指摘を受けた。

そこで、教務委員会で検討の結果、2013年度第16回教授会（2013. 11. 13開催）の議により、すべての「法務演習」を廃止することを決定した（資料2-1-14）。また、2013年度第19回教授会（2014. 1. 8開催）の議により、開設科目を定めた「学則」別表の変更についても承認済みである（資料2-1-15及び資料2-1-16）。変更後の学則については、全学的な審議・決定を経て、2014年度入学生から適用する予定である。

c) 必修科目の見直し

必修科目の見直しに関連し、「問題点」の第3項目として、修了要件単位数について、「100単位といささか多く、学生の履修上の負担への配慮から改善が望まれる」との指摘を受けた（資料2-1-11 [p. 19]）。この指摘内容は、開設科目の適切性とは直接の関係はないものの、修了要件単位数を減らすためには、必修科目の整理が必要となる。そこで、法律基本科目群の公法系では、「公法総合Ⅰ」及び「公法総合Ⅱ」（各2単位）を廃止し、「憲法Ⅲ（憲法訴訟）」及び「行政法Ⅱ」（各2単位）に統合した（資料2-1-7）。刑事法系では、「刑事法総合演習」（2単位）を廃止し、「刑事訴訟法演習」及び実務基礎科目の「刑事実務総合演習」に統合した（資料2-1-7）。実務基礎科目群では、「公法実務論」（2単位）を廃止し、法律基本科目の「行政法演習」に統合した（資料2-1-7）。また、「法務研修」の単位数を4単位から2単位に削減した（資料2-1-7）。

エ 入学定員の削減を踏まえた選択科目における開設科目数の最適化

入学定員については、2009年度には60人に設定しており（資料2-1-17 [表13]）、これを前提に編成した教育課程が「09カリキュラム」である。しかし、2010年度には入学定員

を削減して30人とし、2011年度からは更に削減して25人とした（資料2-1-17〔表13〕）。そこで、入学定員の削減を踏まえた科目の統廃合を行い、選択科目（基礎・隣接科目及び展開・先端科目）を再編・整理した。

具体的には、2010年度に基礎・隣接科目の「ジェンダーと法Ⅱ」（2単位）を廃止し、「ジェンダーと法Ⅰ」（2単位）の科目名称を「ジェンダーと法」に変更した。また、基礎・隣接科目の「家族と法」及び展開・先端科目の「国際取引法」（各2単位）を廃止した（資料2-1-5）。2012年度には、基礎・隣接科目の「政治学」（2単位）を廃止した。また、展開・先端科目の「国際法Ⅱ」（2単位）についても廃止し、「国際法Ⅰ」（2単位）の科目名称を「国際法」に変更した（資料2-1-7）。

他方で、2013年度には、現代的な法的課題や司法試験選択科目についての発展的な学修ニーズに対応するため、展開・先端科目群に「特別講義」を新設した（資料2-1-18）。当該科目の開講テーマは、年度ごとに検討する（シラバスに表記）。単位数については2単位を基本としつつ、学習量に応じてテーマごとに設定する。テーマの異なる複数の「特別講義」を履修した場合は、6単位を上限に修了要件単位として認定する（資料2-1-18）。

なお、「特別講義」の開講は、2014年度から開始する予定である。

オ その他の事項（複合的な要素・特定の科目の充実 等）への対応

その他の変更として、法律基本科目のうち、民法では、2単位科目の「民法Ⅰ（民事基礎法）」、「民法Ⅱ（不動産法）」、「民法Ⅲ（担保法）」、「民法Ⅳ（債権総論）」、「民法Ⅴ（契約法）」、「民法Ⅵ（不法行為法等）」及び「民法Ⅶ（家族法）」の7科目（計14単位）を再編成し、4単位科目の「民法Ⅰ（民事基礎法）」と、2単位科目の「民法Ⅱ（契約法）」、「民法Ⅲ（損害賠償法）」、「民法Ⅳ（物権法・不動産法）」、「民法Ⅴ（金融担保法）」及び「民法Ⅵ（家族法）」の6科目（計14単位）に再編した（資料2-1-7）。この変更の趣旨は以下のとおりである。「2009年中教審答申」は、1年次配当法律基本科目の6単位増を提言した。他方、「2009年度認証評価結果」では、本法科大学院の修了要件単位数が「いささか多い」との指摘を受けた。そこで、1年次配当科目の「民法Ⅰ（民事基礎法）」の単位数を2単位から4単位に増加させつつ、民法科目全体の単位数を増加させないように検討した結果が、上記の再編成である。

このほか、行政法関係科目の充実を図るため、「行政法」を「行政法Ⅰ」に名称変更し、「行政法Ⅱ」及び「行政法演習」を新設した。民事訴訟法及び刑事訴訟法関係科目についても「民事訴訟法演習」及び「刑事訴訟法演習」を新設した。実務基礎科目群では、「要件事実論」を演習化し、「民事実務総合演習Ⅰ」に名称変更した。併せて「民事実務総合演習」を「民事実務総合演習Ⅱ」に名称変更した。また、展開・先端科目群では、「生命倫理と医療訴訟」を「医事法」に名称変更した（資料2-1-7）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

法令が定める授業科目の開設状況とその内容に係る点検・評価については以下のとおりである。

（1）教育課程の法科大学院教育の目的への適合性

本法科大学院の「教育課程編成・実施の方針」が掲げる「『市民のために働く法律家』として求められる責任感、倫理観、幅広い教養、専門知識及び法的分析能力の獲得」は、「連携法」第2条が定める「将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養」に合致すると考えられる。

科目群の編成に係る法令への適合性については以下のとおりである。本法科大学院の法律基本科目群は、「告示第53号」第5条第1項第1号に定める「法律基本科目」に該当する。実務基礎科目群は同項第2号に定める「法律実務基礎科目」に該当する。基礎法学・

隣接科目群は同項第3号に定める「基礎法学・隣接科目」に該当する。展開・先端科目群は同項第4号に定める「展開・先端科目」に該当する。

開設科目のバランスについては、基礎・隣接科目及び展開・先端科目の一部を整理する一方、他方で様々なテーマを取り上げられる「特別講義」を新設することにより、多様性の維持を図っている。また、修了要件単位数（計24単位）との関係でも、修了要件の3倍を超える74単位相当（35科目）を開設していることから問題はないものと認識している。

したがって、教育課程は法令が定めるすべての科目群を法科大学院制度の目的に即して構成し、授業科目をバランスよく開設しているといえる。

（２）科目内容と科目群との相応性

科目内容と科目群との相応性については、「シラバス」の記載から、ほとんどの科目に問題はないといえる。

なお、「法務演習」については、「改善報告書検討結果」による問題点の指摘を受けているものの、既に科目廃止を決定済みである。

（３）「基本的素養の水準」との適合性

「基本的素養の水準」との適合性については以下のとおりである。

「龍谷版到達目標」は、「共通到達目標」をミニマム・スタンダードとしつつ、固有の教育目標に基づくより高度な目標を掲げようとするモデルである。したがって、その内容については、「法科院基準」に照らして適切であり、「2009年中教審報告」の提言にも即している。ただし、2013年11月に完成した階層4については、2014年度の授業への着実な反映に留意する必要がある。

なお、シラバスの作成を通じた反映の取り組みについては評価の視点2-26で後述する。

〔将来への取り組み・まとめ〕

点検・評価を踏まえた将来への取り組みについては以下のとおりである。

科目内容と科目群との相応性については、2014年度入学生からの「法務演習」の廃止を着実に実行する。「基本的素養の水準」との適合性については、2014年度から「龍谷版到達目標」階層4を授業に反映できるよう、必要な取り組みを行う。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-1-1 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】
- 資料2-1-2 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】
- 資料2-1-3 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定【巻末リストA033】
- 資料2-1-4 龍谷大学法科大学院「2013年度版シラバス」2014年3月【巻末リストC034-1】
- 資料2-1-5 龍谷大学法科大学院「2009-2013年度入学生対象 龍谷大学法科大学院開設科目変遷一覧」2013年9月【巻末リストC007】
- 資料2-1-6 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」2009年4月【巻末リストL004】
- 資料2-1-7 龍谷大学法科大学院「学則変更について（提案）」2012年1月11日 教授会承認【巻末リストC001】
- 資料2-1-8 法科大学院コア・カリキュラムの調査研究グループ「法科大学院における共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」2010年9月【巻末リストL013】
- 資料2-1-9 龍谷大学法科大学院「龍谷版共通の到達目標モデル」2013年11月【巻末リストC008】
- 資料2-1-10 「2013年度第12回（190回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013年9月25日開催【巻末リストB008】
- 資料2-1-11 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果」2010年3月【巻末リストJ001】
- 資料2-1-12 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則の一部を改正する細則」2012年1月25日制定【巻末リストA036】
- 資料2-1-13 大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月【巻末リストJ002】

- 資料2-1-14 「2013 年度第 16 回（194 回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013 年 11 月 13 日開催【巻末リスト B010】
- 資料2-1-15 「2013 年度第 19 回（197 回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2014 年 1 月 8 日開催【巻末リスト B012】
- 資料2-1-16 龍谷大学法科大学院「法科大学院 2014（平成 26）年度専門職大学院学則変更の趣旨」2014 年 1 月 8 日 教授会承認【巻末リスト C009】
- 資料2-1-17 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014 年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ [様式 4]」
- 資料2-1-18 龍谷大学法科大学院「法科大学院 2013 年度学則変更の趣旨」2013 年 1 月 9 日 教授会承認【巻末リスト C003】

2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

法科大学院固有の教育目標を達成するための科目の開設について、「連携法」第 2 条第 1 項は、「各法科大学院の創意」をもって、理論的かつ実践的な教育を体系的に実施することを求めている。

この点に関して、本法科大学院の対応は以下のとおりである。

本法科大学院に固有の教育目標は、「市民のために働く法律家」の養成である（評価の視点1-1）。この教育目標の達成のために策定された「教育課程編成・実施の方針」では、「市民のために働く法律家」に求められる責任感、倫理観、幅広い教養、専門知識及び法的分析能力を獲得させることを目的に教育課程を編成することを掲げている（評価の視点2-1）。

上記の方針の下で編成された本法科大学院の教育課程を構成するのが各開設科目である。したがって、全科目が教育目標の達成との間に関連を有している。そのため、ここでは特に固有の教育目標と密接に関連する科目について記述する。

実務基礎科目群では、刑事裁判での刑事弁護の役割を理解させるため、「刑事弁護実務」を開設している（資料2-2-1 [p. 43]）。また、本法科大学院で学修した様々な法学の知識を総合的かつ有機的に結び付け、理論と実務を統合的に学修させるため、「法務研修」を開設している（資料2-2-1 [p. 47]）。

基礎法学・隣接科目群では、法医学の基本知識を基に、法医解剖鑑定書の内容や問題点を把握させるための科目として「司法医学」を開設している（資料2-2-1 [p. 54]）。

展開・先端科目群では、犯罪者処遇についての基礎的な知識を修得させるため、「矯正・保護実務論」を開設している（資料2-2-1 [p. 62]）。また、本学の建学の精神は、浄土真宗の精神であるところ、宗教と司法との関係をより深く理解できるよう、展開・先端科目群に「宗教と法」を開設している（資料2-2-1 [p. 80]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

固有の教育目標を達成するための科目の開設状況に係る点検・評価の結果については、以下のとおりである。

本法科大学院では、固有の教育目標を達成することを目的として教育課程を編成する方針を掲げ、その下で創意をもって各科目を開設している。その中でも、「刑事弁護実務」、「法務研修」、「矯正・保護実務論」及び「宗教と法」については、固有の教育目標との関連が特に密接な科目として挙げられる。

以上のことから、「連携法」第 2 条第 1 項に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-2-1 龍谷大学法科大学院「2013 年度版シラバス」2014 年 3 月【巻末リスト C034-1】

2-3 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

科目配置のバランスについて、「告示第53号」第5条第2項は、学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮することを求めている。この規定を踏まえ、「法科院基準」は、以下の事項に留意することを求めている。

- (1) 修了要件総単位数のうち、修得すべき法律基本科目の単位数の比率に関しては、およそ60%程度とする。また、60%を超える場合(70%を上回らないものとする。)、法律基本科目に傾斜した課程編成になっていないかに留意する。
- (2) 修了要件総単位数のうち、法律実務基礎科目の単位数の比率に関しては、少なくともおよそ10%開設されているかに留意する。
- (3) 修了要件総単位数のうち、基礎法学・隣接科目の単位数の比率及び展開・先端科目の単位数の比率に関しては、上記の法律基本科目における修得すべき単位数との関係で、その比率が極端に低く、偏りが生じていないかに留意する。

この点に関して、本法科大学院での対応は以下のとおりである。

修了要件総単位数のうち、修得すべき法律基本科目の比率については62.7%である(表1)。60%を超過した理由は、「12カリキュラム」で「2009年中教審報告」の提言に対応し、1年次配当の法律基本科目を6単位増加させた(「評価の視点2-1」)ためである。

実務基礎科目の比率については13.7%である(表1)。

基礎・法学隣接科目及び展開・先端科目の比率については23.5%である。2009年度の前回認証評価時に比べて0.5ポイント低下したが、単位数については変更していない(表1)。単位数を変更していないにもかかわらず比率が低下した理由は、2012年度の入学生から修了要件総単位数を2単位増加させたためである。

表1 科目群別修了要件単位数

科目群	2012年度以降入学生		2011年度以前入学生	
	修了要件単位数	比率	修了要件単位数	比率
法律基本科目群	64 単位	62.7%	59 単位	59.0%
実務基礎科目群	14 単位	13.7%	17 単位	17.0%
基礎法学・隣接科目群	6 単位	5.9%	6 単位	6.0%
展開・先端科目群	18 単位	17.6%	18 単位	18.0%
合 計	102 単位	100.0%	100 単位	100.0%

出典) 資料 2-3-1 に基づき作成。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

学生の履修が過度に偏らないための科目配置上の配慮に係る点検・評価については、以下のとおりである。

法律基本科目については「法科院基準」が定める上限(70%)には達していないものの、「およその基準」とされる60%を2.7ポイント超えている。しかし、この比率超過は、「2009年中教審答申」への対応によって生じたものである。したがって、法律基本科目の過度の重視には当たらない。

その一方で、実務基礎科目については、「法科院基準」の下限を上回っている。他方で、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の比率については、他の科目群との関係で、前回の認証評価時から0.5ポイント低下した。しかし、単位数では前回の認証評価時と同じであり、このわずかな比率低下をもって、極端に低く、偏った状態になったとはいえない。

以上を総合すれば、本法科大学院の科目配置は、法律基本科目に傾斜しておらず、他の科目群にも問題はないといえる。したがって、「告示第53号」第5条第2項及び「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-3-1 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則の一部を改正する細則」2012年1月25日制定【巻末リストA036】

2-4 カリキュラム編成での授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

カリキュラム編成での科目の分類及び配置の現状について「法科院基準」は、必修科目、選択必修科目又は選択科目等に分類し、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう配置することを求めている。

この点に関して本法科大学院での科目の分類方法及び配置状況については以下のとおりである。

（１）科目の分類方法

本法科大学院の科目分類としては、必修科目、選択科目及び随意科目の３種類がある（資料2-4-1〔p.2〕）。

各科目の分類については、「履修細則」別表3に定めるとおりである。必修科目に該当するのは、すべての法律基本科目及び実務基礎科目である。選択科目に該当するのは、基礎・隣接科目のうち「法務演習」を除く科目及びすべての展開・先端科目である。「随意科目」に該当するのは、基礎・隣接科目の「法務演習」（6科目）である（資料2-4-2）。

ただし、評価の視点2-1で既述したとおり、2014年度入学生からは、すべての「法務演習」を廃止する予定である（資料2-4-3）。この決定を踏まえ、2013年度第22回教授会（2014.1.8開催）で、科目の履修区分を定める「履修細則」別表3についても改正済みである（資料2-4-4）。これにより、2014年度入学生については、「必修科目」及び「選択科目」の２種類となる予定である（資料2-4-5）。

（２）科目の系統的・段階的配置

科目の系統的・段階的配置について、本法科大学院では、「教育課程編成・実施の方針」に以下の方針を掲げていた（資料2-4-1〔p.37〕）。

講義科目と演習科目の一体化および少人数教育の充実により、法律に関する基本知識の定着と論理的思考力の涵養を徹底するとともに、段階的・系統的な専門的な法律知識の修得をはかる。

「09カリキュラム」までは、この方針を踏まえ、憲法、民法、商法及び刑法に関連する科目では、講義科目に加えて、それに対応する１単位の演習科目を開設していた。その上で、講義科目については１年次から２年次にかけて配置する一方、演習科目については講義科目と同一又は講義科目よりも後ろのセメスターに配置していた（資料2-4-6〔p.iii〕）。１クラス当たりの適正受講者数については、入学定員60人体制の下、講義科目60人、演習科目20人程度としていた。他方で、既修者コースの設定等を行わず、法学未修者に対する教育を前提に教育課程を編成していた。

しかし、「2009年度認証評価結果」では、法律基本科目群の１単位演習科目についての改善勧告を受けたことにより、当該科目を中心に開設科目の大幅な見直しが必要になった

（評価の視点2-1）。その一方で、2011年度には「既修コース型入試」を新設したことにより、既修コース生の履修に配慮した教育課程を編成する必要が生じた。他方で入学定員については、2度にわたる削減により、2011年度からは25人となった。それにより、講義科目の適正受講者数は25人となり、法学未修者のみの1年次に限っては13人程度に減少した（評価の視点2-31）。これらを踏まえ、「12カリキュラム」では、変化する教学環境に対応しつつ、段階的・系統的な教育が可能となる新たな科目配置を目指すことにした。

法律基本科目では、1年次には講義科目によって基礎知識を修得しつつ、2年次からは演習科目を配置することによって応用力の養成を図ることにした。実務基礎科目については、「09カリキュラム」に引き続き、年次進行にしたがって、その比率を増加させることにより、「理論と実務の架橋」を図ることにした。また、選択科目については、多様で複雑な現代社会において、様々な法的課題への対応力を身に付けられるよう、3年次に多くの科目を履修できるようにした。

なお、上記の変更に伴い、「教育課程編成・実施の方針」に掲げる「講義科目と演習科目の一体化」という記述についても変更が必要になることから、教務委員会で検討の上、2013年度第22回教授会（2014. 2. 5開催）にて「教育課程編成・実施の方針」を改定した（資料2-4-4及び資料2-4-7）。

各科目個別の配当年次については、「履修細則」（資料2-4-2）別表3に定めるとおりである。また、開講学期については「履修要項」に記載しているとおりである（資料2-4-1 [pp. 5-6]）。

科目配置に係る「12カリキュラム」導入時の変更内容については、以下のとおりである。

ア 1年次の科目配置

1年次では、憲法、民法及び刑法を中心に、法律基本科目群の講義科目を集中させ、基礎知識の徹底を図ることにした。

具体的には、新設した「憲法Ⅲ（憲法訴訟）」及び「刑法Ⅲ（総論2）」を第2学期に配置し、「憲法Ⅱ（統治）」及び「刑法Ⅱ（各論）」については第2学期から第1学期に変更した（資料2-4-8 [p. 5]）。民法では、講義科目を再編成の上、第1学期に「民法Ⅰ（民事基礎法）」及び「民法Ⅱ（契約法）」を配置した（資料2-4-8 [p. 5]）。第2学期には、「民法Ⅳ（物権法・不動産法）」、「民法Ⅴ（金融担保法）」及び「民法Ⅵ（家族法）」を配置した（資料2-4-8 [p. 5]）。「民法Ⅲ（損害賠償法）」については、「12カリキュラム」導入当初には第1学期に配置したが（資料2-4-8 [p. 5]）、2013年度から第2学期に変更した（資料2-4-1 [p. 5]）。これらの変更により、憲法、民法及び刑法の講義科目は1年次で完結するようになった。

また、法学既修者の単位認定の対象となる科目のうち、2年次に配置していた「民事訴訟法Ⅰ」及び「刑事訴訟法Ⅰ」については、1年次の第2学期に繰り上げた（資料2-4-8 [p. 5]）。他方、科目数のバランスを取るため、「商取引法」（旧「商法総則・商行為」）については2年次の第2学期に繰り下げた（資料2-4-8 [p. 5]）。展開・先端科目についても、「消費者法」については2年次に、「宗教と法」については3年次に繰り下げた（資料2-4-8 [p. 5]）。2013年度からは、「国際法」についても2年次に繰り下げた（資料2-4-1 [p. 5]）。

2013年度の1年次配当科目の内訳は、法律基本科目が15科目（計32単位）、実務基礎科目が1科目（2単位）、基礎・隣接科目が随意科目を除いて6科目（計12単位）、展開・先端科目が1科目（2単位）である（資料2-4-1 [p. 5]）。

イ 2年次の科目配置

2年次では、法律基本科目群の演習科目を集中させ、応用力を養成することにした。他方、実務基礎科目群では、第2学期から3年次の第1学期にかけて「法務研修」を配置し、春期休業期間にエクスターンを実施するなど、実務教育の展開を図ることにした。

「12カリキュラム」で新設した法律基本科目の演習科目については、第1学期に「憲法演習」及び「民法演習」を配置した（資料2-4-8 [p.5]）。第2学期には「刑法演習」及び「民事訴訟法演習」を配置した（資料2-4-8 [p.5]）。「商法演習」については3年次に配置したが（資料2-4-8 [p.5]）、2013年度からは2年次の第2学期に繰り上げた（資料2-4-1 [p.5]）。「09カリキュラム」から継続している「民法総合演習」についても、3年次から2年次の第2学期に繰り上げた（資料2-4-1 [p.5]）。

講義科目では、新設した「行政法Ⅱ」を第2学期に配置した（資料2-4-8 [p.5]）。1年次から移設した「商取引法」についても第2学期に配置したが（資料2-4-8 [p.5]）、2013年度からは第1学期に変更した（資料2-4-1 [p.5]）。

基礎・隣接科目では、「法学史」を3年次から2年次に繰り上げ、2012年度には第2学期に配置した（資料2-4-8 [p.5]）。2013年度にはこれを第1学期に繰り上げた（資料2-4-1 [p.5]）。

展開・先端科目では、「労働法Ⅰ」及び「税法Ⅰ」を3年次に繰り下げた。1年次から移設した「消費者法」については第2学期に配置した（資料2-4-8 [p.5]）。

2013年度には、司法試験選択科目を早期に決定できるよう、展開・先端科目の配置を再度見直した。労働法に関する科目を3年次から2年次に繰り上げることにし、「労働法Ⅰ」を2年次の第1学期に、「労働法Ⅱ」を第2学期に配置した。倒産法については、「倒産法Ⅰ」を3年次から2年次に繰り上げ、第2学期に配置した。また、「倒産法Ⅱ」についても、3年次の第2学期から第1学期に繰り上げた。さらに、「経済法」についても、3年次から2年次の第2学期に繰り上げた（資料2-4-1 [p.1]）。

2013年度の2年次配当科目の内訳は、法律基本科目が12科目（計24単位）、実務基礎科目が3年次にかけて開講する「法務研修」を除いて2科目（計4単位）、基礎・隣接科目が随意科目を除いて4科目（計8単位）、展開・先端科目が14科目（計28単位）である（資料2-4-1 [p.5]）。

なお、評価の視点2-1で既述したとおり、「09カリキュラム」で2年次に配置していた基礎・隣接科目の「ジェンダーと法Ⅱ」及び「家族と法」については2010年度入学生から廃止した。さらに、「12カリキュラム」では、法律基本科目の「公法総合Ⅰ」及び「公法総合Ⅱ」並びに基礎・隣接科目の「政治学」及び「団体と法」並びに展開・先端科目の「行政過程と法」、「現代民事紛争と法」及び「集団犯罪論」を廃止した。

ウ 3年次の科目配置

3年次では、「09カリキュラム」と同様、2年次までの法理論教育と実務教育（とりわけエクスターンの経験）の展開を踏まえ、「理論と実務」の架橋を図ることにした。

法律基本科目群では、第1学期に新設科目の「行政法演習」及び「刑事訴訟法演習」を配置した（資料2-4-8 [p.5]）。

2013年度の3年次配当科目の内訳は、法律基本科目が4科目（計8単位）、実務基礎科目が「法務研修」を含めて4科目（計8単位）、展開・先端科目が9科目（計18単位）である。基礎・隣接科目は随意科目のみの開講である（資料2-4-1 [p.5]）。

なお、「09カリキュラム」の3年次配当科目のうち、展開・先端科目の「国際取引法」については2010年度入学生から廃止した。また、「12カリキュラム」の導入に伴い、実務基礎科目の「公法実務論」並びに展開・先端科目の「国際法Ⅱ」及び「有価証券法」についても廃止した（評価の視点2-1）。

エ 3年間を通じた配置状況

各年次の登録上限単位数と、科目群別の登録可能単位数は表2のとおりである。

1年間に登録できる単位数には上限があるため（評価の視点2-17）、その範囲内で当該年次の配当科目を履修すれば、おのずと段階的・系統的な学修となるよう、配慮している。

さらに、科目間の関係を把握することができるよう、「シラバス」には科目ごとに「系統的履修」の項目を設けている（資料2-4-9）。

表 2 科目群・年次別登録可能単位数一覧

区 分	コース	1 年次	2 年次	3 年次	合 計
必修科目	標準	32 (76.2%)	24 (66.7%)	8 (18.2%)	64
	既修	—	26 (72.2%)	8 (18.2%)	34
科目実務基礎科目	標準	2 (4.8%)	4 (11.1%)	8 (18.2%)	14
	既修	—	6 (16.7%)	8 (18.2%)	14
選択科目	標準	上限 8 (19.0%)	上限 8 (22.2%)	上限 28 (63.7%)	上限 44
	既修	—	上限 4 (11.1%)	上限 28 (63.7%)	上限 32
年間登録	標準	42 (100%)	36 (100%)	44 (100%)	122
上限単位数	既修	—	36 (100%)	44 (100%)	80

注 1) 既修コース生は、2 年次に入學後、既修者単位認定対象外の 1 年次配当科目（「会社法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅰ」及び「刑事訴訟法Ⅰ」のうち、1 科目並びに「法情報演習」）を履修するため、コースによって登録可能単位数が異なっている。

注 2) 修了要件総単位数は 102 単位である。そのうち、選択科目の修了要件単位数は 24 単位である。

注 3) 本法科大学院において「配当年次」とは履修可能な最低年次をいう。したがって、在学年次よりも低年次に配当された科目を履修することは差し支えない。

出典) 資料 2-4-1 [p. 5] 及び資料 2-4-2 (第 6 条第 1 項) に基づき作成。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置に係る点検・評価については、以下のとおりである。

科目分類の方法については、選択必修科目を設けておらず、随意科目を設けているなど、「法科院基準」が掲げる方法とはやや異なる。しかし、この分類方法については、法令及び法科大学院制度の目的に反したものではなく、「2009 年度認証評価結果」でも問題とはされていない。また、「随意科目」については 2014 年度入学生から廃止予定である。これらを踏まえれば、問題はないものと認識している。

科目配置については、低年次で理論教育を徹底した上で、高年次にかけて実務教育を展開することにより、「理論と実務の架橋」を図る配置としている。また、3 年次では多様な選択科目の履修にも配慮している。したがって、系統的・段階的な配置であると認識している。

以上を総合すれば、科目分類及び科目配置については適切であるといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料 2-4-1 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修要項」2013 年 3 月【巻末リスト C015】

資料 2-4-2 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005 年 4 月 4 日制定【巻末リスト A033】

資料 2-4-3 龍谷大学法科大学院「法科大学院 2014（平成 26）年度専門職大学院学則変更の趣旨」2014 年 1 月 8 日 教授会承認【巻末リスト C009】

資料 2-4-4 「2013 年度第 22 回（200 回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2014 年 2 月 5 日開催【巻末リスト B013】

資料 2-4-5 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則の一部を改正する細則」2014 年 2 月 5 日制定【巻末リスト A037】

資料 2-4-6 龍谷大学法科大学院「2009 年度履修要項」2009 年 3 月【巻末リスト C011】

資料 2-4-7 龍谷大学法科大学院「龍谷大学法科大学院『教育課程編成・実施の方針』の改訂について（提案）」2014 年 2 月 5 日 教授会承認【巻末リスト C010】

資料 2-4-8 龍谷大学法科大学院「2012 年度履修要項」2012 年 3 月【巻末リスト C014】

資料 2-4-9 龍谷大学法科大学院「2013 年度版シラバス」2014 年 3 月【巻末リスト C034-1】

2-5 授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重について、「法科院基準」は、「授業内容が司法試験の答案練習を中心とし、知識の蓄積・再生の訓練が大半を占めていないかに留意する」ことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、法科大学院教育の目的に適合した教育課程を編成し（評価の視点2-1）、法理論教育と法実務教育の架橋を図っている（評価の視点2-9）。また、すべての科目で双方向・多方向型授業の実践に取り組むなど、法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施に取り組んでいる（評価の視点2-28）。

その一方で、「理論と実務を架橋」する教育を展開する上では、外見上は、いわゆる「受験指導」との区別が難しいものも含まれる。法文書作成能力の養成を目的とする「論述指導」などがこれに該当する。そこで、適切な形で論述指導の実施を担保するため、「2007年中教審報告」（資料2-5-1）を参照の上、2009年10月に「論述指導ガイドライン」を制定した。このガイドラインでは、「論述指導」と「受験指導」の両方について、「2007年中教審報告」の提言を踏まえて以下のとおり定義している（資料2-5-2）。

（１） 論述指導

論述指導とは、実定法に関する理論的指導と実務における法適用の在り方に関する指導の融合とともに、理論と実務の架橋を意識した教育を行うため、一定の事案をもとに法的に意味のある事実関係を分析し、その法的な検討・判断を行い、一定の法律文書を作成する能力を育成するために行う指導をいう。

（２） 受験指導

受験指導とは、新司法試験にかかる対策に傾斜し受験技術に焦点を当てた指導および、知識の暗記型教育に偏し知識偏重型の学習態度を助長するものである場合等、法科大学院の本来あるべき教育理念から離反した指導をいう。

このように、「論述指導ガイドライン」では、「論述指導」と「受験指導」の違いを明確化し、受験指導については、具体例を挙げた上で、行わないことを明文化している。ここでは、「法科院基準」が留意を求める授業内容については、「授業そのものの時間配分が過度に論述訓練に偏し、双方向的・多方向的な授業を通じて創造的に考えさせる能力の育成をおろそかにする指導」という表現により、「受験指導」の具体例として明示している（資料2-5-2）。

ただし、2013年5月1日現在では、「論述指導ガイドライン」の周知については、特別な取り組みを行っていなかった。このような状況を踏まえ、2014年度版のシラバス作成時からは、全授業担当者に配付する「シラバス作成の手引」に当該ガイドラインを掲載し（資料2-5-3 [pp. 9-10]）、周知を図ることとしている。

他方で、実際の授業内容での把握・検証については、2012年度第2学期から、「教員相互による授業参観」（評価の視点2-39）を実施している。具体的には、評価の視点2-28で後述するとおり、参観者が記入する「授業参観シート」に「双方向・多方向型授業の実践等、法科大学院教育の趣旨に沿った適切な授業運営が行われていましたか」という問いを設け、現状把握を行っている（資料2-5-4 [p. 21]）。また、その結果については「FD全体会」での討議を通じて検証している（資料2-5-5 [pp. 49-50]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重に係る点検・評価については以下のとおりである。

適切な授業内容の担保については、「2007年中教審報告」に即した「論述指導ガイドライン」を制定することにより、「受験指導」の定義を明確にするとともに、具体例を挙げて、「受験指導」は行わないことを明文化している。また、FD活動の一環として実施する「教員相互による授業参観」を通じて授業内容の把握・検証を行っている。

「論述指導ガイドライン」の周知については、現状分析を通じて自ら問題点を認識し、既に改善措置を講じている。

以上のことから、「法科院基準」に照らしておおむね適切に対応しているといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-5-1 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について（報告）～法科大学院設立の理念の再確認のために～」2007年12月【巻末リストL003】

資料2-5-2 「論述指導等に関するガイドライン」2009年10月14日 教授会承認【巻末リストA039】

資料2-5-3 龍谷大学法科大学院「2014年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2014年1月【巻末リストC033】

資料2-5-4 龍谷大学法科大学院「『教員相互による授業参観』参観シート・コメント集[2012-2013年度]」2014年3月【巻末リストC081】

資料2-5-5 龍谷大学法科大学院FD委員会「龍谷大学法科大学院 2012年度FD活動報告書」2013年9月【巻末リストC075】

2-6 各授業科目の単位数の適切な設定（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

各科目の単位数について、「大学」第21条第2項は、以下のとおり設定することを求めている。

1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- 1 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて1単位とする。
- 2 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて1単位とする。

この点に関して本法科大学院では、以下のとおり対応している。

1 単位当たりの学修量については、「履修要項」に記載しているとおり、45時間に設定している。したがって、2単位科目の場合は、90時間の学修が必要になる（資料2-6-1[p.2]）。

また、授業と自主学修との時間配分については、通常の2単位の講義・演習科目の場合、授業時間数を30時間としていることから、自主学修に60時間を配分している。他方で、実習科目等（2単位）の場合は、授業時間数を60時間としていることから、自主学修に30時間を配分している（資料2-6-1[p.2]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

科目の単位数の設定に当たっては、学修量については1単位につき45時間を基準とし、授業の方法に応じて授業と自主学修の時間配分を定めている。これらのことから、「大学」第21条第2項の規定に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-6-1 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修要項」2013 年 3 月【巻末リスト C015】

2-7 1 年間の授業期間の適切な設定（レベル I ◎）

〔現状の説明〕

1 年間の授業期間の設定について、「大学」第22条は、「1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする」ことを求めている。

この点に関して本学では、授業期間を「学年暦」で定めている。法科大学院の学年暦については、1 学期につき、①15回以上の授業回数確保、②土曜日を除いて 2 日間以上の集中補講日の確保、③日曜日を除いて 9 日間以上の定期試験期間の確保、を掲げている（資料2-7-1）。この方針に基づき設定された「2013年度法科大学院学年暦」では、第 1 学期には授業期間²を17週と 4 日間確保している。また、第 2 学期には年末年始の冬期休暇を除いて17週と 2 日間を確保している。したがって、年間では35週にわたって授業期間を設定している（資料2-7-2 [p. vii]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

1 年間の授業期間については35週にわたって設定していることから、「大学」第22条に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-7-1 龍谷大学法科大学院「2013（平成 25）年度法科大学院学年暦策定にあたっての基本方針」2012 年 9 月 26 日 教授会承認【巻末リスト C005】

資料2-7-2 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修要項」2013 年 3 月【巻末リスト C015】

2-8 授業科目の実施期間の単位（レベル I ◎）

〔現状の説明〕

科目の実施期間の単位について「大学」第23条は、「各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行う」ことを求めている。また、「法科院基準」は、「集中講義等、これらの期間より短い特定の期間において授業を行う場合には、評価の視点2-6に記したのと同等の学習量が確保されているか、また、教育上特別の必要があるかに留意する」ことを求めている。

これらの点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

科目の実施期間の単位について、本学では、法科大学院学年暦に関して15回以上の授業回数確保を掲げており（評価の視点2-7）、第 1 学期、第 2 学期ともに15週を単位とする授業期間を設定している（資料2-8-1 [p. vii]）。

集中講義科目の開講状況については表 3のとおりである。

²集中補講期間及び定期試験期間を含む。

表 3 集中講義科目の開講状況（2013 年度）

科目名	開講形態	配慮措置等	試験等の実施時期
ITと法	4月から7月にかけて、1回につき2日間で計4コマ（最終回のみ計3コマ）の授業を月1回（計4回・15コマ）開講。	授業担当者が遠隔地から出講する客員教授であるため、集中講義形態を採用しているが、1ヶ月間隔で開講することにより、学修時間を確保している。	最終回の授業時に筆記試験を実施。
刑事 弁護 実務	サマーセッション（夏期集中講義）期間中に1日につき3コマの授業を5日間連続で開講。	模擬裁判を中心とする授業につき、学修効果を高めるために、積極的に集中講義形態を採用している。	最終回の授業時に筆記試験を実施。
経済法	サマーセッション（夏期集中講義）期間中に1日につき3コマの授業を5日間開講。	授業担当者（非常勤講師）の希望に配慮し、集中講義形態を採用しているが、第9回と第10回の間に5日間の間隔を空けることで学修時間を確保している。	最終回の授業時に筆記試験を実施。
司法 医学	第2学期授業期間中におおむね隔週の頻度で計15コマ開講。	授業担当者（非常勤講師）の希望に配慮し、集中講義形態を採用しているが、授業期間全体にわたって隔週開講とすることで学修時間を確保している。	第7回と最終回の授業時に筆記試験を実施。
法務 研修	第2学期授業期間中に「事前演習」を、春期休暇期間中に2週間のエクスターンを、翌年の第1学期に「事後演習」を実施。	エクスターンを中心とする授業につき、学修効果を高めるために、積極的に集中講義形態を採用している。	科目の性格上、試験は実施しない。成績評価方法については、評価の視点2-13を参照されたい。

出典）資料 2-8-2、資料 2-8-3 [p. 43, p. 54, p. 76, p. 77] 及び資料 2-8-4 [p. 4] に基づき作成。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

授業科目の実施期間の単位に係る点検・評価については以下のとおりである。

全体の授業期間については、15週にわたる期間を単位としている。

個別の集中講義科目に関して、「ITと法」、「経済法」及び「司法医学」については通常の授業と同様の学修量が確保されるよう配慮している。「刑事弁護実務」及び「法務研修」については模擬裁判やエクスターンを中心とすることから、教育上特別の必要がある科目であると考えられる。

以上を総合すれば、「大学」第23条及び「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-8-1 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修要項」2013 年 3 月【巻末リスト C015】

資料2-8-2 龍谷大学法科大学院「2013 年度 龍谷大学法科大学院授業科目時間割表」2013 年 3 月 16 日現在【巻末リスト C016】

資料2-8-3 龍谷大学法科大学院「2013 年度版シラバス」2014 年 3 月【巻末リスト C034-1】

資料2-8-4 龍谷大学法科大学院「2013 年度版 法務研修ガイド」2013 年 5 月【巻末リスト C037】

2-9 法理論教育と法実務教育の架橋（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

法理論教育と法実務教育の架橋について、「法科院基準」は、教育課程の編成、授業の内容及び履修方法等での工夫を求めている。

これらの点について、本法科大学院では以下のように対応している。

(1) 教育課程の編成

教育課程の編成については、「教育課程編成・実施の方針」で、「法律基本科目と実務基礎科目との有機的連携ならびに実践・実習教育の展開により、法的推論能力、事例解析能力および法解釈・適用能力を育成する」ことを掲げている（資料2-9-1 [p. 37]）。この方針に基づき、法律基本科目群では、講義科目によって基礎理論を修得した上で、演習科目でより深い法的思考力を修得できるよう、両者を段階的に配置している（評価の視点2-4）。実務基礎科目群では、1年次に「法情報演習」を配置し、2年次に「法曹倫理」及び「法務研修」を配置している。また、2年次の春期休業中には、「法務研修」の一環として全学生にエクスターンを経験させている。3年次には「民事実務総合演習Ⅰ」、「民事実務総合演習Ⅱ」及び「刑事実務総合演習」によってそれまでの学修を総合し、実務上必要とされる問題処理能力及び問題解決能力を養成している（資料2-9-1 [pp. 5-6]）。このような科目配置により、法理論教育との有機的連携の下で法実務教育を展開することが可能になっている。

(2) 授業内容

実務基礎科目「法務研修」では、実務家教員と研究者教員の両者が「プロジェクト担当教員」（評価の視点2-13）として参画している（資料2-9-2 [pp. 5-9]）。これにより、法律基本科目の学修を踏まえたエクスターンの実施が可能になっている。

また、同じく実務基礎科目の「刑事実務総合演習」では、毎回の授業を実務家教員と研究者教員とがペアを組んで担当している（資料2-9-3 [p. 46]）。この授業では、両者が協働し、刑事裁判記録教材を用いた種々の法律文書起案及びグループに分かれての模擬裁判等を実施することにより、理論と実務の架橋を図っている。当該科目での授業準備及び成績評価に関する両者の協働については、以下のとおりである。

ア 授業準備

授業準備について、授業開始の約1か月前には、4人の担当者（研究者教員と実務家教員のペアが2クラス分）が集まり、協働して授業の全体計画を確認している。この際には、配布物及び個々の課題（提出物）内容についても検討している。

また、毎週の授業でも、開始20分前に担当者全員が集合し、当日の演習での到達目標を確認の上、授業進行等について、協働して討議、準備している。その際には、学生への質問事項についてのクラス間での調整についても行っている。

さらに、演習終了時にも担当者全員が集まり、当日の演習内容、進行状況、学生の到達度などを確認の上、次回演習の簡単な確認を行っている。

なお、これらの打合せには、各クラスのTAも同席する。

イ 成績評価

成績評価について、2クラス合同演習の終了時には、各学生のパフォーマンスの評価等につき、担当者間で確認の上、共有している。さらに、全授業終了の約1週間後には採点会議を開始し、最終評価を行っている。具体的には、各課題及び演習でのパフォーマンスについて、4人の担当者が個別に採点した結果を持ち寄り、意見交換を行うことにより、総合的な観点から評価を確定させている。

(3) 履修方法

履修方法については、「履修細則」別表3に定めるとおり、法律基本科目群の全科目（計64単位）及び実務基礎科目群の全科目（計14単位）を必修とすることにより、全学生がエクスターンを経験し、理論と実務の架橋を図ることができるよう配慮している（資料2-9-4）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

法理論教育と法実務教育の架橋に係る点検・評価については、以下のとおりである。

教育課程の編成については、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、法律基本科目と実務基礎科目との有機的連携及び実践・実習教育の展開を図っている。授業内容については、「法務研修」及び「刑事実務総合演習」等の科目で実務家教員と研究者教員の協働がなされており、理論と実務の架橋に向けた取り組みがなされている。履修方法については、法律基本科目群及び実務基礎科目群の全科目を必修とし、全学生にエクスターンを経験させている。

以上の点から、教育課程の編成、授業内容及び履修方法のすべてにわたって工夫を凝らしていると評価できる。したがって、「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-9-1 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】

資料2-9-2 龍谷大学法科大学院「2013年度版 法務研修ガイド」2013年5月【巻末リストC037】

資料2-9-3 龍谷大学法科大学院「2013年度版シラバス」2014年3月【巻末リストC034-1】

資料2-9-4 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定【巻末リストA033】

2-10 法律実務基礎科目（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

法律実務基礎科目として開設すべき科目について、「告示第53号」第5条第1項第2号は、「法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目」の開設を求めている。この規定を踏まえ、「法科院基準」は、「法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目が必修科目として開設されている」ことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、法律実務基礎科目に該当する「実務基礎科目」として、以下の科目を開設している。

法曹倫理に関する科目としては「法曹倫理」を開設している（資料2-10-1 [p. 41]）。民事訴訟実務に関する科目としては「民事実務総合演習Ⅰ」及び「民事実務総合演習Ⅱ」を開設している（資料2-10-1 [p. 44, p. 45]）。刑事訴訟実務に関する科目としては「刑事弁護実務」及び「刑事実務総合演習」を開設している（資料2-10-1 [p. 43, p. 46]）。

これらの科目は、「履修細則」（資料2-10-2）別表3に規定するとおり、すべて必修科目である。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

法律実務基礎科目については、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務に関する科目及び刑事訴訟実務に関する科目のすべてについて、必修科目として開設している。したがって、「告示第53号」第5条第1項第2号及び「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-10-1 龍谷大学法科大学院「2013年度版シラバス」2014年3月【巻末リストC034-1】

資料2-10-2 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定【巻末リストA033】

2-11 法情報調査及び法文書作成（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

法情報調査及び法文書作成について、「法科院基準」は、「法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目が開設されている」ことを求めている。

この点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

（１）法情報調査に関する科目の開設状況

法情報調査に関する科目としては、実務基礎科目群の必修科目として「法情報演習」（２単位）を１年次の第１学期に開設している。「法情報演習」では、法的な課題に応じた情報の特定、収集（検索）、評価及び活用に関する知識・技術を修得させ、情報リテラシーを高めさせている。この授業では、ロー・ライブラリアンが授業運営をサポートしており、教育効果を高めている（資料2-11-1 [p. 40]）。さらに、第２学期には基礎法学・隣接科目群の選択科目として「リサーチ・情報処理演習」（２単位）を開設し、情報収集のためのリサーチに関する基礎的な知識、基礎的な統計学及び疫学の知識並びに情報の批判的検討能力等を修得させている（資料2-11-1 [p. 49]）。

（２）法文書作成に関する科目の開設状況

法文書の作成については、必修の実務基礎科目である「民事実務総合演習Ⅰ」、「民事実務総合演習Ⅱ」及び「刑事実務総合演習」（各２単位）で扱うことによって対応している（資料2-11-1 [pp. 44-46]）。

３年次第１学期の「民事実務総合演習Ⅰ」では、教材である『新問題研究要件事実』に掲載されている設問を応用したオリジナル問題を事前に出題し、全員に請求の趣旨、訴訟物、請求原因事実及び抗弁等についてのレポートを提出させている。演習ではこのレポートによって議論を行っており、提出されたレポートについては添削の上、返却している。これによって、当事者の言い分の中から、法的に意味のある事実を拾い上げ、それを要件事実的観点から整理し、文章で表現する力を養成している。

３年次第２学期の「民事実務総合演習Ⅱ」では、模擬裁判記録を配付し、全員がそれぞれ、原告代理人や被告代理人の立場で、訴状、答弁書及び準備書面を作成の上、提出することになっている。また、裁判官の立場での和解案や判決の作成についても求めている。作成した書面については、すべて添削の上、返却している。これによって、「民事実務総合演習Ⅰ」で身に付けた要件事実整理の力を、実際に実務で用いる書面の形で表現する力を修得させている。また、事実認定についても証拠を挙げて、説得的に論じることができるようにしている。

他方、「刑事実務総合演習」では、模擬訴訟記録を用いた15回の演習で、課題Ⅰないし課題Ⅷを課し、その中で各種法文書を作成させている。各自が作成する課題としては、「起訴状（不起訴裁定書）」（課題Ⅲ）、「検察官冒頭陳述書」（課題Ⅳ）、「弁護士証拠開示請求書」（課題Ⅴ）、「弁護士予定主張記載書面、証拠意見書」（課題Ⅵ）、「刑訴法321条１項の証拠調べ請求書」（課題Ⅶ-P）、「同証拠調べ請求に対する意見書」（課題Ⅶ-D）及び「同証拠決定裁定書」（課題Ⅶ-J）がある。このほか、グループで作成する課題としては、「検察官最終意見書」（課題Ⅷ-P）、「弁護士最終意見書」（課題Ⅷ-D）、「裁判所判決書」（課題Ⅷ-J）がある（資料2-11-2）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

法情報調査及び法文書作成に関する科目に係る点検・評価については以下のとおりである。

法情報調査については、「法情報演習」を必修科目として開設し、選択科目の「リサーチ・情報処理演習」でも扱っている。法文書作成については、これに特化した科目は開設

していないものの、必修科目の「民事実務総合演習Ⅰ」、「民事実務総合演習Ⅱ」及び「刑事実務総合演習」で扱っている。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、法情報調査については、2科目（計4単位）を開設し、ロー・ライブラリアンについても配置するなど、充実に努めている点については長所であると自負している。

〔将来への取り組み・まとめ〕

今後も法情報調査についての充実した教育体制を維持する。

〔根拠・参照資料〕

資料2-11-1 龍谷大学法科大学院「2013年度版シラバス」2014年3月【巻末リストC034-1】

資料2-11-2 龍谷大学法科大学院「2013年度 刑事実務総合演習 日程及び講義内容」2013年9月【巻末リストC092】

2-12 法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設（レベル

Ⅰ〇）

〔現状の説明〕

法曹としての実務的な技能及び責任感の修得・育成について、「法科院基準」は、模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターン等を主な内容とする実習科目の開設を求めている。

この点に関して本法科大学院では、模擬裁判及びローヤリングについては、実務基礎科目の「民事実務総合演習Ⅱ」、「刑事弁護実務」及び「刑事実務総合演習」で扱っている（資料2-12-1 [p. 43, p. 45, p. 46]）。エクスターンについては、同じく実務基礎科目の「法務研修」で扱っている（資料2-12-1 [p. 47]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

法曹としての実務的な技能、責任感を修得・養成するための実習科目の開設については、模擬裁判、ローヤリング及びエクスターンを主な内容とする実習科目開設している。他方で、リーガル・クリニックの機能については、エクスターンで対応可能である。したがって、「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-12-1 龍谷大学法科大学院「2013年度版シラバス」2014年3月【巻末リストC034-1】

2-13 臨床実務教育の内容の適切性とその指導における明確な責任体制（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

臨床実務教育について、「法科院基準」は、リーガル・クリニックやエクスターン等を実施している場合、臨床実務教育にふさわしい内容とし、かつ、明確な責任体制の下で実施することを求めている。

この点に関して本法科大学院の対応は以下のとおりである。ここでは、エクスターンを実施する「法務研修」の実施内容及び責任体制について記述する。

(1)実施内容

ア 「法務研修」のプロジェクト編成

「法務研修」は、「民事系」、「刑事系」、「企業法務」及び「公益活動」の4プロジェクトから成り立っている³。民事系プロジェクトでは、民事実務の現場での生の事件を通じて、民事事件に関する包括的な教育・研究と実践等を行っている。刑事系プロジェクトでは、被疑者・被告人のみならず、刑事手続にかかわるすべての人に人道的で平等な刑事司法を実現するための教育・研究と実践を行っている。企業法務プロジェクトでは、企業法務業務を適切に遂行しうる総合的な実務能力の修得を目指している。公益活動プロジェクトでは、憲法訴訟、行政訴訟、労働問題及び社会保障等に関する法律問題の理論と実務を学ぶことを目的としている（資料2-13-1 [p.3]）。

各プロジェクトは、教育組織としての機能に加えて研究組織としての機能を併せ持っており、プロジェクトごとに現代的なテーマに関する研究会を開催している。「法務研修」では、これらの研究会を「事前演習」又は「事後演習」として位置付け、学生の参加を求めている。エクスターンの前後にこれらの事前・事後演習に参加することにより、高度な専門知識を身に付けられるようにしている（資料2-13-1 [pp.2-3]）。

イ エクスターンを行う実習先の確保

エクスターンでの実習先については、プロジェクトごとに以下のような基準で選定している。民事系及び刑事系プロジェクトでは、それぞれの分野で全国的に注目を集めた訴訟等を手がけてきた経験豊かな弁護士又は過疎地で市民のために活動している弁護士等に依頼している。企業法務プロジェクトでは、企業の法務部又は企業法務を手がける弁護士に依頼している。公益活動プロジェクトでは、多くの憲法訴訟又は行政訴訟若しくは労働問題又は社会保障に関する訴訟等に携わった経験を有する弁護士等に依頼している。本法学大学院では、開設時に上記の条件に該当する法律事務所及び企業法務部との間に協力関係を構築している。

「法務研修」の開講に当たっては、これらの法律事務所及び企業法務部に対し、当該年度のエクスターンの受入れを打診する。依頼を受けた法律事務所又は企業法務部（「実習依頼先」）は、当該年度の状況に応じて可否を回答する。学生を派遣する「実習先」については、学生が所属を希望するプロジェクトの状況を踏まえ、応諾の回答が得られた実習依頼先（「実習受入先」）の中から決定する。

2013年度には、35か所の「実習依頼先」に学生の受入れを打診し、そのうち28か所を「実習受入先」として確保した。この中から調整を行い、15か所を「実習先」に選定した（表4）。

表4 実習先の確保状況（2013年度）

プロジェクト名	実習依頼先	実習受入先	実習先
民事系プロジェクト	12	10	6
刑事系プロジェクト	8	6	3
企業法務プロジェクト	6	5	2
公益活動プロジェクト	9	7	4
合 計	35	28	15

出典）資料2-13-2に基づき作成。

³ 「12カリキュラム」からは、「社会・労働プロジェクト」と「公益弁護プロジェクト」との統合により、「公益活動プロジェクト」を新設した。

ウ 開講スケジュール

開講に当たってのスケジュールは以下のとおりである。

2年次の第1学期には、5月にガイダンスを開催し、学生は、所属希望プロジェクトに関する申込み用紙を提出する。それを受けて7月に所属プロジェクト及びエクスターンを実施する「実習先」を決定する（資料2-13-1 [p. 10]）。

第2学期には、プロジェクト別の事前演習を開催し、事例検討及び外部講師による講義等を実施する。このほかに、プロジェクト共通の合同事前演習についても開催しており、裁判所及び弁護士会での研修等を実施する。春期休暇には、これらの事前準備を踏まえたエクスターンを実施する（資料2-13-1 [p. 4]）。

3年次には、4月にプロジェクト合同の事後演習として「法務研修事後報告会」を開催し、実習成果を報告させている（資料2-13-1 [p. 11]）。また、実習成果については、「法務研修報告書」の形で書面でも報告させている。提出を受けた「法務研修報告書」については、「法務研修報告集」に取りまとめて公表している（資料2-13-3及び資料2-13-4）。

エ 学修量の確保

学修量の確保状況については、以下のとおりである。エクスターンの期間は2週間であり、土曜日及び日曜日を除けば、実質10日間である（資料2-13-1 [p. 4]）。1日あたりの実習時間としては、6時間を想定していることから、学修量としては60時間を確保している。

オ 成績評価

成績評価の配分比率は、事前・事後演習40%、エクスターン40%、法務研修報告書20%である（資料2-13-1 [p. 11]）。

事前・事後演習及び法務研修報告書の評価については、プロジェクト担当教員が担当する。エクスターンの評価については、実習先での指導を担う「実習担当者」が担当する。実習担当者は、実習課題の成果及び「実習日誌」（資料2-13-1 [p. 24]）等に基づき、受け入れた学生を評価する。プロジェクト担当教員は、これによる評価を踏まえ、総合的な観点から最終評価を行う。

なお、プロジェクト間での調整が必要な場合には、「法務総合プロジェクト運営会議」で審議・決定する。

(2) 責任体制

科目全体の運営に責任を負うのは「法務総合プロジェクト運営会議」である。同会議は、プロジェクト担当教員と教務主任から構成しており（資料2-13-5）、①実習先の決定等の重要事項、②合同事前・事後演習等の各プロジェクトに共通する事項、等を審議・決定している。また、単一科目としての科目内容の統一性及び成績評価の公平性を維持できるよう、プロジェクト間での調整についても行っている。

各プロジェクトの運営に責任を負うのは専任教員を中心とするプロジェクト担当教員である。プロジェクト担当教員は、プロジェクト別の事前・事後演習のコーディネート、実習先との連絡・調整及びエクスターン期間中の巡回指導等を担当している。

エクスターンでの指導に責任を負うのは実習担当者である。実習担当者に対しては、客員教授又は非常勤講師に委嘱することにより、その教育責任を明確にしている。

2013年度の実習担当者及びプロジェクト担当教員については、「2013年度『法務研修』プロジェクト担当教員・実習受入先一覧」（資料2-13-6）を参照されたい。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「法務研修」の内容及び指導上の責任体制に係る点検・評価については、以下のとおりである。

（１）実施内容

実施内容に関して、「法務研修」を４つのプロジェクトに分けて編成している点については、多様な法的課題に対応できる法曹の養成に資する効果が期待できる。

エクスターンを行う「実習先」については、プロジェクトの目的・内容に応じた法律事務所又は企業法務部を選定している。また、入学定員（２５人）を上回る２８か所の「実習受入先」を確保している。したがって、「実習先」の選定状況及び確保状況に問題はない。

スケジュールについては、十分な事前準備及び事後フォローアップに配慮した計画を立て、それを「法務研修ガイド」に明示している。

学修量については、６０時間の授業時間（実習時間）を確保している。

成績評価については、配分比率を明示し、「法務総合プロジェクト運営会議」が、客観性の確保に配慮した調整を行っている。

これらのことから実施内容については適切であると評価できる。

（２）責任体制

責任体制については、「法務総合プロジェクト運営会議」、プロジェクト担当教員及び実習担当者のそれぞれについて、責任範囲が明確化されている。その中でも、特に、科目内容の統一及び成績評価の公平性の確保については、「法務総合プロジェクト運営会議」が責任を負うことが明確になっている。また、エクスターン期間中には、プロジェクト担当教員による学生の巡回指導が行われている。

したがって、明確な責任体制が構築されていると評価できる。

以上を総合すれば、実施内容及び責任体制のいずれについても問題はないといえることから、「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-13-1 龍谷大学法科大学院「2013 年度版 法務研修ガイド」2013 年 5 月【巻末リスト C037】
- 資料2-13-2 龍谷大学法科大学院「2009-2013 年度『法務研修』実習先別受入人数一覧」2014 年 3 月 3 日現在【巻末リスト C042】
- 資料2-13-3 龍谷大学法科大学院法務総合プロジェクト運営会議編「第 6 期（2011-12 年）法務研修報告集」2013 年 1 月【巻末リスト C039】
- 資料2-13-4 龍谷大学法科大学院法務総合プロジェクト運営会議編「第 7 期（2012-13 年）法務研修報告集」2013 年 10 月【巻末リスト C040】
- 資料2-13-5 龍谷大学法科大学院「2013 年度 法務総合プロジェクト運営会議 構成員について」2013 年 4 月 24 日 法務総合プロジェクト運営会議承認【巻末リスト C036】
- 資料2-13-6 龍谷大学法科大学院「2013 年度『法務研修』プロジェクト担当教員・実習受入先一覧」2013 年 9 月【巻末リスト C038】

2-14 実習科目における守秘義務等（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

実習科目での守秘義務等について、「法科院基準」は、「リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが学内の規則で整えられ、かつ、適切な指導が行われている」ことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、以下のとおり対応している。

エクスターンを扱う「法務研修」で守秘義務に違反する行為があった場合、当該行為については、「学則」（資料2-14-1）第46条及び「学生懲戒規程」（資料2-14-2）に基づく懲戒の対象としている。このことは、守秘義務に関する「誓約書」（資料2-14-3 [p. 28]）に明記している。学生は、エクスターンの実施前に、この「誓約書」に署名・押印をして提出する。また、万一、守秘義務違反があった場合の損害賠償責任については、全学生を大学の保険料負担で「法科大学院教育研究賠償責任保険」（日本国際教育支援協会）に加入させることによって担保している（資料2-14-3 [p. 29-31]）。

守秘義務に関する指導については、「法務研修ガイド」に注意事項として明記し、5月に開催するガイダンスで説明している（資料2-14-3 [p. 15]）。また、2年次第1学期開講の「法曹倫理」（必修科目）でも取り上げており、2013年度では第10回を守秘義務にあてている（資料2-14-4 [p. 41]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「法務研修」での守秘義務等への対応に係る点検・評価については以下のとおりである。

守秘義務違反等への対応については、懲戒の対象とすることを学内規程等で明文化している。受講生には「誓約書」の提出を求めることにより、守秘義務の履行を担保している。また、万一への備えとして保険に加入している。

他方で、守秘義務に関する指導については、5月の「ガイダンス」及び「法曹倫理」の授業中に行っている。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切に対応しているといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-14-1 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】

資料2-14-2 「学生懲戒規程」2007年3月27日制定【巻末リストA014】

資料2-14-3 龍谷大学法科大学院「2013年度版 法務研修ガイド」2013年5月【巻末リストC037】

資料2-14-4 龍谷大学法科大学院「2013年度版シラバス」2014年3月【巻末リストC034-1】

2-15 特色ある取り組み（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

教育課程に関する特色ある取り組みとしては、以下の2点が挙げられる。

（１）「龍谷版到達目標」の策定

第一の取り組みとしては、到達目標を意識した教育を行うため、独自の「龍谷版到達目標」の策定に取り組んでいる点が挙げられる。「龍谷版到達目標」の策定については、2011年度から取り組んでおり、これを構成する4つの階層のうち、階層1ないし階層3は、2012年度末までに完成している。2014年度からは、2,300項目を超える「共通到達目標」の全項目を精査した階層4に基づく授業を実施する予定である（評価の視点2-1）。

（２）「法務研修」を基軸とする「理論と実務を架橋」する教育課程の編成

第二の取り組みとしては、実務基礎科目「法務研修」を必修科目とすることにより、「理論と実務を架橋」する教育課程を編成している点が挙げられる。「法務研修」の各プロジェクトは、法律基本科目や、実務基礎科目に加え、基礎・隣接科目や、展開・先端科目とも有機的な連携を構築している。

具体的には、民事系プロジェクトについては、展開・先端科目の「消費者法」、「民事執行・保全法」、「倒産法Ⅰ」及び「倒産法Ⅱ」との関連がある。刑事系プロジェクトについては、基礎・隣接科目の「犯罪学」並びに展開・先端科目の「刑事政策」、「少年法」

及び「矯正・保護実務論」との関連がある。企業法務プロジェクトについては、展開・先端科目の「ITと法」及び「知的財産法」などとの関連がある。公益活動プロジェクトについては、展開・先端科目の「社会保障法」、「労働法Ⅰ」及び「労働法Ⅱ」などとの関連がある。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

教育課程に関する特色ある取り組みに係る点検・評価については、以下のとおりである。

2年以上の歳月をかけて2,300項目を超える「共通到達目標」の全項目を精査した独自の到達目標を策定し、それに基づく教育課程を編成しようとしている点は、本法科大学院ならではの取り組みである。

また、「法務研修」を基軸とし、選択科目を含む多様な科目との間に有機的連携を構築することにより、「理論と実務の架橋」を図っている点についても、本法科大学院ならではの取り組みである。

したがって、いずれも本法科大学院の特色であり、長所であると評価できる。

〔将来への取り組み・まとめ〕

「龍谷版到達目標」の階層4については、評価の視点2-1で既述したとおり、2014年度からの授業内容に反映させ、特色の具現化を図る。「法務研修」を基軸とする「理論と実務の架橋」を図るカリキュラムについては今後も維持・充実を図る。

2- (2) 教育方法等

2-16 課程修了の要件（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

課程修了の要件について、「専門職」第23条は、「3年（括弧内省略）以上在学し、93単位以上を修得する」ことを求めている。また、「法科院基準」は、法令上の基準の遵守に加え、「履修上の負担が過重にならないように配慮」することを求めている。その上で、以下の事項を留意事項に挙げている。

- (1) 修了の認定に必要な単位数が100単位（1年次に履修登録の上限について6単位増の措置を行っている場合、106単位）を超える場合には、特に履修上の過重な負担が生じていないか等に留意する。
- (2) 修了試験を実施している場合、その位置づけや性格を明確にするよう留意する。

これらの点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

(1) 法令上の基準の遵守状況

課程修了に関連し、本法科大学院では、「学位授与の方針」により、以下のとおり修了認定に関する方針を定めている（資料2-16-1 [p. 36]）。

- ・法務研究科を修了し、「法務博士（専門職）」の学位を取得するためには、原則として専門職学位課程に3年以上在学することが必要である。
- ・法務研究科の教育理念に基礎づけられたカリキュラムに従い講義および演習等を受講し、所定の科目について102単位以上を修得するとともに、所定のGPAに達することが必要である。

この方針を踏まえ、「学則」第13条及び別表は、課程修了の要件として、3年以上の在学及び102単位の単位修得を定めている（資料2-16-2）。さらに、「履修細則」第3条第4項、別表2及び別表2の2は、「学則」の規定に加え、科目群・系別に定める修了要件単位数の修得及び「GPA」制度に基づく修了要件の充足が必要となることを定めている（資料2-16-3）。

科目群・系別の修了要件単位数については表5のとおりであり、2012年度以降入学生では、法律基本科目群64単位、実務基礎科目群14単位、基礎法学・隣接科目群6単位、展開・先端科目群18単位の修得を要件としている（表5）。

表5 科目群・系別の修了要件単位数

科目群・系	2012年度以降入学生	2011年度以前入学生
法律基本科目群	64単位	59単位
公法系	16単位	14単位
民事法系	34単位	33単位
刑事法系	14単位	12単位
実務基礎科目群	14単位	17単位
基礎法学・隣接科目群	6単位	6単位
展開・先端科目群	18単位	18単位
合 計	102単位	100単位

出典）資料2-16-4に基づき作成。

GPAによる修了認定基準については1.60である。GPA制度は、前回の認証評価時に採用していた「ポイント制」に替わる制度として、2010年度入学生から導入した制度である（資

料2-16-6)。この制度の導入は、当該制度の積極的な活用を提言する「2009年中教審報告」（資料2-16-5 [p. 19]）を踏まえて行った。

GPAの算出方法については、「履修細則」第7条第4項に定めるとおり、「履修登録を行った各授業科目のグレイドポイントに当該科目の単位数を掛け合わせた値の総和を総登録単位数で除して算出する」ことになっている（資料2-16-3）。グレイドポイントの換算方法については表6のとおりである。

表6 グレイドポイント換算表

評 価	点 数	グレイドポイント
S	90点～100点	4
A	80点～89点	3
B	70点～79点	2
C	60点～69点	1
D	0点～59点	0

出典) 資料2-16-3 (別表4)。

(2) 履修上の負担に対する配慮

履修上の負担について、本法科大学院は、前回の認証評価時の「改善報告書検討結果」により、「学生の履修上の負担への影響については、今後の検証及びその結果に基づいた一層の配慮が望まれる」（資料2-16-7 [p. 20]）との指摘を受けている。そのため、毎年度末に実施している「カリキュラム改革に関するアンケート」の結果を分析し、学生への影響について検証している。

このアンケートでは、「法科大学院で求められる学習量」について、「評価5（多すぎる）」ないし「評価1（少なすぎる）」の5段階での評価を求めている。したがって、2011年度に実施した「09カリキュラム」適用学生（修了要件100単位）に対する調査結果と、2012年度に実施した「12カリキュラム」適用学生（修了要件102単位）に対する調査結果を比較することにより、修了要件単位数の変更がもたらす履修上の負担感への影響を測定することが可能となる。

その結果は表7のとおりである。「09カリキュラム」適用学生の負担感の平均値は全体で3.65であったのに対し、「12カリキュラム」適用学生の負担感、むしろ低下し、3.18となった。また、学年・学期別の負担感では、「09カリキュラム」適用学生には「評価4（やや多い）」を上回る学年・学期があるのに対し、「12カリキュラム」適用学生については、「評価3（適正）」から「評価2（やや少ない）」にかけて分布している（表7）。

表7 カリキュラム改革に係る検証調査結果（2011・2012年度）

学年	コース	2011年度（「09カリキュラム」適用学生）		2012年度（「12カリキュラム」適用学生）	
		第1学期	第2学期	第1学期	第2学期
1	標準	3.00	3.71	3.60	3.50
2	標準	4.25	3.00	—	—
	既修	3.46	4.08	2.44	3.11
3	標準	3.52	4.12	—	—
合 計		3.65		3.18	

出典) 資料2-16-8 及び資料2-16-9 に基づき作成。

(3) 修了試験

修了試験については実施していないため、該当しない。

[点検・評価（長所と問題点）]

課程修了の要件に係る点検・評価については以下のとおりである。

法令上の基準の遵守に関して、在学期間については、「専門職」第23条の規定に合致している。修了要件単位数（102単位）については、「専門職」第23条が定める下限（93単位）を上回り、かつ、「法科院基準」が求める特に留意すべき水準（106単位）には達していない。GPAを活用した修了認定制度についても「2009年中教審報告」の提言に即している。

履修上の負担感については、「カリキュラム改革に関するアンケート」では、過重とはいえないという結果が明らかになった。したがって、現時点では、負担軽減のための更なる配慮措置を講じる必要性については認識していない。ただし、2012年度末のアンケート実施時点においては、「12カリキュラム」の導入から約1年しか経過しておらず、十分な検証ができていないことから、今後も検証を継続する必要がある。

〔将来への取り組み・まとめ〕

今後の取り組みとしては、教務委員会において、毎年度、履修上の負担感に関する検証を継続し、必要に応じて教育課程の改革にフィードバックする。

以上をまとめれば、履修上の負担については、経年変化を観察する必要があるものの、現時点では、おおむね適切に対応しているといえる。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-16-1 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】
- 資料2-16-2 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】
- 資料2-16-3 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定【巻末リストA033】
- 資料2-16-4 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則の一部を改正する細則」2012年1月25日制定【巻末リストA036】
- 資料2-16-5 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」2009年4月【巻末リストL004】
- 資料2-16-6 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則の一部を改正する細則」2011年3月2日制定【巻末リストA035】
- 資料2-16-7 大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月【巻末リストJ002】
- 資料2-16-8 龍谷大学法科大学院「2011年度『カリキュラム改革に関する調査 集計結果』（2009～2011年度入学生対象）」2012年1月25日 教授会報告【巻末リストC004】
- 資料2-16-9 龍谷大学法科大学院「2012年度『カリキュラム改革に関する調査 集計結果』（2012年度入学生対象）」2013年4月1日 教授会報告【巻末リストC006】

2-17 履修科目登録の上限（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

履修科目登録の上限について、「告示第53号」第7条は、「1年につき36単位を標準として定める」ことを求めている。また、「法科院基準」は、この規定の解釈指針として、以下の基準を示している。

- ・ 1年次：36単位に加えて法律基本科目に当たる科目6単位の総計42単位まで
- ・ 2年次：36単位まで
ただし、法学既修者として2年次に入学した者が、法学既修者認定に際して免除科目とならなかった法律基本科目にあたる科目を修得する場合には、これらの科目を最大6単位まで加え、42単位まで
- ・ 3年次：44単位まで

この点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

履修科目登録の上限については、「履修細則」（資料2-17-1）第6条第1項及び第2項に定めており、入学年度別の設定状況については表8のとおりである。上限については36

単位を標準としているものの、2012年度以降入学生については、1年次の上限を42単位としている（表 8）。その理由は、評価の視点2-1で記述したとおり、「12カリキュラム」での1年次配当法律基本科目の6単位増（資料2-17-2）に対応するためである。また、2012年度以降入学生の3年次での上限について、幅広い選択科目を履修できるよう、法学既修者以外についても44単位に変更している（表 8）。

他方で、集中講義科目で開講される科目並びに「法務研修」及び「法務演習」については、2011年度入学生までは年間登録制限の対象外としていた。しかし、2012年度以降入学生からは、「履修細則」の改正により、集中講義科目で開講される科目及び「法務研修」については、制限に含めている（資料2-17-3）。

これは、「2009年度認証評価結果」の「勧告」の第2項目として、これらの科目を対象外としている点は適切でない（資料2-17-4 [pp. 19-20]）との指摘を受けたためである。この変更により、2012年度以降入学生においては、随意科目（「法務演習」）のみが登録制限に含まれない科目となっている。ただし、評価の視点2-1で既述したとおり、2014年度入学生からは、すべての「法務演習」を廃止する予定である（資料2-17-5）。これに伴い、2013年度第22回教授会（2014. 2. 5開催）で、登録制限外の対象科目の設定に係る「履修細則」の改正についても承認済みである（資料2-17-6）。この改正により、2014年度入学生からは、年間登録制限単位数に含まれない科目はなくなる予定である（資料2-17-7）。

表 8 入学年次別年間登録制限単位数一覧

年次	2012 年度以降入学生	2011 年度以前入学生
1	42	36
2	36	36
3	44	36（法学既修者のみ 44）

注1）2011 年度以前入学生に関して、集中講義で開講される科目並びに「法務研修」及び「法務演習」については上記の制限単位数から除く。

注2）2012 年度以降入学生に関して、「法務演習」については上記の制限単位数に含めない。

出典）資料 2-17-3 に基づき作成。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

履修科目登録の上限については、「告示第53号」第7条の解釈指針を示す「法科院基準」が求める範囲内で設定していることから適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-17-1 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005 年4月4日制定【巻末リスト A033】
- 資料2-17-2 龍谷大学法科大学院「学則変更について（提案）」2012 年1月11日 教授会承認【巻末リスト C001】
- 資料2-17-3 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則の一部を改正する細則」2012 年1月25日制定【巻末リスト A036】
- 資料2-17-4 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果」2010 年3月【巻末リスト J001】
- 資料2-17-5 龍谷大学法科大学院「法科大学院 2014（平成 26）年度専門職大学院学則変更の趣旨」2014 年1月8日 教授会承認【巻末リスト C009】
- 資料2-17-6 「2013 年度第 22 回（200 回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2014 年2月5日開催【巻末リスト B013】
- 資料2-17-7 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則の一部を改正する細則」2014 年2月5日制定【巻末リスト A037】

2-18 他の大学院で修得した単位等の認定（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

他の大学院で修得した単位の認定について、「専門職」第21条第1項は、以下のとおり取り扱うことを認めている。

法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第13条第1項の規定にかかわらず、30単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

また、他の大学院のうち、外国の大学院で修得した単位の認定について、「専門職」第21条第2項は、以下のとおり取り扱うことを認めている。

前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

他方で、「法科院基準」は、他の大学院で修得した単位等の認定を行うに当たり、「当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意」することを求めている。

これらの点に関する本法科大学院の取扱いについては以下のとおりである。

（１）法令上の基準の遵守状況

法令上の基準の遵守状況については以下のとおりである。

他の大学院で修得した単位の認定について、「学則」第8条第1項は、「教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院と予め協議のうえ、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる」こと及び「本学大学院研究科の授業科目の履修についても、これに準ずる」ことを定めている。同条第2項は、前項の規定に基づき修得した単位について、「本学当該専門職大学院において修得したものとして認定することができる」ことを定めている。

外国の大学院で修得した単位の認定について、「学則」第9条は、「外国の大学院で学修すること（日本国内における通信教育を含む）を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる」ことを定めている。

他大学院で修得した科目の認定単位数について、「学則」第11条第2項は、①他大学院での履修科目、②留学による修得科目、③入学前の既修得科目及び④法学既修者認定科目を併せて30単位を超えないこととすることを定めている（資料2-18-1）。

（２）教育水準及び教育課程としての一体性の保持に対する配慮状況

教育水準及び教育課程としての一体性の保持に関連する規定については以下のとおりである。

他法科大学院での履修について、「履修細則」第8条第1項は、「大学間協議に基づき、他の法科大学院の授業を履修することができる」ことを定めている。その上で、同条第2項は、他の法科大学院の授業科目を履修することができる単位数について、年間4単位を上限とし、通常の履修登録による単位数と合わせて1年間に36単位を超えることはできな

いことを定めている。さらに同条第3項では、「第1項の規定により修得した単位のうち4単位を選択科目のうち所定の科目群の修了要件の単位に含めることができる」ことを定めている（資料2-18-2）。

このように、「履修細則」では、他法科大学院科目の履修について、教育水準及び教育課程としての一体性を保持できるよう、対象となる大学院の種別、事前の手續、上限単位数及び認定対象科目の分野等について、詳細に規定している。

なお、本法科大学院での年間登録制限単位数は、「履修細則」第6条第1項により、1年次では42単位、2年次では36単位、3年次では44単位が上限である（評価の視点2-17）。しかし、他大学院での履修を行う場合には、既述のとおり、同細則第8条第2項により、一律36単位に制限されることとなる。このように取扱いが異なる理由は、以下のとおりである。当初、本法科大学院の年間登録制限単位数については、全学年で36単位であったが、2012年度入学生から、1年次及び3年次について変更した。この際、合わせて他法科大学院履修の登録制限についても変更しておくべきところ、これがなされなかった。この点については、2013年度第22回教授会（2014.2.5開催）にて第8条第2項の改正を承認済みである（資料2-18-3）。この改正により、2014年度からは第6条第1項の単位数に統一される予定である（資料2-18-4）。

（3）単位認定の実績

本法科大学院が他法科大学院との間で大学間協議に基づく協定等を締結した実績はなく、他法科大学院での履修によって修得した科目の単位を認定した実績もない。今後、大学間協議を行う際には、本法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう留意の上、教授会で審議・決定する。学生が他法科大学院での履修によって単位を修得した場合には、学生からの申請を教務委員会で審査の上、教授会で審議・決定する。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

他の大学院で修得した単位等の認定状況に関する点検・評価については、以下のとおりである。

法令上の基準の遵守については、本法科大学院の修了要件単位数は102単位であるため、その2分の1の51単位が認定上限となる。これに対して他大学院で修得した科目の単位認定については、外国の大学院での履修科目、入学前の既修得科目及び法学既修者認定科目と合わせて30単位を上限としている。

教育水準及び教育課程としての一体性の保持については、他大学院での履修に当たり当該他大学院との事前協議を要件とし、その対象となる大学院を法科大学院に限っている。また、1年間に他大学院で履修できる単位数の上限を定め、選択科目に限り単位認定することになっている。

また、単位認定の申請があった場合の手續についてもあらかじめ定めている。

以上を総合すれば、「専門職」第21条第1項及び「法科院基準」に照らして適切であるといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-18-1 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】

資料2-18-2 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定【巻末リストA033】

資料2-18-3 「2013年度第22回（200回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2014年2月5日開催【巻末リストB013】

資料2-18-4 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則の一部を改正する細則」2014年2月5日制定【巻末リストA037】

2-19 入学前に修得した単位等の認定（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

入学前の既修得単位等の認定について、「専門職」第22条第1項は、「教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす」ことを認めている。この規定により修得したものとみなすことのできる単位数について、同条第2項は、編入学、転学等の場合を除き、第22条第1項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとするを求めている。

この点に関して本学では、「学則」第10条第1項で「本学又は他大学の大学院各研究科を修了又は退学し、本学専門職大学院に入学した者について教育上有益と認めるときは、既に当該の大学院で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学当該専門職大学院において修得したものと認定することができる」ことを定めている。また、入学前の既修得科目の認定単位数について、「学則」第11条第2項は、①他大学院での履修科目、②留学による修得科目、③入学前の既修得科目及び④法学既修者認定科目を併せて30単位を超えないこととするを定めている（資料2-19-1）。

「学則」第10条第1項に基づく単位認定を希望する学生は、「学業成績証明書」及び「認定を希望する科目のシラバス等」を添えて申請することになっている（資料2-19-2[p.3]）。

なお、前回の認証評価以降、すなわち2009年度から2013年度までの間に入学前に修得した科目の認定申請がなされた実績はない。申請があった場合には、提出書類に基づく審査を教務委員会で行い、教授会で審議・決定する。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

入学前に修得した単位等の認定については、他の大学院での履修科目、留学による修得科目及び法学既修者単位認定科目と合わせて30単位を上限としている。したがって、「専門職」第22条第1項に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-19-1 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】

資料2-19-2 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】

2-20 在学期間の短縮（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

入学前の既修得単位認定者に対する在学期間の短縮について、「専門職」第24条は、「当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなす」ことを認めている。また、「法科院基準」は、在学期間の短縮を行う際には、適切な基準及び方法により、その認定を行うことを求めている。

この点に関して本学では、「学則」第13条第2項で、「入学前の既修得単位を認定された者又は法務研究科における法学既修者については、1年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる」ことを定めている（資料2-20-1）。このうち、入学前の既修得単位については、評価の視点2-19で既述したとおり、認定の実績はない。したがって、これが前提となる在学期間の短縮についても認定の実績はない。申請がなされた場合には、教務委員会での審査を行い、教授会で審議・決定する。審査では、単位認定を受けた科目でもって、2年次への進級要件を充足できるかどうかといった基準に基づき、検討することになる。

法学既修者認定に伴う在学期間の短縮については、評価の視点2-21で後述する。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

入学前の既修得単位認定者に対する在学期間の短縮については、1年を超えない範囲と定めていることから、「専門職」第24条の規定に照らして適切である。認定の基準及び方法についても「法科院基準」に照らして特に問題はないものと認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-20-1 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】

2-21 法学既修者の課程修了の要件（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

法学既修者の課程修了の要件について、「専門職」第25条は、「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（括弧内省略）に関しては、第23条に規定する在学期間については1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなす」ことを認めている。

この点に関して本学は、法学既修者の在学期間の短縮について、「学則」第13条第2項で、1年を超えない範囲で短縮することができることを定めている（資料2-21-1）。これを受け、「履修細則」第9条の2は、「法学既修者については、入学時点において、既に法科大学院に1年間在学したものとみなし、入学初年度から2年次生として扱う」（資料2-21-2）ことを定めている。

次に、法学既修者の単位認定について、本学では、「学則」第10条第2項で、「法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下「法学既修者」という。）については、30単位を超えない範囲で、本学法務研究科において修得したものと認定することができる」ことを定めている（資料2-21-1）。この規定に基づき、本法科大学院では、「既修コース型入試」による入学生に対して、1年次配当の法律基本科目の一部（計30単位）を一括して単位認定している。その内訳は、「民法Ⅰ（民事基礎法）」（4単位）並びに「憲法Ⅰ（人権）」、「憲法Ⅱ（統治）」、「憲法Ⅲ（憲法訴訟）」、「民法Ⅱ（契約法）」、「民法Ⅲ（損害賠償法）」、「民法Ⅳ（物権法・不動産法）」、「民法Ⅴ（金融担保法）」、「民法Ⅵ（家族法）」、「刑法Ⅰ（総論1）」、「刑法Ⅱ（各論）」及び「刑法Ⅲ（総論2）」（各2単位・計26単位）並びに「会社法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅰ」及び「刑事訴訟法Ⅰ」（各2単位）のうち、入試での選択科目に対応する2科目（計4単位）である（資料2-21-3 [p.3]）。

これらの取扱いにより、2年間での修了を可能としている。

なお、法学既修者に係る単位認定の詳細については、評価の視点4-9を参照されたい。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

在学期間の短縮については、1年を超えない範囲とし、単位認定についても30単位を超えない範囲としていることから、「専門職」第25条の規定に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-21-1 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】

資料2-21-2 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定【巻末リストA033】

資料2-21-3 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】

2-22 履修指導の体制（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

履修指導の体制について、「法科院基準」は、法学未修者及び法学既修者それぞれに応じた体制を整備し、効果的に行うことを求めている。ただし、入学前の学習指導（入学後のカリキュラム履修の円滑さを促進するガイダンスの程度を超えて、実質的には入学後のカリキュラムの一部として実施すべきものを前倒しして実施しているもの）を実施している場合、その実施規模や内容に留意することを求めている。

この点に関して本法科大学院が実施している履修指導の体制及び内容については以下のとおりである。

（１）入学予定者を対象とする履修指導

入学予定者を対象とする履修指導については、教務委員会が所管し、入試・広報委員会と連携して実施する体制を整備している。

実施内容としては、自主学習を支援するための入学前教育を提供している（資料2-22-1 [p. 3]）。この取り組みについては、2013年度（実施：2012年度）入試から実施しており、初年度の実施スケジュールは表 9のとおりである。

なお、入学前教育への出席は任意であり、出席者数については表 10のとおりである。

ア 前期日程（2012年8月25日及び26日実施）合格者を対象とする取り組み

法学既修者及び法学未修者の両方に共通する取り組みとして、到達目標を意識した準備学習の早期開始を促すため、2012年10月6日に「合格者の集い」を開催し、「共通到達目標」の配付・説明などを行った（資料2-22-2 [p. 8]）。また、同年12月15日には、科目別の学習方法や参考文献についてアドバイスするため、「学習ナビゲーター2013」を作成・送付した（資料2-22-3及び資料2-22-4）。

これらに加えて法学未修者に対しては、法律学を学ぶために必要となる基礎知識を修得させるため、「リーガルリテラシー講習会」を開講した。開講テーマは、「法情報入門」（2コマ）、「法律文章を読む」（3コマ）及び「法律文章を書く」（3コマ）の3テーマであり、2012年10月6日、20日及び11月3日の3日間にわたって開講した（資料2-22-1 [pp. 5-7] 及び資料2-22-5）。

イ 後期日程（2013年2月2日及び3日実施）合格者を対象とする取り組み

後期日程の合格者に対しては、2013年2月15日の合格発表後、直ちに「学習ナビゲーター2013」を送付し（資料2-22-6）、3月15日には「リーガルリテラシー講習会」を開講した。ただし、「リーガルリテラシー講習会」については、入学までの期間が短いことから、開講テーマ及び時間数を削減して開講した（資料2-22-7 [pp. 3-4]）。

なお、入学予定者に対する履修指導に関連し、中央教育審議会 大学分科会 法科大学院特別委員会 法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループは、「入学が内定している者に対し、入学前ガイダンスの実施や入門用の基本書・教材の紹介及び学修の奨励など事前準備に取り組んでいく必要がある」旨、提言している（資料2-22-8 [p. 12]）。

表 9 2013 年度入試での入学前教育実施スケジュール

	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
前期日程 入試	入試実施	合格発表	合格者の集い(共通)	学習ナビゲーター発送(共通)				
			リーガルリテラシー講習会(標準)					
後期日程 入試	入試実施	合格発表	学習ナビゲーター発送(共通)				リーガルリテラシー講習会(標準)	

出典) 資料 2-22-1 [p. 4]、資料 2-22-4、資料 2-22-6、資料 2-22-7 [p. 3] 及び資料 2-22-9 [p. 4] に基づき作成。

表 10 入学予定者を対象とする履修指導出席状況一覧 (2013 入試年度)

名 称	開催 年月日	主たる対象	出席 者数	備考
合格者の集い	2012. 10. 6 (土)	前期入試の合格者で入学 手続 I を完了した者 (14 人)	12	
リーガルリテラシー講習会 第 1 回法情報入門	2012. 10. 6 (土)	前期・標準コース型入試 の合格者で入学手続 I を完了した者 (9 人)	11	出席者には既修コース型 入試合格者で出席を希望 した者 (5 人) を含む。
リーガルリテラシー講習会 第 2 回法律文章を読む	2012. 10. 20 (土)		4	
リーガルリテラシー講習会 第 3 回法律文章を書く	2012. 11. 3 (土)		6	出席者には既修コース型 入試合格者で出席を希望 した者 (4 人) を含む。
リーガルリテラシー講習会 後期・第 1 回法律文章を書く	2013. 3. 15 (金)	後期・標準コース型入試 の合格者で入学手続を 完了した者 (2 人)	2	出席者には前期・標準コース 型入試合格者で出席を希望 した者 (1 人) を含む。
リーガルリテラシー講習会 後期・第 2 回法律文章を書く	2013. 3. 15 (金)		1	

出典) 「2013 年度入学予定者を対象とする履修指導関連企画出欠一覧」(法科大学院教務課保管資料) に基づき作成。

(2) 新入生を対象とする履修指導

新入生を対象とする履修指導の所管は教務委員会である。その実施内容については以下のとおりである。教務委員会では、入学式から授業開始までの間に「新入生オリエンテーション期間」を設け(資料2-22-10)、コース(標準・既修)別の「履修ガイダンス」を開催している(資料2-22-11及び資料2-22-12)。さらに標準コース生に対しては、憲法、民法及び刑法の3科目について、「未修者のための導入教育」を開講している(資料2-22-13)。講師は各科目の授業担当者であり、各科目3コマずつの開講である。

(3) 在学生に対する履修指導

在学生に対する履修指導については、教務委員会が3月の成績配付直後に「履修ガイダンス」を開催している(資料2-22-14及び資料2-22-15)。その後、授業開始までの間には専任教員による「学修相談期間」を設け、学生からの質問及び相談に個別対応している(評価の視点2-23)。

なお、「学修相談期間」は、9月の第1学期成績配付から第2学期授業開始までの期間にも設けている(評価の視点2-23)。

(4)「法科院基準」が求める留意事項についての対応

「リーガルリテラシー講習会」及び「未修者のための導入教育」では、いずれでも入学後のカリキュラムの一部として実施するべき内容を扱わないこととしている。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

履修指導の体制に係る点検・評価については以下のとおりである。

入学予定者に対する履修指導については、入学前教育を提供し、そこでは、「法科院基準」が求めるとおり、入学後のカリキュラムの一部として実施するべきものを扱わないようにしている。また、この取り組みは、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会のワーキング・グループによる提言にも即している。

新入生に対する履修指導については、コース別に「履修ガイダンス」を開催しており、「未修者のための導入教育」についても開講している。

在学生に対する履修指導については、コース別の取り組みを行っていないものの、「学修相談期間」を設定し、個別指導の形式により、個々の学生に応じた相談・質問対応を行っている。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切であるといえる。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-22-1 龍谷大学法科大学院「入学前教育プログラム 2013 入学予定者のみなさんへ」2012 年 9 月【巻末リスト C064】
- 資料2-22-2 龍谷大学法科大学院「2013 年度前期入学試験『合格者の集い』」2012 年 10 月 6 日開催【巻末リスト C066】
- 資料2-22-3 龍谷大学法科大学院「学習ナビゲーター2013 入学までの時間を有意義に過ごすために」2012 年 12 月【巻末リスト C067】
- 資料2-22-4 『『学習ナビゲーター2013』の送付について』2012 年 12 月 15 日付け文書【巻末リスト C070】
- 資料2-22-5 龍谷大学法科大学院「リーガルリテラシーテキスト 2013」2012 年 9 月【巻末リスト C065】
- 資料2-22-6 「書類送付のご案内」2013 年 2 月 15 日付け文書【巻末リスト C071】
- 資料2-22-7 龍谷大学法科大学院「入学前教育プログラム 2013 入学予定者のみなさんへ【後期入試合格者用】」2013 年 2 月【巻末リスト C068】
- 資料2-22-8 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」2012 年 11 月【巻末リスト L005】
- 資料2-22-9 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月【巻末リスト E016】
- 資料2-22-10 龍谷大学法科大学院「2013 年度 法科大学院新学期のスケジュール」2013 年 3 月 12 日現在【巻末リスト C017】
- 資料2-22-11 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修ガイダンス [標準コース新入生]」2013 年 4 月 1 日開催【巻末リスト C020】
- 資料2-22-12 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修ガイダンス [既修コース新入生]」2013 年 4 月 1 日開催【巻末リスト C021】
- 資料2-22-13 龍谷大学法科大学院「2013 年度『未修者のための導入教育』レジュメ集」2013 年 3 月【巻末リスト C069】
- 資料2-22-14 龍谷大学法科大学院「法科大学院 履修ガイダンス資料（新 2 年次生）」2013 年 3 月 13 日開催【巻末リスト C018】
- 資料2-22-15 龍谷大学法科大学院「法科大学院 履修ガイダンス資料（新 3 年次生）」2013 年 3 月 13 日開催【巻末リスト C019】

2-23 教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援（レベル I O）

〔現状の説明〕

教員による学習相談について、「法科院基準」は、オフィスアワーの設定等によって、相談体制を整備するとともに、効果的な実施を求めている。

この点に関して、本法科大学院では、オフィスアワーに加え学修相談期間及び学習相談員制度の3種類の体制を整備し、それぞれについて、以下のとおり実施している。

ア オフィスアワー

オフィスアワーについては、学生の学習状況に合わせた個別指導を行い、授業内容についての確実な理解が得られるよう、専任教員全員が設けている（資料2-23-1 [p.15]）。その設定時間等の詳細については、掲示等によって学生に周知している（資料2-23-2及び資料2-23-3）。

ただし、2013年5月1日時点では、オフィスアワーの利用状況については把握していなかった。そのため、教務委員会で検討した結果、2013年12月実施分からは、全専任教員に、課外学習指導全般に係る「月報」の提出を求める方針を定め、2013年度第16回教授会（2013.11.13開催）の承認を得た（資料2-23-4及び資料2-23-5）。

イ 学修相談期間

学修相談期間については、各学期の成績配付から次学期の授業開始までの期間に全専任教員が設けている。学生は、この期間に各教員の研究室を自由に訪問し、新学期を迎えるに当たっての学習上の悩み等を教員に相談できるようにしている（資料2-23-6及び資料2-23-7）。

また、この期間には、4人の教務委員が分担し、成績不振者（原級留置、修了延期決定者又はこれらが見込まれる者等）に対する個別指導を行っている。対象学生数の推移は表11のとおりであり、毎学期10人程度が対象となっている（表11）。

成績不振者に対する面談実施の流れは以下のとおりである。対象者には、法科大学院教務課が面談の実施を通知する。通知を受けた学生は、あらかじめ成績不振の理由について、自己分析を行い、その結果を記入した「学修面談票」（資料2-23-8）を担当教務委員に提出する。担当教務委員は、学生と面談を行った上で、「学修面談票」に所感を追記し、法科大学院教務課に提出する。提出された「学修面談票」については集約の上、教務委員会で確認している。

表 11 成績不振者学習指導対象者数一覧（2012-2013 年度 [第1学期]）

年度	時期	1 年次生	2 年次生	3 年次生	合計
2012	第 1 学期終了時	7	2	2	11
	第 2 学期終了時	4	4	3	11
2013	第 1 学期終了時	3	3	5	11

出典）教務委員会資料（法科大学院教務課保管）に基づき作成。

ウ 学習相談員制度

学習相談員制度については、学生及び修了生一人ひとりに対して、より緊密な相談対応や学修支援を行うために導入している（資料2-23-1 [p.15]）。学習相談員の役割を担うのは、すべての専任教員であり、制度の対象はすべての在学生及び修了生である。

学習相談員制度の利用希望者は、指導を希望する教員を指名することになっており、指名については、法科大学院教務課で随時受け付けている。しかし、2011年度までは、学習相談員を指名する学生がほとんどいない状況が続いていた。

このような状況を踏まえ、教員との接点を維持しづらい修了生に向けた改善方策を講じることにした。具体的には、2012年度の研究生募集時から、出願書類に学習計画の記入欄及び学習相談員の指名欄を追加した（資料2-23-9及び資料2-23-10）。次に、2012年10月には、修了を控えた3年次生を対象とし、期間を定めて学習相談員を指名するよう、呼びかけを行った（資料2-23-11）。その上で、翌2013年度からは、学習計画に係る学習相談員の承認を受けることを研究生の出願要件とした（資料2-23-12）。さらに6月には、時期を早

めて3年次生に対する指名の呼びかけを行うこととし、2013年度第8回教授会（2013.6.19開催）の承認を得た（資料2-23-13）。また、併せて以下のとおり学習相談員の指導内容についても明確化した（資料2-23-14）。

1) 個別科目の指導

学生の得意科目の伸長と苦手科目の克服を図るため、担当科目における論述能力の向上や、基礎知識の徹底に関する自主ゼミ指導または個別指導等を行う。

2) その他の学習相談対応

種々の学習上の悩みについて、相談に応じ、アドバイスをを行う。また、担当科目以外の科目についての指導ニーズがある場合には、適宜、他の教員等への橋渡しを行う。

これらの取り組みにより、学習相談員制度の利用者数は、2013年度第1学期末の時点で、在学生が27人、修了生が97人となっている（資料2-23-15）。

なお、学習相談員の指導内容及び指導実績については把握できておらず、既述のとおり、「月報」（資料2-23-5）の提出を求めることによって改善を図っているところである。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

教員による学習相談体制については、オフィスアワーの設定に加え、学修相談期間及び学習相談員制度を設けている。また、これらには、専任教員全員が対象となっていることから、適切に対応しているものと認識している。ただし、これらの取り組みでの相談内容の把握については、「月報」の提出等を通じて着手したところである。したがって、このような取り組みを通じ、これらの支援の効果を検証することが課題である。

〔将来への取り組み・まとめ〕

将来への取り組みとしては、教務委員会において、「月報」等の内容を把握・検証し、必要に応じて改善策を検討する。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-23-1 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】
- 資料2-23-2 龍谷大学法科大学院「2013年度 前期 オフィスアワー開設時間」2013年2月27日 教授会報告【巻末リストC045】
- 資料2-23-3 龍谷大学法科大学院「2013年度 第2学期 オフィスアワー開設時間」2013年8月28日 教授会報告【巻末リストC051】
- 資料2-23-4 「2013年度第16回（194回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013年11月13日開催【巻末リストB010】
- 資料2-23-5 龍谷大学法科大学院「課外学習指導（オフィスアワー・学習相談員等）月報（様式）」2013年11月13日 教授会承認【巻末リストC055】
- 資料2-23-6 龍谷大学法科大学院「2013年度 前期開始前の学修相談日程表」2013年2月27日 教授会報告【巻末リストC046】
- 資料2-23-7 龍谷大学法科大学院「2013年度 第2学期授業開始前の学修相談日程表」2013年8月28日 教授会報告【巻末リストC052】
- 資料2-23-8 龍谷大学法科大学院「学修面談票（様式）」2013年8月28日 教授会承認【巻末リストC053】
- 資料2-23-9 龍谷大学法科大学院「2012年度から研究生願書の様式が変わります。」2012年1月27日付け掲示【巻末リストC085】
- 資料2-23-10 龍谷大学法科大学院「2013年度龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）研究生願書〔1年間・1学期(前期)用（様式）〕」2013年2月6日 教授会承認【巻末リストC088】
- 資料2-23-11 龍谷大学法科大学院「学習相談員を活用しましょう」2012年10月25日付け掲示【巻末リストC043】

- 資料2-23-12 龍谷大学法科大学院「2013年度から研究生出願時の手続きが変わります」2013年2月14日付け掲示【巻末リストC087】
- 資料2-23-13 「2013年度第8回(186回)法科大学院教授会議事録(一部抜粋)」2013年6月19日開催【巻末リストB006】
- 資料2-23-14 龍谷大学法科大学院「修了年次生対象学習相談員の指名受付について(提案)」2013年6月19日 教授会承認【巻末リストC047】
- 資料2-23-15 龍谷大学法科大学院「2013年度 学習相談員の配置状況一覧」2013年9月30日現在【巻末リストC048】

2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施(レベルⅡ〇)

[現状の説明]

アカデミック・アドバイザーやTA等による相談体制について、「法科院基準」は、これらを整備の上、適切な学習支援を実施することを求めている。

この点に関して本法科大学院では、アカデミック・アドバイザーに該当する制度として、「法務研究科チュートリアル・スタッフ規程」に基づく「TS制度」を設けている(資料2-24-1)。また、TAについては、「ティーチング・アシスタント規程」に基づき体制を整備している(資料2-24-2)。さらに、ロー・ライブラリアンについても配置している。

これらのスタッフによる学習支援の現状については以下のとおりである。

(1) チュートリアル・スタッフ(TS)による学習支援

TSの体制について、2009年度の「点検・評価報告書」では、「将来への取り組み・まとめ」で、TSが不足気味であるという問題点を指摘し、適任者の発掘に取り組む旨を記述した。その後、TS制度の拡充に努めた結果、2013年度には在学者数56人に対して17人のTSを確保することができた。TSとしての採用対象者は原則として弁護士であり、本法科大学院の修了生を中心に採用している(資料2-24-3)。

TSによる学習支援の概念については図2のとおりである。授業の補充を通じ、「市民のために働く法律家」の養成に資することを目的とする体系的なプログラムを編成している。

プログラムを構成するゼミ・個別指導は、基礎力確認テスト、法文書作成力確認テスト、科目別ゼミ、論述演習ゼミ、メンター個別指導及びコーチング個別指導であり、それぞれの内容は以下のとおりである。

基礎力確認テストは、法律基本科目に関する基礎知識の定着度合いを測定するためのテストである。試験では正誤問題及び穴埋め問題等を使用しており、出題及び採点をTSが担当している(資料2-24-4 [p.6])。法文書作成力確認テストは、文書作成能力の養成を目的としており、論述式試験及び解説講義から構成している。TSは、出題、採点及び解説講義を担当している(資料2-24-4 [pp.7-8])。

なお、基礎力確認テスト、法文書作成力確認テストのいずれについても、メンター個別指導(後述)を通じて採点結果のフィードバックを行っている。

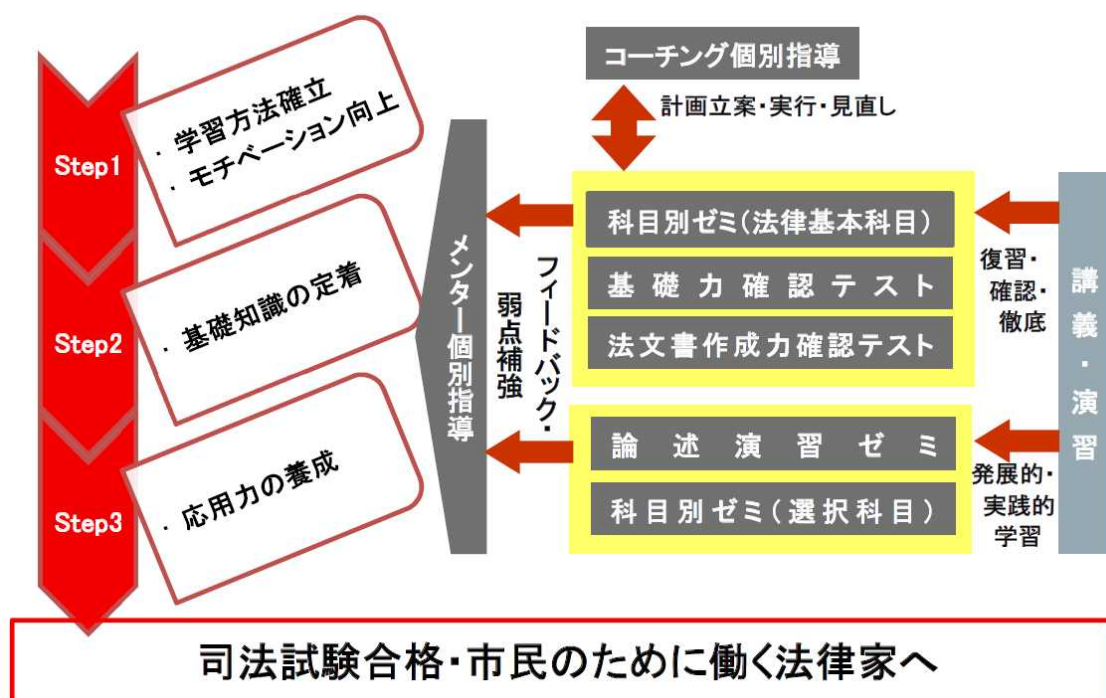


図 2 TS ゼミ開講概念図

出典) 資料2-24-4 [p. 4]。

科目別ゼミは、授業を補完し基礎知識の定着を目指すゼミである。第1学期には、1年次向けとしては、憲法、民法（民事基礎法）、民法（契約法）及び刑法に関する4クラスを開講している。2年次向けとしては、行政法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法に関する4クラスを開講している。3年次向けとしては労働法、倒産法及び租税法に関する3クラスを開講している（資料2-24-4 [pp. 17-23]）。

第2学期には、1年次向けとしては、憲法、民法（損害賠償法・物権法・不動産法）、民法（金融担保法・家族法）、刑法及び民事訴訟法に関する5クラスを開講している。2年次向けとしては、行政法に関する1クラスを開講している。3年次向けには労働法及び租税法に関する2クラスを開講している（資料2-24-5 [pp. 8-12]）。

論述演習ゼミは、事例問題の検討を通じて事例解析能力、法解釈・適応能力及び論述能力の養成を目的とするゼミである（資料2-24-4 [pp. 24-25]）。

メンターとは、学生にとって「良き指導者」、「良き理解者」あるいは「良き支援者」としての役割を果たす人物を意味する。本法科大学院では、自らも法科大学院を修了し、新司法試験に合格した体験を有するTSがメンターを務めている。メンターは、1週当たり45分の個別指導により、以下のような指導を行う（資料2-24-4 [pp. 9-16]）。

- ① 指導対象学生の弱点分析と克服方法のアドバイス
- ② 基礎力確認テストのフィードバック
- ③ 法文書作成力確認テストのフィードバック
- ④ 授業、科目別ゼミ及び論述演習ゼミ等のフォローアップ
- ⑤ ゼミ選択のアドバイス（受講しすぎによる「消化不良」の防止）
- ⑥ 学習上の質問・相談対応

コーチング個別指導は、知識獲得型のゼミとは異なり、目標達成のための計画立案、実施、見直しというプロセスを理解させることを目的としている。この個別指導では、担当

TSがコーチ役となり、勉強方法や、モチベーションアップの方法等を指導している（資料2-24-4 [pp. 26-27]）。

各ゼミ・個別指導の開講状況及び受講状況は、「2013年度 第1学期 TSゼミ・個別指導受講状況一覧」（資料2-24-6）のとおりである。TSによる指導の中核となる「メンター個別指導」に関しては、全学生の62.3%が受講し、出席率については98.1%となっている。

ゼミ・個別指導の状況については、「TS会議」によって把握している。この会議は、教務委員会の下、年次別に設置され、月1回程度の頻度で学生の学習状況の把握及びゼミ運営の改善のための意見交換等を行っている。各TSは、指導対象学生の年次に応じてひとつ又は複数のTS会議に所属することになっている。すべての会議には、1人又は2人の専任教員がスーパーバイザーとして参画し、TSへの助言等を行っている（資料2-24-4 [p. 4]）。

（2）ティーチング・アシスタント（TA）による学習支援

TAについては、専任教員の指示の下、授業に必要な資料収集及び学生からの質問取次ぎ等を行う教育補助員として配置している。TAの配置対象科目は、原則として法律基本科目及び実務基礎科目のうち、「民事実務総合演習Ⅰ」、「民事実務総合演習Ⅱ」及び「刑事実務総合演習」である。TAを務める資格を持つのは授業担当者の推薦を受けた研究生である。2013年度第1学期には対象となる延べ26クラスのうち、22クラスに各1人を配置した（資料2-24-7）。第2学期には延べ28クラスのうち、24クラスに各1人を配置した。また、これに加えて展開・先端科目にも2人を配置した（資料2-24-8）。

TAの採用については以下の流れで行っている。TAの配置を希望する授業担当者は、研究生の中から候補者を決定し、教務委員会に推薦する。候補者の決定に当たっては、各授業担当者が希望者を公募し、応募者の中から選考することが基本になっている（資料2-24-9）。教務委員会では、各授業担当者から推薦のあった候補者を審査し、教授会で採用者を審議・決定する。

（3）ロー・ライブラリアンによる学習支援

学習に必要な法情報の収集に関する学生からの相談に対応するため、法科大学院教務課にロー・ライブラリアンの役割を担う嘱託職員を配置している。当該職員は深草図書館分室に常駐し、修士（法学）の学位及び図書館司書の資格を生かした相談対応を行っている。また、学生の予習に役立てるため、夏期・春期の長期休暇ごとに発刊している「龍谷大学法科大学院『ローライブラリーだより』」の編集についても担当している（資料2-24-10）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

TS、TA及びロー・ライブラリアンによる相談体制の整備並びに学習支援の実施状況に係る点検・評価については以下のとおりである。

TS制度については、56人の在学者に対して17人のTSを配置し、様々な自主ゼミ指導及び個別指導を行っている。また、これらの各種指導については多くの学生に利用されている。TAについては、26の対象科目・クラスに22人のTAを配置し、授業の補助を行っている。ロー・ライブラリアンについては、専門知識を生かした相談対応及び情報発信を行っている。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切に対応しているものと認識している。

〔根拠・参照資料〕

資料2-24-1 「法務研究科チュートリアル・スタッフ規程」2005年2月10日制定【巻末リストA012】

資料2-24-2 「ティーチング・アシスタント規程」2004年7月8日制定【巻末リストA011】

資料2-24-3 龍谷大学法科大学院「2013年度 チュートリアル・スタッフ（TS）一覧」2013年6月18日現在【巻末リストC060】

資料2-24-4 龍谷大学法科大学院「チュートリアル・スタッフ（TS）ゼミガイド2013年度前期」2013年3月【巻末リストC058】

- 資料2-24-5 龍谷大学法科大学院「チュートリアル・スタッフ（TS）ゼミガイド2013年度第2学期」2013年9月【巻末リストC063】
- 資料2-24-6 龍谷大学法科大学院「2013年度 TSゼミ・個別指導受講状況一覧」2014年1月【巻末リストC062】
- 資料2-24-7 龍谷大学法科大学院「2013年度 第1学期 TA配置状況一覧」2013年5月1日現在【巻末リストC049】
- 資料2-24-8 龍谷大学法科大学院「2013年度 第2学期 TA配置状況一覧」2013年10月1日現在【巻末リストC054】
- 資料2-24-9 龍谷大学法科大学院「2013年度前期 法科大学院 TA推薦要項」2013年2月20日 教授会報告【巻末リストC044】
- 資料2-24-10 龍谷大学法科大学院「ローライブラリーだより」Vol.32（2013年夏休み号）2013年8月【巻末リストC050】

2-25 正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

正課外の学習支援について「法科院基準」は、過度に司法試験受験対策に偏する内容となり、法科大学院制度の理念に反するものとならないことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、正課外の学習支援に該当する指導として、専任教員によるオフィスアワー及び学習相談員制度に基づく指導（評価の視点2-23）並びにTSによるゼミ・個別指導（評価の視点2-24）等を実施している。本法科大学院では、評価の視点2-5で既述したとおり、受験指導を行わないことを明文化した「論述指導ガイドライン」を制定しており、これを正課外の学習支援にも適用することにより、あるべき教育理念から離反しないようにしている。

したがって、課外学習指導では、必要に応じて司法試験の過去問題を使用することもあるが、基礎的知識の確認並びに法的思考力、事実認定能力及び法的文章作成力等を高めるための素材としての使用に限っている。

さらに、具体的な状況については以下のとおりである。

（１）専任教員による指導

専任教員に対する「論述指導ガイドライン」の周知については、評価の視点2-5で既述したとおり、毎年度のシラバス作成の依頼時に行っている。また、指導内容については、評価の視点2-23で既述したとおり、「月報」の提出を求めることで把握に努めている。

（２）TSによる指導

TSに対する「論述指導ガイドライン」の周知については、毎年度の雇用契約の締結時に、いわゆる「受験指導」を行わないよう注意喚起する文書とともに、当該ガイドラインを送付することによって行っている（資料2-25-1 [p. 2]）。

さらに、学生に対しても、TS制度を誤った方法で利用しないよう、新入生に対する「履修ガイダンス」での説明（資料2-25-2 [p. 5]）及びゼミ生募集の際の「TSゼミガイド」への注意書きの記載（資料2-25-3 [p. 5]）等により、注意喚起を行っている。

TSによる指導内容については、以下のとおりである。

「法科院基準」は、いわゆる「受験指導」の具体例として、正課に影響を及ぼすほどの実施内容及び規模に当たる弁護士ゼミ、答案練習会等、また、それらに法科大学院の教員の関与や組織的な関与が見られるものを挙げ、これらに該当する指導が行われないよう留意するよう求めている。

この点に関して本法科大学院では、TSによるゼミ・個別指導については、学習支援の充実という観点から拡充を図っている。しかし、それが正課に影響を及ぼすことのないよう、受講するゼミの選択に当たっては、メンター役のTSにアドバイスを仰ぐよう指導している（資料2-25-3 [p. 17]）。メンターを務めるTSは自らも法科大学院での教育を受けて司法試

験に合格した経験を有することから、効果的な課外学習支援の活用方法について、実体験に基づく知見を有している。また、日々の指導を通じて学生の学習状況についても把握している。さらに、TS 会議への出席を通じて他のゼミの状況についても把握している。これらを踏まえ、メンターは、適切なアドバイスを行うことになっている。

その一方で、TS による指導内容については、TS 会議の際にスーパーバイザー（専任教員）がチェックしている（資料 2-25-3 [p. 4]）。さらに、TS 相互によるゼミ参観で用いるコメントシートには、「法科大学院教育の趣旨に沿った授業運営が行われているか」という項目を設け、TS 同士でも確認し合っている（資料 2-25-4）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

正課外の学習支援での指導方法に係る点検・評価については以下のとおりである。

法科大学院制度の理念を踏まえた課外学習支援の実施については、「論述指導ガイドライン」を課外学習支援にも適用することで担保している。その周知については、専任教員、TSのいずれについても年度ごとに確認を求めており、学生にも注意喚起を行っている。

指導内容に関して、専任教員については、「月報」等によって把握に努めている。TS によるゼミ・個別指導については、これらが正課に影響を及ぼさないよう、メンター役のTSが学生に対してゼミ選択等に関する助言を行っている。また、指導内容についてはTS会議でスーパーバイザー役の専任教員がチェックしており、ゼミ参観等を通じてTS同士でも確認し合っている。

他方で、「法科院基準」は、弁護士ゼミ等への法科大学院教員の関与を「過度な受験対策」の例に挙げているが、TS会議での専任教員の関与については、受験対策を目的とするものではない。したがって、問題はないものと認識している。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして過度な司法試験受験対策への偏重はないといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-25-1 龍谷大学法科大学院「TS 業務について」2013 年 2 月【巻末リスト C056】

資料2-25-2 龍谷大学法科大学院「2013 年度 TS 制度に関する説明会資料〔標準コース新入生〕」2013 年 4 月 6 日開催【巻末リスト C059】

資料2-25-3 龍谷大学法科大学院「チュートリアル・スタッフ（TS）ゼミガイド 2013 年度前期」2013 年 3 月【巻末リスト C058】

資料2-25-4 龍谷大学法科大学院「TSゼミ参観結果コメントシート（様式）」2013 年 6 月【巻末リスト C061】

2-26 授業計画等の明示（レベル I ◎）

〔現状の説明〕

授業計画等の明示に関連し、「専門職」第10条第1項は、「学生に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示する」ことを求めている。また、「法科院基準」は、法令上の基準の遵守に加え、明示する授業内容、方法及び計画が、「基本的素養の水準」を踏まえたものであることを求めている。

これらの点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

（1）法令上の基準の遵守状況

授業計画等の明示について、本法科大学院では、授業概要及び授業計画を記載した「シラバス」を作成し、公開している（資料2-26-1）。

ただし、「2009年度認証評価結果」では、「授業計画の明示を徹底されたい」（資料2-26-2 [p. 20]）との勧告を受けている。さらに、2013年3月の「改善報告書検討結果」でも、以下の問題点の指摘を受けている（資料2-26-3 [p. 7]）。

「講義概要」の部分においては、項目立てが全科目にほぼ共通していることが認められる。

しかし、「授業計画」の表の方は、「学習内容」だけは共通であるが、「キーワード」「学習上の留意点」「詳細」の項目の有無が統一されておらず、同じ1年次以上の法律基本科目の中でも統一性に欠け、改善が不十分であるといわざるをえない。また、記述量についても一定ではなく、学生が予習するに際して十分な記述とはいいいがたい科目も存在する。

この指摘への対応状況については、以下のとおりである。

2012年度までのシラバスでは、項目及び授業担当者の入力区分を表12のとおり設定していた。このうち、入力区分については、必須項目と任意項目とがあった（表12）ため、科目によって項目立てに差が生じることとなっていた。

表 12 2012年度までのシラバスの項目及び入力区分一覧

授業概要		授業計画	
項 目	入力区分	項 目	入力区分
サブタイトル	任意	回数	必須
講義概要	必須	学修内容	必須
到達目標	任意	キーワード	任意
講義方法	必須	学修目標	任意
系統的履修	必須	詳細	任意
成績評価の方法	必須		
テキスト	必須		
参考文献	必須		
オフィスアワー、教員との連絡方法	必須		
履修上の注意・担当者からの一言	任意		
参考 URL	任意		
資料（ファイル添付機能）	任意		

出典）龍谷大学情報メディアセンター資料に基づき作成。

再度の指摘を踏まえ、2013年度版のシラバスからは、改めて授業計画の統一を図った。ただし、「改善報告書検討結果」の受信時期（2013年3月中旬）との関係上、統一の対象は、法律基本科目の講義科目に限ることとした。その具体的な内容については以下のとおりである。まず、シラバスの入力区分について、「授業計画」の全項目を必須項目に変更した。次に、対象科目の担当者全員に対し、2012年度第22回教授会（2013. 3. 13開催）で、シラバスの表記をそろえるよう要請した（資料2-26-4）。これらの取り組みの結果、2013年度版シラバスでは、法律基本科目のうちすべての講義科目で項目の統一を実現させた（資料2-26-1）。

（2）「基本的素養の水準」を踏まえた授業計画の明示

「基本的素養の水準」を踏まえた授業計画の明示については以下のように対応している。2012年度版及び2013年度版のシラバス作成時には、共通的到達目標の公表を踏まえ、原稿作成を依頼する際には、以下の事項に留意するよう、文書で要請した（資料2-26-5）。

- 1) 「共通到達目標」は、ミニマム・スタンダードであること。
- 2) 「共通到達目標」で掲げられた内容のうち、授業で直接、言及できない内容については、シラバスで、①自学自習、②授業レジュメ・資料での補完、③他の授業科目（必修科目）による学修等に言及すべきこと。

さらに、2014年度版のシラバスについては、授業計画の明示に係る認証評価での指摘及び「龍谷版到達目標（階層4）」（評価の視点2-1）の検討を踏まえ、「学生が、到達目標を意識した上で、自発的に学修し、授業の理解を深めることで、修了生の質の保証を図る一助となるよう、シラバスの掲載項目を見直すとともに統一化する」（資料2-26-6 [p. 1]）ことにした。具体的には、細分化されていた項目を整理し、到達目標を重視する構成とした。各回の授業計画には、自学自習についてのアドバイスを記載するようにした（資料2-26-6 [p. 2]）。また、原稿作成の依頼時には、手引書を配付し、新たなシラバスの趣旨を周知するとともに、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「龍谷版到達目標」との整合性を意識するよう要請した（資料2-26-7 [pp. 1-4]）。

2014年度のシラバスについては、「2014年度版シラバス」（資料2-26-8）を参照されたい。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

授業計画等の明示についての点検・評価は以下のとおりである。

法令上の基準の遵守については、貴協会から2度の問題点の指摘を受けたものの、2013年度から2014年度版にかけて、項目の見直しや手引書の作成を通じた抜本的な改善に取り組んでいる。「基本的素養の水準」を踏まえた授業計画の明示については、2012年度版及び2013年度版のシラバスについては、「共通到達目標」を反映させたものを作成している。さらに、2014年度版では、「龍谷版到達目標（階層4）」の反映に取り組んでいる。

以上を総合すれば、2013年度の時点では、「専門職」第10条第1項及び「法科院基準」に照らして、改善すべき課題が残っていたものの、2014年度版のシラバスでは対応が完了している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-26-1 龍谷大学法科大学院「2013年度版シラバス」2014年3月【巻末リストC034-1】
- 資料2-26-2 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果」2010年3月【巻末リストJ001】
- 資料2-26-3 大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月【巻末リストJ002】
- 資料2-26-4 「2012年度第22回（178回）法科大学院教授会議事録」（一部抜粋）2013年3月13日開催【巻末リストB003】
- 資料2-26-5 「2012年度新カリキュラム・シラバス作成に関連してのお願い」2012年12月22日付け文書【巻末リストC035】
- 資料2-26-6 龍谷大学法科大学院「2014年度版シラバスの作成に向けた掲載項目の見直しと統一化について」2013年6月5日 教授会承認【巻末リストC032】
- 資料2-26-7 龍谷大学法科大学院「2014年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2014年1月【巻末リストC033】
- 資料2-26-8 龍谷大学法科大学院「2014年度版シラバス」2014年3月【巻末リストC034-2】

2-27 シラバスにしたがった適切な授業の実施（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

授業計画等の明示に関連し、「法科院基準」は、授業がシラバスにしたがって適切に実施されていることを求めている。

この点に関して本法科大学院では、シラバスにしたがった授業が行われるよう、成績評価に係るシラバス記載内容を変更する際には、教務委員会の承認を必要とする取扱いを設

けている（資料2-27-1）。また、2014年度版のシラバス作成時から、原稿依頼時の手引書に、シラバスは、「教員と学生の契約」と位置付けられることもある旨を記載し（資料2-27-2 [p. 1]）、授業担当者への周知を図っている。

他方で、2013年度までは、組織的な実態把握に取り組んでいなかった。そのため、検証の手段としては、「授業アンケート」（評価の視点2-42）での「あなたはシラバスにかかれた内容を十分に習得したと思いますか」という設問又は「この授業に対する要望がありますか（授業の進め方についての要望など）」等の設問（資料2-27-3 [p. 86]）に対する回答などを基に評価するしかなかった。

このような状況を踏まえ、2013年度第1学期実施分からは、「授業アンケート」の設問の見直しを図ることとした。具体的には、2013年度第9回教授会（2013. 7. 3開催）の議により、「この授業は、おおむね、シラバスに対応して進められたと思いますか」という設問を追加した（資料2-27-3 [p. 115] 及び資料2-27-4）。この問いに対する回答の集計結果は表 13 のとおりである。2013年度第1学期では「評価3」以上の肯定的評価が92. 7%を占め、平均値は3. 49となった。第2学期では肯定的評価が88. 9%を占め、平均値は3. 43となった（表 13）。

表 13 シラバスにしたがった授業実施に係る学生評価（2013 年度）

評 価	第 1 学期	第 2 学期
4 そう思う	221 (53. 6%)	187 (53. 1%)
3 まあそう思う	161 (39. 1%)	126 (35. 8%)
2 あまりそう思わない	13 (3. 2%)	12 (3. 4%)
1 そう思わない	6 (1. 5%)	14 (4. 0%)
分からない	10 (2. 4%)	10 (2. 8%)
空欄	1 (0. 2%)	3 (0. 9%)
合 計	412	352
平 均	3. 49	3. 43

出典）資料2-27-3 [p. 105, p. 130] に基づき作成。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

シラバスにしたがった授業の実施については、2013年度までは、実態把握が十分になされておらず、適否を判断しがたい状況にあった。しかし、2013年度第1学期実施分から、「授業アンケート」の設問を見直した結果、9割前後の学生が肯定的な評価をしていることが判明した。したがって、「法科院基準」に照らして適切であるといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-27-1 龍谷大学法科大学院「成績評価の基準と方法について」2012年12月【巻末リストC022】
- 資料2-27-2 龍谷大学法科大学院「2014年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2014年1月【巻末リストC033】
- 資料2-27-3 龍谷大学法科大学院『授業アンケート』集計結果集〔2012-2013年度〕2014年3月【巻末リストC076】
- 資料2-27-4 「2013年度第9回（187回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013年7月3日開催【巻末リストB007】

2-28 法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

法曹養成のための実践的な教育方法の実施について、「法科院基準」は、双方向・多方向型の討論若しくは質疑応答等を取り入れ、これらを適切に実施することを求めている。

この点に関して本法科大学院では、「教育課程編成・実施の方針」で、「ソクラテスメソッドやプロブレムメソッドなどの教授法を駆使し、双方向・多方向型の授業により、学生の自発的学習態度を引き出すとともに、課題解決力を育成することに留意した授業運営を行う」ことを掲げている（資料2-28-1 [p.37]）。

しかし、「2009年度認証評価結果」では、問題点の第5項目として、「すべての科目につき双方向ないし多方向の討論を重視する法科大学院教育の考え方にに基づき、1年次の講義科目についても双方向性・多方向性をより一層確保することが望まれる」（資料2-8-2 [p.19]）との指摘を受けた。

この指摘に対しては、定員削減による双方向・多方向授業に適した環境整備を行う一方、FD活動を通じた改善に努め、その成果を2012年7月に「改善報告書」に取りまとめて提出した。その結果、2013年3月の貴協会による「改善報告書検討結果」では、「改善への積極的な取り組みがなされているものと判断される」との評価を受けた。ただし、その一方で、「『授業アンケート』によれば、実際に双方向・多方向授業が実施されており、概ね好評であることが認められるが、他方においては、いわゆる講義形式による授業を望む声も一部に見られることから、今後は、こうした学生の声も考慮して、双方向・多方向形式の取り入れ方やその割合等についても、さらなる検討や工夫が望まれる」との指摘も受けた（資料2-28-3 [p.24]）。

この間、本法科大学院では、貴協会「改善報告書」の検討が行われている間にも並行して改善に向けた努力を継続しており、2012年度第2回FD全体会（2012.7.25開催）では、更なる改善の方向性として、以下の3項目を提案した（資料2-28-4）。

- (1) シラバスの「講義方法」欄に双方向性・多方向性の確保に関する記述をすることを申し合わせられないか。
- (2) 「授業参観シート」や、「授業アンケート」の設問を見直し、双方向・多方向性の確保についての設問を設けてはどうか。
- (3) 「双方向・多方向性の確保にかかる現状について」をFDにおけるルーティン議題として位置付けてはどうか。

上記の提案は、「2009年中教審報告」による「同一の授業科目の中でも、学修のテーマや学生の習熟度に応じて、双方向・多方向型の授業方法を基本としつつ、講義形式の授業方法をそれと適切に組み合わせるなど、授業方法の一層の工夫が必要である」（資料2-28-5 [p.15]）という提言をも踏まえたものであり、単に双方向・多方向型の授業を導入するだけではなく、更なる授業改善に向けた継続的な取り組みを行おうとするものである。それに対して、「FD全体会」での討議結果は、各教員の改善努力を相互に共有することで一致した（資料2-28-6 [p.47]）。

この合意を踏まえたその後の検討により、上記の提案のうち、(1)については、2014年度版のシラバス作成時から、原稿依頼時の手引書の配付を通じて対応した。すなわち、この手引書には、「授業方法」の説明として、「法科大学院での授業では、ソクラテスメソッド又はプロブレムメソッドなどの教授法を駆使することになっています」（資料2-28-7 [p.3]）との文言を記載し、更なる周知を図った。

他方で、(2)及び(3)については、2012年度第4回FD全体会（2012.11.28開催）で、「FD活動の取り組み成果についての授業改善へのフィードバック」をテーマに討議した結果、「授業アンケート」（評価の視点2-42）及び「教員相互による授業参観」（評価の視点2-39）に双方向型授業についての項目を組み入れることで対応することになった（資料2-28-6 [p.49]）。これらの取り組みの詳細については、以下のとおりである。

(1) 「授業アンケート」を通じた改善の取り組み

「授業アンケート」を通じた改善の取り組みとしては、2012 年度第 2 学期実施分から、「双方向型または多方向型の授業が行われていましたか」という問いを設けて学生による評価を調査している（資料 2-28-8 [p. 86]）。

その結果は表 14 のとおりである。2012 年度第 2 学期実施分では、「評価 3」以上の肯定的評価が全体の 87.0%を占め、平均値は 3.35 となった。2013 年度第 1 学期実施分では肯定的評価が 91.2%を占め、平均値は 3.43 となった。同年度第 2 学期実施分では肯定的評価が 92.3%を占め、平均値は 3.49 となった（表 14）。

表 14 双方向・多方向型の授業実施に係る学生評価（2012 年度第 2 学期・2013 年度）

評 価	2012 年度第 2 学期	2013 年度第 1 学期	2013 年度第 2 学期
4 そう思う	232 (54.8%)	216 (52.4%)	205 (58.2%)
3 まあそう思う	136 (32.2%)	160 (38.8%)	120 (34.1%)
2 あまりそう思わない	35 (8.3%)	28 (6.8%)	11 (3.1%)
1 そう思わない	11 (2.6%)	6 (1.5%)	12 (3.4%)
分からない	5 (1.2%)	1 (0.2%)	1 (0.3%)
空欄	4 (0.9%)	1 (0.2%)	3 (0.9%)
合計	423	412	352
平均	3.35	3.43	3.49

出典) 資料 2-28-8 [p. 74, 104, 129] に基づき作成。

(2) 「教員相互による授業参観」を通じた改善の取り組み

「教員相互による授業参観」については、2012年度第 2 学期実施分から、「授業参観シート」に「双方向・多方向型授業の実践等、法科大学院教育の趣旨に沿った適切な授業運営が行われていましたか」という問いを追加し（資料2-28-9 [p. 21]）、教員による相互評価を行っている。また、授業参観の実施後には、「FD全体会」（評価の視点2-39）でその結果についての討議を行っている。特に、2012年度第 5 回FD全体会（2013. 2. 7開催）では、双方向・多方向型授業の実施を主な討議テーマに取り上げ、この方法を積極的に取り入れている授業を録画・視聴の上で、討議を行った（資料2-28-6 [pp. 49-50]）。

[点検・評価（長所と問題点）]

法曹養成のための実践的な教育方法の実施についての点検・評価については以下のとおりである。

双方向・多方向型の授業の実施については、「教育課程編成・実施の方針」でこのような授業方法の活用を掲げ、「シラバス作成の手引」で周知している。実際の活用状況については、「授業アンケート」の結果が示すとおり、9 割前後の学生が肯定的に評価していることから問題はないといえる。

また、双方向・多方向型授業といわゆる講義形式の授業とのバランスに係る検討・工夫については、「教員相互による授業参観」を通じて継続的な研究・研修に取り組んでいる。このような取り組みは、「2009年中教審報告」の提言に即しており、「改善報告書検討結果」の指摘にこたえる取り組みであると評価できる。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

資料2-28-1 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修要項」2013 年 3 月【巻末リスト C015】

資料2-28-2 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果」2010 年 3 月【巻末リスト J001】

- 資料2-28-3 大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月【巻末リストJ002】
- 資料2-28-4 龍谷大学法科大学院「認証評価にかかる指摘事項・改善結果一覧（FDに関連する事項のみ抜粋）」（2012年度第2回FD全体会〔2012.7.25開催〕資料）【巻末リストJ006】
- 資料2-28-5 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」2009年4月【巻末リストL004】
- 資料2-28-6 龍谷大学法科大学院FD委員会「龍谷大学法科大学院 2012年度FD活動報告書」2013年9月【巻末リストC075】
- 資料2-28-7 龍谷大学法科大学院「2014年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2014年1月【巻末リストC033】
- 資料2-28-8 龍谷大学法科大学院『授業アンケート』集計結果集〔2012-2013年度〕2014年3月【巻末リストC076】
- 資料2-28-9 龍谷大学法科大学院「『教員相互による授業参観』参観シート・コメント集〔2012-2013年度〕」2014年3月【巻末リストC081】

2-29 授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

授業方法の過度な司法試験対策への偏重について「法科院基準」は、過度な司法試験受験対策に該当するものとして、「授業内容との連続性・体系性を欠いた論述指導ないし短答式問題を活用した指導に偏するもの」を例示し、留意を求めている。

この点に関して本法科大学院では、評価の視点2-5で既述したとおり、「論述指導ガイドライン」によって過度な司法試験受験対策となるような授業は行わないことを明文化している。このガイドインでは、授業方法についても言及しており、以下に例示するような授業方法については、用いないことを定めている（資料2-29-1）。

- ・ 授業において行われる論述指導のうち、当該授業内容との連続性・体系性を欠く指導。
- ・ 授業そのものの時間配分が過度に論述訓練に偏し、双方向的・多方向的な授業を通じて創造的に考えさせる能力の育成をおろそかにする指導。
- ・ 知識の暗記型教育に偏する指導。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

授業方法については、「論述指導ガイドライン」により、過度な司法試験受験対策に偏しないよう、対策を講じていることから、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-29-1 「論述指導等に関するガイドライン」2009年10月14日 教授会承認【巻末リストA039】

2-30 少人数教育の実施状況（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

少人数教育の実施について、「告示第53号」第6条第1項は、「一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本とする」ことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、「教育課程編成・実施の方針」で、「少人数教育の充実により、法律に関する基本知識の定着と論理的思考力の涵養を徹底するとともに、段階的・系統的な専門的な法律知識の修得をはかる」ことを掲げており（資料2-30-1〔p. 37〕）、その実現のために入学定員を25人としている（資料2-30-2〔表13〕）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

少人数教育の実施については、「教育課程編成・実施の方針」で、「少人数教育の充実」を掲げ、その実現のために入学定員を25人に設定していることから、「告示第53号」第6条第1項に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-30-1 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】

資料2-30-2 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

2-31 各法律基本科目における学生数の適切な設定（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

法律基本科目での学生数の設定について、「告示第53号」第6条第2項は、「法律基本科目の授業については、50人を標準として行う」ことを求めている。

この点に関して、本法科大学院が開設する法律基本科目1科目あたりの学生数の現状については、以下のとおりである。

（1）講義科目

講義科目の適正学生数については、募集定員が25人である（資料2-31-1〔p.4〕）ことから、原則として25人に設定している（資料2-31-2〔表4〕）。ただし、既修コースの募集枠が12人程度である（資料2-31-1〔p.4〕）ことを踏まえ、同コース生が履修を免除される法学既修者認定の対象科目（選択認定科目を除く）については13人に設定している（資料2-31-2〔表4〕）。

2013年度の登録学生数については、最も多い「民事訴訟法Ⅱ」で21人である（資料2-31-2〔表4〕）。

（2）演習科目

演習科目では、科目内容に応じて2又は3クラスに分割してクラス編成を行っていることから、適正学生数については、8から9人程度又は12から13人程度に設定している（資料2-31-2〔表4〕）。

2013年度の登録学生数については、最も多い「公法総合演習b」で17人である（資料2-31-2〔表4〕）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

法律基本科目での学生の設定については、適正学生数、登録学生数ともに法令上の標準学生数を超過していないことから、「告示第53号」第6条第2項に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-31-1 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月【巻末リストE016】

資料2-31-2 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

2-32 個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定（レベルⅠ○）

〔現状の説明〕

個別的指導が必要な科目の学生数に関し、「法科院基準」は、リーガル・クリニック及びエクスターン等では、それにふさわしい学生数を設定することを求めている。

この点に関して本法科大学院では、以下のとおり対応している。

「法務研修」の一環として実施するエクスターンでは、実習先1か所につき学生1人とするを原則としている。前回の認証評価以降の実績については「2009-2013年度『法務研修』実習先別受入人数一覧」（資料2-32-1）のとおりである。2009年度及び2010年度には例外的に2人を受け入れた実習先があったものの、2011年度以降は原則どおり運用している。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

エクスターンでの学生数の設定については、実習先1か所につき1人とするを原則としていることから、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-32-1 龍谷大学法科大学院「2009-2013年度『法務研修』実習先別受入人数一覧」2014年3月3日現在【巻末リストC042】

2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

成績評価及び修了認定に関して「専門職」第10条第2項は、「学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示する」ことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、以下のとおり対応している。

（1）成績評価の基準及び方法の明示

成績評価の基準及び方法については、①各科目の単位数に相当する量の学修成果について、原則として100点満点法によって評価し、60点以上を合格とすること、②評価方法は、「定期試験」及び「課題研究レポート」など4種類の方法のうち2種類以上を組み合わせで行うこと、などを「成績評価の仕組み」として「履修要項」に明示している（資料2-33-1 [p. 9]）。また、各科目の成績評価の基準及び方法については「シラバス」に明示している。

なお、成績分布割合の設定等については、「成績評価ガイドライン」（資料2-33-2）を定めているが、このガイドラインは、「専門職」が求める明示の対象に必ずしも該当しないとの認識から、2013年5月1日時点では内部資料として扱っている。

（2）単位認定の基準及び方法の明示

単位認定の基準及び方法に関し、「学則」（資料2-33-3）第12条は、「授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える」ことを定めている。この規定を踏まえて「履修要項」では、「単位認定の要件」として、①有効な履修登録を行っていること、②授業に出席し、履修に必要な学修をしていること、③成績評価で合格評価を受けていること、という3つの要件をすべて充足すべきことを掲載している（資料2-33-1 [p. 3]）。

(3) 課程修了の基準及び方法の明示

課程修了の基準及び方法については評価の視点2-16で既述したとおりであり、その内容については「履修要項」に掲載している（資料2-33-1 [p. 12]）。

[点検・評価（長所と問題点）]

成績評価の基準及び方法の明示については、履修要項及びシラバスに掲載していることから、「専門職」第10条第2項に照らしておおむね適切に対応している。ただし、成績評価での客観性を確保するという観点からは、「成績評価ガイドライン」についても学生に明示することが望ましいといえる。

単位認定及び課程修了の基準及び方法については、「履修要項」に明示していることから適切である。

[将来への取り組み・まとめ]

将来への取り組みに関して、成績評価の基準及び方法の明示については、評価の視点2-34で後述するとおり、2014年度から「成績評価ガイドライン」を履修要項に掲載する。この取り組みについては教務委員会が所管する。

[根拠・参照資料]

資料2-33-1 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】

資料2-33-2 龍谷大学法科大学院「成績評価の基準と方法について」2012年12月【巻末リストC022】

資料2-33-3 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】

2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施（レベルⅠ◎）

[現状の説明]

成績評価及び修了認定に関して「専門職」第10条第2項は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してのあらかじめ明示した基準にしたがって適切に行うことを求めている。

この規定を踏まえて「法科院基準」は、「学生が授業に相当回数出席していることを前提に単位を付与する」ことを求めている。また、「出席していること自体を加点事由としない」ことに留意するようにも求めている。他方で、成績分布割合の設定については、「あらかじめ学生に対して明示した基準に照らして、“A”ないし“優”相当の評価を受ける者の数が多すぎないか、一方で“不可”となる者の数が少なすぎないか等の点に留意する」ことを求めている。また、段階分けを細かくすることによる成績評価又は GPA 値の引き上げ操作の有無にも留意することを求めている。

これらに関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

(1) 成績評価及び単位認定の実施状況

ア 成績評価での出席の取扱い

成績評価での出席の取扱いについて、定期試験では、原則として3分の2以上の出席がなければ受験資格を認めないこととしている（資料2-34-1 [p. 10]）。また、出席していること自体を加点事由としないこととし、授業担当者には、シラバスの原稿作成依頼時に文書で周知している（資料2-34-2）。

イ 成績分布割合の設定

成績分布割合の設定については、「成績評価ガイドライン」（資料2-34-2）で定めており、その内容については以下のとおりである。

① 標準的な講義科目について

可否の判定は絶対評価で行い、合格者について多段階評価を相対評価で行う。
相対評価による区分の分布についてはおおむね以下のとおりとする。

90 点—100 点⇒S = 4 ポイント←10%
80 点— 89 点⇒A = 3 ポイント←20%
70 点— 79 点⇒B = 2 ポイント←40%
60 点— 69 点⇒C = 1 ポイント←30%
59 点— 0 点⇒D = 0 ポイント

② 受講者数が少ない講義科目について（20 名未満）

多段階評価を絶対評価で行う。

③ 演習について

平常点で評価する場合、原則としていずれかの方法・基準をもって多段階評価を行う。

- ・ A方式：演習への全出席、演習で割り当てられた課題、小レポートの提出などをすべて履行し、それらの内容が教員の期待した水準である場合にAとし、これを標準として絶対評価を行う。
- ・ B方式：演習への出席、演習への取組み、演習で割り当てられた課題・小レポートなどにつきその区分ごとに絶対評価で評点をつけ、評価はそれらの総合点でもって行う。
- * その他の方法・基準でもって評価を行う場合にはそれを客観化しておくものとする。

上記のように、本法科大学院では、各科目で設定する到達目標への達成度を評価するという観点から、絶対評価による多段階評価を基本としている。他方で、「標準的な講義科目（受講者数20人以上）」では、合格者については相対評価を行い、評価の明確化を図っている。受講者数によって異なる基準を設けている理由は、受講者数の増加にしたがって、その成績分布は正規分布に近づくと言われているためである。

2012年度から2013年度までの各評価の割合については表 15のとおりである。2012年度の第1学期では、合格評価の割合が92.9%であり、不合格評価の割合は7.1%であった。同年度の第2学期では合格が94.5%、不合格が5.5%であった（表 15）。

成績分布の妥当性については、教授会で一覧表を配付し、評価の分布状況を確認している（資料2-34-3）。しかし、「2009年度認証評価結果」では、問題点の第6項目として、法律基本科目の演習科目で「一部にほとんどの受講生がA評価を受けている科目がみられるため、厳格な成績評価の観点から改善が望まれる」旨、指摘を受けた（資料2-34-4[p. 19]）。この点については、2012年7月にその後の改善の成果を取りまとめた「改善報告書」を貴協会に提出し、それ以降も改善に向けた努力を継続した。具体的には、2012年度第2回FD全体会（2012. 7. 25開催）では、今後の方向性として以下の提案を行った（資料2-34-5）。

- (1) 2012年度カリキュラム改革を契機とし、演習科目の評価方法を見直すことはできないか。
- (2) 今後の課題として、小テスト、課題レポート、即日起案など、成績により差がつきやすい評価方法を積極的に採用することについて、FDにおいて検討してはどうか。

その結果、本件に関する議論をより深めていくことで一致し（資料2-34-6 [p. 47]）、2012年度第3回FD全体会（2012. 10. 24開催）でも関連討議を行った（資料2-34-6 [p. 48]）。

その一方で、貴協会からは、2013年3月の「改善報告書検討結果」により、以下のとおり、改善が不十分との指摘を受けることとなった（資料2-34-7 [p. 2]）。

いくつかの必修科目において受講生の90%以上がA評価となっており、GPA1.6以上という修了認定基準ポイント制度の導入の意味を希薄化させる可能性が指摘されることから、改善が不十分であると判断され、さらなる検討・改善が求められる。

この指摘を踏まえ、2012年度第22回教授会（2013.3.13開催）では、指摘内容を報告するとともに、2012年度第2学期の成績分布の一覧表を配付し、2013年度には、演習科目の評価方法の変更を検討する旨を報告した（資料2-34-8）。そして、2013年度には、本件についての本格的な取り組みを開始し、2013年度第1回FD全体会（2013.4.24開催）では、演習科目での適正かつ厳格な成績評価をテーマに取り上げて討議を行った（資料2-34-9）。

他方、教務委員会では、全国の法科大学院に対して演習科目の成績評価に関するアンケート調査を実施するとともに、これに関係する規程等についても提供を求めた（資料2-34-10）。その結果、「他法科大学院に対する『法律基本科目・演習科目の成績評価にかかるアンケート』集計結果」のとおり、35校の法科大学院から協力が得られ、全国的な動向をも踏まえた検討が可能となった（資料2-34-11）。

教務委員会では、このような検討を踏まえ、教授会に対して「成績評価ガイドライン」の改訂を提案した。改訂提案は2度にわたっており、最初の提案では、演習科目の成績評価に係る「A方式」の廃止を提案した。「A方式」とは一定の条件をみたした学生の評価をAとし、これを標準とする方法である。この改定案は、2013年度第6回教授会（2013.5.22開催）で承認され、承認と同時に適用された（資料2-34-12及び資料2-34-13）。

次に、2013年度第8回教授会（2013.6.19開催）に対しては、2014年度から適用を予定する更なる改定案を提案した。この改定案では、演習科目に特有の評価方法を廃止し、演習科目と講義科目が共通の方法で評価することとした。その一方で、受講者数が20人以上の科目については、S評価の割合を10%から若干名に、A評価については20%から10%に引き下げた。他方で、C評価については30%から50%に引き上げた。また、受講者数が20人未満の科目では、S及びA評価を若干名の範囲内に制限した。平常点については、その内訳を明確にするとともに、単なる出席を加点要素とはしないことを規定した。また、このガイドラインからの逸脱があった場合、教務委員会の議により、成績評価の修正を求めることができる旨も規定した（資料2-34-14及び資料2-34-15）。

さらに、2013年度第12回教授会（2013.9.25開催）では、2013年度第1学期の成績分布を確認した（資料2-34-16）。また、2013年度第4回FD全体会（2013.10.23開催）での討議を通じて、適切性の検証についても行った（資料2-34-17）。

これらの取り組みの結果、2013年度第1学期以降の成績分布では、受講生の90%以上がA評価を受ける法律基本科目の演習科目はなくなっている（表15）。

表 15 成績分布の割合一覧（2012-2013年度）

年度	学期	合 格				不合格 D	指摘該当 科目数
		S	A	B	C		
2012	1	8.6%	39.4%	33.5%	11.7%	7.1%	2 (2)
	2	12.5%	40.8%	31.4%	9.8%	5.5%	1 (1)
2013	1	5.9%	32.8%	39.1%	15.9%	6.3%	0 (0)
	2	6.3%	37.0%	34.3%	15.3%	7.0%	0 (0)

注）指摘該当科目数：受講生の90%以上がA以上の評価を受けた法律基本科目の数（括弧内はそのうち、演習科目の数）。

出典）資料2-34-18 [p. 1, p. 11, p. 21, p31] に基づき作成。

ウ 成績評価の細分化による成績評価や GPA の引上げ操作の有無

成績評価の段階設定については、「履修細則」別表 4 に定めるとおり、S、A、B、C 及び D の 5 段階であり、GPA を算出する際に用いるグレードポイントの段階設定についても、4 ポイントないし 0 ポイントの 5 段階である（資料 2-34-19）。

なお、中央教育審議会は、GPA 制度による一般的な評価方法として、「授業科目ごとの成績評価を 5 段階（A、B、C、D、F）で評価し、それぞれに対して 4・3・2・1・0 のグレード・ポイントを付与」（資料 2-34-20 [p. 65]）することを例示している。

（２）課程修了認定の実施状況

修了要件については、評価の視点 2-16 で既述したとおり、以下の 3 つの要件をいずれも充足することを定めている。

- ① 所定の修業年限以上、在学していること。
- ② 所定の区分に従い、合計 102 単位以上を修得していること。
- ③ 必修科目における総合 GPA が 1.60 以上であること。

課程修了の認定に当たっては、この基準にしたがって可否の判定を行っており、教務委員会の議を経て教授会で審議・決定している（資料 2-34-21）。2009 年度以降の標準年限修了者数及び標準修業年限修了率は表 16 のとおりである。標準年限修了率については、60% 台ないし 70% 台で推移している（表 16）。

表 16 標準年限修了者数及び修了率（2009-2012 年度）

修了 年度	区分	入学年度	入学者数	標準修業年限 修了者数	標準修業年限 修了率	(参考) 全国平均
2009	未修	2007	58	43	74.1%	75.9%
	既修	2008	0	—	—	
	計		58	43	74.1%	
2010	未修	2008	51	38	74.5%	73.6%
	既修	2009	1	1	100.0%	
	計		52	39	75.0%	
2011	未修	2009	30	19	63.3%	68.7%
	既修	2010	0	—	—	
	計		30	19	63.3%	
2012	未修	2010	10	4	40.0%	68.2%
	既修	2011	15	14	93.3%	
	計		25	18	72.0%	

出典）資料 2-34-22 [pp. 2-3] 及び資料 2-34-23 に基づき作成。

（３）成績評価・修了認定の客観性の確保に係る上記以外の取り組み

上記以外に成績評価の客観性の担保に資すると考えられる取り組みとして、以下の制度を設けている。

ア 学生による「成績疑義制度」及び「修了可否判定に対する疑義申立て制度」

成績評価に係る客観性の確保のための制度としては、上記以外にも学生による「成績疑義制度」及び「修了可否判定に対する疑義申立て制度」を設けている。

「成績疑義制度」とは、成績表の表示に疑義がある学生は、その旨を申し立てることができる制度である（資料 2-34-1 [p. 10]）。この制度の利用を希望する学生は、所定の期

間内に所定用紙（資料2-34-24）に疑義事由を記入の上、法科大学院教務課に提出する。疑義申立てがあった場合、授業担当者はその内容に対して文書で回答し、提出された回答書については教務委員会で審議する。その結果、評価の変更が必要となった場合には、教授会でこれを審議・決定する。他方で、疑義を申し立てた学生には、評価変更の有無にかかわらず、検討の結果を報告する。

また、「成績疑義制度」とは別に、修了可否判定の結果に対する疑義申立て制度についても設けている（資料2-34-1 [p. 12]）。この制度では、修得単位数の集計又はGPAの算出に疑義がある場合などが対象である。これらに疑義がある学生は、「修了判定結果にかかる疑義申出用紙」（資料2-34-25）に必要事項を記入し、所定の期間内に法科大学院教務課へ提出する。疑義内容の審査については教務委員会で行い、判定結果の変更が必要な場合には教授会で審議・決定する。また、疑義を申し立てた学生には検討結果を回答する。

両制度に基づく疑義の申出件数は表 17のとおりであり、成績疑義については各学期、数件程度の申出がある。修了可否判定に対する疑義については申出がない状態が続いている（表 17）。

表 17 成績疑義及び修了可否判定に対する疑義申出件数一覧(2012-2013 年度[第 1 学期])

年度	学期	成績疑義	修了可否判定に対する疑義
2012	1	5	0
	2	3	0
2013	1	6	0

出典) 各年度・学期の「成績疑義一覧」(法科大学院教務課保管資料)に基づき作成。

イ 過去の定期試験問題等の学生への公開

定期試験の実施に際しては、公平性及び透明性を確保するという観点から、原則として、過去 3 年分の定期試験（中間試験を含む）問題については、webを通じて学生に公開することとしている（資料2-34-1 [p. 11]）。この方針にしたがい、2012年度第 1 学期分については21科目の定期試験問題及び12科目の中間試験又は小テスト問題を公開している（資料2-34-26）。同年度第 2 学期分については、17科目の定期試験問題、3科目の追試験問題及び6科目の中間試験又は小テスト問題を公開している（資料2-34-27）。2013年度第 1 学期分については、20科目の定期試験問題及び4科目の中間試験問題を公開している（資料2-34-28）。同年度第 2 学期分については、18科目の定期試験問題、8科目の中間試験又は小テスト問題を公開している（資料2-34-29）。

ウ 「出題のねらい」又は「模範解答」等及び「講評」並びに GPA 分布状況の学生への配付

定期試験の実施に際しては、学生に対する教育上の配慮から、「出題のねらい」又は「模範解答」等の作成を授業担当者に依頼し、試験終了後に学生に配付している（資料2-34-30）。また、採点結果に対する「講評」についても作成を依頼し、成績発表時に学生に配付している（資料2-34-31）。

また、GPA修得状況のグラフについても学生に配付し、自分が学年の中でどの位置にいるのか分かるようにしている（資料2-34-18 [pp. 2-10, pp. 12-20, pp. 22-30, pp. 32-40]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

成績評価、単位認定及び課程修了認定の実施状況に係る点検・評価については以下のとおりである。

成績評価及び単位認定に関し、出席の取扱いについては、定期試験の受験資格として、原則、3分の2以上の出席を求めており、単なる出席を加点要素とはしていない。成績評価及びGPA算出時の段階設定については5段階であり、中央教育審議会の例示に即している。

したがって、成績評価及び単位認定の実施状況については、成績分布の設定を除いて「専門職」第10条第2項及び「法科院基準」に照らして適切である。

成績分布の設定については、貴協会から問題点の指摘を受けているものの、「成績評価ガイドライン」を改訂するなどの改善を図っており、既に成果が現れはじめている。今後は、新たな「成績評価ガイドライン」を着実に実行することが課題である。

修了認定の客観性については、履修要項に明示した基準にしたがい、教務委員会を経て教授会で審議・決定していることから適切である。厳格性については、修了認定にGPA制度の導入によって担保されている。また、標準修業年限修了率についても、全国との比較で大きな差はないことから問題はないものと認識している。

「成績疑義制度」及び「修了可否判定に対する疑義申立て制度」並びに過去の定期試験問題等の学生への公開については、成績表及び修了認定の透明性を高める上で、有効であるといえる。また、「出題のねらい」又は「模範解答」等及び「講評」並びにGPA分布状況の学生への配付についても、これらは本来、学習上の効果を期待して導入したものであるが、成績評価の客観性を確保する上でも有効であると認識している。

〔将来への取り組み・まとめ〕

将来への取り組みについては、教務委員会において、2014年度から改訂後の「成績評価ガイドライン」に基づく成績評価を徹底し、更なる厳格化を図る。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-34-1 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】
- 資料2-34-2 龍谷大学法科大学院「成績評価の基準と方法について」2012年12月【巻末リストC022】
- 資料2-34-3 「2012年度第12回（168回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2012年10月17日開催【巻末リストB001】
- 資料2-34-4 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果」2010年3月【巻末リストJ001】
- 資料2-34-5 龍谷大学法科大学院「認証評価にかかる指摘事項・改善結果一覧（FDに関連する事項のみ抜粋）」（2012年度第2回FD全体会〔2012.7.25開催〕資料）【巻末リストJ006】
- 資料2-34-6 龍谷大学法科大学院FD委員会「龍谷大学法科大学院 2012年度FD活動報告書」2013年9月【巻末リストC075】
- 資料2-34-7 大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月【巻末リストJ002】
- 資料2-34-8 「2012年度第22回（178回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013年3月13日開催【巻末リストB003】
- 資料2-34-9 「2013年度第1回FD全体会記録（一部抜粋）」2013年4月24日開催【巻末リストB014】
- 資料2-34-10 『『法律基本科目・演習科目の成績評価に関するアンケート』への回答ならびに関連資料ご提供についてのお願い』2013年4月18日付け文書【巻末リストC029】
- 資料2-34-11 龍谷大学法科大学院「他法科大学院に対する『法律基本科目・演習科目の成績評価にかかるアンケート』集計結果」2013年5月【巻末リストC025】
- 資料2-34-12 龍谷大学法科大学院「成績評価ガイドラインの改定について」2013年5月22日 教授会承認【巻末リストC023】
- 資料2-34-13 「2013年度第6回（184回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013年5月22日開催【巻末リストB005】
- 資料2-34-14 「2013年度第8回（186回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013年6月19日開催【巻末リストB006】
- 資料2-34-15 龍谷大学法科大学院『『成績評価ガイドライン』の改訂について（提案）』2013年6月19日 教授会承認【巻末リストC024】
- 資料2-34-16 「2013年度第12回（190回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013年9月25日開催【巻末リストB008】
- 資料2-34-17 「2013年度第4回FD全体会記録（一部抜粋）」2013年10月23日開催【巻末リストB015】
- 資料2-34-18 龍谷大学法科大学院「成績分布関係資料集[2012-2013年度]」2014年3月【巻末リストC026】
- 資料2-34-19 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定【巻末リストA033】
- 資料2-34-20 中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」2008年12月【巻末リストL002】

- 資料2-34-21 「2012 年度第 20 回（176 回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013 年 2 月 20 日開催【巻末リスト B002】
- 資料2-34-22 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学者数、収容定員・在籍者数、進級・修了状況」
http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/numeric.html 最終アクセス：2014/02/15【巻末リスト M015】
- 資料2-34-23 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院修了認定状況の推移（平成 17 年度～平成 24 年度）」（第 54 回法科大学院特別委員会 [2013. 5. 8 開催] 資料 4-3）【巻末リスト L006】
- 資料2-34-24 龍谷大学法科大学院「2013 年度 法科大学院 成績疑義申出用紙（様式）」【巻末リスト C027】
- 資料2-34-25 龍谷大学法科大学院「2013 年度法科大学院 修了判定結果にかかる疑義申出用紙（様式）」【巻末リスト C028】
- 資料2-34-26 龍谷大学法科大学院 E-ラーニングシステム「2012 年度第 1 学期 定期試験問題 等」
http://ls-learning.ls.ryukoku.ac.jp/cgi-bin/bbs_login.cgi?do=start&sub=lecture
 最終アクセス：2014/03/09【巻末リスト M018】
- 資料2-34-27 龍谷大学法科大学院 E-ラーニングシステム「2012 年度 第 2 学期 定期試験問題 等」
http://ls-learning.ls.ryukoku.ac.jp/cgi-bin/bbs_login.cgi?do=start&sub=lecture
 最終アクセス：2014/03/09【巻末リスト M019】
- 資料2-34-28 龍谷大学法科大学院 E-ラーニングシステム「2013 年度 第 1 学期 定期試験問題 等」
http://ls-learning.ls.ryukoku.ac.jp/cgi-bin/bbs_login.cgi?do=start&sub=lecture
 最終アクセス：2014/03/09【巻末リスト M020】
- 資料2-34-29 龍谷大学法科大学院 E-ラーニングシステム「2013 年度 第 2 学期 定期試験問題 等」
http://ls-learning.ls.ryukoku.ac.jp/cgi-bin/bbs_login.cgi?do=start&sub=lecture
 最終アクセス：2014/03/09【巻末リスト M021】
- 資料2-34-30 「2013 年度前期定期試験にかかる『試験問題』ならびに『出題のねらい』または『模範解答』等の提出について（依頼）」2013 年 7 月 1 日付け文書【巻末リスト C030】
- 資料2-34-31 「2013 年度前期定期試験にかかる『講評』の提出について（依頼）」2013 年 7 月付け文書【巻末リスト C031】

2-35 再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施（レベル I O）

〔現状の説明〕

再試験制度については、2010年度入学生から廃止しており、従前の入学生に適用される再試験制度についても2011年度末で実施を終了した。したがって、本評価の視点には該当しない。

2-36 追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施（レベル I O）

〔現状の説明〕

学生がやむを得ない事情により単位認定にかかわる試験を受験できなかった場合、「法科院基準」は、追試験を行うなどの相当の措置をとることを求めている。また、追試験制度については、あらかじめ明示された客観的な基準に基づいて実施することを求めている。

これらの点に関して本法科大学院では、「履修細則」第 9 条に基づき、「病気その他やむを得ない事由により定期試験を受けなかった者」に対し、当該学生の申請に基づく追試験を実施している（資料2-36-1）。

追試験の実施期間については「学年暦」に定め、「履修要項」に明示の上、実施している（資料2-36-2 [p. vii]）。受験資格及び出願要項についても「履修要項」に明示している（資料2-36-2 [p. 11]）。出願があった場合には、教務委員会で出願内容及び診断書等の証明書類を確認の上、教授会で受験資格を判定している。2009年度以降の出願・判定状況については表 18のとおりである。

表 18 追試験出願・判定状況一覧（2009-2013 年度）

年度	学期	出願件数	判定結果
2009	1	10	受験資格あり：10件 ／ 受験資格なし：0件
	2	2	受験資格あり：2件 ／ 受験資格なし：0件
2010	1	2	受験資格あり：2件 ／ 受験資格なし：0件
	2	4	受験資格あり：4件 ／ 受験資格なし：0件
2011	1	5	受験資格あり：4件 ／ 受験資格なし：1件
	2	1	受験資格あり：1件 ／ 受験資格なし：0件
2012	1	0	
	2	6	受験資格あり：6件 ／ 受験資格なし：0件
2013	1	0	
	2	0	

出典）各学期の「受験資格判定資料」（法科大学院教務課保管資料）に基づき作成。

追試験の成績評価については、80点を上限とし、「履修要項」に明示している（資料2-36-2 [p. 11]）。上限を設定している理由については、実施時期の関係上、試験準備の面で追試験受験者の方が定期試験受験者よりも有利になることを防ぐためである。このようなことを考慮し、出題でも定期試験問題の水準を下回らないようにしている。

なお、追試験を含む過去3年分の定期試験問題については、「法科大学院ポータルサイト」で公開している（資料2-36-2 [p. 11] 及び資料2-36-3）。したがって、出題の適切性については、定期試験問題と追試験問題とを比較することにより、検証可能である。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

追試験などの措置の有無及び客観的な基準に基づく実施に係る点検・評価については以下のとおりである。

やむを得ない事情により単位認定にかかわる試験を受験できなかった場合の措置としては、追試験制度を設けている。その実施については、実施期間、受験資格及び出願要項を「履修要項」に明示している。また、評価上限及び出題内容については公平性の観点から基準を設定している。

したがって、「法科院基準」に照らして適切に対応しているといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-36-1 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005 年 4 月 4 日制定【巻末リスト A033】

資料2-36-2 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修要項」2013 年 3 月【巻末リスト C015】

資料2-36-3 龍谷大学法科大学院 E-ラーニングシステム「2012 年度 第 2 学期 定期試験問題 等」
http://ls-learning.ls.ryukoku.ac.jp/cgi-bin/bbs_login.cgi?do=start&sub=lecture
 最終アクセス：2014/03/09【巻末リスト M019】

2-37 進級を制限する措置（レベル I ○）

〔現状の説明〕

進級制限措置について、「法科院基準」は、1 年次修了に必要な単位数を修得できない学生や成績不良の学生の進級を制限することを求めている。

この点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

(1) 進級制度の概要

本法科大学院では、2010年度入学生から「進級制度」を導入しており、成績不良の学生の進級を制限している。具体的には、学生が2年次又は3年次に進級するためには、「履修細則」第3条第1項、別表1及び別表1の2の規定により、以下の2つの要件をいずれも満たすことが必要となる旨、定めている。

- ① 在学年次終了までに配当される必修科目につき、単位未修得の科目数が2科目未満であること。
- ② 必修科目のGPAが1.60に達していること。

進級可否の判定については、教務委員会を経て、教授会で審議・決定している。判定状況については表19のとおりである。2年次への進級決定率については50%台から70%台で推移している一方、他方で3年次進級については90%以上となっている（表19）。

表19 進級判定の状況一覧表（2010-2012年度）

判定実施年度	区分	判定対象者数	進級決定者数	進級決定率
2010	1年次→2年次	9	5	55.6%
2011	1年次→2年次	19	15	78.9%
	2年次→3年次	20	18	90.0%
2012	1年次→2年次	12	8	66.7%
	2年次→3年次	29	29	100.0%

出典) 資料2-37-1 [p.2] に基づき作成。

(2) 原級留置者への対応

進級が認められなかった学生については、原級留置としている。その場合、「履修細則」第3条第2項の規定により、修得済みの単位及びグレイドポイントについては有効なものとして扱っている（資料2-37-2）。ただし、単位修得に問題ないものの、GPAが基準に達していない原級留置者については、単位修得済みの科目を再度、履修する必要がある。このようなケースに対応するため、「再登録履修制度」を設けている。

再登録履修制度とは、単位修得済みの科目を再度履修できる制度である。この制度の対象者は修了延期者及び原級留置者であり、対象科目は法律基本科目の講義科目である（資料2-37-3 [p.8]）。この制度を利用した場合の成績評価については、これまでに履修した中で、最も良好な成績が有効となる。

原級留置決定者に対する履修指導について、学期末から学期はじめにかけての学修相談期間（評価の視点2-23）に教務委員が分担して個別面談を行っている。教務委員会では、教育的な観点から、単位未修得による原級留置者についても、「再登録履修制度」の活用を勧めている。

原級留置者の学費については、特別な設定をしていないため、原級留置となった年度についても通常の金額を納入する必要がある。ただし、「学則」第44条第5項は、修業年限を超えて在学する学生の授業料について、「当該学期納入額の50%とする」（資料2-37-4）ことを規定しているため、学年進行にかかわらず、入学後4年目（法学既修者は3年目）以降の授業料は通常の半額となる。

なお、同一年次で2回にわたり原級留置となった学生については、「履修細則」第3条第5項の規定により、除籍としている（資料2-37-2）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

進級制限措置については、「進級制度」を導入していることから、「法科院基準」に照らして適切に対応している。原級留置者への対応についても、再登録履修制度の整備及び教務委員による個別面談の実施等を行っていることから、問題はないと認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-37-1 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学者数、収容定員・在籍者数、進級・修了状況」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/numeric.html> 最終アクセス：2014/02/15【巻末リスト M015】
- 資料2-37-2 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005 年 4 月 4 日制定【巻末リスト A033】
- 資料2-37-3 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修要項」2013 年 3 月【巻末リスト C015】
- 資料2-37-4 「龍谷大学専門職大学院学則」2004 年 11 月 30 日設置認可【巻末リスト A003】

2-38 進級制限の代替措置の適切性（レベル I ○）

〔現状の説明〕

進級制度を導入しているので該当しない。

2-39 教育内容及び方法の改善を図るための FD 体制の整備とその実施（レベル I ◎）

〔現状の説明〕

FDについて、「専門職」第11条は、「専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する」ことを求めている。この規定を踏まえ、「法科院基準」は、「教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）が整備され、実施されている」ことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、「教育課程編成・実施の方針」で、「教育成果向上のため、教育課程にかかる自己点検・評価と、授業改善のための組織的な取り組みを不断に行う」ことを掲げている（資料2-39-1 [p. 37]）。この方針に基づき、活動全体の根拠規程となる「FD規程」（資料2-39-2 [p. 52]）を定め、以下の組織体制を整備するとともにその活動を実施している。

（1）FD 体制の整備

FD 活動に係る組織体制については、「FD 委員会」、「FD 全体会」及び「FD 部会」という 3 つの組織を整備し、以下のとおり役割分担を行っている。

ア FD 委員会

FD委員会は、「委員会内規」（資料2-39-3）第2条第1項第3号に基づいて設置された委員会である。その目的は、「FD規程」第2条に規定するとおり、FD活動の運営・推進にある（資料2-39-2 [p. 52]）。また、その構成員は、同規程第3条第1項に定めるとおり、FD委員長、教務主任、教務委員及び研究科長が指名する若干名の委員である（資料2-39-2 [p. 52]）。具体的な役割については、同規程第4条に定めるとおり、基本方針及び実施計画に関する事項の審議等を担っている（資料2-39-2 [p. 52]）。

イ FD 全体会

「FD全体会」は、「FD規程」（資料2-39-2 [p. 52]）第5条第1項に定めるとおり、すべての教授会構成員から構成される研究会である。この研究会では、FD委員会が策定した方針及び計画にのっとり、授業内容及び授業方法の改善について討議している。

ウ FD 部会

FD部会は、「FD規程」（資料2-39-2 [p. 52]）第5条第2項に定めるとおり、科目群・系等の教育に関する事項等についての検討・協議を担っている。2013年度のFD部会構成については、公法系、民事法系、刑事法系及び法律実務系の4部会体制としている（資料2-39-4）。

なお、「FD規程」（資料2-39-2 [p. 52]）第5条第3項では、部会での検討・協議結果の記録及びFD委員会への報告を定めている。しかし、2012年度以降は特に記録・報告を求めている。その理由は以下のとおりである。FD活動に係る部会・委員会・全体会の役割分担について、2011年度以前は、FD委員会で論点を整理し、それを各部会で議論・集約の上、「FD全体会」で議論を深めることを基本としてきた。しかし、教員数の減少等に伴い、2012年度には、組織運営の見直し及び活動の集約化・効率化が必要な状況となった（資料2-39-2 [p. 2]）。そのため、2012年度以降は、全体会に係る事前の部会討議を省略しており、部会内容の記録及びFD委員会への報告についても求めている。

なお、現在の部会での検討・協議内容については、成績評価及び教育課程・時間割編成等に関する分野内の打合せが主となっている。

（2）FD の実施内容

FDの実施内容としては「FD全体会」の開催が挙げられる。また、これを軸に「授業アンケート」結果及び「教員相互による授業参観」結果の授業改善へのフィードバック並びに「FD活動報告書」の刊行等を行っている。それぞれの内容については以下のとおりである。

ア 「FD 全体会」の開催

「FD全体会」の開催実績については、「2009-2013年度 FD全体会 開催実績一覧」のとおりである。おおむね2ないし3か月に1回の頻度で開催しており、年間を通じた出席率は、おおむね7割ないし8割程度である（資料2-39-5）。

「FD全体会」での定期的な討議テーマについては以下のとおりである。

- ① 「授業アンケート」結果の授業改善へのフィードバック（原則として毎学期）
- ② 「教員相互による授業参観」結果の授業改善へのフィードバック（原則として毎学期）
- ③ 成績分布についての検証（原則として毎学期）
- ④ 司法試験問題と本法科大学院教育の関連性についての検証
- ⑤ 修了生の司法試験受験状況と在学中の成績との相関についての検証

このほか、2012年度第2回FD全体会（2012.7.25開催）では、「龍谷版到達目標」の策定について検討するなど（資料2-39-2 [p. 47]）、時機にかなったテーマも取り上げている。

イ 「授業アンケート」結果の分析

本法科大学院では、教務委員会において「授業アンケート」を実施しており、その結果に係る授業改善へのフィードバックをFD委員会が所管している。

詳細については評価の視点2-41及び2-42で後述する。

ウ 「教員相互による授業参観」の実施に基づく教育改善へのフィードバック

本法科大学院では、教務委員会において「教員相互による授業参観」を実施しており、「FD全体会」ではその内容に係る討議を行っている（資料2-39-6）。

「教員相互による授業参観」の実施回数は各学期に1回であり、それぞれに2週間の実施期間を設定している。参観の対象となる科目は、当該期間中に開講される全科目であり、当該年度の授業担当者全員が参観資格を有する。そのうち、特に教授会構成員については、かならず1年に1回は他の教員の担当科目を参観することになっている（資料2-39-6）。

実施後の流れについては以下のとおりである。授業を参観した教員は「参観シート」を提出し、授業担当者はそれに対するコメントを書面で提出する。「FD全体会」ではこれらを踏まえた授業改善のための討議を実施する（資料2-39-6）。

実施実績については以下のとおりである。2012年度第1学期には、延べ11科目を13人の専任教員が参観した（資料2-39-7 [p. 1]）。同年度第2学期には3科目を5人が参観した（資料2-39-7 [p. 20]）。その結果については2012年度第5回FD全体会（2013. 2. 7開催）で討議した（資料2-39-2 [pp. 49-50]）。2013年度第1学期には延べ11科目を11人が参観した（資料2-39-7 [pp. 27]）。その結果については、2013年度第4回FD全体会（2013. 10. 23開催）で討議した（資料2-39-8）。同年度の第2学期には延べ5科目を5人が参観した（資料2-39-7 [p. 43]）。その結果については、2014年度の「FD全体会」で討議する予定である。

エ 「FD活動報告書」の刊行

「FD活動報告書」とは、FD委員会が当該年度のFD活動の実績を取りまとめた報告書であり、webサイトで広く社会に公表している（資料2-39-9 [p. 2]）。2012年度版の総ページ数は55ページであり、授業アンケート及び授業参観の実施結果並びに「FD全体会」の開催記録などを収録している（資料2-39-2）。

オ その他

その他のFD活動としては、教員による学外の研修会やシンポジウムへの参加がある。2012年度の参加実績は、法科大学院協会が主催する教員研修など計3件である。2013年度の参加実績は、2月末の時点で、日本弁護士連合会主催のシンポジウムなど、計3件である（資料2-39-10）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施に係る点検・評価については以下のとおりである。

実施体制については、「教育課程編成・実施の方針」を踏まえ、「FD規程」に基づく「FD委員会」、「FD全体会」及び「FD部会」等を設置している。

実施内容については、「FD全体会」を軸として、「授業アンケート」及び「教員相互による授業参観」結果の授業改善へのフィードバック等を実施している。また、これらの活動の成果については報告書に取りまとめて公表している。

以上を総合すれば、「専門職」第11条及び「法科院基準」に照らして適切であると認識している。

なお、「教員相互による授業参観」に関して、全教授会構成員の参加を求め、授業担当者にはコメントの提出を求めている点は、効果を高める上で、有効であると認識している。したがって、この点については、長所であると自負している。

[将来への取り組み・まとめ]

将来の取り組みについては、「教員相互による授業参観」で、すべての教授会構成員が年1回の参観を行うとともに、コメントを提出する取り組みについては、今後も継続する。

[根拠・参照資料]

- 資料2-39-1 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】
- 資料2-39-2 龍谷大学法科大学院FD委員会「龍谷大学法科大学院2012年度FD活動報告書」2013年9月【巻末リストC075】
- 資料2-39-3 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）委員会内規」2012年11月7日制定【巻末リストA025】
- 資料2-39-4 龍谷大学法科大学院「2013年度 法科大学院FD部会 所属一覧」2013年4月24日 FD全体会承認【巻末リストC072】
- 資料2-39-5 龍谷大学法科大学院「2009-2013年度 FD全体会 開催実績一覧」2014年2月28日現在【巻末リストC073】
- 資料2-39-6 龍谷大学法科大学院「2013年度前期 教員相互による授業参観の実施について」2013年4月24日 教授会承認【巻末リストC080】
- 資料2-39-7 龍谷大学法科大学院「『教員相互による授業参観』参観シート・コメント集〔2012-2013年度〕」2014年3月【巻末リストC081】
- 資料2-39-8 龍谷大学法科大学院「2013年度第4回FD全体会記録（一部抜粋）」2013年10月23日開催【巻末リストB015】
- 資料2-39-9 龍谷大学法科大学院webページ「情報公表」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/publish.html>最終アクセス：2014/02/22【巻末リストM008】
- 資料2-39-10 龍谷大学法科大学院「教員による学外研修会・シンポジウム等への参加実績一覧（2009-2013年度）」2014年2月28日現在【巻末リストC074】

2-40 FD 活動の有効性（レベルⅡ〇）

[現状の説明]

FD活動の有効性については、年度末に当該年度の活動状況の総括及び次年度への指針を文書に取りまとめ、それを「FD全体会」で審議することによって検証している。例えば、2012年度の総括文書では、以下のとおり、FD活動の成果が教育内容及び方法の改善に有効に機能していることを確認している（資料2-40-1 [p.3]）。

- ・ 9月の司法試験結果を踏まえた法科大学院教育との相関関係、授業及び事前事後学習におけるITの活用方策、「龍谷版共通的到達目標」を展開する上での具体的方策、などについて、教務委員会からの提案をサポートする形も含め議論を行った。とりわけ、その方向性については、教務委員会と連携を密にすることで、シラバス作成準備などにも活用することができた。
- ・ FD活動の中核的課題である教授方法の改善については、特に後期において、授業研究としてあらかじめ推奨授業をビデオ撮影したものをFD全体会で放映し、授業担当者との意見交換、双方向型授業の実施状況について議論を行った。とりわけ、双方向型授業の実施方法とその教育的効果について多くの教員の認識が共通していることを確認し、その必要性につき理解を深めることができたことは成果であり、それは授業改善への新たな取り組みとなった。
- ・ 本年度の司法試験の問題の傾向（憲法、民法、商法、刑法）を分析するとともに、定期試験問題との対応関係などについて議論を行った。その結果、実際の司法試験でも基本的な知識とその実践的な応用が問われていることを確認し、本学が実施しているカリキュラムでこうした問題に対応することが可能であるとの共通認識を得た。授業では、学生に条文を認識させ、その適用の基礎的な方法を習得させることが重要であるとされた。

なお、「法科院基準」は、「科目間に成績評価基準の差異が著しい場合、その改善に向けた取り組みがなされているかに留意する」ことを求めている。この留意事項に対する取り組みについては、評価の視点2-34を参照されたい。

[点検・評価（長所と問題点）]

FD活動の有効性について、年度ごとに活動の到達点を確認し、それを踏まえた次年度の方針を策定するというプロセスは、PDCAサイクルによる改善に通じる取り組みであるといえる。このような取り組みは、FD活動の有効性を高める上で、効果的であると考えられることから、適切に対応していると認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

資料2-40-1 龍谷大学法科大学院 FD 委員会「龍谷大学法科大学院 2012 年度 FD 活動報告書」2013 年 9 月
【巻末リスト C075】

2-41 学生による授業評価の組織的な実施（レベル I O）

[現状の説明]

学生による授業評価の組織的な実施について、「法科院基準」は、「授業評価の実施範囲については、全科目を対象とすることを原則とする」ことを求めている。また、「実施回数については、専任教員のみならず全教員の担当する科目においては、開講期間中に 1 回は実施されているかに留意する」ことを求めている。

これらの点に関して本法科大学院では、教務委員会とFD委員会が連携し、「授業アンケート」を実施することによって、対応している。役割分担については、企画及び実施が教務委員会の所管であり、実施結果の分析及び授業改善へのフィードバックがFD委員会の所管である。実施内容の詳細については以下のとおりである。

(1) 実施範囲

授業アンケートの実施範囲については、原則として、全科目を対象としている。ただし、集中講義科目及び随意科目は除いている（資料2-41-1 [p. 6]）。集中講義科目を除外している理由は、統一的に設定している学期末のアンケート実施期間に授業がないためである。ただし、2013年度第15回教務委員会（2013. 12. 3開催）で検討した結果、集中講義科目については、当該科目の最終授業日にアンケートを実施するよう変更することにした。他方で、「法務演習」については、受講者数が 1 人のクラスが多いため、回答者が特定されることが懸念された。そのため、従来同様、対象から除外することにした（資料2-41-2）。これらの検討結果については、2013年度第17回教授会（2013. 12. 4開催）で承認され、2013年度第 2 学期の実施分から反映されている（資料2-41-3）。

なお、評価の視点2-1で既述したとおり、「法務演習」については、2014年度入学生から廃止予定である（資料2-41-4）。

(2) 実施回数

「授業アンケート」の実施回数は、1 学期につき 1 回である。

[点検・評価（長所と問題点）]

学生による授業評価の組織的な実施に係る点検・評価については以下のとおりである。

「授業アンケート」の実施範囲は、原則として全科目であり、未実施科目のうち、集中講義科目については2013年度第 2 学期から実施するよう変更している。他方で、「法務演

習」については、科目の性質上、未実施のままとしたが、同科目は2014年度入学生から廃止する予定である。

実施回数については、全教員が担当する科目で各学期に1回としている。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切に対応しているといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-41-1 龍谷大学法科大学院 FD 委員会「龍谷大学法科大学院 2012 年度 FD 活動報告書」2013 年 9 月
【巻末リスト C075】

資料2-41-2 「2013 年度第 15 回教務委員会議事録（一部抜粋）」2013 年 12 月 3 日開催【巻末リスト B017】

資料2-41-3 「2013 年度第 17 回（195 回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013 年 12 月 4 日開催
【巻末リスト B011】

資料2-41-4 龍谷大学法科大学院「法科大学院 2014（平成 26）年度専門職大学院学則変更の趣旨」2014 年 1 月 8 日 教授会承認【巻末リスト C009】

2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備について、「法科院基準」は以下の事項に留意することを求めている。

- （１） 授業評価結果の公表範囲について、学生に対して少なくとも全体的な傾向を示した集計結果が公表されているかに留意する。
- （２） 授業評価アンケートの回収率が低い場合、その改善への取り組みを行っているかに留意する。
- （３） 授業評価アンケート結果を組織的に反映しているかに留意する。

これらの点に関して本法科大学院では以下のとおり対応している。

（１）「授業アンケート」結果の公開範囲

学生に対する「授業アンケート」結果の公開範囲は、原則として、全科目・全設問に係る科目別・設問別の集計結果及びそれに対する授業担当者からのコメントとしている。ただし、回答者の特定を防ぐため、受講者数 2 人以下の科目については除外している。また、自由記述式の設問（「この授業に対する要望がありますか」）への回答のうち、教務委員会が不適切と判断した記述についても除外している。個人への中傷や、根拠を示さずに記述された非難などがこれに該当する。また、「授業アンケート」の公開方法については、「法科大学院ポータルサイト」への掲載としている（資料2-42-1）。

なお、「授業アンケート」の結果については、「FD活動報告書」に収録し、webサイト上に公開することにより、広く一般にも公表している。公表範囲は、選択式的全設問に係る科目別・設問別の集計結果及び教員からのコメントの一部である（資料2-42-2 [pp. 6-44]）。

2012年度以降の実施結果については『授業アンケート』集計結果集 [2012-2013年度]（資料2-42-3）に収録しているとおりである。

（２）回収率が低い場合の改善の取り組み

「授業アンケート」の回収率を高めるための取り組みとしては、無記名方式を採用し、授業中に紙媒体で実施するなどの工夫を行っている（資料2-42-2 [p. 6]）。それにより、回収率については、90%前後の水準を維持している（表 20）。

表 20 「授業アンケート」の回収率（2012-2013 年度）

年度	学期	延べ受講者数	延べ回答者数	回収率
2012	1	598	527	88.1%
	2	467	423	90.6%
2013	1	464	412	88.8%
	2	397	352	88.7%

出典) 資料 2-42-3 [p. 1, p. 66, p. 96, p. 121] に基づき作成。

(3) アンケート結果の組織的な反映

「授業アンケート」結果の組織的な反映に関する取り組みとしては、授業担当者に対してコメントの提出を依頼している点が挙げられる（資料2-42-3）。提出されたコメントからは、授業担当者がアンケート結果を通じて認識した改善課題を確認することができる。例えば、2013年度第1学期実施分のコメントでは、以下のようなコメントがなされている資料2-42-3（[pp. 116-120]）。

- ・ オフィスアワーの時間の設定等、ご指摘のあった点については、工夫し、改善を目指します。
- ・ 内容が難しかったというアンケートもありましたので、後期でも、基礎的な点について、復習しながら、授業を進めていくつもりです。
- ・ 後期の講義では具体的な事例に則して説明することに努める。
- ・ 「受講生の理解を確かめていたか」および「双方向性」の2項目の数値が他の項目に比べて低いことは、期末テストの出来があまり良くなかったという事実と符合するのかもしれませんが。双方向授業は、理解度を確かめるためにも重要であると思いますので、この点を改善できるように努力したいと考えます。
- ・ 判例などの学習を行ううえで役に立つ知識や観点を身につけることができるような講義方法になるよう、一層工夫を重ねたいと思います。

また、「授業アンケート」の結果については、「FD全体会」での討議テーマにも取り上げ、教授会構成員全員で課題を共有している。特に、2013年度第1学期実施分については、アンケート結果の組織的な反映に繋がるよう、FD委員会で分析を加えた結果を報告し、話題提供を行った（資料2-42-4）。その上で、学生からの評価が比較的高かった2科目の担当者に対して、授業運営上の工夫について報告を求め、出席者全員で改善課題を共有した（資料2-42-5）。

また、「授業アンケート」の結果は、教育課程の改訂を検討する際にも活用している。例えば、2013年度から司法試験選択科目に関連する科目配置を変更した際には、授業アンケートの結果を基に学生の意見を集約し、議論の参考とした（資料2-42-6 [p. 3]）。

[点検・評価（長所と問題点）]

学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備に係る点検・評価については以下のとおりである。

学生に対する「授業アンケート」の公開範囲については、原則として全科目の全設問を科目別・設問別に公開している。また、回収率については、90%前後を維持している。

「授業アンケート」結果の組織的な反映については、授業担当者にアンケート結果を踏まえた学生向けコメントの提出を求めている、「FD全体会」の場で全教授会構成員が課題を共有している。また、必要に応じて教育課程の見直しにも反映させている。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切であると認識している。

なお、「授業アンケート」の結果を報告書に取りまとめて広く公表している点については、実施の効果を高める上で有効であり、長所であると自負している。

〔将来への取り組み・まとめ〕

「授業アンケート」結果の「FD活動報告書」への収録については今後も継続する。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-42-1 龍谷大学法科大学院「2013年度第1学期授業アンケート結果の公開について」2013年10月1日付け掲示【巻末リストC077】
- 資料2-42-2 龍谷大学法科大学院FD委員会「龍谷大学法科大学院2012年度FD活動報告書」2013年9月【巻末リストC075】
- 資料2-42-3 龍谷大学法科大学院『授業アンケート』集計結果集〔2012-2013年度〕2014年3月【巻末リストC076】「2012（平成24）年度後期授業アンケートの集計結果に対する学生向けコメントの提出について（依頼）」2013年2月26日付け文書【巻末リストC079】
- 資料2-42-4 龍谷大学法科大学院「2013年度第1学期授業アンケートの分析結果」（2013年度第4回FD全体会〔2013.10.23開催〕資料3）【巻末リストC078】
- 資料2-42-5 「2013年度第4回FD全体会記録（一部抜粋）」2013年10月23日開催【巻末リストB015】
- 資料2-42-6 龍谷大学法科大学院「2013年度におけるカリキュラムの一部修正について」2012年11月7日 教授会承認【巻末リストC002】

2-43 特色ある取り組み（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

教育方法に関する特色ある取り組みとしては、以下の3点が挙げられる。

第一に評価の視点2-13で既述したとおり、「法務研修」を必修とする方法により、全学生にエクスターンを体験させ、理論と実務の架橋を図っている点である。

第二に双方向教育システムや授業収録システムを利活用できるeラーニングシステムを提供するとともに、学内で無線接続LAN設備を整備した上で、全学生にノート型パソコンを無償貸与している点である。

第三に「教学促進費」としてゲストスピーカーを招へいするための予算を確保している点である。それにより、授業の一環として、「市民のために働く法律家」を目指す上で、参考にするべき実務家等による講演会を開催することが可能になっている（資料2-43-1）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「現状の説明」に掲げた3つの取り組みは、本法科大学院の特色としてふさわしい取り組みであり、いずれも長所であると認識している。

〔将来への取り組み・まとめ〕

「現状の説明」に掲げた3つの取り組みについては、すべて今後も継続する。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-43-1 龍谷大学法科大学院「2013年度教学促進費による講演会開催一覧」2014年2月5日現在【巻末リストC086】

2- (3) 成果等

2-44 教育効果の測定（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

教育効果の測定について、「法科院基準」は、法科大学院固有の教育目標及び「基本的素養の水準」に即した達成状況を測定する仕組みの整備を求めている。また、測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等を適切に行い、その測定方法が有効に機能していることについても求めている。さらに、「基本的素養の水準」に即した達成状況の測定については、「授業科目ごとに教えるべき内容及び自習すべき内容を具体的に決定した上で、それが適切に実施されているか否かに留意する」ことを求めている。

これらの点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

（１）法科大学院固有の教育目標に係る達成状況の測定

固有の教育目標に係る達成状況については、評価の視点1-5で既述したとおり、明確な評価指標がなく、客観的なデータの測定は実施できていない。

（２）「基本的素養の水準」に即した達成状況の測定

本法科大学院が考える「基本的素養の水準」とは、「龍谷版到達目標」である。このモデルは、「共通到達目標」をミニマム・スタンダードとしつつ、固有の教育目標に基づく、より高度な目標を掲げようとするものである（評価の視点2-1）。その階層4では科目ごとに教えるべき内容及び自習すべき内容を具体的に記載している（資料2-44-1）。ただし、「龍谷版到達目標（階層4）」の授業への反映については2014年度を予定しており（評価の視点2-1）、2013年度時点では、測定項目、測定指標、分析・評価基準及び実施体制についても未整備となっている。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

教育効果の測定に係る点検・評価については、以下のとおりである。

法科大学院固有の教育目標に係る達成状況の測定については、明確な評価指標が整備されておらず、取り組みが不十分である。「基本的素養の水準」に即した達成状況の測定については、「龍谷版到達目標（階層4）」の授業への反映に合わせ、達成状況の測定に係る測定項目、測定指標、分析・評価基準及び実施体制を整備する必要がある。

〔将来への取り組み・まとめ〕

将来への取り組みについては以下のとおりである。

固有の教育目標に係る達成状況の測定については、評価の視点1-5に既述したとおりである。

「基本的素養の水準」に即した達成状況の測定については、2014年度から、測定手法及び実施体制の整備に係る検討に着手する。この検討については、教務委員会とFD委員会とが連携して行う。

〔根拠・参照資料〕

資料2-44-1 龍谷大学法科大学院「龍谷版共通的到達目標モデル」2013年11月【巻末リストC008】

2-45 司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

「理念等」の達成状況について、「法科院基準」は、司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の恒常的な改善を図るために活用することを求めている。また、それが「理念等」の達成に結び付いていることについても求めている。

これらの点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

（１）司法試験受験者数及び合格者数等に関する情報の把握・分析

本法科大学院修了生の司法試験の受験・合格者数の推移は表 21のとおりであり、これまでに27人の修了生が司法試験に合格している（表 21）。

表 21 本法科大学院修了者の司法試験受験者数及び合格者数（2008-2013 年）

司法試験実施年	受験者数	短答式試験合格者数	最終合格者数
2008	24 (24)	13 (13)	2 (2)
2009	48 (27)	32 (不明)	5 (5)
2010	70 (27)	44 (13)	8 (1)
2011	77 (20)	33 (8)	5 (1)
2012	89 (11)	35 (2)	4 (0)
2013	80 (19)	36 (12)	3 (1)

注) 括弧内の数値は直近修了生の人数である（内数）。

出典) 資料 2-45-1 に基づき作成。

司法試験に係る成績情報の収集については年に 2 度実施している。6 月の短答式成績発表後には、対象となる修了生全員に対し、電子メール及び郵送で調査票を送付し、短答式試験の成績情報を収集している（資料2-45-2）。また、同様の取り組みについては、9 月の最終成績発表後にも行っている（資料2-45-3）。

このほか、「研究生」となることを希望する者については、出願時に過去の司法試験成績の提出を求めている（資料2-45-4）。さらに、司法試験の受験状況に関する概括的な情報については、法務省（司法試験委員会）からも提供を受けている。

上述の各種取り組みの結果、2012年司法試験での受験有無、短答式試験の可否及び最終可否については、全員の状況を把握している。短答式試験の成績については、受験者89人中35人の成績を把握している（把握率39.3%）。総合成績については、短答合格者35人中14人の成績を把握している（把握率40.0%）。

これらのデータについては、在学中の成績と合わせて個人別の一覧表を作成することにより、集約している。他方で、「FD全体会」では、この一覧表に基づき、司法試験成績と学業成績の相関をテーマに討議を行い、教育の改善につなげている（資料2-45-5）。

司法試験合格者の進路については全員の就職先等を把握している（表 22）。その中には、「法テラス」に常勤弁護士として就職後、東日本大震災復興支援事業の一環として、被災地の自治体に職員（任期付き）として派遣され、高台移転に係る土地の権利関係の問題解決や復興施策の法的妥当性及び法令適合性などの検証等に從事している修了生もいる。このように、本法科大学院が「理念等」に掲げる「市民のために働く法律家」となるために努力を重ねている修了生がいることを確認

表 22 司法試験合格者の進路先一覧

進路先	人数
裁判官任官	1
検察官任官	0
弁護士登録	19
司法修習中	4
合 計	24

出典) 本法科大学院調べ。

している。

なお、司法試験に係る各種情報収集の所管委員会については、2012年度までは明確に定めていなかったが、2013年度からはキャリア委員会を新設し、体制整備を図っている。

(2) 標準修業年限修了者数及び修了率に関する情報の把握・分析

標準年限修了者数及び標準修業年限修了率は、評価の視点2-34で既述したとおりである。その状況については、修了判定の都度、教授会で確認している。

[点検・評価（長所と問題点）]

「理念等」の達成状況に係る点検・評価については以下のとおりである。

司法試験の受験・合格状況及び合格者の進路については把握しており、「理念等」の達成につながる成果が生まれていることを確認している。司法試験成績と学業成績との相関についての分析・検証の実施についても、恒常的な改善を図る上で適切な取り組みであると考えている。したがって、司法試験の合格状況を含む修了者の進路把握については、「法科院基準」に照らして一定の取り組みを行っているといえる。

ただし、司法試験の成績情報の収集については、把握率の向上を図ることが課題である。また、標準修業年限修了者数及び修了率について、より詳細な分析を行うことも課題である。さらに、ここで挙げた各種の分析結果を教育課程の改善に着実にフィードバックし、司法試験の合格者数の増加を図ることが求められているものと認識している。

[将来への取り組み・まとめ]

将来への取り組みについては、司法試験の成績情報の収集については、即効性のある把握率の向上方策は得られていない。したがって、修了生の支援を充実させることで、修了生との接点を確保するなど、地道な取り組みを継続する。標準修了者数及び修了率については、2014年度から「FD全体会」で討議し、分析する。さらに、教授会の下で、教務委員会、FD委員会及びキャリア委員会が相互に連携し、各種分析の結果を所管事業の改善に反映させ、司法試験合格者数の増加に努める。

[根拠・参照資料]

- 資料2-45-1 龍谷大学法科大学院「2008-2013 年 司法試験受験・合格状況」2014 年 1 月【巻末リスト C083】
- 資料2-45-2 龍谷大学法科大学院「2013 年司法試験にかかる短答式試験の成績状況調査について（ご協力をお願い）」2012 年 6 月 11 日付け掲示【巻末リスト C082】
- 資料2-45-3 「2013 年司法試験にかかる総合成績状況調査について（ご協力をお願い）」2013 年 9 月 27 日付け文書【巻末リスト C084】
- 資料2-45-4 龍谷大学法科大学院「2013 年度から研究生出願時の手続きが変わります」2013 年 2 月 14 日付け掲示【巻末リスト C087】
- 資料2-45-5 「2013 年度第 5 回 FD 全体会記録（一部抜粋）」2013 年 11 月 27 日開催【巻末リスト B016】

2-46 修了生の法曹以外も含めた進路の把握（レベルⅡ〇）

[現状の説明]

修了生の法曹以外も含めた進路把握に係る現状については、以下のとおりである。

修了生の進路状況を把握するための取り組みとしては、学位記授与式の際に「修了後の進路及び連絡先等調査」を実施している。また、2012年度からは、法科大学院協会修了生職域委員会との連携による「修了生就職動向調査」を実施している。また、同年度からは、独自の取り組みとして、修了後 5 年以内の修了生を対象とする「修了生進路状況調査」を実施している。この調査は年度末に実施し、調査依頼は、郵送、電子メール、「法科大学院ポータルサイト」への掲載及び学内掲示によって行っている。

これらの調査の結果に「研究生」の在籍状況を加味した修了生の進路状況は、表 23のとおりである。修了生233人中、法曹以外の職に就いている修了生は12人（5.1%）であり、その内訳は、公務員が2人、法務専門職が1人、その他職種が9人である。また、進路先不明の修了生は87人（37.3%）である（表 23）。

実施体制については、2012年度までは、学生生活主任が法科大学院協会修了生職域委員会との窓口となっていた。また、「修了生進路状況調査」は執行部会議の下で実施した。このように、2012年度までは、修了生の進路把握の所管委員会が明確ではなかった。しかし、2013年度から「キャリア委員会」を新設し、進路把握を同委員会の所管とすることにより、体制整備を図っている。

なお、修了生の就職・進学状況については、「法科大学院基礎データ〔様式4〕」（資料2-46-1〔表3-1〕）についても参照されたい。

表 23 修了生の進路状況一覧（2012 年度末時点）

修了 年度	司法試験 合格	司法試験 受験準備中	就 職			その他	不明	合計
			公務員	法務 専門職	その他 職種			
2007	7 (17.9%)	—	0 (0%)	0 (0%)	3 (7.7%)	1 (2.6%)	28 (71.8%)	39
2008	10 (22.7%)	6 (13.6%)	2 (4.5%)	1 (2.3%)	2 (4.5%)	2 (4.5%)	21 (47.7%)	44
2009	5 (9.3%)	21 (38.9%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (7.4%)	2 (3.7%)	22 (40.7%)	54
2010	2 (4.4%)	31 (68.9%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (2.2%)	11 (24.4%)	45
2011	0 (0%)	22 (81.5%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	5 (18.5%)	27
2012	—	24 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	24
合計	24 (10.3%)	104 (44.6%)	2 (0.9%)	1 (0.4%)	9 (3.9%)	6 (2.6%)	87 (37.3%)	233

注）各種調査に回答していない修了生のうち、2013年度の「研究生」募集に対して出願している修了生については、「司法試験受験準備中」にカウントした。

出典）「修了後の進路及び進路先等調査」（2012年9月・2013年3月実施分）、「修了生就職動向調査」及び「修了生進路状況調査」の調査結果並びに2013年度研究生募集に対する出願状況（いずれも法科大学院教務課保管資料）に基づき作成。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

修了生の法曹以外も含めた進路把握については、2012年度末から独自の「修了生進路状況調査」を実施し、修了生の法曹以外も含めた進路の把握に取り組んでいる。しかし、37.3%の修了生が進路先不明となっていることから、把握率の向上が課題である。

実施体制については、2013年度からキャリア委員会を新設しており、適切に対応している。

〔将来への取り組み・まとめ〕

キャリア委員会において、就職支援の実施を通じて修了生との接点を確保するなど、地道な取り組みを継続することを通じて把握率の向上を図る。

[根拠・参照資料]

資料2-46-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014 年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ [様式 4]」

2-47 修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等の公表（レベルⅡ○）

[現状の説明]

修了生の進路の状況及び社会での活動状況等の公表については、以下のとおり対応している。

修了生の進路状況については、評価の視点2-46で既述した進路状況一覧（表 23）及び司法試験の受験・合格状況をweb上に公表している（資料2-47-1）。また、司法試験合格者の実務での活躍状況についてもwebサイト及びパンフレットで紹介している（資料2-47-2 [pp. 3-6]、資料2-47-3及び資料2-47-4）。

[点検・評価（長所と問題点）]

修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等の公表については、webサイト及びパンフレット等を用いて実施していることから、適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

- 資料2-47-1 龍谷大学法科大学院 web ページ「司法試験受験・合格状況、修了生の進路状況」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/pass/index.html> 最終アクセス：2014/02/22 【巻末リスト M016】
- 資料2-47-2 龍谷大学法科大学院「2014 年度パンフレット」2013 年 6 月 【巻末リスト E006】
- 資料2-47-3 龍谷大学法科大学院webページ「新司法試験合格者が語る（第66期司法修習生 仲 晃生さん）」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/message/message01_2014.html> 最終アクセス：2014/02/15 【巻末リスト M004】
- 資料2-47-4 龍谷大学法科大学院webページ「新司法試験合格者が語る（第66期司法修習生 岡村 政和さん）」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/message/message02_2014.html> 最終アクセス：2014/02/22 【巻末リスト M005】

2-48 教育成果に関する特色ある取り組み（レベルⅡ○）

[現状の説明]

教育成果に関する特色ある取り組みについては以下のとおりである。

実務基礎科目「法務研修」の各プロジェクトは、教育組織であるとともに、研究者と実務家との協働による研究組織としての一面も有しており、修了生に対するリカレント教育の役割を担っている（図 3）。そのため、エクスターンを挟んで行われる事前・事後演習には、学生だけではなく、本法科大学院を修了した弁護士や司法修習生が出席することもある。このような取り組みは、「市民のために働く法律家を養成する」という「理念等」の実現を図り、成果を生み出すための特色ある取り組みといえる。

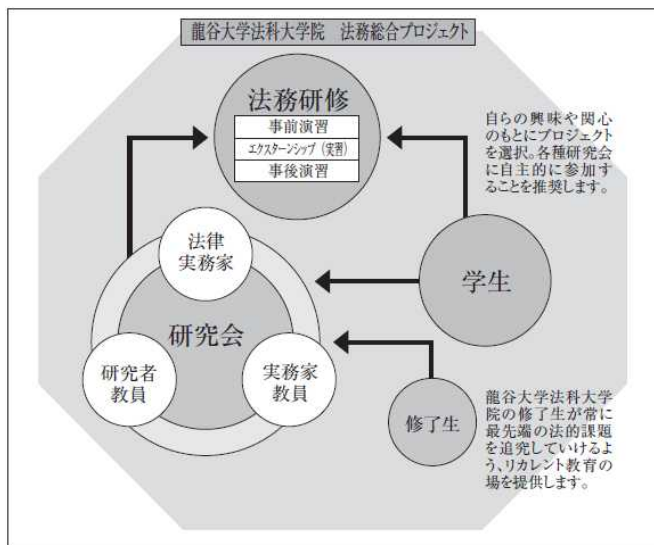


図 3 「法務研修」の概念図

出典) 資料 2-48-1 [p. 13]。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「法務研修」の枠組みの中で発揮されるリカレント教育機能は、他にあまり例のない特色ある取り組みである。したがって、本法科大学院の長所であると認識している。

〔将来への取り組み・まとめ〕

将来への取り組みについては、法務総合プロジェクト運営会議が、キャリア委員会と連携しつつ、「法務研修」が有するリカレント教育機能の維持・発展を図る。

〔根拠・参照資料〕

資料2-48-1 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修要項」2013 年 3 月【巻末リスト C015】

3. 教員組織

3-1 専任教員数に関する法令上の基準の遵守（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

専任教員数について、「告示第53号」第1条第1項は、最低12人、学生15人につき1人の配置を求めている。

この点に関して本法科大学院の入学定員は25人である（資料3-1-1〔表13〕）ことから、法令上の必要最低教員数は12人である。これに対して、2013年5月1日現在の専任教員数は16人である（資料3-1-1〔表5〕）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

専任教員数については、25人の入学定員に対して16人の専任教員を配置していることから、「告示第53号」第1条第1項に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料3-1-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

3-2 1専攻に限った専任教員としての取扱い（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

専任教員の専攻ごとの配置について、「告示第53号」第1条第2項は、「一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする」ことを求めている。この点に関して本法科大学院では、すべての専任教員を法務研究科法務専攻に限った専任教員として取り扱っている。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

1専攻に限った専任教員としての取扱いを行っていることから、「告示第53号」第1条第2項に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

3-3 法令上必要とされる専任教員数における教授の数（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

専任教員数のうち教授の数について、「告示第53号」第1条第3項は、原則として半数以上を教授とすることを求めている。

この点に関して本法科大学院の専任教員は、16人全員が教授である（資料3-3-1〔表5〕）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

専任教員のうち、半数以上が教授であることから、「告示第53号」第1条第3項に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料3-3-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

3-4 専任教員としての能力（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

専任教員としての能力について、「専門職」第5条は、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員の配置を求めている。

- 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

この点に関して本法科大学院の専任教員は、「法科大学院基礎データ〔様式4〕」（資料3-4-1〔表10〕）が示すと通りの教育研究上の業績及び実務経験等を有している。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

専任教員の能力に係る点検・評価に関して、すべての専任教員は、当該専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者、高度な技術・技能を有する者又は特に優れた知識及び経験を有する者のいずれかに該当し、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている。したがって、「専門職」第5条に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料3-4-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

3-5 実務家教員（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

実務家教員の配置について、「告示第53号」第2条は、法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上は、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成することを求めている。

この点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

本法科大学院では、前回の認証評価時（2009年度）には4人の実務家教員を配置していたが、2011年度末に1人が退職し、2012年度には3人となった。さらに、そのうち1人は前職（官庁）を退職して10年以上経過したため、評価の視点3-4の留意事項にしたがい、今回の申請では実務家教員から除外した。そのため、2013年5月1日現在の配置人数は2人である（資料3-5-1）。そのうち1人は2013年度末をもって退職予定である。

以上の実務家教員2人は、いずれも裁判官として5年以上の経験を有し、退職後は弁護士として活動している（資料3-5-2〔表7〕）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

実務家教員の配置に係る点検・評価については以下のとおりである。

本法科大学院の必要最低教員数は12人であるから（評価の視点3-1）、実務家教員の必要最低人数はおおむね2.4人以上である。これに対して実務家教員の配置人数は2人であるため、「告示第53号」第2条の基準をみたしているとはいえない。また、さらに1人が退職予定であることについても対応が必要である。

〔将来への取り組み・まとめ〕

将来への取り組みについては、法令上の基準をみたしていない状態を可及的速やかに解消できるよう、2人の実務家教員を採用する。採用予定者については2人とも内定しており、いずれも2014年4月1日付けで着任する予定である。

〔根拠・参照資料〕

資料3-5-1 龍谷大学法科大学院「2008-2013年度 龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」2013年10月【巻末リストD002】

資料3-5-2 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

3-6 法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

法律基本科目への専任教員の配置について、「法科院基準」は、各科目に専ら実務的側面を担当する教員を除いた専任教員を1人以上配置することを求めている。

この点に関して本法科大学院では、民法に3人、憲法及び刑法に各2人、行政法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法に各1人（計11人）の専任教員を配置している（資料3-6-1〔表6〕）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

法律基本科目への専任教員の配置については、各科目に専ら実務的側面を担当する教員を除いた専任教員を1人以上配置していることから、「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料3-6-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

法律基本科目、基礎・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の配置について、「法科院基準」は以下の事項に留意することを求めている。

- （1）法律基本科目について、80%前後は専任教員が担当しているかに留意する。ただし、法科大学院の規模などを考慮する。
- （2）基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、20%前後は専任教員が担当しているかに留意する。ただし、法科大学院の規模などを考慮する。

これらの点に関して本法科大学院では、法律基本科目（延べ46.0科目）のうち、39.5科目（85.9%）を専任教員が担当している。基礎・隣接科目については、延べ29.0科目のうち、24.0科目（82.8%）を専任教員が担当している。展開・先端科目については、延べ25.0科目のうち、10.0科目（40.0%）を専任教員が担当している（資料3-7-1〔表2〕）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

科目群別の専兼比率について、法律基本科目では80%を超えており、基礎・隣接科目及び展開・先端科目での20%を大きく超えていることから、「法科院基準」に照らして適切であるといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料3-7-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014 年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

3-8 主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

主要な実務基礎科目への実務家教員の配置状況については、以下のとおりである。

ここでは、主要な実務基礎科目として、「龍谷版到達目標」に掲げる「法曹倫理」、民事訴訟実務に関する科目、刑事訴訟実務に関する科目及び「法務研修」について記述する。

（１）「法曹倫理」

「法曹倫理」については実務経験を有する客員教授が担当している（資料 3-8-1 [p. 41]）。ただし、担当教員は弁護士であるため、裁判官倫理については元裁判官をゲストスピーカーに招へいすることによって対応している（資料 3-8-2）。他方で、検察官経験者は当該科目を担当していない。そのため、検察官倫理については、「法務研修」の事前研修の一環として元検察官による講演を行うことで補充している（資料 3-8-3）。

（２）民事訴訟実務に関する科目

民事訴訟実務に関する科目としては、「民事実務総合演習Ⅰ」及び「民事実務総合演習Ⅱ」がある（資料 3-8-1 [pp. 44-45]）。両科目とも、３クラスを開設しており、両科目を３人の教員が担当する。担当者教員のうち、２人は専任の実務家教員であり、１人は実務経験を有する客員教授である。３人の担当教員は、全員が民事訴訟を扱った経験を有する元裁判官であり、そのいずれもが退職後は弁護士として活動している。

（３）刑事訴訟実務に関する科目

刑事訴訟実務に関する科目のうち、「刑事実務弁護」については２クラスを開講しており、実務経験を有する客員教授、非常勤講師各２人（計４人）が担当している。担当者は全員が刑事事件を扱う弁護士であり、１クラスにつき客員教授、非常勤講師各１人を配置している（資料3-8-1 [p. 43]）。

また、「刑事実務総合演習」については２人ずつの研究者教員（専任教員）と実務家教員（客員教授、非常勤講師各１人）が担当している。担当者は、実務家教員のみならず、研究者教員についても２人ともが弁護士登録しており、４人全員が実際に刑事事件を受任している。開講クラス数については２クラスであり、各クラスに研究者教員と実務家教員を１人ずつ配置している（資料 3-8-1 [p. 46]）。

（４）「法務研修」

「法務研修」については、弁護士事務所や企業法務部が学生の実習先であり、実習先の指導担当者を客員教授又は非常勤講師に委嘱している。科目全体の運営についても実務家教員（専任・客員）が「プロジェクト担当教員」として参画している（評価の視点 2-13）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

実務基礎科目への実務家教員の配置については、「龍谷版到達目標」に掲げるすべての科目に配置していることから適切であるといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料3-8-1 龍谷大学法科大学院「2013年度版シラバス」2014年3月【巻末リストC034-1】

資料3-8-2 龍谷大学法科大学院「2013年度教学促進費による講演会開催一覧」2014年2月5日現在【巻末リストC086】

資料3-8-3 龍谷大学法科大学院教務課「2013年度後期開講『法務研修』受講生対象 事前合同演習の開催について（お知らせ）」2013年11月13日付け掲示【巻末リストC041】

3-9 専任教員の年齢構成（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

専任教員の年齢構成について、「大学院」第8条第5項は、「教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮する」ことを求めている。この規定を踏まえ、「法科院基準」は、年齢構成のバランスが著しく偏っている例として、「65歳以上の教員が、全体の50%を超えるような場合」を挙げている。

この点に関する本法科大学院の状況については、2013年5月1日現在で、専任教員16人のうち、41歳ないし50歳が4人、51歳ないし60歳が8人、61歳ないし70歳が4人である（資料3-9-1〔表8〕）。平均年齢は55歳であり、65歳以上の教員数は1人（6.3%）である（資料3-9-1〔表7〕）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

専任教員の年齢構成に関して、本法科大学院の教員組織は、40歳代から60歳代にかけての幅広い年齢層から構成されており、65歳以上の教員数は16人中1人である。したがって、「大学院」第8条第5項及び「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料3-9-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

3-10 教員の男女構成比率の配慮（レベルⅡ○）

〔現状の説明〕

専任教員の男女構成比率に係る現状については以下のとおりである。

2009年度認証評価時には、1人の女性教員が在職していたが、2010年度末に当該教員は任期満了により退職した。他方、教員採用については、2009年度ないし2013年度に5人の専任教員を採用したが、その中に女性教員は含まれていない（資料3-10-1）。そのため、2013年4月1日現在では、専任教員16人全員が男性である（資料3-10-2〔表7〕）。

なお、教員選考に当たっては、「選考内規」第1条に基づき、人格、教育能力、研究業績、実務経験及びその他教学に関連する事項を総合的に評価し、採用者を決定している（資料3-10-3）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

教員の男女構成比率の配慮に係る点検・評価については以下のとおりである。

女性教員がいない状態を踏まえれば、男女比率に対する配慮が適切であるとはいいがたい。ただし、教員採用に当たっては、「選考内規」に基づく選考を行っており、男性を優先させるような取扱いはしてない。しかし、固有の「理念等」に根ざした専門科目を担当できる高度の能力を備えた人材は限られる一方、全国的にも法学的研究者及び法曹実務家の構成比は男性への偏りがみられる。これらを踏まえれば、本法科大学院のような小規模な法科大学院で、常時、一定以上の女性比率を維持することは容易ではない。

〔将来への取り組み・まとめ〕

今後の人事採用計画の中で、引き続き女性教員の採用に努める。

〔根拠・参照資料〕

- 資料3-10-1 龍谷大学法科大学院「2008-2013 年度 龍谷大学法科大学院 教員組織変遷一覧」2013 年 10 月
【巻末リスト D002】
資料3-10-2 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014 年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」
資料3-10-3 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教員選考内規」2005 年 4 月 20 日制定【巻末リスト A031】

3-11 専任教員の後継者の補充等（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

専任教員の後継者の育成及び補充に係る現状については以下のとおりである。

後継者の養成については、研究者養成を担う本学大学院法学研究科との間で役割を分担しており、本法科大学院としては教員養成に係る組織的な取り組みを行っていない。ただし、これまでも博士後期課程に進学を希望する修了生を研究生として受け入れ、学習環境を提供した事例がある。

なお、本学大学院法学研究科では、法科大学院出身者を受け入れるため、博士後期課程の入学選抜に当たっては、専攻分野に関する論文を提出することにより、修士論文の提出を不要としている。

専任教員の補充については、計画的な人事に努めている。しかしながら、評価の視点3-5で既述したとおり、実務家教員の配置については、2013年5月1日の時点では法令の基準をみたしていない。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

専任教員の後継者の育成及び補充に係る点検・評価については以下のとおりである。

専任教員の後継者の育成については、博士後期課程への進学希望者がいる場合に個別的な支援を行うにとどまっているものの、できる限りの取り組みを行っている。このような状況は、十分とはいえないものの、進学希望者がほとんどいないことを踏まえれば、やむを得ないものと認識している。また、将来的には司法試験に合格した修了生の中から法科大学院の実務家教員が生まれることも期待される。

専任教員の補充については評価の視点3-5でも既述したとおり、実務家教員の補充が適切になされていないことは問題である。

〔将来への取り組み・まとめ〕

将来への取り組みについては以下のとおりである。

専任教員の後継者の育成については、現状を踏まえてどのような方策を取りうるのかということについて、引き続き模索する。専任教員の補充については、評価の視点3-5で既述

したとおり、実務家教員の欠員については解決のめどが立っている。今後は、法令上の基準を欠くことのないよう、計画的な人事に努める。

3-12 教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程としては、全学の「教育職員選考基準」（資料3-12-1）がある。法科大学院教員の選考については、これに加え「選考内規」（資料3-12-2）及び「手続細則」（資料3-12-3）を制定して対応している。教員の採用及び昇格の手続については、これらの規程に基づき、教授会が行っている。

採用手続については、「手続細則」に定めるとおり、発議（第1条）、選考委員会の設置（第2条）及び選考と審議決定（第3条）の各手続を経て行っている（資料3-12-3）。

選考に際しては、固有の「理念等」に沿った多様かつ高度な内容の授業科目からなる教育課程の実施という観点から、関係教員等への推薦依頼に基づく個別審査制をとっている。具体的な選考基準については以下のとおりである（資料3-12-2）。

（選考の基準）

第2条 教員の選考は次の基準に該当するものについて行う。

（1）教授

イ 6年以上大学准教授の経歴を有する者又は大学卒業後10年以上の研究歴を有する者

ロ 実務家教員については、5年以上の実務経験及び特に高度な実務能力を有する者

ハ 本項イ又はロの該当者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

（2）准教授

イ 2年以上大学助教の経歴を有する者又は1年以上大学専任講師の経歴を有する者もしくは大学卒業後5年以上の研究歴を有する者

ロ 実務家教員については、5年以上の実務経験及び高度な実務能力を有する者

ハ 本項イ又はロの該当者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

（3）専任講師

イ 1年以上大学助教の経歴を有する者又は大学卒業後3年以上の研究歴を有する者

ロ 実務家教員については、5年以上の実務経験を有する者

ハ 本項イ又はロの該当者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

〔点検・評価（長所と問題点）〕

教員の採用及び昇格の手続については各種の規程を定めており、その内容についても問題はないと考えていることから、「法科院基準」に照らして適切であると認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料3-12-1 「教育職員選考基準」1994年3月10日 部局長会申合せ【巻末リストA010】

資料3-12-2 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教員選考内規」2005年4月20日制定【巻末リストA031】

資料3-12-3 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教員選考手続細則」2005年4月20日制定【巻末リストA032】

3-13 教員の募集・任免・昇格に関する規程にのっとり適切な運用（レベルⅠ○）

〔現状の説明〕

教員の募集・任免・昇格について「法科院基準」は、その規程にのっとり、教授会等の責任の下で適切に行うことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、専任教員の募集・任免・昇格については、評価の視点3-12で既述した各規程等にのっとり行っている。

2009年度以降の教員採用及び昇任の実績については、表 24のとおりである。いずれの人事手続でも選考基準については「選考内規」（資料3-13-1）第2条にしたがい行った。また、選考手続については「手続細則」（資料3-13-2）にしたがい、発議（第1条）、選考委員会の設置（第2条）及び選考と審議決定（第3条）の手続を経て行った。これらについては、すべて教授会の責任の下で行った。

表 24 専任教員の採用・昇任人事一覧（2009-2013 年度）

採用又は昇任日	区分	該当する選考基準
2009年4月1日	採用	「選考内規」第2条（1）のロ
2010年4月1日	採用	「選考内規」第2条（1）のイ
	採用	「選考内規」第2条（2）のイ
2011年4月1日	採用	「選考内規」第2条（1）のイ
2012年4月1日	昇任	「選考内規」第2条（1）のハ
2013年4月1日	採用	「選考内規」第2条（1）のイ

出典）各選考委員会資料（法科大学院教務課保管資料）に基づき作成。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

教員の募集・任免・昇格に関する運用については、各種規程にのっとり、教授会の責任の下で行っていることから、「法科院基準」に照らして適切であると認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料3-13-1 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教員選考内規」2005年4月20日制定【巻末リスト A031】

資料3-13-2 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教員選考手続細則」2005年4月20日制定【巻末リスト A032】

3-14 専任教員の授業担当時間の適切性（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

教員の教育研究条件に関して「法科院基準」は、専任教員の授業担当時間を多くとも年間30単位（15時間）相当とすることを求めている。

この点に関して本学では、専任教員の担当授業時間数について、「専任教員の担当授業時間数に関する基準」により定めており、教授及び准教授については1週当たり10時間としている（資料3-14-1）。ただし、特任教員については、採用資格によって異なり、6時間又は8時間となっている（資料3-14-2）。また、役職者については職位に応じた負担減が認められているなどの例外的な措置も講じられている（資料3-14-1）。

各教員の2013年度の授業担当時間数については、「法科大学院基礎データ〔様式4〕」のとおりである。最高授業担当時間数は12授業時間であり、最低は6授業時間である。平均については、8授業時間となっている（資料3-14-3〔表9〕）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

専任教員の授業担当時間については、最も多く授業を担当している教員（12授業時間）であっても、24単位相当の時間数である。この時間数は、「法科院基準」に照らして適正範囲内にあることから問題はないものと認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料3-14-1 「専任教員の担当授業時間数に関する基準」1976年10月19日制定【巻末リストA013】

資料3-14-2 「特別任用教員規程」1983年4月1日制定【巻末リストA009】

資料3-14-3 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

3-15 教員の研究活動に必要な機会の保障（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

教員の教育研究条件に関して「法科院基準」は、研究専念期間制度（サバティカル・リーグ）等の機会の保障を求めている。

この点に関して本法科大学院では以下のとおり対応している。

本学では、専任教員が一定期間、研究に専念できるよう、「研究員規程」（資料3-15-1）に基づく研究員制度を設けている。研究員の種類には、国外研究員、国内研究員、短期国外研究員、短期国内研究員、特別研究員及び交換研究員の6種類があり（同規程第2条）、法科大学院教員にもこの規程が適用される。

研究期間に関して、国外研究員、国内研究員及び特別研究員については1年間又は6か月間である。短期国外研究員及び短期国内研究員は1か月以上3か月以内である（同規程第3条第1項）。

本法科大学院では、これらの研究員に対する研究専念措置として、教授会への出席義務及び諸委員の割当て等を免除している。また、国外研究員、国内研究員及び特別研究員については、「専任教員の担当授業時間数に関する基準」（資料3-15-2）の規定に基づき、授業担当を免除している。

研究専念措置の対応となる制度については、このほかにも、学内の各研究所等が定める各種制度がある。そのうち、2009年度以降に法科大学院教員の利用実績がある制度としては、「社会科学研究所」（資料3-15-3）の専任研究員制度がある。この制度は、「研究所等における専任研究員任用規程」（資料3-15-4）に基づき、各学部又は研究科所属の専任教員が、一定期間、当該研究所に移籍し、専任研究員となる制度である。社会科学研究所専任研究員については、同規程第7条第2項の規定により、専任教員としての義務が免除される。また、同規程第8条の規定により、授業担当についても減じられる。

これらの制度に係る本法科大学院教員の利用実績及び利用計画については、表25のとおりである。

なお、上述以外にも学内の研究所等の兼任研究員の取得実績があるが、これらについては、研究専念措置の対象ではないことから、記述を割愛する。

表 25 各種研究員の状況一覧（2009年度以降）

年度	種 類	期 間	研究専念措置
2009	国内研究員	1年間（2009.4.1～2010.3.31）	授業担当免除 教授会等免除
2010	特別研究員	1年間（2011.3.31～2012.3.30）	授業担当免除 教授会等免除
	国内研究員	1年間（2011.3.20～2012.3.19）	授業担当免除 教授会等免除

2011	国内研究員	1 年間 (2012. 3. 1～2013. 2. 28)	授業担当免除 教授会等免除
	国外研究員	9 か月間 (2012. 3. 28～2012. 12. 27)	授業担当免除 教授会等免除
	短期国内研究員	計 3 か月間 (2011. 8. 20～2011. 9. 20 / 2012. 2. 1～2012. 3. 31)	教授会等免除
2012	社会科学研究所専任研究員	1 年間 (2012. 4. 1～2013. 3. 31)	授業担当減 教授会等免除
2013	特別研究員	4 か月間 (2013. 5. 19～2013. 9. 18)	教授会等免除
	国外研究員	6 か月間 (2014. 3. 14～2014. 9. 13)	授業担当減 教授会等免除
2014	特別研究員	1 年間 (2014. 4. 1～2015. 3. 31)	授業担当免除 教授会等免除
2015	国内研究員	1 年間 (詳細未定)	授業担当免除 教授会等免除

出典) 各教員の「研究計画書」(法科大学院教務課保管資料)等に基づき作成。

[点検・評価 (長所と問題点)]

教員の研究活動に必要な機会の保障については、研究専念期間制度を設けており、制度の利用実績もあることから、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

資料3-15-1 「研究員規程」1989年2月23日制定【巻末リストA019】

資料3-15-2 「専任教員の担当授業時間数に関する基準」1976年10月19日制定【巻末リストA013】

資料3-15-3 龍谷大学社会科学研究所「龍谷大学社会科学研究所(パンフレット)2010年3月【巻末リストK003】

資料3-15-4 「研究所等における専任研究員任用規程」1989年2月23日【巻末リストA022】

3-16 専任教員への個人研究費の適切な配分 (レベルⅡ〇)

[現状の説明]

教員の教育研究条件に関して「法科院基準」は、専任教員に対する個人研究費を適切に配分することを求めている。

この点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

(1) 個人研究費の配分

本学では、すべての専任教員に個人研究費を配分しており、その上限額は、専任教員で年間410,000円、特任教員で年間246,000円である。法科大学院教員一人当たりの平均実績額については、395,386円である(資料3-16-1 [表12])。

(2) その他の研究助成制度

個人研究費以外の研究助成制度については、「研究支援ガイド」(資料3-16-2)に掲載しているとおり、申請に基づく以下のような制度がある。

- ・「出版助成」(資料3-16-2 [pp. 19-20])
- ・「国際会議等出席者への旅費補助」(資料3-16-2 [pp. 29-30])
- ・「原稿掲載料助成」(資料3-16-2 [pp. 33-34])

- ・「全国学会開催補助」（資料3-16-2 [p. 35]）
- ・「国際学術会議開催補助」（資料3-16-2 [pp. 40-41]）

これらの制度に係る利用状況については表 26のとおりであり、毎年度、数件程度の利用実績がある。

表 26 法科大学院教員による各種研究助成制度利用件数（2009-2013 年度）

年度	出版助成	国際会議等出席者への旅費補助	原稿掲載料助成	全国学会開催補助	国際学術会議開催補助	合計
2009	2	0	0	0	0	2
2010	0	2	0	0	0	2
2011	0	1	0	0	0	1
2012	1	0	0	1	0	2
2013	0	0	0	0	0	0

注）2013 年度については、2014 年 2 月 24 日までの実績である。

出典）研究部保管の各種資料に基づき作成。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

専任教員への個人研究費の配分状況については、全専任教員に対して一定額の個人研究費を配分しており、近隣他大学と比較しても低い水準にはない。また、これ以外にも様々な研究助成制度を整備しており、ほぼ毎年、一定の利用実績がある。したがって、「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料3-16-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014 年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ [様式 4]」

資料3-16-2 龍谷大学研究部「2013 年度版 研究支援ガイド [一部抜粋]」2013 年 7 月【巻末リスト K002】

3-17 人的補助体制（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

人的補助体制について「法科院基準」は、教育研究に資する体制を適切に整備することを求めている。

この点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

（１）教育面での補助体制

教育面に関して、授業補助については、「ティーチング・アシスタント規程」（資料3-17-1）に基づくTA制度を設けており、2013年度には年間で延べ48人の配置実績がある（資料3-17-2 及び資料3-17-3）。他方で、課外学習支援については、「法務研究科チュートリアル・スタッフ規程」に基づく「TS制度」を設けており（資料3-17-4）、2013年度には17人の配置実績がある（資料3-17-5）。さらに、授業で外部講師を招へいするための予算を「教学促進費」として確保しており、2013年度には6件の講演会の開催実績がある（資料3-17-6）。

なお、TA及びTS制度の詳細については、評価の視点2-24を併せて参照されたい。

（２）研究面での補助体制

研究面での補助体制に関連し、本学では、「事務組織規程」（資料3-17-7）第23条第1項の規程に基づき、研究支援事務を充実させるための部署として「研究部」を設けている。

研究部では、研究支援のための人的支援として、研究資料のコピー及び切り貼り並びにFAXの送受信等の業務を行っている（資料3-17-8 [p. 92]）。また、PCサポート室を設け、情報機器に関する技術的支援についても行っている（資料3-17-8 [p. 97]）。

また、RAの配置についても、「リサーチ・アシスタント任用規程」（資料3-17-9）に基づき行っている。RAを任用できる学内組織は、「研究センター、附置研究所、矯正・保護総合センター及び龍谷ミュージアム」（同規程第1条）である。これ以外に外部資金を財源とする研究プロジェクトでも任用が可能である（同規程第2条）。前回認証評価（2009年度）以降の法科大学院教員関連の任用としては、「矯正・保護総合センター」（資料3-17-10）での研究プロジェクトがあり、2013年度には4人の任用実績がある（資料3-17-11）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

教育研究に資する人的な補助体制について、教育面では「教学促進費」による外部講師の招へい並びにTA及びTSの配置を行っている。研究面でも研究部による補助体制の整備及びRAの配置等を行っている。したがって、適切に対応しているものと認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料3-17-1 「ティーチング・アシスタント規程」2004年7月8日制定【巻末リストA011】
- 資料3-17-2 龍谷大学法科大学院「2013年度 第1学期 TA配置状況一覧」2013年5月1日現在【巻末リストC049】
- 資料3-17-3 龍谷大学法科大学院「2013年度 第2学期 TA配置状況一覧」2013年10月1日現在【巻末リストC054】
- 資料3-17-4 「法務研究科チュートリアル・スタッフ規程」2005年2月10日制定【巻末リストA012】
- 資料3-17-5 龍谷大学法科大学院「2013年度 チュートリアル・スタッフ（TS）一覧」2013年6月18日現在【巻末リストC060】
- 資料3-17-6 龍谷大学法科大学院「2013年度教学促進費による講演会開催一覧」2014年2月5日現在【巻末リストC086】
- 資料3-17-7 「事務組織規程」2005年3月24日制定【巻末リストA004】
- 資料3-17-8 龍谷大学研究部「2013年度版 研究支援ガイド[一部抜粋]」2013年7月【巻末リストK002】
- 資料3-17-9 「リサーチ・アシスタント任用規程」2004年9月30日【巻末リストA020】
- 資料3-17-10 龍谷大学矯正・保護総合センター「矯正・保護総合センター 総合パンフレット 2013年度」2013年4月【巻末リストK004】
- 資料3-17-11 龍谷大学矯正・保護総合センター「2013年度矯正・保護総合センターにおける研究プロジェクトについて」2014年2月21日現在【巻末リストK005】

3-18 教育研究の評価と教育方法の改善（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

教育研究の評価と教育方法の改善について、「法科院基準」は、専任教員の教育活動及び研究活動の活性度を評価する方法を整備することを求めている。

この点に関して本法科大学院では、全学的に実施される「教員活動自己点検」を通じて対応している。この制度は、2011年度から実施されており、「教員自らの意思と責任で、教育研究活動等の目標を設定し、そのもとで自身の活動やその成果を点検し、今後の諸活動における維持・改善・向上に向け意欲的に取り組むことを目的」（資料3-18-1）としている。

評価項目については、「教育」、「研究」、「社会貢献」及び「大学管理運営」に大別され、各大項目には、「重点目標」、「活動状況」、「達成状況」及び「今後の課題」等の小項目が設定されている（資料3-18-2）。

法科大学院の専任教員は、全員がこの制度に基づく点検・評価に取り組んでおり、各教員は、毎年度、期首に当該年度の目標を設定する。設定した期首目標については、全学の

「ポータルサイト」にリンクされている「教員活動自己点検システム」に入力する。期末には、各項目の目標達成状況を点検し、その結果を同システムに入力する。

評価結果の活用方法については、全学的に確認された活用に関するガイドラインに基づき、各教員は、「教育、研究、社会貢献、大学管理運営等の諸活動への点検・改善のために活用」することとなっている（資料3-18-1）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

すべての専任教員が、「教員活動自己点検」を通じて自らの教育研究を評価し、改善につなげていることから、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料3-18-1 「教員活動自己点検 点検結果の活用に関するガイドライン」2013年2月14日 全学大学評価会議承認【巻末リストA008】

資料3-18-2 龍谷大学「2013（平成25）年度【法科大学院】教員活動自己点検シート（様式）」【巻末リストJ005】

3-19 特色ある取り組み（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

教員組織に係る特色ある取り組みとしては、各教員が分野内での打合せ等を適宜行い、連携して教育改善に取り組んでいる点が挙げられる。「龍谷版到達目標」の策定でも、実質的な作業は分野単位で行っており、教員間での連携の成果が発揮されることとなった。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「龍谷版到達目標」の策定作業で発揮された分野単位での教育相互の連携及びそれによる教育改善への取り組みについては、本法科大学院の特色であると考えられることから、適切に対応しているものと認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

4. 学生の受入れ

4-1 学生の受入方針、選抜方法及び選抜手続の適切な設定並びにその公表（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

学生の受入方針、選抜方法及び選抜手続の設定並びにその公表について、「専門職」第20条は、「入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする」ことを求めている。この規定を踏まえ、「法科院基準」は、法科大学院制度の目的に合致し、かつ、各法科大学院の「理念等」に即した学生の受入方針の制定を求めている。また、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続を設定し、事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表することについても求めている。

これらの点に関して本法科大学院では、以下のとおり対応している。

（1）学生の受入れ方針の設定と法科大学院制度及び「理念等」への適合性

本法科大学院では、評価の視点1-1で既述したとおり、「理念等」の実現を図るため、いわゆる「3つの方針」（「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」）を定めている。そのうち、「入学者受入れの方針」では、以下の事項を掲げている（資料4-1-1 [p. 3]）。

法務研究科では、多様で複雑な現代社会の諸問題に対して、鋭い人権感覚をもって対処する「市民のために働く法律家」を養成するため、次のような人を求めています。

- ・ 日本国憲法の基本理念を尊重し、正義と公正を実現する法曹になりたい人
- ・ 社会に対する広い関心と深い理解を持ち、多様で複雑な社会問題に対して高い責任感と倫理観を持って、対処することができる能力を身につけたいと考える人
- ・ 法曹として求められる高度な専門的知識と、創造的かつ柔軟な法的分析を行うことができる能力を身につけたいと考える人

上記の方針は、「入試要項」、「パンフレット」及びwebサイトで公表するとともに（資料4-1-1 [p. 3]、資料4-1-2 [p. 2] 及び資料4-1-3 [p. 2]）、入試説明会でも周知している（資料4-1-4 [p. 9]）。

（2）入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続の設定並びに公表の状況

入学者の選抜方法については、「標準コース型入試」と「既修コース型入試」の2種類を設定している。「標準コース型入試」では、「適性試験」、「小論文」及び「自己推薦書・面接」の総合評価によって可否を判定している。配点については「適性試験」が100点、「小論文」が100点、「自己推薦書・面接」が100点の合計300点満点である（資料4-1-1 [p. 7, p. 9]）。他方で「既修コース型入試」では、「適性試験」、「自己推薦書」及び「法律科目試験」の総合評価によって可否を判定している。配点については、「適性試験」が150点、「自己推薦書」が50点、「法律科目試験」が400点の合計600点満点である（資料4-1-1 [p. 7, p. 9]）。また、「法律科目試験」では、「憲法」、「民法」、「刑法」及び「選択科目」（「商法〔会社法〕」、「民事訴訟法」及び「刑事訴訟法」から2科目を選択）の計5科目を課している。これらの選抜方法は、「入試要項」によって事前に公表している（資料4-1-1 [p. 8, p. 10]）。

選抜手続については、「出願資格」、「入学定員と募集人員」、「入試日程」、「受験料とその納入方法」及び「出願書類」等を設定し、「入試要項」によって事前に公表している。出願資格については評価の視点4-3で後述する。入学定員は25人である（資料4-1-1 [p. 4]）。入試日程については、前期日程（8月実施）と後期日程（2月実施）の2回を

設定している（資料4-1-1 [p. 4]）。募集人員については、前期日程では、「標準コース型入試」で13人程度、「既修コース型入試」で12人程度に設定している（資料4-1-1 [p. 4]）。後期日程については、「標準コース型入試」、「既修コース型入試」とともに若干名に設定している（資料4-1-1 [p. 4]）。受験料については10,000円であり、金融機関の窓口で所定の期間に納入することを求めている（資料4-1-1 [p. 5]）。出願書類としては、出願シート、自己推薦書、卒業（見込）証明書等、学業成績証明書及び適性試験成績の提出を求めている（資料4-1-1 [p. 5]）。

なお、適性試験に係る最低基準の設定による客観的な評価の担保については評価の視点4-8で後述する。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

学生の受入方針、選抜方法及び選抜手続の設定並びにその公表に係る点検・評価については以下のとおりである。

学生の受入方針については、固有の「理念等」の実現のため、「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」を踏まえて設定し、これを公表している。

選抜方法及び選抜手続についても事前に公表しており、その内容は、入学者の適性を適確かつ客観的に評価しうるものであると認識している。

したがって、「専門職」第20条及び「法科院基準」に照らして適切であると認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料4-1-1 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月【巻末リスト E016】

資料4-1-2 龍谷大学法科大学院「2014 年度パンフレット」2013 年 6 月【巻末リスト E006】

資料4-1-3 龍谷大学 web ページ「法務研究科（法務専攻）の『教育理念・目的』と『3 つの方針』」

<http://www.ryukoku.ac.jp/about/philosophy/graduate_f.html> 最終アクセス：2014/02/22

【巻末リスト M001】

資料4-1-4 龍谷大学法科大学院「2014 年度入試説明会資料」2013 年 7 月 7 日開催【巻末リスト E007】

4-2 学生の適確かつ客観的な受入れ（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

学生の適確かつ客観的な受入れについて、「専門職」第20条は、「入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価すること」を求めている。また、「法科院基準」は、入学者選抜に当たっては、受入方針、選抜基準及び選抜方法にかなった学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れることを求めている。また、「法学未修者入試の際に旧司法試験の結果等、法学知識の有無が分かる資料によって配点していないかに留意すること」についても求めている。

これらの点に関して本法科大学院では、受入方針にかなった学生を受け入れられるよう、「標準コース型入試」で実施する小論文試験では、法学知識を問う出題はしないことにしている（資料4-2-1及び資料4-2-2）。

また、選抜基準及び選抜方法にかなった評価を行えるよう、以下の措置を講じている。

「小論文」及び「自己推薦書・面接」については、いずれも複数の委員で採点することになっている。法律科目試験の出題及び採点についても複数の委員が行っている。答案の採点や合否判定については、受験生の氏名を隠して行っている。また、複数の委員で採点することを踏まえ、採点者会議では採点者間の調整についても行っている。

なお、「2009年度認証評価結果」では、「入学者選抜に際し、司法試験の短答式の合否や論文試験の成績も『自己推薦書』の記載事項の1つとして認めているが、法学未修者の適性を評価する際の考慮要素としては適切ではないため、早急に改善されたい」（資料4-2-3

[p. 31]) との勧告を受けた。この点については、その後、改善に努めた結果、「改善報告書検討結果」では、「適切になされているものと判断される」（資料4-2-4 [p. 10] ）との評価を受けている。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

学生の適確かつ客観的な受入れに係る点検・評価については以下のとおりである。

受入方針にかなった学生を受け入れられるよう、「標準コース型入試」では、法学知識を問う出題はしていない。また、選抜基準及び選抜方法にかなった評価を行えるよう、複数委員による採点等の措置を講じている。したがって、「専門職」第20条及び「法科院基準」に照らして適切であると認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料4-2-1 龍谷大学入試部「2011～2013 年度法科大学院入学試験問題集」2013 年 6 月【巻末リスト E017】
資料4-2-2 龍谷大学法科大学院「2014 年度法科大学院入学試験問題集」2014 年 3 月【巻末リスト E009】
資料4-2-3 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果」2010 年 3 月【巻末リスト J001】
資料4-2-4 大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013 年 3 月【巻末リスト J002】

4-3 志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保（レベル I ◎）

〔現状の説明〕

志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保について、「法科院基準」は、「専門職」第20条を踏まえ、「入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保」することを求めている。

この点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

（１）出願資格

出願資格については、「入試要項」に定めており、2014年度入試では、以下のいずれかに該当する者に受験資格を認めている（資料4-3-1 [p. 3] ）。

- ① 大学を卒業した者または2014年 3 月卒業見込みの者
- ② 外国において学校教育における16年の課程を修了した者または2014年 3 月修了見込みの者
- ③ 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および2014年 3 月修了見込みの者
- ④ 文部科学大臣の指定した者
- ⑤ 大学に 3 年以上在学し、かつ所定の単位を優れた成績で修得したと本学法科大学院が認めた者（「飛び入学」制度）
- ⑥ 大学を卒業した者と同等以上の学力があると、本学法科大学院が認めた者（事前に資格審査を行う。）

なお、上記の出願資格のうち、②ないし⑥に該当する場合には、出願期間前に問い合わせる扱いとしている（資料4-3-1 [p. 3] 及び資料4-3-2 [p. 2] ）。出願資格に係る照会があった場合には、入試・広報委員会が審査し、教授会の議を経て本人に通知している。

（２）受験機会の拡大のための措置

受験機会の拡大のための措置としては、以下の措置を講じている。

試験日程については、前期（８月）及び後期（２月）を設定し、２回の受験機会を確保している（資料4-3-1 [p. 4]）。試験会場については前期日程の「既修コース型入試」では、本学に加え、東京にも会場を設定している（資料4-3-1 [p. 4]）。受験料については10,000円に設定し、同一年度内であれば、コースを併願する場合及び前期・後期両方の日程を受験する場合も一律額としている（資料4-3-1 [p. 5]）。

なお、自校推薦や団体推薦等の優先枠の設定有無については評価の視点4-7で後述する。社会人及び非法学部出身者への対応については、評価の視点4-11で後述する。身体障がい者への対応については評価の視点4-13で後述する。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保に係る点検・評価については以下のとおりである。

受験資格については、大学卒業（見込み）者のほか、飛び入学及び「大学を卒業したと同等以上の学力があると本法科大学院が認めた者」にも対応している。受験資格の照会に対する審査手続についてもあらかじめ明確化している。また、受験機会拡大のため、複数日程の設定、地方会場の設定、受験料の軽減措置等を講じている。

したがって、「専門職」第20条及び「法科院基準」に照らして適切に対応しているものと認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料4-3-1 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月【巻末リスト E016】

資料4-3-2 龍谷大学法科大学院 web ページ「2014 年度入学試験概要」

<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/admission.html> 最終アクセス：2014/02/22【巻末リスト M006】

4-4 入学者選抜における競争性の確保（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

入学者選抜での競争性の確保に係る現状については以下のとおりである。

「2009年中教審報告」は、「競争倍率（受験者数/合格者数）が２倍を下回る状況は、入学者選抜における選抜機能が十分に働いているとはいえず、現時点で、このような状況にある法科大学院については、質の高い入学者を確保するため、早急に入学定員を見直すなど、競争的な環境を整えることが不可欠である」（資料4-4-1 [p. 3]）との提言を行った。

その一方で本法科大学院では、2009年度までは募集人員60人としていたが、競争倍率は1.66倍にとどまり、2010年度入試からは募集人員を30人に削減した。しかし、それ以上に受験者数が減少したため、同年度の競争倍率は、更に低下して1.06倍となった。このような状況を踏まえ、2011年度入試からは、一方で、募集人員を更に削減して25人としつつ（表27）、他方で、既修コースの新設並びに学費及び奨学金制度の拡充等の改革を行った（資料4-4-2 [p. 2]）。

その結果、2011年度入試では2.38倍の競争倍率を確保し、それ以降も２倍を超える状況を維持している（表 27）。

表 27 入学者選抜での出願・受験状況一覧（2009-2014 年度）

入試年度	募集人員	志願者数	志願倍率	受験者数	合格者数	競争倍率
2009	60	161	2.68	128	77	1.66
2010	30	65	2.17	52	49	1.06
2011	25	189	7.56	157	66	2.38
2012	25	201	8.04	164	58	2.83
2013	25	90	3.60	72	36	2.00
2014	25	41	1.64	34	12	2.83

注 1) 受験者数は、文部科学省「法科大学院入学者選抜実施状況調査」の定義に基づきカウントした。
出典) 資料 4-4-3、資料 4-4-4、資料 4-4-5、資料 4-4-6、資料 4-4-7 及び資料 4-4-8 に基づき作成。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

入学者選抜の競争性については、「2009 年中教審報告」に即した対応を行っており、2011 年度以降の競争倍率については、2 倍を維持していることから適切であると認識している。
なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料4-4-1 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」2009 年 4 月【巻末リスト L004】
- 資料4-4-2 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2011 年度入学試験要項」2010 年 6 月【巻末リスト E013】
- 資料4-4-3 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2009 年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2009.html> 最終アクセス：2014/02/15【巻末リスト M009】
- 資料4-4-4 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2010 年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2010.html> 最終アクセス：2014/02/15【巻末リスト M010】
- 資料4-4-5 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2011 年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2011.html> 最終アクセス：2014/02/22【巻末リスト M011】
- 資料4-4-6 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2012 年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2012.html> 最終アクセス：2014/02/15【巻末リスト M012】
- 資料4-4-7 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2013 年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2013.html> 最終アクセス：2014/02/15【巻末リスト M013】
- 資料4-4-8 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2014 年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2014.html> 最終アクセス：2014/02/22【巻末リスト M014】

4-5 実施体制（レベル I O）

〔現状の説明〕

入学者選抜試験に関する業務の実施体制とその実施については、全学レベルでの業務については「入学試験委員会」が所管し、その事務局機能は入試部が担っている。法科大学院入試の詳細については、「法科大学院入試・広報委員会」で検討し、教授会で審議・決定している。「入試・広報委員会」は、入試・広報主任及び 2 人の専任教員から構成しており、事務局機能は法科大学院教務課が担っている。

入試当日には、法科大学院長を本部長とし、入試・広報主任などから構成する実施本部を設置している。その下には出題委員、採点委員、面接委員及び監督班を置いている。これらの実施組織は、法科大学院教員及び法科大学院教務課員を中心に構成している。また、準全学体制の下で法学部及び入試部をはじめとする他の事務部署からの応援も受けている。

なお、2013年度の「既修コース型入試」では、後期日程における民法の法律科目試験で、出題ミスが生じた。すなわち、2つの正答があるとしながら、解答の選択肢には1つしか正答がないことが試験終了後に判明することとなった。この問題については、受験者全員を正解したものとして取り扱うことによって対応した。また、ミスの発生について、文部科学省への報告及びプレスリリースを行うとともに、webサイトでも公表した。その後、出題ミスの原因について検証した結果、試験問題の確認・点検を1度しか行っていなかったことにあるとの結論に至ったため、2014年度入試からは、異なる委員が2度確認するようにしている。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

実施体制については、研究科内に「法科大学院入試・広報委員会」を設置し、準全学体制の下で入試を実施していることから、責任ある体制を構築しているといえる。

他方で、2013年度入試で出題ミスを発生させたことは遺憾であるが、受験生に不利益を生じさせないよう対応しつつ、監督官庁への報告及び社会への公表を行っており、問題発生後の対応については、適切であったと認識している。また、原因の究明に努め、再発防止策についても講じていることから、既に問題点は改善されているものと認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔将来への取り組み・まとめ〕

出題ミスの発生の再発防止策について厳格な履行に努める。

4-6 複数の入学者選抜の実施（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

複数の入学者選抜の実施について、「法科院基準」は、各々の選抜方法の位置付け及び関係が適切であることを求めている。

この点に関して本法科大学院では、2010年度入試までは、「一般入試」と「社会人入試」の2種類としており、法学既修者認定については、入試制度としては対応していなかった（資料4-6-1 [p. 1]）。

これに対して2011年度からは、入試制度を変更し、「標準コース型入試」及び「既修コース型入試」の2種類とした。前者は、法学未修者を対象とする試験であり、後者は、2年修了を前提とする「既修コース」への入学者を選抜するための試験である（資料4-6-2 [p. 2]）。

2014年度入試での募集人員については、前期日程での「標準コース型入試」の募集枠が13人程度、「既修コース型入試」の募集枠が12人程度である。後期日程での募集枠についてはいずれも若干名である（資料4-6-3 [p. 4]）。

入試制度の変更後、新設した「既修コース型入試」に対しては、2011年度入試では72人、2012年度入試では117人の出願があり、募集人員を大きく上回った（資料4-6-4 [p. 1] 及び資料4-6-5 [p. 1]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

複数の入学者選抜の実施に係る点検・評価については、以下のとおりである。

法学既修者の選抜に際しては、評価の視点4-9で後述するとおり、法学既修者にふさわしい法律学の知識を有しているかどうかを適切に評価する必要がある。これに対して法学未修者の選抜に際しては、評価の視点4-11で後述するとおり、多様な知識・経験を有する者を入学させるという観点から、法律学の知識を問うことはできない。したがって、両者を別個の試験によって選抜していることについては適切である。

また、「既修コース型入試」の導入後、募集人員を大きく超える志願者があったことを踏まえれば、この試験制度改革は、法科大学院への進学希望者のニーズにこたえたものであると評価できる。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切であるといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

資料4-6-1 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2010 年度入学試験要項」2009 年 6 月【巻末リスト E012】

資料4-6-2 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2011 年度入学試験要項」2010 年 6 月【巻末リスト E013】

資料4-6-3 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月【巻末リスト E016】

資料4-6-4 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2011 年度」

<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2011.html> 最終アクセス：2014/02/22 【巻末リスト M011】

資料4-6-5 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2012 年度」

<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2012.html> 最終アクセス：2014/02/15 【巻末リスト M012】

4-7 公平な入学者選抜（レベル I ◎）

[現状の説明]

公平な入学者選抜について、「連携法」第 2 条第 1 号は、「入学者の適性の正確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜」の実施を求めている。この規定を踏まえ、「法科院基準」は、自校推薦や団体推薦等による優先枠を設けるなどの形で、公平性を欠く選抜を行わないことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、「法科院基準」が例示するような優先枠を設けた入学者選抜は行っていない。

なお、入学者に対する本学出身者の人数及び比率は、出願書類（法科大学院教務課保管資料）によれば、2010年度では10人中3人（30.0%）、2011年度では31人中8人（25.8%）、2012年度では26人中3人（11.5%）、2013年度では15人中3人（20.0%）である。

[点検・評価（長所と問題点）]

公平な入学者選抜については、優先枠を設けた入学者選抜を行っておらず、入学者に対する本学出身者の比率も高いとはいえないことから、「連携法」第 2 条第 1 号及び「法科院基準」に照らして適切に対応しているといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

4-8 適性試験（レベル I ◎）

[現状の説明]

入学者の適性の評価について、「法科院基準」は、適性試験の結果を適切に考慮するなど、適確かつ客観的な評価を行うことを求めている。また、著しく適性を欠いた学生については受け入れないよう求めている。

この点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

合否判定での適性試験の取扱いについては以下のとおりである。「既修コース型入試」では総得点600点のうち150点を適性試験に配分している。また、「標準コース型入試」では総得点300点のうち100点を配分している（資料4-8-1 [p. 7]）。

なお、評価にあたっては、適性試験の満点が300点であることから、「既修コース型入試」では150点満点に換算して評価している。「標準コース型入試」では100点満点に換算している（資料4-8-1 [p. 7]）。

著しく適性を欠いた学生の受入れを制限する取り組みについては以下のとおりである。

「2009年中教審報告」は、「統一的な入学最低基準点については、総受験者の下位から15%程度の人数を目安として、適性試験実施機関が、毎年総受験者数や得点分布状況などを考慮しながら、当該年度の具体的な基準点を設定すべきである」との提言を行った（資料4-8-2 [p. 4]）。本法科大学院では、この提言を踏まえ、2010年度入試から適性試験に係る最低基準点を設定している。最低基準点に係る前回の認証評価以降の推移については表 28のとおりである。当初は、全国平均点に0.7を乗じた得点をめどとする基準点を設定し、この基準を上回ることを出願の条件とした（資料4-8-3 [p. 2]）。しかし、2013年度入試では下位15%を基本とする設定に変更し、最低基準点に達しない受験者は不合格とすることにした（資料4-8-4 [p. 7]）。さらに、2014年度入試では前年度と同一の基準としつつも、より厳格な設定を行った。このような取り組みの結果、下位15%に位置する合格者及び入学者はいなくなっている（表 28）。

表 28 適性試験最低点の設定状況（2009-2014 年度）

入試年度	最低基準点 (累積百分率)	区分	合格者最低点 (累積百分率)	下位15% 該当者数
2009	設定なし	合格者	38.0 (91.6%)	6
		入学者	38.0 (91.6%)	5
2010	36.0 (90.5%)	合格者	37.8 (89.1%)	1
		入学者	37.8 (89.1%)	1
2011	33.0 (92.3%)	合格者	34.0 (90.8%)	6
		入学者	34.0 (90.8%)	5
2012	125 (92.3%)	合格者	125 (92.3%)	4
		入学者	125 (92.3%)	2
2013	142 (87.1%)	合格者	145 (85.6%)	1
		入学者	150 (82.6%)	0
2014	132 (85.0%)	合格者	135 (82.6%)	0
		入学者	—	—

注) 2011 年度以前の得点等は、大学入試センター実施の適性試験によるものである。

出典) 資料 4-8-1 [p. 7]、資料 4-8-3 [p. 2]、資料 4-8-4 [p. 7]、資料 4-8-5、資料 4-8-6 [p. 3]、資料 4-8-7 [p. 3]、資料 4-8-8 [p. 2]、資料 4-8-9 [p. 2]、資料 4-8-10 [p. 2]、資料 4-8-11 [p. 2]、資料 4-8-12 [p. 2] 及び資料 4-8-13 [p. 2] に基づき作成。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

入学者の適性の評価に係る点検・評価については以下のとおりである。

合否判定での適性試験の取扱いについては、標準コース、既修コースのいずれでも一定割合を適性試験に配分している。

著しく適正を欠くとみなされる学生への対応については、2010年度入試から適性試験の最低基準点を設定することによって対応している。ただし、その設定については、2012年度入試までは、「2009年中教審報告」の提言に即しているとはいえない状況にあった。しかし、2013年度入試以降は厳格化が図られており、2014年度入試では下位15%に位置する合格者はいなくなっている。したがって、着実に改善がなされていると評価できる。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らしておおむね適切に対応していると認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料4-8-1 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月【巻末リスト E016】

- 資料4-8-2 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」2009年4月【巻末リストL004】
- 資料4-8-3 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2010年度入学試験要項」2009年6月【巻末リストE012】
- 資料4-8-4 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2013年度入学試験要項」2012年6月【巻末リストE015】
- 資料4-8-5 龍谷大学法科大学院「龍谷大学法科大学院 適性試験分布状況一覧」2014年2月14日現在【巻末リストE008】
- 資料4-8-6 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2011年度入学試験要項」2010年6月【巻末リストE013】
- 資料4-8-7 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2012年度入学試験要項」2011年6月【巻末リストE014】
- 資料4-8-8 大学入試センター「平成20年度法科大学院適性試験（本試験）試験結果について（得点分布等を含む）」2008年7月【巻末リストL007】
- 資料4-8-9 大学入試センター「平成21年度法科大学院適性試験（本試験）試験結果について（得点分布等を含む）」2009年7月【巻末リストL008】
- 資料4-8-10 大学入試センター「平成22年度法科大学院適性試験（本試験）試験結果について（得点分布等を含む）」2010年7月【巻末リストL009】
- 資料4-8-11 適性試験管理委員会「2011年『法科大学院全国統一適性試験』実施結果」2011年7月【巻末リストL010】
- 資料4-8-12 適性試験管理委員会「2012年『法科大学院全国統一適性試験』実施結果」2012年7月【巻末リストL011】
- 資料4-8-13 適性試験管理委員会「2013年『法科大学院全国統一適性試験』実施結果」2013年7月【巻末リストL012】

4-9 法学既修者の認定等（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

法学既修者の認定について、「法科院基準」は、「専門職」第25条を踏まえ、適切な基準及び方法に基づき公正に行うとともに、認定基準を適切な方法で事前に公表することを求めている。また、認定に当たっては、以下の事項に留意することも求めている。

- ・1年次配当の法律基本科目群の必修科目を対象とすること。
- ・それぞれの試験科目につき適切な最低基準点を設定すること。
- ・法学既修者認定試験の科目につき、憲法、民法及び刑法については、法的な文書作成能力を評価できるよう、配点の少なくとも半分を論述式とすること。
- ・憲法、民法及び刑法以外の法学既修者認定試験の科目については、論述式もしくは短答式又はその併用とすること。
- ・憲法、民法及び刑法以外の試験科目につき、最低基準点に満たない得点の科目については、6単位を上限として認定免除科目の除外とし、入学後に科目を履修することができること。
- ・法情報調査等に係る科目については、法学既修者認定試験による履修免除判定には適さないこと。

これらの点に関して本法科大学院では、以下のとおり対応している。

（1）法学既修者認定の概要

本法科大学院では、2009年度及び2010年度入試では、法学既修者を選抜するための入試区分は設定しておらず、入試と同時期に「法学既修者認定試験」を実施することにより、法学既修者認定に対応していた（資料4-9-1 [p. 13] 及び資料4-9-2 [p. 13]）。しかし、2011年度入試では、「既修コース型入試」を新設するとともに、後期日程と同時期に「法学既修者認定試験」を実施した。その上で、これらのうちいずれかに合格した入学者を法学既修者として扱った（資料4-9-3 [p. 2, p. 18]）。2012年度入試からは、「法学既修者認定試験」を廃止し、後期日程にも「既修コース型入試」を設定した（資料4-9-4 [p. 4]）。

法学既修者に対しては、「学則」（資料4-9-5）の規定により、30単位を超えない範囲で、単位認定を行う（第10条第2項）とともに、1年を超えない範囲での在学期間の短縮を認めている（第13条第2項）。2009年度ないし2014年度の認定実績については、表 29のとおりである。

表 29 法学既修者認定の実績一覧（2009-2014 年度）

入試年度	区 分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
2009	法学既修者認定試験	42	20	3	1
2010	法学既修者認定試験	18	14	1	0
2011	既修コース型入試	72	55	25	13
	法学既修者認定試験	20	14	2	2
	計	92	69	27	15
2012	既修コース型入試	117	93	27	13
2013	既修コース型入試	56	48	19	7
2014	既修コース型入試	30	24	8	—

出典）資料 4-9-6、資料 4-9-7、資料 4-9-8、資料 4-9-9、資料 4-9-10、資料 4-9-11 及び資料 4-9-12 [p. 1] に基づき作成。

（２）法学既修者に対する単位認定

法学既修者に対する単位認定については、「法学既修者認定試験」（2011年度入学生まで実施）又は「既修コース型入試」（2011年入試から実施）での法律科目試験に対応した法律基本科目を対象としている。

なお、「履修細則」別表 3 に掲げるとおり、本法科大学院の法律基本科目はすべて必修科目である（資料4-9-13）。

2009年度及び2010年度には、「憲法」、「民法」、「刑法」及び「商法」の4科目を試験科目とし、1年次配当科目を中心とする16科目計26単位を単位認定していた（表 30）。

2011年度には、見直しを行い、憲法、民法及び刑法に関する演習科目については認定対象から除外した。その一方で、「民法」の出題範囲を拡大し、「民法Ⅲ」、「民法Ⅳ」及び「民法Ⅶ」を単位認定科目に追加した。これにより、憲法、民法及び刑法に関する講義科目については、そのすべてを認定対象とし、これら3科目の合計認定単位数については22単位を維持した。他方で、「商法」については選択科目に変更し、これに「民事訴訟法」及び「刑事訴訟法」を加えた3科目の中から2科目を選択させることにした。これに伴い、「会社法Ⅰ」及び「会社法Ⅱ」については選択認定科目に変更するとともに、「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」、「刑事訴訟法Ⅰ」及び「刑事訴訟法Ⅱ」を選択認定科目に追加した。その上で、これら6科目計12単位のうち、入試での科目選択に対応した4科目計8単位を認定することにした。これらの変更により、総認定単位数を26単位から30単位に増加させた（表 31）。

2012年度からは、「12カリキュラム」の導入に対応し、入試での必須科目に係る認定対象科目を大幅に変更した。その結果、憲法に関する3科目計6単位、民法に関する6科目計14単位及び刑法に関する3科目計6単位の合計12科目26単位を認定することとなった。その一方で、選択科目については出題範囲を見直し、認定対象科目を「会社法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅰ」及び「民事訴訟法Ⅱ」に限ることにした。この変更により、選択認定単位数は2科目計4単位となり、総認定単位数については30単位を維持することとなった。また、これらの変更により、認定対象科目はすべて1年次配当科目となった（表 32）。

なお、法情報調査等に関する科目の単位認定は行っておらず、既修コース生も入学後に「法情報演習」（必修）を履修する（資料4-9-14 [p. 5] ）。

表 30 「法学既修者認定試験」の実施科目及び単位認定科目 (2009・2010 年度入学生対象)

表 30 法学部修習科目認定試験の試験科目及び単位数認定科目（2000～2010年度入学生対象）					
科目名	出題範囲	単位認定科目	配当年次	単位数	
必須	憲法	統治機構、基本的人権	憲法Ⅰ	1	2
			憲法Ⅱ	1	2
			憲法演習Ⅰ	1	1
			憲法演習Ⅱ	1	1
	民法	民法総則、物権法（担保法を除く）、債権各論、会社法	民法Ⅰ	1	2
			民法Ⅱ	1	2
			民法Ⅴ	1	2
			民法Ⅵ	1	2
			民法演習Ⅰ	1	1
			民法演習Ⅱ	2	1
	刑法	総論、各論	刑法Ⅰ	1	2
			刑法Ⅱ	1	2
			刑事法演習Ⅰ	1	1
			刑事法演習Ⅱ	2	1
	商法	会社法	会社法Ⅰ	1	2
			会社法Ⅱ	2	2
合 計				26	

出典) 資料 4-9-15 [p. 4, p. 11] 及び資料 4-9-16 [p. 5, p. 10] に基づき作成。

表 31 「既修コース型入試」での法律科目試験実施科目及び単位認定科目 (2011 年度入学生対象)

科目名		出題範囲	配点	単位認定科目	配当年次	単位数
必須	憲法	統治機構、基本の人権	50	憲法Ⅰ	1	2
				憲法Ⅱ	1	2
	民法	民法総則、不動産法、担保法、債権総論、債権各論、契約法、不法行為・不当利得・事務管理、家族法	100	民法Ⅰ	1	2
				民法Ⅱ	1	2
				民法Ⅲ	2	2
				民法Ⅳ	2	2
				民法Ⅴ	1	2
				民法Ⅵ	1	2
				民法Ⅶ	2	2
	刑法	刑法総論、刑法各論	50	刑法Ⅰ	1	2
			刑法Ⅱ	1	2	
小 計		200			22	
選択	商法 (会社法)		2 科目 選択 各 50	会社法Ⅰ	1	計 8 (各 2)
				会社法Ⅱ	2	
	民事訴訟法			民事訴訟法Ⅰ	2	
				民事訴訟法Ⅱ	2	
	刑事訴訟法			刑事訴訟法Ⅰ	2	
			刑事訴訟法Ⅱ	2		
合 計			300 点			30

注) 2011 年度入学生対象の「法学既修者認定試験」の実施科目及び出題範囲についても、上記と同一である (資料 4-9-3 [p. 10])。

出典) 資料 4-9-3 [p. 8] 及び資料 4-9-17 [p. 5] に基づき作成。

表 32 「既修コース型入試」での法律科目試験実施科目及び単位認定科目（2012・2013年度入学生対象）

科目名		出題範囲	配点	単位認定科目	配当年次	単位数
必須	憲法	全範囲	80	憲法Ⅰ（人権）	1	2
				憲法Ⅱ（統治）	1	2
				憲法Ⅲ（憲法訴訟）	1	2
	民法	全範囲	140	民法Ⅰ（民事基礎法）	1	4
				民法Ⅱ（契約法）	1	2
				民法Ⅲ（損害賠償法）	1	2
				民法Ⅳ（物権法・不動産法）	1	2
				民法Ⅴ（金融担保法）	1	2
				民法Ⅵ（家族法）	1	2
	刑法	全範囲	80	刑法Ⅰ（総論 1）	1	2
選択				刑法Ⅱ（各論）	1	2
				刑法Ⅲ（総論 2）	1	2
	小 計		300			26
	商法（会社法）	会社法全範囲（コーポレートガバナンスを除く）	2科目 選択 各 50	会社法Ⅱ	1	計 4 （各 2）
	民事訴訟法	全範囲（複雑請求訴訟、多数当事者訴訟、上訴、再審を除く）		民事訴訟法Ⅰ	1	
	刑事訴訟法	捜査手続及び公訴提起		刑事訴訟法Ⅰ	1	
合 計			400			30

出典）資料 4-9-4 [p. 8, p. 10]、資料 4-9-14 [p. 3, p. 35]、資料 4-9-18 [p. 8, p. 10] 及び資料 4-9-19 [p. 3, p. 35] に基づき作成。

（３）入試での試験範囲と単位認定科目の内容との整合性

2013年度での入試の出題範囲と単位認定科目の内容の整合性については以下のとおりである。

憲法、民法及び刑法については各科目の全範囲を試験範囲としていることから、すべての講義科目を単位認定の対象としている（表 32）。商法（会社法）については、試験範囲からコーポレートガバナンスを除いている（表 32）が、認定科目の「会社法Ⅰ」ではコーポレートガバナンスは扱っていない（資料4-9-20 [p. 20]）。

民事訴訟法については、出題範囲から複雑請求訴訟、多数当事者訴訟、上訴及び再審を除いている（表 32）が、「民事訴訟法Ⅰ」ではこれらを扱っていない（資料4-9-20 [p. 23]）。また、刑事訴訟法については、捜査手続及び公訴提起から出題している（表 32）のに対して、「刑事訴訟法Ⅰ」ではこれらを授業で扱っている（資料4-9-20 [p. 35]）。

なお、2014年度入試では、商法（会社法）の出題範囲を会社の機関に限ることに変更した（資料4-9-21 [p. 10]）ため、認定科目についても変更が必要になっている。この点については、2014年度入学生から、認定対象科目を会社の機関を扱う「会社法Ⅱ」に変更することを決定済みである（資料4-9-22）。他方で、2013年度入学生の「会社法Ⅱ」の配当年次は2年次であるため、当該科目を既修者認定とするのであれば、配当年次の変更についても必要となる。この点については、2012年度第13回教授会（2012. 11. 7開催）で、2014年度入学者から「会社法Ⅰ」と「会社法Ⅱ」の履修順序を入れ替え、「会社法Ⅱ」を1年次に配当する方針を決定済みである（資料4-9-22）。また、各科目の配当年次を定める「履修細則」別表 3 についても、2013年度第23回教授会（2014. 2. 19開催）で改正を承認済みである（資料4-9-24）。

(4) 最低基準点の設定

「既修コース型入試」の法律科目試験の最低基準点については、2014年度入試では、「各科目60%以上の得点を基準とし、総合点で60%を最低の合格点」とする旨を「入試要項」に明記している（資料4-9-21 [p. 7, p. 9]）。前回の認証評価時には、この基準を非公開としていたため、問題点の指摘を受けた（資料4-9-23 [p. 30]）が、上記のように改善済みである（資料4-9-21 [p. 7, p. 9]）。

なお、憲法、民法及び刑法以外の試験科目で最低基準点に満たない科目があった場合、6単位を上限に単位認定から除外し、入学後に履修させる制度の適用は行っていない。

(5) 出題形式

入試での出題形式に関して、憲法、刑法及び選択科目については論述式としている（資料4-9-25及び資料4-9-26）。

民法については、論述式と短答式を併用している（資料4-9-25及び資料4-9-26）。それぞれの配点については非公開としているため、本報告書には記載できないが、「法科院基準」に照らして問題となる比率ではない。

[点検・評価（長所と問題点）]

法学既修者の認定等に係る点検・評価については以下のとおりである。

単位認定の対象科目については、1年次配当の法律基本科目群の必修科目に限っている。入試での法律科目試験の最低基準点については、各科目60%以上を基準とし、総合点で60%という最低基準を設定の上、「入試要項」で公表している。出題に関して、憲法及び刑法ではすべて論述式であり、短答式を併用する民法でも比率については配慮している。

以上を総合すれば、「専門職」及び「法科院基準」に照らして、適切に対応しているといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

- 資料4-9-1 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2009年度入学試験要項」2008年6月【巻末リストE011】
- 資料4-9-2 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2010年度入学試験要項」2009年6月【巻末リストE012】
- 資料4-9-3 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2011年度入学試験要項」2010年6月【巻末リストE013】
- 資料4-9-4 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2012年度入学試験要項」2011年6月【巻末リストE014】
- 資料4-9-5 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】
- 資料4-9-6 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2009 年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2009.html> 最終アクセス：2014/02/15【巻末リストM009】
- 資料4-9-7 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2010 年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2010.html> 最終アクセス：2014/02/15【巻末リストM010】
- 資料4-9-8 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2011 年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2011.html> 最終アクセス：2014/02/22【巻末リストM011】
- 資料4-9-9 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2012 年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2012.html> 最終アクセス：2014/02/15【巻末リストM012】
- 資料4-9-10 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2013 年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2013.html> 最終アクセス：2014/02/15【巻末リストM013】
- 資料4-9-11 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2014 年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2014.html> 最終アクセス：2014/02/22【巻末リストM014】

- 資料4-9-12 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学者数、収容定員・在籍者数、進級・修了状況」
http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/numeric.html 最終アクセス：
 2014/02/15【巻末リスト M015】
- 資料4-9-13 「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)履修細則」2005年4月4日制定【巻末リスト A033】
- 資料4-9-14 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リスト C015】
- 資料4-9-15 龍谷大学法科大学院「2009年度履修要項」2009年3月【巻末リスト C011】
- 資料4-9-16 龍谷大学法科大学院「2010年度履修要項」2010年3月【巻末リスト C012】
- 資料4-9-17 龍谷大学法科大学院「2011年度履修要項」2011年3月【巻末リスト C013】
- 資料4-9-18 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2013年度入学試験要項」2012年6月【巻末リスト E015】
- 資料4-9-19 龍谷大学法科大学院「2012年度履修要項」2012年3月【巻末リスト C014】
- 資料4-9-20 龍谷大学法科大学院「2013年度版シラバス」2014年3月【巻末リスト C034-1】
- 資料4-9-21 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月【巻末リスト E016】
- 資料4-9-22 龍谷大学法科大学院「2013年度におけるカリキュラムの一部修正について」2012年11月7日
 教授会承認【巻末リスト C002】
- 資料4-9-23 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果」2010年3月【巻末リスト J001】
- 資料4-9-24 「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)履修細則の一部を改正する細則」2014年2月19
 日制定【巻末リスト A038】
- 資料4-9-25 龍谷大学入試部「2011～2013年度法科大学院入学試験問題集」2013年6月【巻末リスト E017】
- 資料4-9-26 龍谷大学法科大学院「2014年度法科大学院入学試験問題集」2014年3月【巻末リスト E009】

4-10 入学者選抜方法の検証（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

入学者選抜方法の検証について、「法科院基準」は、学生の受入れ方針、選抜基準・選抜方法等の学生受入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていることを求めている。

この点に関して、本法科大学院では、入試・広報委員会が各種データを蓄積し、それに基づく検証・改善提案を行っている。

例えば、入試説明会等での接触者に対してはアンケートを実施し、得られた回答を基に個人別一覧を作成している。それにより、来場者の属性や、説明会等に複数回にわたって来場のあった「リピーター」の把握等を行い、広報活動等の効果検証につなげている（資料4-10-1）。また、受験時にもアンケートを実施し、本法科大学院の「理念等」に共感するかどうか、「入学者受入れの方針」を知っていたか等の項目を調査している（資料4-10-2）。

2013年度の学生募集に当たっては、上記のような各種データに加え、「2009年中教審報告」の提言及び適性試験の受験者数などを勘案した志願者数目標を設定した（資料4-10-3）。その目標を達成するため、過去の地域別の入試受験者数及び適性試験受験者数を踏まえた地方入試会場の設定等に係る企画・提案についても行った（資料4-10-4）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

入学者選抜方法の検証については、入試・広報委員会が、各種アンケートを実施して行っており、その結果は志願者数目標を達成するための企画・提案に反映されている。したがって、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料4-10-1 龍谷大学法科大学院「龍谷大学法科大学院入試説明会アンケート(様式)」【巻末リスト E020】
- 資料4-10-2 龍谷大学法科大学院「2013年度龍谷大学法科大学院受験生向けアンケート集計結果」2012年8月・2013年2月実施【巻末リスト E003】
- 資料4-10-3 龍谷大学法科大学院「2013年度法科大学院入学試験に係る志願者目標について」2012年5月9日 教授会承認【巻末リスト E004】
- 資料4-10-4 龍谷大学法科大学院「2013年度法科大学院入試受験生確保に向けた取り組みについて」2012年5月9日 教授会承認【巻末リスト E005】

4-11 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮について、「連携法」第2条第1号は、「入学者の適性の正確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜」の実施を求めている。また、「専門職」第19条は、「多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努める」ことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、「標準コース型入試」の配点につき、300点満点中100点を自己推薦書に割り（資料4-11-1 [p. 7, p. 9]）、社会人経験を積極的に評価することで対応している（資料4-11-1 [p. 6] 及び資料4-11-2 [p. 2]）。他方で、自己推薦書に法律学習歴についての記載があったとしても加点事由とはしないようにしており、「小論文」でも、法律学の知識を問わないことにしている（資料4-11-3及び資料4-11-4）。

なお、ここでいう「社会人経験」とは、「入学時までに通算3年以上の就業経験又はこれに準ずる社会的経験（家事労働・NPO活動など）を有すること」を指している（資料4-11-1 [p. 6]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮に係る点検・評価については以下のとおりである。

本法科大学院では、多様な知識・経験を有する者を入学させるため、自己推薦書に一定の比重を置き、受験生の多様な経歴を積極的に評価している。また、「標準コース型入試」では、法律学の知識を有する者が有利にならないよう、自己推薦書の評価や小論文の出題に際して配慮している。

以上を総合すれば、「連携法」第2条第1号及び「専門職」第19条に照らして適切に対応していると認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料4-11-1 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月【巻末リストE016】

資料4-11-2 龍谷大学法科大学院 web ページ「よくあるご質問」

<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/qanda.html> 最終アクセス：2014/02/22【巻末リストM007】

資料4-11-3 龍谷大学入試部「2011～2013年度法科大学院入学試験問題集」2013年6月【巻末リストE017】

資料4-11-4 龍谷大学法科大学院「2014年度法科大学院入学試験問題集」2014年3月【巻末リストE009】

4-12 法学以外の課程履修者又は実務等経験者の割合とその割合が2割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

法学以外の課程履修者又は実務等経験者の割合について、「告示第53号」第3条第1項は、「3割以上となるよう努める」ことを求めている。

この点に関して本法科大学院の入学者数に占める非法学課程修了者及び実務経験者の比率の推移は「法科大学院基礎データ [様式4]」のとおりであり、30%を下回った年はない。2013年度では、入学者15人のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者は5人（33.3%）、実務等の経験を有する者は10人（66.7%）、両方に該当する者は4人（26.7%）である。したがって、非法学課程修了者又は実務経験者のいずれか又は両方に該当する者の比率は73.3%である（資料4-12-1 [表14]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

入学者数に占める非法学部出身者及び社会人経験者の比率の推移については、恒常的に30%を超えていることから、「告示第53号」第3条第1項に照らして適切に対応している。
なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料4-12-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

4-13 入学試験における身体障がい者等への配慮（レベルⅡ○）

〔現状の説明〕

入試での身体障がい者等への配慮について、「法科院基準」は、身体障がい者等が入試を受験するための仕組みや体制等の整備を求めている。

この点に関して、本法科大学院では、身体等に障がいのある受験生に対する「受験上の配慮」を行っている。受験上の配慮を希望する受験生は、出願書類を提出する前にその旨を申し出て、必要な情報を提供の上で所定の書類を提出する（資料4-13-1〔p.12〕）。申出を受けた際には、本学の施設設備で対応可能か否かを検討し、それぞれの障がいの程度に応じた受験特別措置を決定する。これまでには、視覚障がい、身体の機能障がい等のハンディキャップをもつ志願者の受験を認めており、受験を拒否した事案はない。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

入試で身体等に障がいのある受験生のための「受験上の配慮」を行っていることから、「法科院基準」に照らして、適切に対応している。
なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料4-13-1 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月【巻末リスト E016】

4-14 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

定員管理に関して、「大学院」第10条第3項は、「教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生数を収容定員に基づき適正に管理する」ことを求めている。これを踏まえ、「法科院基準」は、入学定員に対する入学者数の比率及び収容定員に対する在籍者数の比率について、いずれも10%程度以上の超過及び30%程度以上の不足に留意することを求めている。

これらの点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

（1）入学定員に対する入学者の状況

入学定員に対する入学者数の状況については、「法科大学院基礎データ〔様式4〕」のとおりである。入学定員の充足率は、2009年度には51.7%、2010年度には33.3%、2011年度には124.0%、2012年度には104.0%、2013年度には60.0%となっている（資料4-14-1〔表13〕）。

（2）収容定員に対する在籍者の状況

収容定員に対する在籍者数の状況は、表33のとおりである。収容定員の充足率は、2009年度には82.2%、2010年度には66.0%、2011年度には67.8%、2012年度には91.3%、2013年度には92.1%となっている（表33）。

表 33 収容定員の充足状況（2009-2013 年度）

年度	収容定員					在籍者数				充足率
	区分	1 年次	2 年次	3 年次	合計	1 年次	2 年次	3 年次	合計	
2009	未修	60	60	60	180	33	48	67	148	82.2%
2010	未修	30	60	60	150	11	29	59	99	66.0%
2011	未修	13	30	60	103	19	6	38	63	61.2%
	既修	—	12	—	12	—	15	—	15	125.0%
	合計	13	42	60	115	19	21	38	78	67.8%
2012	未修	13	13	30	56	16	16	13	45	80.4%
	既修	—	12	12	24	—	14	14	28	116.7%
	合計	13	25	42	80	16	30	27	73	91.3%
2013	未修	13	13	13	39	12	8	17	37	94.9%
	既修	—	12	12	24	—	7	14	21	87.5%
	合計	13	25	25	63	12	15	31	58	92.1%

注 1) 本法科大学院は、2011 年度から既修コースを開設したが、入学定員には未修と既修の区別を設けていない。しかし、「法科院基準」の留意事項にしたがい、便宜上、前期日程入試でのコース別の募集人員（標準コース 13 人程度・既修コース 12 人程度）に基づき、「収容定員」を算出した。

注 2) 各年度の在籍者数は、5 月 1 日現在の数値である。

出典) 資料 4-14-2 [pp. 1-2] 及び資料 4-14-3 [p. 8] に基づき作成。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理に係る点検・評価については以下のとおりである。

2009 年度には入学定員に対して 48.3%、2010 年度には 66.7% の不足が生じ、同年度には収容定員に対しても 34.0% の不足が生じた。これらはすべて「法科院基準」に照らして留意するべき状態であり、この点に関する対応については評価の視点 4-15 で後述する。

2011 年度には、入学定員に関して 24.0% の超過が生じた。しかし、前年度までの定員割れとの関係上、収容定員に対する充足率については 67.8% に留まったことから、教育上、特段の問題は生じなかったものと認識している。

2012 年度については入学定員充足率、収容定員充足率ともに、適正範囲内である。

2013 年度には、入学定員充足率が 40.0% の不足となったが、この点に関する対応についても評価の視点 4-15 で後述する。

〔根拠・参照資料〕

資料 4-14-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014 年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用 法科大学院基礎データ [様式 4]」

資料 4-14-2 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学者数、収容定員・在籍者数、進級・修了状況」
http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/numeric.html 最終アクセス：2014/02/15 【巻末リスト M015】

資料 4-14-3 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014 年度入学試験要項」2013 年 6 月【巻末リスト E016】

4-15 学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

定員管理に関して、「法科院基準」は、学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み作り及び体制整備等を求めている。また、大幅な超過や不足が生じた場合には、その是正に向けた措置を講じることについても求めている。

この点に関して本法科大学院では、これまで、入学定員に対する入学者数の大幅な不足が生じた場合には、入学定員の見直しを行ってきた。

具体的には、2009年度には入学定員を60人に設定していたが、同年度の入学定員充足率が51.7%となったことを踏まえ、2010年度には定員を30人に削減した。しかし、定員の削減幅を超える入学者数の減少が生じたため、定員充足率は更に低下して33.3%となった（資料4-15-1〔表13〕）。

このような状況を踏まえ、2011年度からは、入学定員を更に削減して25人とする一方（資料4-15-1〔表13〕）、他方で「既修コース型入試」の新設及び奨学金制度の充実などの改革を行った（資料4-15-2〔p.2〕）。その結果、2011年度の定員充足率は124.0%、2012年度には104.0%となり、いずれの年度も入学定員を充足した（資料4-15-1〔表13〕）。しかし、2013年度の充足率は60.0%となり、再び定員割れとなっている（資料4-15-1〔表13〕）。

このような状況を踏まえ、本学では、「2013年度中に新たな法曹養成の在り方を構築した上で、法科大学院の学生募集を停止する方向」（資料4-15-3〔p.1〕）としている。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応に係る点検・評価については以下のとおりである。

2009年度から2010年度にかけての入学定員充足率の低下については、入学定員の削減及び入試・奨学金制度の改革等を行った。その結果、2011年度及び2012年度には入学定員を充足しており、適切な対応を行ったものと認識している。

他方で、2013年度には再び入学定員を充足できなかったことについては問題点として認識している。しかし、法科大学院の今後の在り方については、全学レベルでの議論にゆだねられている。そのため、その結論を踏まえて今後の対応を検討する必要がある。

〔根拠・参照資料〕

資料4-15-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

資料4-15-2 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2011年度入学試験要項」2010年6月【巻末リストE013】

資料4-15-3 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月【巻末リストE016】

4-16 休学者・退学者の管理（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

休学者・退学者の管理について「法科院基準」は、その状況及び理由の把握・分析に努めるとともに、適切な指導を行うことを求めている。また、休学者・退学者の比率が、在籍学生数の10%を超えている場合には、その事由の合理性の有無に留意することも求めている。

この点に関して、本法科大学院の「学籍異動」の状況及び理由については、表34のとおりであり、2009年度から2012年度までに35人の学籍異動が発生している。そのうち、2010年度及び2012年度には、在籍者数に対する学籍異動者の比率が10%を超えている。したがって、これらの年度については、異動事由の合理性の有無が問題となる。

2009年度以降の学籍異動理由では、「一身上の都合」が最も多く（10人）、次に多いのが経済的理由及び進路変更（各7人）である。その後には、病気（6人）、修学意志の喪失（3人）、他法科大学院への入学（2人）といった理由が続いている（表34）。

学生が「学籍異動」を希望する場合、当該学生は、所定の「願書」（資料4-16-1及び資料4-16-2）を保証人と連署の上で法科大学院教務課に提出し、学生生活主任による面談を受けることになっている。願出の可否については、「願書」及び「学生面談記録」（資料4-16-3）等に基づき、教務委員会を経て教授会で審議している。一連のプロセスの中で、学籍異動理由の把握については、学生生活主任による面談の際に行っている。それにより、「一身上の都合」による願出についても、詳細が把握できるようになっている。

他方で、面談の結果、進路変更による退学者の中には、原級留置の決定を機に進路変更を決意する学生が一定数含まれていることが分かっている。また、経済的理由によるものの中にも、原級留置によって奨学金の受給資格を喪失し、経済的に困窮するに至った学生も含まれている。したがって、進級制度を導入した2010年度以降は、原級留置が学籍異動に影響を与えているものと分析している。

なお、原級留置決定者等の成績不振者に対しては、教務委員が学期ごとに個別指導を行っており（評価の視点2-23）、教務委員会でも各種の学生の相談に応じている。

表 34 理由別学籍異動一覧（2009-2012 年度）

年度 (在籍者数)	異動 内容	一身上 の都合	経済的 理由	修学意志 の喪失	進路変更 (その準備を含む)	他法科大学院 への入学	病気	合 計 (对在籍者数比)
2009 (148)	休学	1	2		1		1	5
	退学	3			1	1		5
	小計	4	2		2	1	1	10(6.8%)
2010 (99)	休学	1		1			1	3
	退学	4	1	1			1	7
	小計	5	1	2			2	10(10.1%)
2011 (78)	休学	1	1				1	3
	退学				2		2	4
	小計	1	1		2		3	7(8.9%)
2012 (73)	休学		2					2
	退学		1	1	3	1		6
	小計		3	1	3	1		8(11.0%)
合 計	休学	3	5	1	1		3	13
	退学	7	2	2	6	2	3	22
	小計	10	7	3	7	2	6	35

注1) 休学を経て同一年度内に退学した学生については、「退学」にカウントした。

注2) 同一年度の第1学期、第2学期ともに休学した学生については、第2学期の休学理由をカウントした。

注3) 在籍者数については、各年度5月1日現在の人数である。

出典) 各年度の「学籍異動簿」（法科大学院教務課保管資料）に基づき作成。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

在籍者数に対する学籍異動者の比率が10%を超えがちな状況にあるものの、学生生活主任が個別に理由を確認した上で教授会審議を行っていることから適切に対応している。特に原級留置に関連するものについては、教務委員会でも指導を行っており、この点についても適切であると考えている。

〔根拠・参照資料〕

資料4-16-1 龍谷大学「退学願（様式）」【巻末リスト E001】

資料4-16-2 龍谷大学「休学願（様式）」【巻末リスト E002】

資料4-16-3 龍谷大学法科大学院「学生面談記録（様式）」【巻末リスト E010】

4-17 学生の受入れを達成するための特色ある取り組み（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

学生の受入れを達成するための特色ある取り組みについては、既修コース生については、全員に年額804,000円の学費援助奨学金を給付して実質無償化するとともに、標準コース生についても、成績上位者に年額804,000円（前年度成績1ないし3位）・522,500円（同4

ないし6位)の学業奨学金を給付するほか、全員に学費援助奨学金を給付するなど、経済的負担を軽減している。また、就学のために下宿等、賃貸物件への居住が必要な学生に、下宿者学業支援奨学金(上限月額30,000円)を支給している。このような奨学金を給付することによって、就学に当たっての経済的な困難を軽減させ、多様な学生の受入れを達成しようとしている(評価の視点5-3)。

[点検・評価(長所と問題点)]

「現状の説明」で記述したとおり、適切に対応している。
なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

5. 学生生活への支援

5-1 学生の心身の健康の保持（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

学生の心身の健康保持について、「法科院基準」は、これを保持・増進するための適切な相談・支援体制の整備を求めている。

この点に関して本法科大学院では、全学の相談・支援体制を活用することによって対応しており、その詳細については以下のとおりである。

身体の健康については、保健管理センターにおいて、学生の健康増進のため、健康診断、健康相談及び突発的な応急処置に対応している。また、医師による保険診療を行う診療所としての機能も有している（資料5-1-1）。

メンタル面については、保健管理センターと学生部とが連携し、「なんでも相談室」と「こころの相談室」を設置している（資料5-1-2 [p.2]）。いずれの相談窓口でも臨床心理士資格を有するカウンセラーによるカウンセリングを実施している。「なんでも相談室」については、予約不要としており、学生生活に係る相談に対応している。学生は、ここで、カウンセラーによるインテーク面談を受け、必要がある場合には、「こころの相談室」をはじめとする関係部署を紹介している。「こころの相談室」については予約制で、学生の話じっくりと聞き、悩みや問題への具体的な対処又は解決方法を見いだすための援助を行っている。

また、保健管理センターでは精神科の診療も行っている（資料5-1-1）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

学生の心身の健康保持については、これを保持・増進するため、大学として保健管理センターを設置し、学生部とも連携しつつ、心身両面での相談・支援体制を整えている。したがって、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料5-1-1 龍谷大学保健管理センター「龍谷大学保健管理センター利用のしおり [2013 年度版]」2013 年 3 月【巻末リスト F004】

資料5-1-2 龍谷大学保健管理センター「ひとりで悩まないで—学業から就職、生活全般何でも相談してください— [大学生活サポートの相談利用案内]」2013 年 3 月【巻末リスト F005】

5-2 各種ハラスメントへの対応（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

各種ハラスメントに関する規定と相談体制の整備とそれらの学生への周知については、次のような体制を整備している。

ハラスメントに関しては、「ハラスメントの防止等に関する規程」を整備している。同規程では、ハラスメント相談員のほか、すべての教職員が申立ての窓口となっており、相談しやすい体制を整えている（資料5-2-1）。

2013年度は、セクシュアル・ハラスメント担当相談員（教職員14人）とセクシュアル・ハラスメント以外のハラスメント担当相談員（教職員13人）が相談に応じている。また、外部弁護士として女性弁護士2人がすべてのハラスメントについて相談に応じる体制を設けている。

学生への周知については、相談方法や相談員の連絡先を記載した案内パンフレット「ひとりで悩まないで相談してください—ハラスメントに関する相談について—」を学内各所に常時配置し、また掲示等で案内している（資料5-2-2）。

その他、学生間でのトラブルや日常的な相談については、学生生活委員会が対応している。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「現状の説明」で記述したとおり、適切に対応している。
なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料5-2-1 「ハラスメントの防止等に関する規程」2008年3月21日制定【巻末リストA002】

資料5-2-2 2013年度龍谷大学ハラスメント問題委員会「ひとりで悩まないで相談してくださいーハラスメントに関する相談についてー」2013年3月【巻末リストF003】

5-3 学生への経済的支援（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

学生への経済的支援について、「法科院基準」は、奨学金その他学生への経済的支援に関する相談・支援体制の整備を求めている。

この点に関して、本学では、法科大学院学生を対象とする、以下のような奨学金制度を設けている。

なお、各種奨学金の奨学金給付及び貸与状況については「法科大学院基礎データ」（資料5-3-1〔表17〕）を参照されたい。

（1）法科大学院独自の給付奨学金制度

ア 法科大学院学費援助奨学金

既修コース生については、「法科大学院既修（2年修了）コース学費援助奨学生選考内規」の規定により、1年につき804,000円が、原則として2年間にわたって給付される（資料5-3-2及び資料5-3-7〔p.18〕）。

なお、本奨学金の給付額は、1年間の授業料及び施設費の合計額に相当する。

標準コース生については、「法科大学院学費援助奨学生選考内規」の規定により、原則として全員に241,000円が給付される。ただし、入学初年度の在学生のうち、前期日程入試での成績順位が第1位ないし第3位の者には804,000円が給付される。また、同入試での成績順位が第4位ないし第6位の者には522,500円が給付される（資料5-3-3及び資料5-3-7〔p.18〕）。

なお、以下に記述する「法科大学院学業奨学金」の給付対象者については本奨学金の給付対象とはならない。

イ 法科大学院学業奨学金

標準コースの2年次生及び3年次生のうち、成績優秀者に対しては、「龍谷大学給付奨学生選考細則」（資料5-3-4）第11項の規定による奨学金が給付される。その選考基準については、「法科大学院学業奨学生の選考方法等について」（資料5-3-5）のとおりである。

前年度の学業成績が第1位ないし第3位の者には、1年間の授業料及び施設費の合計額に相当する804,000円がそれぞれ給付される。また、第4位ないし第6位の者には522,500円がそれぞれ給付される（資料5-3-7〔p.18〕）。

ウ 法科大学院下宿者学業支援奨学金

自宅から通学に90分以上を要し、就学のために京都市内に下宿せざるを得ない法科大学院生を対象に、月額30,000円を上限として奨学金を給付する（資料5-3-6及び資料5-3-7 [p. 18]）。

（2）その他の奨学金制度等

全学の学生を対象とした給付奨学金制度のうち、家計等の経済的条件が急変した場合には「家計急変奨学生」制度を利用することができる。自然災害等より被害を受けた場合も「災害奨学規程」により授業料相当額の免除等の措置を受けることができる。また、一時的に仕送りが遅れたり、生活費の不足・緊急の出費等があったりした場合には、短期貸付金制度が利用できる。以上の奨学金については、学生部で問い合わせ・相談に応じている。

また、全学的な大学院生支援策として、ゼミ教育補助費（年間学生1人当たり2,600円）、大学院生研究援助費（同5,000円）があり、学修援助の一環として機能している。

さらに、「2009年度認証評価」で、日本学生支援機構奨学金の第一種奨学金と第二種奨学金の同時申込みが原則として認められないという運用について、同時申込みを認める方向で改善することが望まれるとの指摘（助言）を受け、同時申込みができるよう変更した（資料5-3-7 [p. 19]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「現状の説明」で記述したとおり、適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料5-3-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ [様式4]」
- 資料5-3-2 「法科大学院既修（2年修了）コース学費援助奨学生選考内規」2010年2月5日制定【巻末リストA017】
- 資料5-3-3 「法科大学院学費援助奨学生選考内規」2004年7月8日制定【巻末リストA016】
- 資料5-3-4 「龍谷大学給付奨学生選考細則」2002年6月6日制定【巻末リストA015】
- 資料5-3-5 「法科大学院学業奨学生の選考方法等について<2012年度以降入学（標準コース）生対象>」2011年10月5日改正【巻末リストA042】
- 資料5-3-6 「法科大学院下宿者学業支援奨学生の推薦基準等に関する内規」2010年6月23日制定【巻末リストA041】
- 資料5-3-7 龍谷大学入試部「2014年度龍谷大学入学ハンドブック [2014 法科大学院 前期]」2013年8月【巻末リストE018】

5-4 身体障がい者等への配慮（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

身体障がい者等を受け入れるための支援体制の整備については、全学的な指針である「修学支援の方針」（資料5-4-1 [p. 6]）及び「障がいのある学生への支援について」（資料5-4-1 [p. 7]）に基づき、点訳サービスやノートテイク・介助者の雇用等各種支援体制を整えている（資料5-4-1 [pp. 4-5]）。

法科大学院では、2007年度に視覚障がい者（弱視者）が入学したことにより、学修に支障がないよう配慮を行った。具体的には、拡大読取装置を使用できるよう、座席指定や電源の増設等の環境整備を行ったほか、定期試験については、時間を通常の1.5倍に延長し、別室での受験を実施すること、装置の移動に時間を要することから時間割に配慮する等個別のニーズに合わせた対応を行った。

なお、当該学生は2011年3月に修了したため、2013年度には、特別な配慮を要する学生は在籍していない。

[点検・評価（長所と問題点）]

「現状の説明」で記述したとおり、適切に対応している。
なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

資料5-4-1 龍谷大学障がい学生支援委員会「共に学ぶ、友と過ごす。－龍谷大学が行う障がいのある学生への支援－（案内パンフレット）」2013年5月【巻末リスト F002】

5-5 進路についての相談体制（レベルⅡ〇）

[現状の説明]

学生の進路選択にかかわる相談対応及び支援については、2013年度に新設したキャリア委員会が担っている。キャリア委員会の構成は、キャリア主任及び2人のキャリア委員であり、いずれも専任教員が務めている。

キャリア委員会では、学生及び修了生の進路支援のため、就活セミナーの開催や、就職関係情報の提供等を行っている。その詳細については以下のとおりである。

（１）「就活入門セミナー」の開催

2012年度から在学生及び修了生を対象に「就活入門セミナー」を毎年1回開催している。その内容は、法科大学院生就職支援サイト「ジュリナビ」運営企業の代表取締役を講師とする講演会や、就職活動を行った修了生の体験報告などである（資料5-5-1）。2013年度の参加者アンケートの結果では、回答者18人中16人から肯定的評価（「満足」または「どちらかという満足」）を受けた（資料5-5-2）。

（２）就職関係情報の提供

法科大学院教務課には企業や官公庁等からの就職関係の情報が寄せられることがあるため、それらの情報を掲示や電子メールにて修了生や在学生に案内している。2013年度の情報提供実績は表 35のとおりである。

上記以外に大学全体の取り組みとして、キャリアセンターと人材サービス企業との提携による既卒者就職支援制度がある。この制度の下では、キャリアカウンセラーによる個別面談

や、就業支援セミナーの受講が可能であり、法科大学院修了生の利用も可能である（資料5-5-3）。

ただし、キャリアセンターによる就職支援は、全学の学生・修了生を対象としており、法科大学院修了生に特化した支援については、十分に行われていない。そこで、一般的なお就職活動のスキルについては、キャリアセンターの利用を勧めつつ、法科大学院修了生に特化した情報については「ジュリナビ」の利用を勧めることによって補完している。具体的には、在学生及び修了生に「ジュリナビ」の利用案内と、希望者への統一メールアドレス（利用ID）の発行・配付を行っている。また、「ジュリナビ」主催のセミナー開催時には、会場提供も行うなどの連携を図っている。

表 35 就職関係情報の提供実績一覧（2013年度）

情報提供元	件数
企業	2
国・地方自治体	6
その他公的機関	3
弁護士会・法律事務所等	3
合 計	14

注）2013年9月23日までの実績である。

出典）法科大学院教務課資料に基づき作成。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

2013年度からはキャリア委員会を設置し、組織的な進路支援を行う体制を整備したことは、適切な対応であると考えている。他方で、進路支援のうち、特に重要となる就職支援については、修了生に対するワンストップサービスの提供には至っておらず、就職先の新規開拓にも着手できていない。したがって、修了生のニーズには十分に対応できているとはいえない。しかし、本法科大学院の規模及び社会情勢等を踏まえれば、現状以上に抜本的な対策を講じることは難しい現状にある。このような状況の中、既存の学内資源の活用や学外組織との連携により、支援の充実を図っている点については、適切な対応であると考えている。

〔将来への取り組み・まとめ〕

キャリア委員会において、キャリアセンター及び「ジュリナビ」と連携しつつ、支援ノウハウの蓄積を図る。

〔根拠・参照資料〕

- 資料5-5-1 龍谷大学法科大学院「学生・修了生向け特別就活入門セミナー開催決定！！」2013年6月25日付け掲示【巻末リストC090】
- 資料5-5-2 龍谷大学法科大学院「ジュリナビ就活セミナーアンケート（集計結果）」2013年7月17日教授会報告【巻末リストC091】
- 資料5-5-3 龍谷大学卒業生支援センター（キャリアセンター）webページ
<<http://career.ryukoku.ac.jp/graduate/gaiyou.html>> 最終アクセス：2014/02/22【巻末リストM022】

5-6 特色ある取り組み（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

学生生活の支援に関する特色ある取り組みについては、前述の法科大学院所属の専任教員による学習相談員制度をはじめ専任教員全員がオフィスアワーを少なくとも週1回設定し、学修相談や将来の進路についての相談等に対応する体制を整えている（評価の視点2-23）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

学生生活の支援に関する特色ある取り組みについては、希望者には、在学生だけでなく修了生一人ひとりに専任教員が学習相談員として配置されるなど充実した支援体制を整えている。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

6. 施設・設備、図書館

6-1 教育形態に即した施設・設備（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

施設及び設備について、「専門職」第17条は、「専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする」ことを求めている。この規定を踏まえ、「法科院基準」は、「講義室、演習室その他の施設・設備が、各法科大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されている」ことを求めている。

この点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

法科大学院の教育は、主に深草学舎にある紫光館で実施している。紫光館には、一部に龍谷エクステンションセンター及び人間・科学・宗教総合研究センター等の占有又はこれらの部門との共有スペースがあるものの、その他は法科大学院の占有スペースである。

授業のための施設・設備としては、講義室を紫光館2階及び3階に各1室、同4階に4室（模擬法廷を兼ねた大講義室を含む）確保している（資料6-1-1）。講義室の総収容定員は418人である（資料6-1-2〔表19〕）。また、演習室を紫光館3階に4室確保しており（資料6-1-1）、その総収容定員は75人である（資料6-1-2〔表19〕）。

2013年5月1日現在の在籍学生数58人に対し（資料6-1-2〔表15〕）、講義室の総面積は547.0㎡（在籍学生一人当たり9.43㎡）、演習室の総面積は131.5㎡（在籍学生一人当たり2.27㎡）、模擬法廷を備えた大講義室の総面積は312.0㎡（在籍学生一人当たり5.38㎡）である（資料6-1-2〔表19〕）。

その他の施設としては、紫光館1階にロッカー室及び休憩室、同4階に食堂・談話室、同4階及び5階に会議室各1か所を備えている（資料6-1-1）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

施設及び設備についての点検・評価については以下のとおりである。

講義室、演習室及び模擬法廷等については、在籍学生数58人（2013年5月1日現在）規模の法科大学院で授業を展開するに当たり、支障を来さない規模を確保していると認識している。したがって、「専門職」第17条及び「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料6-1-1 学校法人龍谷大学財務部「紫光館（地階～5階）平面図」【巻末リスト G003】

資料6-1-2 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

6-2 自習スペース（レベルⅠ○）

〔現状の説明〕

（1）自習室の整備状況

「法科院基準」は、留意事項として、自習室の座席数について、収容定員と同数程度の座席数が教室から近接した場所に確保されていることを求めている。

この点に関して本法科大学院では、紫光館1階及び2階の深草図書館分室内に185席のキャレルを備えた共同自習室を1室設置している。この共同自習室については、在学生の利用が優先であるが、研究生の利用も可能である。さらに、紫光館4階には研究生専用の共同自習室を2室設置しており、合計77席のキャレルを設置している。

キャレルの席決めについては、学生自治組織である「院生協議会」にゆだねており、在学生、研究生ともに個人占有を認めている。

なお、2013年度の本法科大学院の収容定員は75人であり、2013年5月1日現在の研究生数は96人である（資料6-2-1）。

（2）自習室の利用時間及び安全管理

「法科院基準」は、自習室の利用時間については、「図書館の開館時間、学生の通学条件、安全管理等に関する方針等にも留意する」ことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、いずれの自習室についても365日24時間利用可能としている。また、安全確保のため、共同自習室のある深草図書館分室及び4階共同自習室の入り口は常時施錠している。深草図書館分室に入室できるのは原則として法科大学院学生、研究生及び教職員のみであり、これらの学生、研究生及び教職員には磁気式カードキーを貸与している。4階共同自習室については暗証番号式の鍵を設置しており、暗証番号の交付を受けた研究生及び教職員のみが入室可能である。

さらに、原則として月曜日から土曜日までの午前7時から午後10時までは、紫光館に守衛員が常駐しており、巡回等を行っている。それ以外の曜日・時間帯については、守衛員が常駐する紫英館（紫光館との距離は約400m）への内線電話機を設置することで対応している（資料6-2-2 [p.1]）。また、センサーが異常を感知すると、警備会社の係員が駆けつける遠隔監視システムについても導入しており、安全確保に留意している。

このほか、火災防止のため、キャレルには冷暖房機器等の持ち込みを禁止している（資料6-2-2 [p.1]）。

（3）その他の自習学習スペース

その他の自主学習スペースとしては、紫光館1階の深草図書館分室内にグループ自習室として利用できる共同学習室（10人収容）を3室設置しており、365日24時間利用可能である（資料6-2-2 [p.1]）。

このほかにも、授業の利用がない場合には、紫光館内の講義室及び演習室についても学生への貸出を行っている。貸出時間は、午前8時から午後9時30分までである（資料6-2-2 [pp.1-2]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

自習室の座席数については、収容定員75人に対して合計262席を確保しており、96人の研究生が在籍することを考慮しても十分な座席数を確保している。また、自習室と教室は同一の建物内に配置していることから利便性にも問題はない。

自習室の利用時間については、365日24時間の利用を実現していることから適切である。また、安全確保についても部外者の立入りを制限している点や、守衛員及び警備会社への委託による対応を行っていることから問題はないと認識している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料6-2-1 龍谷大学法科大学院「2013年度龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）研究生選考資料【総括表】」2013年4月10日 教授会報告【巻末リストC089】

資料6-2-2 龍谷大学法科大学院「2013年度施設等利用ガイド」2013年3月【巻末リストG001】

6-3 研究室の整備（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

研究室の整備について、「法科院基準」は、各専任教員に十分なスペースの個別研究室を用意することを求めている。また、その設置場所については、学生からの個別相談に応じる機会の確保及びそのためのスペース等の整備状況等に留意することを求めている。

この点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

すべての専任教員には、紫光館及びこれに隣接する至心館に、平均面積23.9㎡の個人用研究室を用意している（資料6-3-1〔表21〕）。紫光館は、法科大学院の教室、自習室及び教務課事務室等が配置されている建物であり、研究室の配置でも、これらとの一体性が考慮されている。

各研究室には、「基準備品」として、机（事務机及び長机）、椅子（オフィスチェア）、パイプ椅子、書架5連1本、更衣ロッカー、電話機、ホワイトボード、電気スタンド、ゴミ箱、ファイリングキャビネット及びエアコンを設置している（資料6-3-2〔pp. 102-103〕）。

学生からの個別相談に応じる機会の確保については、オフィスアワー等を設定し（評価の視点2-23）、そのためのスペースについては、研究室内に確保している。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

研究室の整備に係る点検・評価については以下のとおりである。

専任教員には、1人1室の個人用研究室を用意している。

学生からの個別相談への対応について、研究室の広さは十分確保されており、基本備品として、事務机等とは別に長机及びパイプ椅子を設置している。したがって、スペース及び設備に問題はない。また、各研究室は、教室及び共同自習室等に近接しており、学生の利便性にも配慮している。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料6-3-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ〔様式4〕」

資料6-3-2 龍谷大学研究部「2013年度版 研究支援ガイド〔一部抜粋〕」2013年7月【巻末リストK002】

6-4 情報関連設備及び人的体制（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

情報関連設備及び人的体制について、「法科院基準」は、学生の学習及び教員による教育研究のために必要な情報インフラ及びそれを支援する人的体制を適切に整備することを求めている。

この点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

（1）情報インフラの整備

ハード面の情報インフラについては、全学生に1人1台のノート型パソコンを無償貸与し（資料6-4-1）、それぞれにメールアドレスを付与している。

紫光館内には無線LAN設備を設置するとともに、共同自習室を併設する深草図書館分室には、インターネット端末を8台設置している。また、貸与パソコンと接続可能なプリンターを1台設置している。プリンターについては、1階の休憩室にも1台設置している。このほか、講義室201及び講義室301には、授業収録システムを設置している。

ソフト面については、個人認証機能を備えた「法科大学院ポータルサイト」を開設している（資料6-4-4）。学生は、このサイトにアクセスすることにより、各種の連絡事項を確認できるほか、このサイトを經由して関連サイトへのアクセスもできるようになっている。

eラーニングシステムについてもそのひとつであり、本法科大学院では、NEC社製の「i-Collabo. LMS」を導入している。このシステムでは、①教材の配信、②小テストの実施、③出欠の確認、④課題提出等が可能となっている。授業収録システムを用いて収録した動

画のストーリーミング配信についても行っている。収録対象は、法律基本科目のうち、講義科目であり、学生の復習に役立てることを目的としている。

また、法情報データベースについては、TKC社提供の「ローライブラリー」（資料6-4-2）及びエル・アイ・シー社提供の「LLI統合型法律情報システム」（資料6-4-3）の利用が可能である。これらのデータベースについては、図書館が提供元各社と契約し、学生・教職員にサービスを提供している。

その他の全学的な情報インフラとしては、基幹事務システムと連動した「ポータルサイト」がある。学生は、このサイトによって休講・補講情報及び学内各部署からの各種情報の提供を受けられるほか、履修登録・履修辞退に関する届出手続及び時間割・学業成績の閲覧等ができる。

教員についても、全学の「ポータルサイト」を通じて学内各部署から各種情報の提供を受けることが可能である。また、採点報告の提出及び受講者照会等の機能についても利用することができる。

（２）情報インフラの保守管理及び利用者支援のための人的体制

法科大学院の情報インフラの保守管理及び利用者支援のための人的体制としては、紫光館内に「法科大学院情報メディア室」を設置し、専門スタッフを配置している。当該事務室の業務取扱時間は平日の午前９時から午後６時までであり、各種設備及びシステム等の情報インフラに係る保守管理業務並びに学生及び教員に対する支援業務を行っている。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

情報関連設備及び人的体制に係る点検・評価については以下のとおりである。

ハード面については、ノート型パソコンを学生全員に無償貸与し、それに付帯する環境整備についても行っていることから適切に対応している。

ソフト面についても、「法科大学院ポータルサイト」の導入及び全学の「ポータルサイト」の活用により、web上での各種手続及び情報の提供に対応している。また、eラーニングシステム及び法情報データベース等の導入により、ICTを活用した教育環境についても整備している。さらに、専門スタッフの配置により、人的体制にも問題はない。

したがって、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料6-4-1 「法科大学院ノートブック型パーソナル・コンピューター貸与要綱」2005年4月6日制定【巻末リストA040】

資料6-4-2 株式会社TKCリーガルデータベース営業本部『『法科大学院教育研究支援システム』データベースのご紹介』2013年4月【巻末リストC094】

資料6-4-3 株式会社エル・アイ・シー「LLI統合型法律情報システム 利用ガイド[第5版]」2014年2月【巻末リストC095】

資料6-4-4 龍谷大学法科大学院ポータルサイト「龍谷大学法科大学院ポータルサイト（トップページ）」
<<https://ls-portal.ls.ryukoku.ac.jp/>> 最終アクセス：2014/02/22【巻末リストM017】

6-5 身体障がい者等への配慮（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

紫光館に車椅子対応のエレベーター及びトイレを設置している。固定席式の講義室では、車椅子対応の座席を1席確保している。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「現状の説明」で記述したとおり、適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

6-6 施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮（レベル

Ⅱ〇）

〔現状の説明〕

学生の学習スペースでもある深草図書館分室は、当初は図書館の開館時間に合わせた利用時間となっていたが、学生からの要望にこたえ、2005年7月より24時間運用を開始した。その際、無資格者や部外者の立入りを排除し学生の安全や施設の保全を図るために、磁気式カードキーによる入館システムを導入した。

また、学生の要望を受けて、有料プリンターを深草図書館分室に1台、1階休憩室に1台設置したことにより、必要な資料の印刷も可能になっている。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「現状の説明」で記述したとおり、適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

6-7 図書等の整備（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

図書館の整備について、「法科院基準」は、法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究のために必要かつ十分な図書及び電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていることを求めている。

この点に関して本学では、紫光館に深草図書館分室を設置し、法科大学院学生及び教員に対する各種資料の提供に対応している（資料6-7-1 [pp. 18-19]）。

図書資料等については、深草図書館分室は、2013年3月31日現在で、約34,000冊の図書資料及び約390タイトルの雑誌を所蔵している。また、これ以外にも、深草図書館、大宮図書館及び瀬田図書館に約198万冊の蔵書があり、そのうち約15万冊が法学系資料である。

図書資料の収集では、法学の専門知識を有するロー・ライブラリアンが、定期的にインターネット、出版情報誌、一般誌及び新聞記事等から情報収集を行い、選書している。また、教員とロー・ライブラリアンとの情報交換についても随時行っている。

電子媒体による資料については、「判例体系」、「法律判例文献情報」、「現行法規」、「官報情報検索サービス（ただし図書館員による代行検索）」、「Lexis.com」及び「ユリスオンライン」などの法学系のデータベースを提供している。また、本学独自の法学系データベースとして、「新法・改正法解説記事書誌情報検索 R-LINE」を深草図書館分室とロー・ライブラリアンが協働して開発し、無料で一般に提供している。したがって、学生及び教員は、必要なときにパソコンを利用した情報検索・資料収集等を行うことができ、一部のデータベースを除いて自宅からの利用も可能になっている（資料6-7-1 [pp. 9-10]）。

なお、図書館の利用については、「図書等利用規程」（資料6-7-2）に定めるとおりである。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

図書館の整備については、学生の学習及び教員の研究活動のために、十分な蔵書を有し、各種の電子媒体による資料提供にも対応している。また、ロー・ライブラリアンと教員との連携が確保されており、計画的・体系的な資料整備にも問題はない。したがって、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料6-7-1 龍谷大学図書館「LIBRARY GUIDE 図書館利用ガイド 2013」2013年3月【巻末リスト G002】
資料6-7-2 「図書等利用規程」1989年3月9日制定【巻末リスト A021-2】

6-8 開館時間（レベルⅠ○）

〔現状の説明〕

図書館の開館時間の確保については、深草図書館分室には法学関係資料を配架しており、セキュリティシステムの導入により安全を確保しつつ、開架図書については24時間利用できる体制をとっている。3館の密接な連携により相互利用が可能なシステムを整えており、深草図書館分室カウンターで、3館からの取り寄せ・貸出し・返却が可能である。そのうち、取り寄せは、webサイトからも申込みが可能である。

カウンター業務は、授業期間中及び試験期間中は、平日は午前9時から午後9時45分まで、土曜日は午前9時から午後5時まで行っている。また、紫光館から400mの距離にある深草図書館は、日曜日も午前10時から午後5時まで開館している。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「現状の説明」で記述したとおり、適切に対応している。
なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

6-9 国内外の法科大学院等との相互利用（レベルⅡ○）

〔現状の説明〕

国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備については、本学は公益財団法人大学コンソーシアム京都共通閲覧システムに参加しており、参加大学の図書館の約8割は学生証・教職員証のみで利用できる。大学コンソーシアム京都参加校以外の大学図書館資料を利用するには、本学図書館で紹介状を発行し、直接当該図書館に行く方法と、資料を取り寄せて利用する方法がある。資料を取り寄せて利用する場合には、深草図書館を通じて取り寄せ、同館内で閲覧・複写できることになっており、学習又は教育研究上の大きな不便はない。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「現状の説明」で記述したとおり、適切に対応している。
なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

6-10 特色ある取り組み（レベルⅡ○）

〔現状の説明〕

施設・設備の整備に関する特色ある取り組みについては、評価の視点6-4で既述したとおり、eラーニングシステムの整備により、教職員・学生間の双方向的な交流が可能になっており、教育の質の向上にとって有効に機能している点が挙げられる。

また、修了生が継続して学習できるよう、2008年度から研究生制度を設けている点についても特色として挙げられる。研究生には、24時間利用可能な共同自習室に個人用キャレール77席及びロッカー77人分を設置し、パソコンを引き続き無償で貸与している。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「現状の説明」で記述したとおり、適切に対応している。
なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

7. 事務組織

7-1 適切な事務組織の整備（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

事務組織について、「大学院」第35条は、「大学院を置く大学には、大学院の事務を処理するため、適当な事務組織を設ける」ことを求めている。これを受け、「法科院基準」は、「設置形態及び規模等に応じた適切な事務組織の整備及び職員配置」を求めている。また、留意事項として、職員配置については、法科大学院の状況を把握する責任体制を確立することについても求めている。

これらの点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

本学では、「事務組織規程」第24条の4第1項の規定により、各学部及び大学院各研究科の教務を処理するため、各学部の下に、それぞれ学部教務課を置いている。ただし、同第2項の規定により、独立研究科である法科大学院の教務に限っては、大学院法務研究科の下に「法科大学院教務課」を設置してその所管としている（資料7-1-1）。法科大学院教務課の職員配置は、専任事務職員4人（うち、1人は課長）、嘱託職員3人及びアルバイト職員1人の合計8人である。

なお、嘱託職員のうち、1人はロー・ライブラリアンである（評価の視点7-5）。

このほか、法科大学院教務課に近接して「法科大学院情報メディア室」を設置しており、業務委託契約に基づく2人の専門スタッフが常駐し、ITに関する環境整備を担っている（評価の視点6-4）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

事務組織の整備に係る点検・評価については以下のとおりである。

事務組織については、独立研究科に対応した専門部署を設置していることから、適切に整備しているといえる。また、人員配置についても、入学定員が25人であり、専任教員数が16人であるところ（評価の視点3-1）、8人の事務職員を配置していることから問題はない。

以上を総合すれば、「大学院」第35条及び「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料7-1-1 「事務組織規程」2005年3月24日制定【巻末リストA004】

7-2 事務組織と教学組織との関係（レベルⅠ○）

〔現状の説明〕

事務組織と教学組織との関係について、「法科院基準」は、管理運営及び教育研究活動の支援で、事務組織と教学組織との間で有機的な連携が図られていることを求めている。

これらの点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

（1）管理運営に対する支援

管理運営への支援に関して、教授会及び各種委員会には、法科大学院教務課の事務職員が陪席し、提案文書及び議事録の作成等を支援している。また、各種委員会のうち、「学生生活委員会」及び「情報公開委員会」については、「委員会内規」（資料7-2-1）第8条第1項及び「情報公開内規」（資料7-2-2）第7条第2条第6号の規定により、教務課長が構成員となっており、委員会での審議にも参画している。

さらに、各年度の事業計画・事業報告、予算案及び自己点検・評価報告書等の作成でも、法科大学院教務課が文書作成及びデータの取りまとめ等の支援を行っており、学長室、財務部及び大学評価支援室等の関連事務部署との折衝についても行っている。

（２）教育活動に対する支援

教育活動に対する支援について、法科大学院教務課では、教材印刷、学期末の課題研究レポートの提出受付及びTAの勤務時間管理業務等を行っている。他方で、eラーニングに関する教員サポートについては、法科大学院情報メディア室が担っている。

これらの事務室については、法科大学院が主に使用する紫光館の２階に配置されており、「講師控室（法科大学院）」及び「法科大学院長室」（研究室209）についても同一フロアに配置されている。また、専任教員の研究室についても、同一フロア又は紫光館に隣接する至心館に配置されている（資料7-2-3 [p. 42, p. 44]）。

（３）研究活動に対する支援

研究支援については、法科大学院への支援に特化した事務組織はなく、「研究部」がすべての学部・研究科に対する支援を行っている。

研究支援制度の運用についての諸事項を審議決定する際には、「全学研究運営会議規程」（資料7-2-4）第4条第1項第5号ないし第7号の規定により、同会議の構成員として、研究部事務部長及び研究部課長並びに法科大学院研究主任がともに参画する体制が整備されている。それにより意思決定に際しての事務組織と教学組織の連携が図られるようになっている。

その一方で、研究部の事務室については、紫光館・至心館エリアとは約400m離れた紫英館に配置されている（資料7-2-3 [p. 46]）。そのため、メールボックスの管理等、一部の業務については、紫光館3階の「人間・科学・宗教総合研究センター」（資料7-2-3 [p. 43]）の事務室で対応している。また、ITサポートについては、紫光館2階の「法科大学院情報メディア室」が研究部への橋渡しを担っている。

図書館については、紫光館1階に深草図書館分室が配置されており（資料7-2-3 [p. 42]）、その運営については、「委員会内規」（資料7-2-1）第7条第2項の規定により、法科大学院図書委員会が所管している。法科大学院図書委員会は、研究主任及び教授会選出の委員から構成され（同内規同条第1項）、図書館事務部の職員及び法科大学院教務課所属のロー・ライブラリアンも陪席する。また、全学的な観点から図書館の運営を審議する「図書委員会」には、「図書委員会規程」（資料7-2-5）第2条第1項第3項、第5項及び第6項の規定により、法科大学院教授会選出の教員並びに図書館事務部長及び図書館の各課長がともに構成員となっており、事務組織と教学組織の連携が図られるようになっている。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

事務組織と教学組織との関係に関し、管理運営については、法科大学院教務課の職員が、各種の会議体に出席又は陪席しつつ、必要な支援を行っている。

教育についても、法科大学院教務課及び法科大学院情報メディア室が教材作成及びIT環境整備等の支援を行っている。また、事務室及び研究室等の配置の面でも、事務組織と教学組織との有機的な連携についての配慮がなされている。

他方で、研究支援については、法科大学院への支援に特化した事務組織は置かれていない。しかし、日常業務については、極力、紫光館・至心館エリア内で対応可能なよう、配慮されている。また、研究支援又は図書館の運営を審議する全学の会議体の運営でも、担当事務組織の部課長と法科大学院教員がともに構成員として参画する体制が整備されている。したがって、全学的な意思決定に際しての事務組織と教学組織との連携についても、問題はない。

以上を総合すれば、管理運営、教育及び研究のすべての面で、事務組織と教学組織との有機的連携がなされているといえる。したがって、「法科院基準」に照らして適切である。
なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料7-2-1 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）委員会内規」2012年11月7日制定【巻末リストA025】
資料7-2-2 「龍谷大学法科大学院 情報の公開等に関する内規」2012年10月3日制定【巻末リストA029】
資料7-2-3 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】
資料7-2-4 「全学研究運営会議規程」2004年3月25日制定【巻末リストA018】
資料7-2-5 「図書委員会規程」1975年3月25日制定【巻末リストA021-1】

7-3 事務組織の役割（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

事務組織の役割について、「法科院基準」は、法科大学院の中・長期的充実を支えるために、事務組織としての企画・立案機能が適切に発揮されていることを求めている。

この点に関して、本学の法科大学院教務課では、必要な情報を収集するとともに、収集したデータを分析することにより、企画・立案を行っている。

法科大学院教務課による情報収集としては、国、関係機関及び他法科大学院等の web サイトに掲載される情報を定期的に確認するなどの取り組みが挙げられる。収集した情報については、関係教員に配信しているほか（資料 7-3-1）、様々な内部情報と総合・分析し、企画・提案につなげている。

例えば、評価の視点 4-10 で記述した入学者選抜方法の検証及びそれに基づく改善提案に当たっては、データの蓄積、分析及び提案文書の作成等で法科大学院教務課が重要な役割を果たしている（資料 7-3-2 及び資料 7-3-3）。また、学習支援についても、法科大学院教務課が学生の学習状況を調査・分析し、TS による学習支援プログラムの改善策の企画・提案などにつなげている（資料 7-3-4）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

事務組織の役割については、法科大学院教務課が、学生募集及び学習支援など様々な業務で情報を収集し、それに基づく企画・立案を行っている。このような取り組みの蓄積は、「法科院基準」に照らして適切な対応であると評価できる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料7-3-1 龍谷大学法科大学院教務課「法科大学院ニュース（2013.03.19）」2013年3月19日付け電子メール【巻末リストH004】
資料7-3-2 龍谷大学法科大学院「2013年度法科大学院入学試験に係る志願者目標について」2012年5月9日 教授会承認【巻末リストE004】
資料7-3-3 龍谷大学法科大学院「2013年度法科大学院入試受験生確保に向けた取り組みについて」2012年5月9日 教授会承認【巻末リストE005】
資料7-3-4 龍谷大学法科大学院「2013年度チュートリアル・スタッフ（TS）ゼミ編成の基本方針」2013年2月27日 教授会承認【巻末リストC057】

7-4 事務組織の機能強化のための取り組み（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

事務組織の機能強化について、「法科院基準」は、管理運営及び教育研究活動の十全な遂行のため、職員に求められる能力の継続的な啓発・向上に務めることを求めている。

この点に関して本法科大学院では、全学的に実施される評価制度及び研修制度を活用し、以下のような取り組みを行っている。

(1) 評価制度の導入による機能強化のための取り組み

本学では、2011年度から専任事務職員を対象とする評価制度を導入している。この制度は、「自身の『能力』を客観的に把握し、優れているところは伸ばし、劣っているところは改善しながら、資質・能力の向上化を図り、ひいては組織としての総合力を高めること」を目的としている（資料7-4-1 [p. 4]）。

この制度の下では、被評価者（部下）は、毎年度、「部署方針・目標」を踏まえた自らの、業務目標及びキャリアプランを設定し、上司に提出する。上司は、年度の期首、中間及び期末にキャリア面談を実施し、業務目標の達成状況等を踏まえ部下の自己評価を基に評価するとともに、必要な指導又はアドバイス等を行う。

なお、法科大学院教務課員の評価者は教務課長であり、教務課長の評価者は教学部事務部長である。

(2) 研修制度の整備を通じた機能強化のための取り組み

専任事務職員を対象とする研修制度については、「専任事務職員研修要項」に記載されているとおり、組織目標達成研修と自己啓発研修の2種類に大別される各種制度が整備されている（資料7-4-2）。嘱託職員についても、「嘱託職員研修要項」に記載されているとおり、各種の研修制度が整備されている（資料7-4-3）。

2009年度以降の研修参加状況については、「2009-2013年度法科大学院教務課事務職員参加研修一覧」（資料7-4-4）のとおりである。

なお、法科大学院教務課を対象とする自己点検・評価を通じた機能強化のための取り組みについては評価の視点9-1で後述する。

[点検・評価（長所と問題点）]

事務組織の機能強化に係る点検・評価については以下のとおりである。

評価制度については、キャリアプランの設定・実行・評価・改善というPDCAサイクルが機能するよう、制度設計がなされている。研修制度についても専任事務職員と嘱託職員のそれぞれについて、体系的に整備されており、実際に活用されている。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

資料7-4-1 龍谷大学総務部人事課「評価制度について【保存版】」2013年5月【巻末リストH001】

資料7-4-2 龍谷大学「専任事務職員研修要項」2013年7月【巻末リストH002】

資料7-4-3 龍谷大学「嘱託職員研修要項」2013年7月【巻末リストH003】

資料7-4-4 龍谷大学法科大学院教務課「2009-2013年度法科大学院教務課事務職員参加研修一覧」2014年2月【巻末リストH005】

7-5 特色ある取り組み（レベルⅡ〇）

[現状の説明]

特色ある取り組みとしては、ロー・ライブラリアンの配置により、法科大学院教務課と図書館とが連携した学習支援を行っていることが挙げられる。

ロー・ライブラリアンの所属部署は法科大学院教務課であるが、通常は学生の自習室スペースと一体となった深草図書館分室に常駐している。その業務内容は、修士（法学）の

学位と図書館司書資格を併せ持っていることを活かした法情報の収集・整理・発信等であり、学生及び教員からの相談（レファレンス）にも応じている。他方で、実務基礎科目「法情報演習」では、教員サポートを行うほか、毎朝実施しているミーティング等ではロー・ライブラリアンと他の教務課員との間で学生の状況などに関する情報交換を行っている。

なお、ロー・ライブラリアンの業務については、評価の視点 2-11、評価の視点 2-24 及び評価の視点 6-7 についても参照されたい。

[点検・評価（長所と問題点）]

法科大学院教務課にロー・ライブラリアンを配置することにより、法情報教育に関する専門的な支援を行うことが可能になるだけでなく、法科大学院教務課の深草図書館分室との間で学生の学習状況に関する情報共有が図られ、部署を越えた多面的な学生支援が可能となっている。この点については本法科大学院の長所であると自負している。

なお、問題点についての特記事項はない。

[将来への取り組み・まとめ]

ロー・ライブラリアンの配置については今後も維持する。

8. 管理運営

8-1 管理運営に関する規程等の整備（レベルⅠ○）

〔現状の説明〕

管理運営体制に関して「法科院基準」は、法科大学院の管理運営に関する規程等の整備を求めている。

この点に関して本学では、専門職大学院の教授会の設置を「学則」第51条に定め、同第52条に審議・決定事項について定めている（資料8-1-1）。これを踏まえて本法科大学院では、その運営の細目について、「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会内規」を定めて対応している（資料8-1-2）。

教授会の下に設置する各種委員会については、「委員会内規」に基づき設置・運営を行っている（資料8-1-3）。また、各種委員会のうち、「FD委員会」については、「FD規程」第2条ないし第4条で細目を定めている（資料8-1-4 [p. 52]）。「法科大学院自己点検・評価委員会」についても、「法科大学院自己点検・評価委員会内規」（資料8-1-5）で細目を定めている。

なお、「情報公開委員会」については、2013年度当初は「委員会規程」に規定がなく、「情報公開内規」（資料8-1-6）第7条を根拠に設置していた。しかし、2013年度第23回教授会（2014. 2. 19開催）では、「委員会内規」の改正が承認され、「情報公開委員会」についても、当該内規上での位置づけがなされることになった（資料8-1-7）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

管理運営に関する規程等の整備については、教授会及び各種委員会の設置及び運営に関する明文の定めがあることから、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料8-1-1 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】

資料8-1-2 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会内規」2005年4月20日制定【巻末リストA024】

資料8-1-3 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）委員会内規」2012年11月7日制定【巻末リストA025】

資料8-1-4 龍谷大学法科大学院FD委員会「龍谷大学法科大学院 2012年度FD活動報告書」2013年9月【巻末リストC075】

資料8-1-5 「法科大学院自己点検・評価委員会内規」2011年6月8日制定【巻末リストA027】

資料8-1-6 「龍谷大学法科大学院 情報の公開等に関する内規」2012年10月3日制定【巻末リストA029】

資料8-1-7 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）委員会内規の一部を改正する内規」2014年2月19日制定【巻末リストA026】

8-2 教学及びその他重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

管理運営体制等に関して「法科院基準」は、「法科大学院の教学及びその他の管理運営に関する重要事項については教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されている」ことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、「学則」第51条第1項に基づき、固有の「法科大学院教授会」を設置している（資料8-2-1）。その審議・決定事項については、「学則」第52条に定めがあり、全学的に決定する事項を除く以下の事項を審議・決定することになっている（資料8-2-1）。

- (1) 教育職員の人事に関する事項
- (2) 研究科長及び評議員の選考に関する事項
- (3) 研究及び教授に関する事項
- (4) 教育課程の編成、履修方法及び試験に関する事項
- (5) 学業評価に関する事項
- (6) 学生の入学、退学、休学、復学、留学及び修了に関する事項
- (7) 学生の補導厚生に関する事項
- (8) 研究科内諸規程の制定改廃に関する事項
- (9) 学位称号に関する事項
- (10) その他、研究科における重要な事項

〔点検・評価（長所と問題点）〕

教学及びその他重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重に係る点検・評価については以下のとおりである。

教授会が審議・決定権限を有する事項については、全学規程である「学則」に明文化されており、そこには、教学及びその他管理運営に関する重要事項が網羅されているといえる。したがって、「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料8-2-1 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】

8-3 法科大学院固有の専任教員組織の長の任免（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免については、法科大学院の組織長である「研究科長」の選出方法等を、「龍谷大学大学院法務研究科研究科長選挙内規」（資料8-3-1）で定めている。

「研究科長」は法科大学院に所属する専任教員の中から選挙によって選出される（第1条）。選挙は、法科大学院に所属する専任教員（ただし休職・停職中の者及び国外研究員を除く）、全学の専任事務職員から選ばれた選挙人（ただし法科大学院所属の専任教員の合計人数の5分の1に相当する人数）によって（第2条）、選挙権者の3分の2以上が出席する選挙会で、単記無記名投票により行う（第4条）。研究科長選挙に当たっては、院長選挙管理委員会が設置され、選挙に関する一切の事務を執り行う（第9条）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「現状の説明」で記述したとおり、適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料8-3-1 「龍谷大学大学院法務研究科研究科長選挙内規」2004年4月28日【巻末リストA023】

8-4 関係学部・研究科等との連携（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

法科大学院と関係する学部・研究科等との連携について、「法科院基準」は、関係学部・研究科等が設置されている場合、それとの連携・役割分担が適切に行われていることを求めている。

この点に関して、本学では、法科大学院以外の法学系の学部・研究科としては、法学部及び大学院法学研究科が設置されている。法学部と法科大学院はそれぞれ独立した組織であり、いずれも固有の教授会を有している。その一方で、大学院法学研究科については、法学部に基礎を置く研究科であり、運営については法学部の教員によって構成される法学研究科委員会が担っている。事務組織についても、法科大学院と法学部は独立した教務課を有しているのに対し、大学院法学研究科の教務については法学部教務課が所管している。

他方で、教育課程については、法科大学院、法学部、大学院法学研究科ともに独立した教育課程を編成しており、その運営については、それぞれの教授会又は研究科委員会の下に置かれた教務委員会が担っている。ただし、いずれの教育課程も相互に密接な関連を有することから、法科大学院の教員が兼任教員として法学部又は法学研究科の授業を担当することがある。また、法学部の教員が法科大学院の授業を担当することもある。そのため、授業担当者の決定時及び授業時間割の編成時には、必要に応じて各教務委員会が相互に調整を行っている。

このような調整を円滑に行うため、定例協議の場として、法科大学院、法学部及び大学院法学研究科の研究科長・学部長及び各教務主任により構成される「三者協議会」を設置し、対応している（資料8-4-1）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担については、「三者協議会」を設置することにより、組織的な連携がなされていることから、「法科院基準」に照らして適切であるといえる。この点については、本学の法学系教学責任主体の長所であると自負している。

〔将来への取り組み・まとめ〕

「三者協議会」を通じた法学系教学責任主体相互の連携については、今後も維持する。

〔根拠・参照資料〕

資料8-4-1 「法学部・法学研究科・法科大学院三者協議会の運営に関する申し合せ」2007年4月11日制定【巻末リストA028】

8-5 財政基盤の確保（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

財政基盤の確保について、「法科院基準」は、法科大学院の教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤及び資金の確保に努めていることを求めている。

本学は、「財政基本計画」に則した財政運営を行っており、その基本理念である「教学創造こそ財政」の認識の下、学生や社会から評価される教学内容を創造し、「安定的な学生確保」や「多様な外部資金の獲得」を図ることにより、そこから得られた資金をさらに教学創造という質的発展に重点投資を行い、教学支援財政の確立に向けた「主体性」「安定性」「健全性」「社会性」の高い財政運営を目指している（資料8-5-1及び資料8-5-2）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「現状の説明」で記述したとおり、適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料8-5-1 龍谷大学『龍谷大学財政基本計画』の改訂について 2010年7月15日 評議会承認【巻末リストI001】

8-6 特色ある取り組み（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

管理運営の機能・在り方等の充実を図るための特色ある取り組みについては、教育課程の編成上、各科目担当教員の決定等に関して、法科大学院、法学部、大学院法学研究科の各教学責任主体が、相互に必要な連携をとっていることについては上述のとおりである。これらの三者で、組織的にかつ恒常的に相互の連携協議を重ねるために、「法学部・法学研究科・法科大学院三者協議会」を設置している（資料8-6-1）。

この三者協議会は、運営に関する申合せを三者で自主的に定め、月に1回程度開催している（2013年度は9回開催した）。三者協議会の構成員は、法科大学院、法学部及び大学院法学研究科それぞれの長（研究科長又は学部長）及び教務主任であり、法科大学院教務課及び法学部教務課の両課長と担当課員が事務局を担っている。

三者協議会の発足に伴い、法科大学院、法学部、大学院法学研究科の各教学責任主体の教授会・研究科委員会の議事録を相互に回覧し、情報を共有している。さらに、教員人事計画に関する意見交換なども重ねており、今後の三者のあるべき姿についても協議している。三者協議会の議論状況については、それぞれの教授会又は研究科委員会で報告されている。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

管理運営の機能・在り方等の充実を図るための特色ある取り組みについては、法学系教学主体間の連携組織である「三者協議会」を定期的に実施し、協議している点が長所として挙げられる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料8-6-1 「法学部・法学研究科・法科大学院三者協議会の運営に関する申し合せ」2007年4月11日制定【巻末リスト A028】

9. 点検・評価等

9-1 自己点検・評価のための組織体制の整備と、適切な自己点検・評価の実施（レベルⅠ）



〔現状の説明〕

自己点検・評価のための組織体制及びその実施について、「学教法」第109条第1項は、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（括弧内省略。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」ことを求めている。この規定を踏まえ、「法科院基準」は、「自己点検・評価のための組織体制を整備し、適切な評価項目及び確立された方法に基づいた自己点検・評価を実施」することを求めている。

この点に関して本学では、「学則」第2条第1項で、専門職大学院は、教育研究の向上をはかり、その設置目的を達成するため、自ら点検・評価を行うことを定めている（資料9-1-1）。また、内部質保証の方針として「龍谷大学内部質保証のあり方について」を定め、「機関（組織）としての自己点検・評価」と、本学の教育研究等を支える「教員個人の諸活動に対する自己点検」の2つの視点（制度）により、大学の質を自ら保証し、高めていくことを明確にしている（資料9-1-2）。

これらを踏まえ、本法科大学院では、全学的な実施体制の下で、以下のとおり自己点検・評価を実施している。

（1）実施体制

本学では、「大学評価に関する規程」（資料9-1-3）に基づき、全学的な自己点検・評価の体制を整備している。大学評価に関する重要事項を審議・決定するため、大学執行部である部局長会の下に全学大学評価会議を設置し（同規程第10条）、その下に大学評価に関する具体的な業務を担う大学評価委員会を設置している（同規程第14条）。さらにその下に、各組織の自己点検・評価委員会を設置し、日常的な評価・改善活動を行うことができる体制を整えている（資料9-1-5 [p. 7]）。

上述のような全学的な体制を踏まえ、本法科大学院としては、「法科大学院自己点検・評価委員会内規」（資料9-1-4）第1条に基づく「法科大学院自己点検・評価委員会」を設置しており、研究科内の取り組みについては同委員会が所管している。

（2）実施内容

実施内容については、「龍谷大学内部質保証のあり方について」に基づき、「自己点検・評価制度（機関・組織の自己点検・評価）」及び「教員活動自己点検（教員個人の諸活動に対する自己点検）」の2制度を2011年度から毎年度実施している。法科大学院に関しては、前者の制度に該当する自己点検・評価を大学の機関である法科大学院及び事務組織である法科大学院教務課で実施している（資料9-1-5 [p. 7]）。

なお、後者の教員個人を対象とする制度については、評価の視点3-18を参照されたい。

（3）評価項目

大学の機関である法科大学院についての自己点検・評価に係る項目としては、「龍谷大学の自己点検・評価制度について＜実施要領＞—2013年度版—」（資料9-1-5 [pp. 1-2]）に基づき、以下の10の基準に関する計125項目を設定している（資料9-1-6）。

- 基準1 理念・目的及び教育目標（5項目）
- 基準2 教育の内容・方法・成果等（48項目）
- 基準3 教員組織（19項目）
- 基準4 学生の受け入れ（17項目）

- 基準5 学生生活への支援（6項目）
- 基準6 施設・設備、図書館（10項目）
- 基準7 事務組織（5項目）
- 基準8 管理運営（6項目）
- 基準9 点検・評価等（5項目）
- 基準10 情報公開・説明責任（4項目）

上記の項目は、自己点検・評価の積み重ねを法科大学院認証評価での報告書・データ作成につなげるという観点から、貴協会の「法科院基準」に基づき設定している。

他方で、事務組織である法科大学院教務課の評価項目としては、研究科の理念・目的の実現に向けた3つの評価項目の適切性に関する計9項目の点検項目を設定している。3つの評価項目とは、「学生支援・対応」、「教員支援・協働」及び「広報活動」である（資料9-1-7）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

自己点検・評価のための組織体制及び実施に係る点検・評価については、以下のとおりである。

組織体制については、法科大学院自己点検・評価委員会を設置し、「法科大学院自己点検・評価委員会内規」に基づく運営を行っている。また、当該委員会は、全学組織である「全学大学評価会議」及び「大学評価委員会」とも連携しつつ、自己点検・評価を実施する体制を整備している。

評価の実施に当たって法科大学院では「法科院基準」に基づく点検・評価項目を設定しており、法科大学院教務課では、学生、教員及び広報という3つの柱の下で、体系的な点検項目を独自に設定している。実施方法についても大学評価支援室が作成する実施要領により、組織的・継続的な実施が可能となる手法が確立している。

以上のことから、「学教法」第109条第1項及び「法科院基準」に照らして適切である。なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料9-1-1 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】
- 資料9-1-2 龍谷大学「龍谷大学内部質保証のあり方について」2011年3月24日 部局長会承認【巻末リストJ008】
- 資料9-1-3 「大学評価に関する規程」2003年11月27日制定【巻末リストA007】
- 資料9-1-4 「法科大学院自己点検・評価委員会内規」2011年6月8日制定【巻末リストA027】
- 資料9-1-5 龍谷大学大学評価支援室「龍谷大学の自己点検・評価制度について＜実施要領＞—2013年度版—」2013年5月【巻末リストJ007】
- 資料9-1-6 龍谷大学「2013年度（対象年度：2012）自己点検・評価シート＜法科大学院＞（様式）」2013年5月【巻末リストJ003】
- 資料9-1-7 龍谷大学「2013年度（対象年度：2012）自己点検・評価シート＜学部教務課＞（様式）」2013年5月【巻末リストJ004】

9-2 自己点検・評価の結果の公表（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

自己点検・評価について、「法科院基準」は、「学教法」第109条第1項の規定を踏まえ、自己点検・評価の結果を広く公表することを求めている。また、「ホームページ等を通じて一般に公開され、自由に閲覧することが可能となっているかに留意する」ことについても求めている。

この点に関する本法科大学院の対応については、以下のとおりである。

本学の自己点検・評価結果の公表については、全学大学評価会議にて審議し、その内容及び範囲を決定している。現在は、全学的な課題の一覧をwebサイトに公表している。

また、2009年度認証評価に当たり、自己点検・評価の結果をまとめた「点検・評価報告書」及び「法科大学院基礎データ〔様式4〕⁴」については、webサイトに公表している（資料9-2-1）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

本学が独自に実施している自己点検・評価の結果は、全学的な課題の一覧をwebサイトに公表している（資料9-2-1）。また、2009年度認証評価時の「点検・評価報告書」等をwebサイトに公表している。

以上のことから、「学教法」第109条第1項及び「法科院基準」に照らして適切である。なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料9-2-1 龍谷大学法科大学院 web ページ「自己点検・評価報告書の公表について」

<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/publish/hyouka.html> 最終アクセス：2014/03/20 【巻末リスト M002】

9-3 自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

評価結果等に基づく改善・向上に関して、「法科院基準」は、自己点検・評価及び認証評価の結果等を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結び付けるためのシステムを整備していることを求めている。

この点に関して本法科大学院では、自己点検・評価については、大学評価支援室が策定する実施要領に基づき、以下のとおり実施することで対応している（資料9-3-1〔pp.1-2〕）。

- ① 法科大学院は、「法科大学院自己点検・評価委員会」の統轄の下、自らあらかじめ設定した評価項目・点検項目に基づいて前年度の自らの活動を点検・評価し、活動状況、成果及び改善課題等を基準ごとに「自己点検・評価シート」にまとめる。
- ② 「自己点検・評価シート」にまとめられた点検・評価結果については、大学評価委員会による評価を経て、全学大学評価会議で最終的な学内評価が行われる。その結果については、「改善勧告」、「努力課題」又は「留意点」の提言が付され、法科大学院にフィードバックされる。
- ③ 「改善勧告」又は「努力課題」の提言を受けた場合等には、「改善計画書」及び「改善報告書」を作成・提出する。

また、法科大学院認証評価で「勧告」及び「助言」があった場合にも、その指摘事項について、どのように改善に努めているかを全学大学評価会議に対して、毎年度、報告する仕組みを構築している。

⁴ ただし、「法科大学院基礎データ〔様式4〕」のうち、個人に係る情報を含む表（表7及び表10）については公表していない。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

自己点検・評価又は認証評価の結果、改善課題が明らかになった場合には、全学大学評価会議が法科大学院に対する改善状況報告を求め、フォローアップを行う体制が構築されている。このような体制は、「法科院基準」に照らして適切であると評価できることから、長所であると自負している。

〔将来への取り組み・まとめ〕

全学の質保証システムの中で、今後も継続的な点検・評価と改善に努める。

〔根拠・参照資料〕

資料9-3-1 龍谷大学大学評価支援室「龍谷大学の自己点検・評価制度について＜実施要領＞—2013 年度版—」2013 年 5 月【巻末リスト J007】

9-4 自己点検・評価の結果の改善・向上への反映及び認証評価機関等からの指摘事項への対応（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

評価結果等に基づく改善・向上に関して、「法科院基準」は、自己点検・評価の結果を教育研究活動の改善・向上に有効に結び付けていることを求めている。また、認証評価機関等からの指摘事項に対し、適切に対応していることについても求めている。

これらの点に関して、本法科大学院ではいずれの場合でも、改善すべき課題が明らかになった場合には、所管の委員会が改善の取り組みを行い、それを自己点検・評価委員会が取りまとめることとしている。

（１）自己点検・評価の改善・向上への反映

評価の視点9-3で既述したとおり、「自己点検・評価シート」に対する全学大学評価会議による評価の結果、「改善勧告」又は「努力課題」の提言を受けた場合等には、「改善計画書」及び「改善報告書」を作成・提出することになっている（資料9-4-1）。

このような仕組みの下、2012 年度の活動を評価対象として 2013 年度に実施した自己点検・評価では、法科大学院として2件の「努力課題」と22件の「留意点」の指摘を受けている（資料9-4-2）。指摘を受けた2件の「努力課題」については、いずれについても2013年12月に「改善計画書」（資料9-4-3）を提出して改善に取り組み、2014年3月には「改善報告書」（資料9-4-4）を提出している。

（２）認証評価機関からの指摘事項への対応

貴協会による「2009 年度認証評価結果」の指摘への対応については、表 36 のとおりである。2009 年度には5項目の「勧告」及び12項目の「問題点」を指摘されており、そのうち、勧告の第1項目については、2012 年度まで毎年、開講状況及び検討状況に関する報告書を提出した。また、それ以外の項目についても改善に取り組み、2012 年7月には「改善報告書」を提出した。この報告に対しては、2013 年3月に「改善報告書検討結果」としてのフィードバックを受けており、「勧告」の第3項目及び「問題点」の第6項目については、改善が不十分である旨、指摘を受けている（表 36）。

これらの事項に対するその後の改善状況については、本報告書の評価の視点 2-26 及び 2-34 を参照されたい。

表 36 「2009 年度認証評価結果」への対応状況一覧

項目	区分	指摘等内容
勧告 1 評価の視点 2-3、2-11	2009 年度 評価結果	・「講義と演習の一体化」という構想のもと、1 単位科目として位置づけられている法律基本科目の演習科目は、運用によっては単位制の趣旨に反するものとなり、法律基本科目の修得単位数の増大、全体の修了要件の増加を実質的にもたらすことも予想される。 ・今後も 1 単位科目として維持するのであれば、所期の構想を実現するための制度的な担保措置を確実に講じ、またそうした科目の単位設定の妥当性について改めて検証し、単位制の趣旨に反することのないよう対処されたい。 ・開講状況及び検討状況をまとめた報告書を、2014 年度まで毎年提出されたい。
	2010 年度 検討結果 報告	・授業担当者から開講状況に関する報告を文書で求め、教務委員会で検証した結果、現時点で問題はないことを再確認した。 ・ただし、将来の「運用」をも含めた制度的な担保措置を確実に講じるためには、抜本的な見直しが必要との結論に至った。 ・当面の対応として、対象科目のシラバス等に、「本演習は、一単位科目である。そのことに留意して、ゼミ参加者に過剰な負担となることは極力回避する。」旨の文言を挿入した。
	2010 年度 検証結果	・検討状況について一定の取組みが認められると判断される。 ・ただし、現段階での措置は当面の対応であり、カリキュラム改革を検討中とのことであるので、推移を見守る。 ・引き続き次年度も検討結果報告書等の提出を要請する。
	2011 年度 検討結果 報告	・2012 年度以降入学生を対象とする 1 単位演習科目の 2 単位化を含むカリキュラム改革を決定した。 ・2010 年度に「当面の対応」として実施したシラバス等の「注意書き」については、2011 年度も継続した。 ・授業内容に関する検証も継続しており、各科目が 1 単位科目としてふさわしい内容であることを確認した。
	2011 年度 検証結果	・開講状況は、「講義と演習の一体化」という構想に大きく違背しており、認証評価結果の要請に応えるものとは認めがたい。 ・しかし、他方で、1 単位の演習科目については、2 単位化することが機関決定されていることを確認できた。 ・したがって、今後も 1 単位演習科目の開講状況及び 2 単位化の履行状況を見守りつつける必要があるものと判断し、次年度も検討結果報告書等の提出を要請する。
	2012 年度 検討結果 報告	・新カリキュラムの導入により、2012 年度入学生から一単位演習科目を二単位化した。 ・2011 年度以前の入学生に対しては、従来からの対応措置を講じつつ、開講を継続せざるを得なかった。

	2012 年度 検証結果	・ 2012 年度入学生から 1 単位演習科目が廃止され、法律基本科目群の演習科目は、いずれも 2 単位化されている。 ・ 2011 年度以前の入学生を対象とする 1 単位演習科目の開講は、2013 年度前期をもって終了する見通しである。 ・ したがって、問題はおおむね改善されたと判断し、次年度以降は「検討状況報告書」の提出を要請しないこととする。 ・ 2010 年度以降、1 単位演習科目と対応関係にある講義科目との開講時期の齟齬は次第に大きなものとなり、それが最後まで収束しなかったことは遺憾である。今後は、中・長期的な視座に立ち、カリキュラムを適切に編成されたい。
勧告 2 評価の視点 2-12	2009 年度 評価結果	・ 各年次に履修登録できる単位数の上限設定について、夏期休暇中の集中講義及び春期休暇中の法務研修を対象外としている点は適切でない。 ・ 各年次の履修登録単位数に含めるなどにより改善されたい。
	2012 年度 改善報告	・ 2012 年度入学生から「法務研修」及びサマーセッション（夏期集中講義）等を年間登録制限単位数に含めた。
	2012 年度 検討結果	・ 適切に改善がなされたものと判断される。
勧告 3 評価の視点 2-12	2009 年度 評価結果	・ シラバスの項目立てについて、科目によって差があり、テーマを掲げるに過ぎない科目もあるため、授業計画の明示を徹底されたい。
	2012 年度 改善報告	・ シラバス原稿の作成を依頼する際には、授業計画を詳細に記述することを徹底した。
	2012 年度 検討結果	・ シラバスの「講義概要」部分の項目立てについては共通化が図られるという改善がなされた。 ・ しかし、「授業計画」欄においては未だ統一性を欠き、指摘事項の改善は不十分であるといわざるをえない。 ・ 次回認証評価時に改訂後のシラバスの報告を求める。
勧告 4 評価の視点 2-23	2009 年度 評価結果	・ 法律基本科目での 1 クラスの学生数が、適正数を大幅に上回る状況はおおむね解消したものの、59 人の学生数を抱えるクラスも依然として存在するため、今後とも適切な対応を講じられたい。
	2012 年度 改善報告	・ 受講者数が基準を超えることが予想される場合には、複数クラスを開講するなどの措置を講じた。 ・ その一方で、少人数教育を徹底するための抜本的な方策として、2010 年度及び 2011 年度に入学定員を削減した。 ・ その結果、2010 年度には、受講者数が 50 人を超えた科目は、「民事訴訟法Ⅱ」（57 人）のみとなり、2011 年度以降は受講者数が 50 人を超える科目は生じなかった。
	2012 年度 検討結果	・ 改善が適切になされているものと判断される。
勧告 5 評価の視点 4-2	2009 年度 評価結果	・ 入学者選抜に際し、司法試験の短答式の合否や論文試験の成績も「自己推薦書」の記載事項の 1 つとして認めているが、法学未修者の適性を評価する際の考慮要素としては適切ではないため、早急に改善されたい。
	2012 年度 改善報告	・ 2011 年度版「入試要項」からは、記入事項の例示から、司法試験の短答式の合否や論文試験の成績を除外した。
	2012 年度 検討結果	・ 改善が適切になされているものと判断される。

問題点 1 評価の視点 2-1	2009 年度 評価結果	「法務演習Ⅰ」及び「法務演習Ⅱ」を現行の法律実務基礎科目群に属する単一科目として位置付けるのであれば、4つのジャンルを統合する上位概念（例えば法律実務家に不可欠な実務センスの涵養など）に基づく単一科目としての科目内容を明確化するなど、改善を図る必要がある。
	2012 年度 改善報告	「法務演習Ⅰ」及び「法務演習Ⅱ」の分野を、実務基礎科目群から基礎法学・隣接科目群に変更した。 - 他方で、各科目を4つのジャンルに分ける方針については変更せずに、それらを統合する上位概念を規定することによって、単一科目としての科目内容を明確化した。
	2012 年度 検討結果	「法務演習Ⅰ」及び「法務演習Ⅱ」を「理論と実務を架橋する」法科大学院教育の＜潤滑油的存在＞として位置付け、4つのジャンルを統合する上位概念を明確化し、同科目を実務基礎科目群から基礎法学・隣接科目群へ移動させるなど、改善への取組みがなされたことが認められる。 - しかし、その結果、全学年を対象に新たに「法務演習Ⅲ」及び「法務演習Ⅳ」が設置され、「ホームルーム的性質」を有する科目として変容を遂げており、上記のような上位概念を明確化した内容との齟齬が生じている。 - ただし、いずれにしても、同科目が随意科目であるという性格に鑑みれば、特に問題とすべき点はないものと判断される。
問題点 2 評価の視点 2-1	2009 年度 評価結果	基礎・隣接科目に分類されている「家族と法」については、実施内容が適切であるか検討の必要がある。
	2012 年度 改善報告	2010 年度入学生から「家族と法」を廃止し、従前の入学生に対しては休講とした。
	2012 年度 検討結果	改善が適切になされているものと判断される。
問題点 3 評価の視点 2-11	2009 年度 評価結果	修了要件単位数が 100 単位といささか多く、学生の履修上の負担への配慮から改善が望まれる。
	2012 年度 改善報告	2012 年度入学生から修了要件単位数を 4 単位減じて 96 単位とする方針を定めた。 - しかし、これに加え、「2009 年中教審報告」が提言した 1 年次配当の法律基本科目の 6 単位増にも対応した結果、最終的には、「100 単位－4 単位＋6 単位＝102 単位」となった。
	2012 年度 検討結果	指摘事項の改善に向けた取組みはなされているものと認められるものの、学生の履修上の負担への影響については、今後の検証及びその結果に基づいた一層の配慮が望まれる。
問題点 4 評価の視点 2-11	2009 年度 評価結果	修了認定基準ポイント制度については、「履修細則」に定める等、その根拠を規程上も明確にすることが望まれる。
	2012 年度 改善報告	- 修了認定基準ポイント制度については、2009 年度から、その根拠を「履修細則」に定めた。 2010 年度入学生からは、ポイント制に代えて GPA 制度を導入しており、この制度についても「履修細則」にその根拠を定めた。
	2012 年度 検討結果	改善が適切になされていると判断される。
問題点 5 評価の視点 2-21	2009 年度 評価結果	すべての科目につき双方向ないし多方向の討論を重視する法科大学院教育の考え方にに基づき、1 年次の講義科目についても双方向性・多方向性をより一層確保することが望まれる。
	2012 年度 改善報告	入学定員を 2010 年度及び 2011 年度入学生に削減し、双方向・多方向性を確保しやすくなる環境を整備した。

		・双方向・多方向型授業の実施にかかる講義科目と演習科目との役割分担についても見直しを図った。 ・双方向・多方向型授業の実施に係る各教員の工夫について、FD活動を通じて組織的共有を図った。
	2012 年度 検討結果	・改善への積極的な取組みがなされているものと判断される。 ・なお、「授業アンケート」によれば、いわゆる講義形式による授業を望む声も一部にあることから、双方向・多方向形式の取り入れ方やその割合等についても、検討や工夫が望まれる。
問題点 6 評価の視点 2-26	2009 年度 評価結果	・法律基本科目の演習科目については、一部にほとんどの受講生がA評価を受けている科目が見られるため、厳格な成績評価の観点から改善が望まれる。
	2012 年度 改善報告	・学期ごとに科目別の成績分布一覧表を作成し、教授会で配付する取り組み及びFDでの検証を継続して行った。 ・法律基本科目の演習科目について、受講者のうち90%以上の学生がA以上の評価を受けた科目の割合は、2008年度の69.2%から2011年度には30.8%に低下した。 ・厳格な成績評価を行う上で、授業運営に制約のある1単位演習科目を2012年度入学生から廃止した。
	2012 年度 検討結果	・厳格な成績評価に向けた取組みがなされ、受講生の90%以上がA以上の評価を受けている科目の割合を減らしてきた。 ・しかし、2011年度の「民法演習Ⅱ」「民法演習Ⅲ」「商法演習Ⅰ」では、必修科目であり、かつ、受講生が20人以上であるにもかかわらず、これが100%（全員がA以上）となっている。 ・これらの科目でも適正な成績分布となるよう評価することは可能であり、適切な取組みがなされているとは認められない。 ・また、1単位の法律基本科目群の演習科目の廃止・内容の見直しによる改善の効果については、今後の検証が必要である。 ・とりわけ、2011年度以前入学生に対して実施される法律基本科目の1単位科目については、さらなる検討が望まれる。 ・複数の必修科目において90%以上がA評価という状態は、GPA制度導入の意味を希薄化させてしまう可能性が指摘されることから、今後もより一層の検討が必要である。
問題点 7 評価の視点 3-9、3-11	2009 年度 評価結果	・まもなく専任教員の定年退職者が大量に発生する予定であることからすると、専任教員の年齢構成等に配慮しながら計画的な補充配置を確実に遂行し、専任教員の配置に不備が生じることのないよう留意していく必要がある。
	2012 年度 改善報告	・2008年度から2011年度末までに9人の退職者が生じたのに対して合計5人を採用した。 ・退職者の後任を非補充とする場合は、法令上の不備を生じさせない場合のみとし、非補充とする場合には、兼担又は兼任教員を配置又は同じ分野に属する専任教員の担当科目の見直しによって対応した。
	2012 年度 検討結果	・概ね適切に対応がなされたものと認められる。 ・なお、これからも多少の変動がある見通しであり、さらなる改善状況については、今後の教育課程又は教員組織に関わる重要な変更の届出等の報告を待つこととしたい。
問題点 8 評価の視点 4-8	2009 年度 評価結果	・法学既修者認定試験の合格基準点が公表されていないため、改善が望まれる。
	2012 年度 改善報告	・教授会で、2014年度入試からは「既修コース型入試」の合格基準点を公表することを決定した。

	2012 年度 検討結果	・改善が適切になされているものと判断される。 ・次年度入試から合格基準点が適切に公表されることを期待したい。
問題点 9 評価の視点 4-11	2009 年度 評価結果	・定員 30 人に削減後も社会人選抜制度等の多様な入学者確保の理念は維持するとのことであるが、法学既修者の入学増加へ向けた制度改定もあり、理念をいかに維持するかが課題となる。
	2012 年度 改善報告	・2011 年度入試から社会人枠は設けないことにしたが、出願時に提出する「自己推薦書」の採点に際して「社会人としての経歴や技能を積極的に評価」することとし、社会人の受入れに配慮している。 ・社会人を含む多様な人材を受入れようとする理念については維持しており、このことは、2013 年度版「龍谷大学法科大学院パンフレット」にも明記している。 ・社会人の受入比率は、制度変更後も低下していない。
	2012 年度 検討結果	・社会人を含む多様な人材を受け入れようとする貴法科大学院の理念が堅持されているものと判断される。 ・なお、今後も多様な入学者確保に向けて、一定割合以上の社会人の入学がなされるよう配慮していくことが期待される。
問題点 10 評価の視点 5-3	2009 年度 評価結果	・経済的困難を抱える者に対する学費減免等の措置など、学生に対する経済的支援策を一層拡充する必要がある。 ・特に、日本学生支援機構奨学金の第一種奨学金と第二種奨学金の両方の同時の申込みが原則として認められないとの運用については、同時申し込みを認める方向で改善することが望まれる。
	2012 年度 改善報告	・両方の同時の申込みが原則として認められないとする「日本学生支援機構奨学生龍谷大学推薦選考内規」の規定については変更しなかったものの、例外的に同時申込みに対応可能とした。 ・学費の減免については大幅な拡充を図った。
	2012 年度 検討結果	・学費の大幅な引き下げや、独自の奨学金制度の設置等により、経済的困難を抱える学生に対する経済的支援策の拡充に努めてきたことが確認でき、この点は評価することができる。 ・ただし、指摘した問題点については、やや改善されて例外的に認められることとなったことが確認できるが、これを原則的に認めることについても引き続き検討することが望まれる。
問題点 11 評価の視点 9-1	2009 年度 評価結果	・自己点検・評価活動自体の意義付け・実施形態等で、なお不十分であり、恒常的な自己点検・評価のために、独自の評価項目の設定及び検証・改善のための手法を開発する必要がある。
	2012 年度 改善報告	・新たに整備された全学的制度を活用することで、自己点検・評価活動自体の意義付けを明確化するとともに、実施形態を確立し、恒常的な自己点検・評価のための評価項目の設定および検証・改善のための手法開発を行った。
	2012 年度 検討結果	・おおむね改善がなされているものと判断される。 ・なお、今後は、恒常的な自己点検・評価の実施や、内容の充実に向けた更なる取組みがなされることが望まれる。
問題点 12 評価の視点 10-2	2009 年度 評価結果	・検討段階にある情報公開規程について、今日の状況に沿った情報公開規程が着実に作成・公表されることを期待したい。
	2012 年度 改善報告	・2011 年 3 月に全学の規程である「学校法人龍谷大学情報公開規程」及び「情報公開規程に関する細則」が制定・公表された。 ・法科大学院では、これらの規程及び細則にもとづき情報公開・情報公表を行っており、独自の内規の制定にも着手している。

	2012 年度 検討結果	・ 概ね改善がなされているものと判断される。 ・ なお、独自の内規を制定すべく、検討を継続しているとのことであり、着実に制定・公表されることを期待したい。
問題点 13 評価の視点 10-2	2009 年度 評価結果	・ 入学が決定していない時点で、入試合格者の氏名・住所という重要な個人情報をも本人の同意もなく、第三者である保護者会等の関係団体に提供することは、個人情報保護の観点から問題であるため、入学手続き者に限定し、かつ本人の明示的な同意を得た上で行うなど、改善が求められる。
	2012 年度 改善報告	・ 改めて確認した結果、関係団体への情報提供に同意しない場合は、入学手続書類の中にある連絡ハガキにより、情報提供を停止させることができることとしていたことが判明した。 ・ 上記の取扱いについては、合格者への送付書類で周知しており、ホームページの「プライバシーポリシー」でも明示していることも判明した。
	2012 年度 検討結果	・ 改善がなされているものと判断される。

出典) 資料 9-4-5、資料 9-4-6、資料 9-4-7、資料 9-4-8、資料 9-4-9、資料 9-4-10、資料 9-4-11 及び資料 9-4-12 に基づき作成。

(3) その他

認証評価機関以外からの指摘への対応については、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の第 3 ワーキング・グループからの指摘に対する対応が挙げられる。

同ワーキング・グループは、「2009 年中教審報告」を踏まえた各法科大学院の取り組みをフローアップすることを目的としており、2010 年 1 月に公表された第 1 回の調査結果では、本法科大学院については、入学者選抜での競争倍率が低い点及び司法試験の合格状況が厳しい点について指摘を受け、継続的にフォローアップを実施することとされた。また、2010 年度入試の競争倍率が 1.06 倍であった（評価の視点 4-4）ことから、2010 年度 9 月に結果が取りまとめられた第 2 回の改善状況調査でも、競争性の確保等に係る指摘を受けた。これを踏まえ、2011 年度入試では、定員削減、既修コースの開設及び学費・奨学金制度の改訂などの改革を行った（評価の視点 4-15）。その結果、2011 年 1 月に公表された第 3 回の調査結果では、入学者選抜での競争性については、一定程度改善が見られるとの評価を受けた。しかし、この状況が継続するか改善の取り組みの在り方等を含めて検証し、引き続き努力する必要があるとの指摘についても受けた。他方で、2010 年度入学生からは、成績評価の厳格化に向け、GPA を活用した進級・修了認定制度を導入した。また、再試験制度については廃止した。その結果、第 3 回調査結果では、カリキュラム改革や成績評価の厳格化についても、一定程度改善の取り組みが行われているとの評価を受けた。その一方で、修了認定の在り方については、検証が必要であるとの指摘を受けた。

2011 年 6 月からは、第 3 ワーキング・グループを引き継いだ「法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループ」によるフォローアップを受けている。本法科大学院では、2010 年度入試から入学者選抜での適性試験の活用に関し、全国平均の 70% をめどとする最低基準点を設定していた（評価の視点 4-8）。2011 年 9 月に取りまとめられた第 4 回の調査結果では、この点が問題点として指摘された。2012 年 3 月に結果が取りまとめられた第 5 回の調査でも、入学者選抜における競争性の確保については改善傾向が見られるとしながらも、入学者選抜の厳格化についての取り組みを一層厳格に実施する必要があるとの指摘を受けた。また、GPA 制度や進級制度を導入しているが、これらの制度が有効に機能しているか検証していく必要があるとの指摘を受けた。

これらの指摘のうち、適性試験の取扱いについては、2013 年度入試から下位 15% を基準とする最低基準点を設定し、競争倍率でも 2 倍以上を確保したことから、第 6 回の調査に

については対象外となった。また、2012年度入学生からは、「共通到達目標」に対応した「12カリキュラム」を導入した。しかし、2013年1月に公表された第7回の調査結果では、入学者選抜における競争倍率2倍を守っているなど一定の改善に向けた努力がなされているが、改善に向けた具体的な取り組みが進んでいるとは言い難く、これまでの取り組みが成果に結びつくのか注視するとの評価を受けている。また、この間、司法試験の合格状況について、厳しい状況が続いていることについては、継続して指摘を受けている。

第8回以降については調査の対象とはなっていない。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

自己点検・評価の結果の改善・向上への反映及び認証評価機関等からの指摘事項への対応については、いずれも改善方策を講じており、「法科大学院基準」に照らして適切な努力を行っているものと認識している。その一方で、司法試験の合格状況について、厳しい状況が継続している点については、大きな問題点としてとらえている。

〔将来への取り組み・まとめ〕

自己点検・評価の結果の改善・向上への反映及び認証評価機関等からの指摘事項に対しては、引き続き、法科大学院自己点検・評価委員会を中心に、教務委員会、FD委員会などの各種会議体と連携し対応する。司法試験合格者数及び合格率の向上に関しては、教授会の下、更なる教育改善と学生指導の強化を行う。

〔根拠・参照資料〕

- 資料9-4-1 龍谷大学大学評価支援室「龍谷大学の自己点検・評価制度について＜実施要領＞—2013年度版—」2013年5月【巻末リストJ007】
- 資料9-4-2 龍谷大学法科大学院「2013年度 自己点検・評価結果（対象年度：2012年度）」2014年3月【巻末リストJ009】
- 資料9-4-3 龍谷大学法科大学院「2013年度 自己点検・評価 改善計画書」2013年12月【巻末リストJ010】
- 資料9-4-4 龍谷大学法科大学院「2013年度（対象年度：2012年度） 自己点検・評価 改善報告書」2013年3月【巻末リストJ011】
- 資料9-4-5 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果」2010年3月【巻末リストJ001】
- 資料9-4-6 龍谷大学法科大学院「2010(平成22)年度 龍谷大学法科大学院 一単位科目として開講されている法律基本科目の演習科目にかかる開講状況ならびに検討状況報告書」2010年10月【巻末リストJ012】
- 資料9-4-7 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果の付記事項に関する検証結果」2011年3月【巻末リストJ013】
- 資料9-4-8 龍谷大学法科大学院「2011(平成23)年度 龍谷大学法科大学院 一単位科目として開講されている法律基本科目の演習科目にかかる開講状況ならびに検討状況報告書」2011年10月【巻末リストJ014】
- 資料9-4-9 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果の付記事項に関する検証結果」2012年3月【巻末リストJ015】
- 資料9-4-10 龍谷大学法科大学院「2012(平成24)年度 龍谷大学法科大学院 一単位科目として開講されている法律基本科目の演習科目にかかる開講状況ならびに検討状況報告書」2012年10月【巻末リストJ016】
- 資料9-4-11 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果の付記事項に関する検証結果」2013年3月【巻末リストJ017】
- 資料9-4-12 大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月【巻末リストJ002】

9-5 自己点検・評価を自らの改善に結び付けるための特色ある取り組み（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

評価の視点9-3で既述したとおり、本法科大学院が実施した自己点検・評価については、大学評価委員会が第三者的立場から評価を行い、最終的に学長が議長を務める全学大学評

価会議で評価が決定される。この際、改善すべき点として明らかになった課題については、「改善勧告」、「努力課題」、「留意点」の提言を付して当該組織にフィードバックする。その内、「改善勧告」と「努力課題」となった課題については、何時までに、何を、どのように実施するかについて記述する「改善計画書」の提出が求められる。その後、改善を終えた際に、改善状況を示す具体的な根拠とともに、「改善報告書」を提出する制度となっている。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

上述のような仕組みを導入していることにより、点検・評価の結果を着実に改善に結びつけられるようになっており、このことは本法科大学院ならではの取り組みであるとともに、長所であると自負している。

〔将来への取り組み・まとめ〕

自己点検・評価のフィードバックに係る仕組みを維持するとともに、継続的な改善に向けて努力する。

10. 情報公開・説明責任

10-1 組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

情報公開・説明責任に関して「学教法施規」第172条の2は、大学が、教育研究活動等の状況についての情報を公表することを求めている（第1項）。また、公開に当たっては、「適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行う」ことを求めている。これを踏まえ、「法科院基準」は、「法科大学院の組織・運営と諸活動」に関する情報公開を求めており、その対象範囲については、以下の点に留意することを求めている。

① 設置者 / ② 教育上の基本組織、学生の学習環境に関するもの（施設及び設備環境並びに奨学金制度等） / ③ 教員組織、教員に関するもの（教員及び職員の体制並びに担当教員の教育研究業績等） / ④ 収容定員及び在籍者数 / ⑤ 入学者選抜に関するもの（入学者選抜の基準・方法、志願者数、志願倍率、受験者数、合格者数、入学者数、配点基準及び適性試験の平均点・最低点等） / ⑥ 標準修業年限 / ⑦ 教育課程並びに教育方法及び教育内容に関するもの（カリキュラム、シラバス、到達目標、進級・修了基準及び進級率等） / ⑧ 成績評価、進級及び課程の修了 / ⑨ 学費・奨学金等の学生支援制度

この点に関して本法科大学院では、「情報公開内規」（資料10-1-1）第4条に基づき、組織・運営と諸活動の状況に関する各種の情報を刊行物又はwebサイトで公開している（表37）。

なお、webによる公開に当たっては、各種公開情報へのリンクを集約したページを開設することによって一元化を図っており、サイト来訪者の便宜に配慮している（資料10-1-2）。

表 37 組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開の状況一覧（総括表）

区 分	名 称	刊行物	Web	備考
設置者	学校法人及び学校の基本情報	—	○	
教育上の基本組織及び学生の学習環境	教育研究組織図	—	○	
	施設・設備及び学費・奨学金	パンフレット	○	
教員組織、教員	教員紹介	パンフレット	○	
	事務組織図及び研究者データベース	—	○	
収容定員及び在籍者数	収容定員及び在籍者数	—	○	
入学者選抜	基準、方法及び配点基準	入試要項	○	
	志願者数、志願倍率、受験者数、合格者数、入学者数及び配点基準	—	○	
	適正試験の最低点及び平均点	—	○	注1
標準修業年限	標準修業年限	パンフレット	○	
教育課程及び教育方法、教育内容	カリキュラム、シラバス、到達目標、進級・修了基準及び進級率	—	○	注2
	成績評価、進級及び課程の修了	—	○	
学費及び奨学金制度	学費及び奨学金制度	パンフレット	○	

注1）2014年度入試から公表。

注2）「履修要項」をweb上に公表することによって対応。

出典）資料10-1-3及び資料10-1-4。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開については、「法科院基準」が留意を求めるすべての情報を、webサイト若しくは刊行物又はその両方を用いて公開している。したがって、「学教法施規」第172条の2及び「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料10-1-1 「龍谷大学法科大学院 情報の公開等に関する内規」2012年10月3日制定【巻末リスト A029】
資料10-1-2 龍谷大学法科大学院 web ページ「情報公表」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/publish.html>最終アクセス：
2014/02/22 【巻末リスト M008】
資料10-1-3 龍谷大学法科大学院「組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開の状況一覧」2014年2月
14日現在【巻末リスト K001】
資料10-1-4 龍谷大学法科大学院 web ページ「入学試験結果 2014 年度」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/result/2014.html>最終アクセス：
2014/02/22 【巻末リスト M014】

10-2 学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備（レベル I O）

〔現状の説明〕

情報公開・説明責任に関し、「法科院基準」は、学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制の整備を求めている。また、これに関連して「2009年度認証評価」は、「現在検討段階にある情報公開規程について、今日の状況に沿った情報公開規程が着実に作成・公表されることを期待したい」（資料10-2-1 [p. 44]）との助言を行っている。

この点に関して本学では、2011年3月に全学規程である「学校法人龍谷大学情報公開規程」（資料10-2-2）及び「情報公開規程に関する細則」（資料10-2-3）を制定している。これらの規程整備を踏まえ、本法科大学院では、2012年10月に、「情報公開内規」（資料10-2-4）を制定した。これに合わせた組織体制の整備として、同内規第7条に基づく「情報公開委員会」を設置した。「情報公開委員会」の構成員は、法科大学院長並びに教務、研究、学生生活及び入試・広報の各主任並びに法科大学院教務課長である（同内規第7条）。2014年2月には同内規を改正し、キャリア主任を構成員に加えている（資料10-2-5）。

学内外からの要請による開示については、2013年度では2014年2月末までに2件の情報開示請求があり、そのいずれに対しても開示に応じた。内容については、2件ともが入試成績に係る開示請求であり、入試・広報委員会での審査を経て、教授会で開示を決定した（資料10-2-6）。

情報公開に当たって必要となる個人情報保護への配慮については、全学的な規程である「個人情報の保護に関する規程」（資料10-2-7）に基づき対応している。

なお、「2009年度認証評価」では、入試合格者に係る関係団体への個人情報の提供について、問題点の指摘を受けた。しかし、その後、改めて確認した結果、「入試要項」の記載が実際の取扱いと異なっており、問題はなかったことが判明した（資料10-2-8 [pp. 37-38]）。そのため、2014年度入試の「入試要項」については、実態に即した記載に改めるべきところ、編集時の手違いにより、2013年度と同一の記載となっている（資料10-2-9 [p. 6]）。この点に関しては、2014年度入試の合格者に対して正しい取扱いを文書で通知し、周知を図っている（資料10-2-10）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制の整備に係る点検・評価については以下のとおりである。

関連規程については、全学規程の制定を踏まえて独自の「情報公開内規」を制定している。また、組織体制についても「情報公開委員会」を設置している。したがって、「法科大学院基準」に照らして適切に対応している。

ただし、「2009年度認証評価」での指摘を契機に判明した「入試要項」の記載内容に係る問題点については、2014年度版でも実態と異なる記述となっている。しかし、この点については訂正文書の送付により、対応済みである。

なお、長所についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料10-2-1 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果」2010年3月【巻末リストJ001】
- 資料10-2-2 「学校法人龍谷大学情報公開規程」2011年3月28日制定【巻末リストA005】
- 資料10-2-3 「情報公開規程に関する細則」2011年3月28日制定【巻末リストA006】
- 資料10-2-4 「龍谷大学法科大学院 情報の公開等に関する内規」2012年10月3日制定【巻末リストA029】
- 資料10-2-5 「龍谷大学法科大学院 情報の公開等に関する内規の一部を改正する内規」2014年2月19日制定【巻末リストA030】
- 資料10-2-6 「2013年度第15回（193回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013年11月6日開催【巻末リストB009】
- 資料10-2-7 「個人情報の保護に関する規程」2002年10月10日制定【巻末リストA001】
- 資料10-2-8 大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月【巻末リストJ002】
- 資料10-2-9 龍谷大学入試部「龍谷大学法科大学院 2014年度入学試験要項」2013年6月【巻末リストE016】
- 資料10-2-10 「『入学試験要項』記載の個人情報の取り扱いについて」2014年2月20日付け文書【巻末リストE019】

10-3 情報公開の説明責任としての適切性（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

評価の視点10-2で既述した「情報公開内規」の第1条には、内規制定の目的の一つとして、社会に対する説明責任を適切に果たすことを掲げており、この目的にしたがい、各種情報の公開に取り組んでいる。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「現状の説明」で既述したとおり、適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

10-4 組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開の充実を図るための特色ある取り組み（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開の充実を図るための特色ある取り組みについては、2011年度からwebサイトをリニューアルし、受験生や在学生等に対する情報公開の充実を図った。リニューアルに際しては、修了生のコメントや図表及び画像等を積極的に用い、本法科大学院の特色や活動状況がよりわかりやすく伝わるよう、工夫を凝らした（資料10-4-1）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「現状の説明」で既述したとおり、適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料10-4-1 龍谷大学法科大学院 web サイト「龍谷大学法科大学院（トップページ）」
<http://www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/law_school/index.php>最終アクセス：
2014/02/22 【巻末リスト M003】

＜終章＞

今回の点検・評価を通じて、本法科大学院がおおむね基準をみたす体制を整備し、運営を行っていることが確認できた。

本法科大学院は、小規模であり、スタッフの数は限られているものの、教職員が力を合わせて充実した教育を行い、「市民のために働く法律家を養成する」という「理念等」の実現に尽力している。また、多くの学外の実務家からも献身的な協力が得られている。

「龍谷版到達目標」に基づく、バランスのとれた教育により、学生は法学の基礎力と応用力を着実に身に付けることができ、結果として司法試験にも十分に対応できる力を付けることが可能である。また、必修科目として開設されている「法務研修」により、すべての学生がエクスターンを経験し、理論と実務の架橋を図ることが可能である。さらに、特色のある多様な基礎・隣接科目及び展開・先端科目は、「市民のために働く法律家」としての素養を修得する上で重要な役割を果たしている。

もっとも、点検・評価によって、本法科大学院の教育の質を維持し、より向上させるために、修了生の進路の把握とその分析、就職支援の充実、論述指導ガイドラインの周知徹底及び法学部・法学研究科との連携強化など取り組むべき幾つかの課題があることも同時に明らかとなった。

今後も、「龍谷版到達目標」に基づく教育、「法務研修」の必修化及び多彩な選択科目などの特色を強みとして生かしつつ、上記の課題を解決することにより、在学中はもちろん、修了後の支援をも含めた総合的な教育を組織的・系統的に展開していく決意である。

これらの取り組みを通じ、司法試験の合格状況を改善させ、「理念等」の実現に向けた成果向上を図っていきたい。